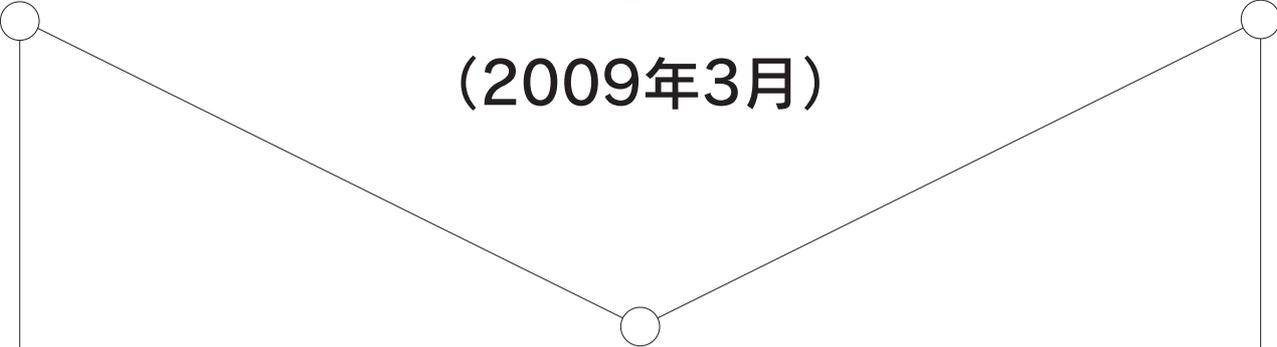


独立行政法人福祉医療機構  
「長寿・子育て・障害者基金」助成事業

# 刑余者の再犯防止等司法領域における 社会福祉士の活動の可能性についての 基礎研究事業報告書

(2009年3月)



社団法人 日本社会福祉士会  
リーガル・ソーシャルワーク研究委員会

## はじめに

新たな福祉人材確保指針（平成 19 年 8 月）や社会福祉士についての法改正（平成 19 年 12 月）における国会の附帯決議では、社会福祉士の職域が従来の福祉分野に留まらず、司法、労働、教育、保健医療等へより拡大すべきことが指摘されている。

特に司法との接点では、かつては福祉の一分野とされていた更生保護が、学校教育面でも実務面でも長い間等閑視されてきた反省も込めて、ソーシャルワーカーが担うべき重要な一分野であることが再認識されてきている。社会福祉士の養成課程では平成 21 年 4 月から「更生保護」が指定科目となり、実務面でも新設された民間活力を利用する P F I 刑務所では社会福祉士・精神保健福祉士が必置となっており、また既存の刑務所のうち特に医療機能を強化した刑務所にも既に社会福祉士・精神保健福祉士が配置されるようになってきている。

これらの動きは、社会福祉士が備えているソーシャルワークの機能が評価されたものとして本会ではこれを歓迎するとともに、社会福祉士による広義の更生保護分野での活動をより拡充するための基礎的研究に着手することとした。

幸いにも独立行政法人福祉医療機構の助成を受けられることになり、法務省（矯正局、保護局）及び厚生労働省（社会・援護局）にも、研究会にオブザーバーとしてご参加いただき、貴重なアドバイスをいただくとともに、刑務所、保護観察所等との連携にもご協力をいただくこととなった。

本書はこれら多くの方々のご助力、ご協力のお陰をもって、また本委員会の委員及び作業委員各位の努力によって、広義の更生保護分野における社会福祉士の活動の実状と課題、将来の可能性についての基礎的研究をまとめることができたものである。

加えて、平成 21 年度からは、全刑務所と一部の少年院に社会福祉士が配置されるほか、全都道府県に新設される刑務所出所者の自立を支援する「地域生活定着支援センター」に社会福祉士が配置され、また多くの更生保護施設にも社会福祉士が配置されることになっている。

今後はこの新たな進展をも踏まえ、本書で公にする研究成果を活用し、広義の更生保護分野で力を発揮できる社会福祉士を養成することに努め、またその人々を支援するシステムの構築に努める等、本会として広く社会に貢献することを期したい。

2009年3月

社団法人 日本社会福祉士会  
リーガル・ソーシャルワーク研究委員会  
委員長 金川 洋

# 目 次

## はじめに

### 第1章 総論

|             |    |
|-------------|----|
| 第1節 研究目的    | 1  |
| 第2節 研究方法    | 3  |
| 第3節 結論      | 4  |
| 1 研究結果      | 4  |
| 2 現状と課題のまとめ | 10 |

### 第2章 矯正施設(刑務所)に配置された社会福祉士の相談支援の現状と課題についての研究

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1節 研究目的                       | 15 |
| 第2節 研究方法                       | 16 |
| 1 ヒヤリング調査対象施設                  | 16 |
| 2 調査方法と調査対象者                   | 16 |
| 第3節 研究結果 社会福祉士の職務の実際           | 17 |
| 1 調査等を実施した刑務所の概要及び配置職種・人員・就労形態 | 17 |
| 2 社会福祉士等の職務内容                  | 21 |
| 3 支援開始に至る端緒と相談支援の実際            | 25 |
| 第4節 社会福祉士の配置の現状と課題             | 31 |
| 1 配置及び雇用の現状と課題                 | 31 |
| 2 人員配置と事務量の整合性                 | 32 |
| 3 社会福祉士配置の周知と職務過重              | 33 |
| 4 社会福祉士が行っている職務内容の実際と課題        | 34 |
| 5 支援・処遇と連携、カンファレンスの在り方         | 35 |
| 6 社会福祉士の資質向上の実際                | 38 |
| 7 社会福祉士の研修及び情報交換               | 40 |

### 第3章 更生保護(社会内処遇)における司法と福祉の連携についての研究

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 第1節 研究目的                   | 43  |
| 1 はじめに                     | 43  |
| 2 更生保護(社会内処遇)をめぐる最近の動き     | 43  |
| 3 更生保護のあらまし                | 43  |
| 第2節 研究方法                   | 46  |
| 1 更生保護施設におけるインタビュー調査       | 46  |
| 2 保護観察官、統括保護観察官に対するアンケート調査 | 46  |
| 3 更生保護と連携している福祉施設等への調査     | 46  |
| 第3節 研究結果                   | 47  |
| 1 更生保護施設におけるインタビュー調査       | 47  |
| 2 保護観察官、統括保護観察官に対するアンケート調査 | 64  |
| 3 更生保護と連携している福祉施設等への調査     | 75  |
| 第4節 現状と課題                  | 83  |
| 1 更生保護施設の現状と課題             | 83  |
| 2 保護観察官の処遇と福祉の関連性における現状と課題 | 99  |
| 3 福祉施設等の現状と課題              | 111 |
| 4 更生保護の分野で社会福祉士が果たす役割      | 113 |

## 第4章 少年院、児童自立支援施設及び自立援助ホーム等における司法と福祉の連携の可能性 についての研究

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 第1節 研究目的・方法                      | 125 |
| 第2節 少年院調査                        | 128 |
| 1 研究方法                           | 128 |
| 2 研究結果                           | 128 |
| 3 少年院調査から見えてくるもの                 | 132 |
| 第3節 児童自立支援施設調査                   | 134 |
| 1 研究方法                           | 134 |
| 2 研究結果                           | 134 |
| 3 児童自立支援施設調査から見えてくるもの            | 134 |
| 第4節 自立援助ホーム調査                    | 139 |
| 1 研究方法                           | 139 |
| 2 研究結果                           | 139 |
| 3 自立援助ホーム調査から見えてくるもの             | 142 |
| 第5節 地域での受け入れ支援システム               | 143 |
| 1 家庭復帰と地域での支援                    | 143 |
| 2 非行立ち直り支援事業「あすくる」               | 143 |
| 3 地域での受け入れ支援システム構築への課題           | 144 |
| 第6節 統括                           | 146 |
| 1 困難な問題を抱える子どもたち                 | 146 |
| 2 帰住先調整の問題                       | 147 |
| 3 非行臨床に関わる社会福祉士の活動可能性            | 148 |
| 4 非行予防における今日的課題—司法と福祉の連携に焦点を当てて— | 150 |

### 巻末資料

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 1 刑事施設調査作業部会 調査シート               |     |
| ・ 別紙1 社会福祉士等の配置刑務所               | 153 |
| ・ 別紙2 ヒヤリング調査実施刑務所及び意見交換会出席刑務所一覧 | 154 |
| ・ 社会福祉士等に対する聴取事項                 | 155 |
| ・ 分類職員に対する聴取事項（社会福祉士 配置庁）        | 157 |
| ・ 分類職員に対する聴取事項（社会福祉士 未配置庁）       | 159 |
| 2 更生保護調査作業部会 調査シート               |     |
| ・ 更生保護施設インタビューシート                | 160 |
| ・ 保護観察官アンケートシート                  | 163 |
| ・ 調査シート(更生保護と連携している福祉施設)         | 169 |
| 3 少年調査作業部会 調査シート                 |     |
| ・ 少年院インタビューシート                   | 170 |
| ・ 少年院アンケートシート                    | 172 |
| ・ 児童自立支援施設インタビューシート              | 181 |
| ・ 児童自立支援施設アンケートシート               | 183 |
| ・ 自立援助ホームインタビューシート               | 191 |
| ・ 自立援助ホームアンケートシート                | 193 |

# 第 1 章

## 総 論

## 第1節 研究目的

### 1 研究目的

障がいや疾病など特別なケアを要する人々をみると、そのすべてが福祉のネットワークでフォローされるわけではなく、犯罪や非行によって司法のネットワークに関わることによってはじめて福祉的なケアにつながるケースも少なくない。その一方で、これは我々福祉専門職として非常に残念なことであるが、彼等を福祉的なケアに繋げることができないまま、再犯・再非行という事態に及び、新たな被害者を生み出したり、彼等が健全な社会生活から一層遠ざかってしまうケースも後を絶たない。

受刑者の高齢化や触法障がい者といった、刑事司法関係者の中で専門的に研究されてきたテーマに対して、近年社会福祉の視点からのスポットライトが当たっている。我々社会福祉士をはじめとする多くの福祉専門職が営々として築き上げてきた福祉のネットワークであるが、実は脆弱な部分があることが判明した。これを謙虚に認め、そのうえできちんと手当てを行って、司法のネットワークに零れ落ちてしまった人を福祉のネットワークに今度こそ迎え入れるための態勢づくりこそが我々社会福祉士に対する社会的な要請であると考えている。

くしくも、新たな「社会福祉に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的指針」（平成19年厚生労働省告示第289号）では、社会福祉士の活動について、従来の活動分野のみに留まらず幅広い活動が期待され、その一つに司法との連携が挙げられている。

今般、日本社会福祉士会においては、成人矯正、少年保護、社会内処遇（更生保護）の3領域において活動している実務家及び研究者を募り、リーガル・ソーシャルワーク研究委員会を組織し、2008年4月から翌年3月までの1年間にわたり、質的研究を中心とする実施調査及び研究を行った。

2004年から刑事施設の一部に社会福祉士等が配置され、施設内処遇と福祉への橋渡しが試みられてきたが、今後は更に多くの刑事施設と少年院の一部への社会福祉士等の配置が予定されている。特に、社会内処遇を支える更生保護施設のうち57施設への社会福祉士等の配置、高齢や障がいといったハンディを抱えた者の再犯を防止し福祉との連携によって社会復帰をコーディネートする都道府県ごとの地域生活定着支援センター（厚生労働省管轄の新規事業）の創設とそこへの社会福祉士等の配置など、社会福祉士に対する刑事司法・司法福祉領域からの大きな期待が寄せられるようになっている。さらに、2009年度からは社会福祉士養成課程において「更生保護」が必修化され、社会福祉士に対する社会の期待は一層高まっている。

しかし、一般的な社会福祉士の刑事司法・司法福祉に対する経験・知識は残念ながら十分とは言えず、刑事司法機関や司法福祉分野で今後活動を展開するにせよ、高齢者・障がい者福祉等の分野で連携の実務に当たるにせよ、個人の経験と研鑽に委ねるには、期待される使命はあまりにも大きく重い。司法と福祉との連携に関しては、厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）「罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究」や、長崎県の社会福祉法人南高愛隣会による、まさにパイオニアともいえるべき優れた実

践が重ねられているが、今回我々が目指すところは、調査研究を通して、福祉専門職としての社会福祉士が目指すべき「司法と福祉を繋ぐ掛け橋としての社会福祉士の有るべき姿と課題」を提示することである。そして、一人ひとりの社会福祉士の活動と研鑽を支える組織としての社会福祉士会の在り方についても若干の提言をしたい。

## 2 司法と福祉の用語について

本研究では広義の司法領域における社会福祉士の活動内容について整理するため、更生保護領域の専門用語を使用することが多くなる。社会福祉士の多くが、更生保護領域に関する実務経験や知識がない状態であることから、更生保護領域の専門用語を使用するにあたり、補足説明をしている。また、同じ内容であっても、捉え方の違いがあることから、各部会の表記をそのまま掲載している。例えば、「障害」は、「障害」と「障がい」との両者が使用されている。

## 第2節 研究方法

福祉専門職としての社会福祉士が目指すべき「司法と福祉を繋ぐ掛け橋としての社会福祉士の有るべき姿と課題」を提示することを目的に、矯正施設に収容され釈放されるまでの過程及び釈放後の社会復帰までの一連の継続したプロセスの中で検討するため、各種実態調査を実施した。

今年度は、1. 矯正施設(刑務所)に配置された社会福祉士の相談支援業務の現状と課題を整理し、2. 更生保護(社会内処遇)における司法と福祉の連携について整理、また、3. 少年院、児童自立支援施設及び自立援助ホームにおける司法と福祉の連携について整理するため、それぞれのテーマに対して、刑事施設調査作業部会、更生保護調査作業部会、少年調査作業部会を設置し、研究を進めた。

### 1 刑事施設調査作業部会

刑事施設調査作業部会は、現に刑務所で執務しているソーシャルワーカーの生の声を聴き、それを今後に反映させることが第一であると考え、社会福祉士又は精神保健福祉士が配置されている刑務所を訪問し、ヒヤリング調査を実施することとした。あわせて、そうした面接調査の結果から課題や問題点を焦点化した後に、すでに調査を実施した刑務所及び未調査の刑務所に配置されている社会福祉士を招いて、東京で意見交換会を開催することによって問題点を集約することとした。

### 2 更生保護調査作業部会

障がいや疾病など特別なケアを要する人々をみると、そのすべてが福祉のネットワークでフォローされているわけではなく、犯罪や非行によって、司法のネットワークで初めて福祉的なケアにつながるケースも少なくない。更生保護調査作業部会は、更生保護(社会内処遇)における、特に福祉的なケアを必要とする人を支えていくための司法と福祉の連携について、更生保護施設におけるインタビュー調査、保護観察官や統括保護観察官に対するアンケート調査、更生保護と連携している福祉施設等への調査を行うことにより、更生保護分野で社会福祉士が果たす役割を整理することとした。

### 3 少年調査作業部会

少年調査作業部会では、少年院等に入所している非行歴のある子どもの更生及び社会復帰に関する相談援助業務における社会福祉士の活動の可能性を検討するため、少年院、児童自立支援施設、自立援助ホームへのインタビュー及びアンケート調査を実施した。また、非行からの立ち直り支援活動を行っている滋賀県子ども青少年局所管の「あすくる」への訪問調査、さらに、少年院、児童自立支援施設及び自立援助ホームの職員を招聘し、「社会復帰をめざす施設内外の指導と支援」について意見交換会を開催することによって課題を整理することとした。

## 第3節 結論

福祉専門職としての社会福祉士が目指すべき「司法と福祉を繋ぐ掛け橋としての社会福祉士の有るべき姿と課題」を提示することを目的に、矯正施設に収容され釈放されるまでの過程及び釈放後の社会復帰までの一連の継続したプロセスの中で検討するため、各種実態調査を実施した。

### 1 研究結果

#### (1) 刑事施設調査作業部会

ここでは、ヒヤリング調査結果及び意見交換会の協議結果をもとに、矯正施設に勤務する社会福祉士の今後の在り方、活動の可能性について、刑事施設に勤務する社会福祉士からの提案、要望を中心として整理を試みた。

##### ① 雇用及び配置に関する現状と考察

- ・ 今回のヒヤリング調査等の結果では、社会福祉士の週当たりの勤務回数は、1～5日と区々であり、また、勤務時間も1日当たり5～6時間から8時間の施設もあるなど、施設間のばらつきが見られた。
- ・ 社会福祉士からは、早急にすべての刑務所に社会福祉士又は精神保健福祉士を配置してほしいとの要望があった。また、現状では福祉専門職は施設に1～2名の配置であり、大規模刑務所においても最大2名の配置にとどまっている。大規模施設に勤務する社会福祉士からは、将来的には、刑務所の規模や収容定員に応じた配置をしてもよいのではないかとの意見があった。
- ・ さらに、将来的には常勤雇用への転換が望ましいとする要望や年間就労時間の増加を希望する意見があった。差し当たっては、少なくとも月曜日から金曜日まで通常の勤務時間帯には終日社会福祉士が配置され、常に刑務所側からの指示等に対応できるような勤務形態が望ましいとの意見があった。

##### ② 社会福祉士の職務内容の現状と考察

- ・ 刑務所側（施設管理者側）からは、社会福祉士が行っている職務に対して、十分に期待に応じてくれていると高い評価があった。具体的には、社会福祉士が受刑者に対して行う専門的な面接技法の効果や結果として、社会福祉機関の刑務所に対する対応が良くなったことを挙げたものが多かった。一方、社会福祉士自身も、日常の業務が充実しているとの声が多かった。
- ・ 社会福祉士の職務内容については、刑務所側（施設管理者側）でもその認識にばらつきがみられた。PFI手法による刑務所と他の刑務所とでは、そもそも業務の契約が異なっているが、PFI手法による刑務所には、多数の援助専門職が配置されると同時に、他の刑務所の社会福祉士に比べるといわゆる職務領域も広く、業務量も多くなっていた。
- ・ 社会福祉士からは、今後の課題として社会福祉士の持つ専門性を活かされるように

更に職務内容の在り方について検討、配慮してほしいとの要望があった。前記のように、社会福祉士の専門職としての職務内容について刑務所間での共通認識が十分になされているとはいいがたいものの、社会福祉士を配置することができる日数が増加すれば、社会福祉士が関わることでできる業務も更に広がるものと考えられる。

### ③ 支援事例の把握と支援の開始段階における職務の現状と課題

- ・ 刑務所（施設管理者）においては、適正に支援事例の選択がなされており、事務量にも配慮しつつ適切に社会福祉士に対する業務の指示がなされていた。具体的には、ほとんどの庁において事例を特定して調査し、支援するよう職務命令が発出され、これをきっかけとして社会福祉士が支援に着手するシステムになっていた。
- ・ これに対して、社会福祉士からは、「支援事例の選択段階から社会福祉士が関与できるようにしてほしい。また、入所の初期段階から継続的な支援ができる執務態勢が望ましい」との意見が多く寄せられた。
- ・ 刑務所側（施設管理者側）は、社会福祉士の人員配置が限られている現状から社会福祉士の職務が過重にならないように職務への関与の程度を調節したり、依頼ケースを絞り込むなどの配慮をしているようである。上記のような社会福祉士のニーズは、勤務日数が限られている現状ではなかなか実現が困難であると考えられる。

### ④ 職員間の連携及びカンファレンスの在り方についての現状と課題

- ・ 刑務所側（施設管理者側）からは、分類審議室をはじめとして、受刑者の処遇に関して緊密な打合せ、連携が図られているとの報告が多くあった。ただし、社会福祉士は勤務日数及び勤務形態の関係もあってこれらの打合せに参加することは難しく、現実にはPFI手法の刑務所を除いて、ほとんどカンファレンスには参加していないという状況であった。
- ・ 社会福祉士からも、分類審議室内及び他の部署（教育・医療）との連携を更に緊密にし、定期的、継続的にカンファレンスを実施することが望ましいという意見が多く寄せられた。同時に、大多数の社会福祉士からは、こうしたカンファレンスに社会福祉士が参加できるようになることを強く希望しているとの意見が寄せられた。

### ⑤ 社会福祉士の研修及び情報交換の在り方についての現状と考察

- ・ 社会福祉士は、採用時に刑務所に対する事前知識を有していない者が圧倒的に多かった。そのため、刑事施設の業務、実情、服務などに関する研修の必要性の訴えが多かった。現行でもそれぞれの刑務所において初期研修が実施されているが、その中身や研修期間は区々であり、できれば統一のある研修の実施を望む声が多かった。
- ・ 社会福祉士からは、他庁に勤務する社会福祉士との情報交換の機会がなく、自身の職務内容が全国的な水準を満たしているのか不明であり、他庁の社会福祉士と情報を共有したいとの強いニーズがあることが認められた。情報交換の必要性については理解できるものの、刑務所における業務の性質上、個人情報保護の観点から、受刑者に関する情報の取扱いについては、厳密で慎重であることを十分に理解しておく必要があるだろう。

## (2) 更生保護調査作業部会

更生保護（社会内処遇）における、特に福祉的なケアを必要とする人を支えていくための司法と福祉の連携について、更生保護施設におけるインタビュー調査、保護観察官、統括保護観察官に対するアンケート調査、更生保護と連携している福祉施設等への調査に基づき、更生保護分野で社会福祉士が果たす役割について、以下の整理をした。

### ① 更生保護分野に関わる前に社会福祉士が認識しておくべきこと

福祉のネットワークから零れ落ちた人々が矯正施設や各種少年保護機関、更生保護といった司法のネットワークで処遇されている現状を認識しておく必要がある。そして、福祉を担う者としては、等しく矯正や少年保護、更生保護について学ぶことで、福祉のネットワークを広く強靱なものとし、司法のネットワークに零れ落ちてきた人を今一度福祉のネットワークに押し上げ、確実にフォローする力を蓄えることが必要である。

社会福祉士が、更生保護について学ぶ上で、以下の福祉分野との相違については留意する必要がある。

- ・ 裁判所の決定や判決の確定、あるいは少年院や刑務所からの仮釈放の要件として関係がスタートすること（更生緊急保護に関しては本人の申し出による）。
- ・ 保護観察所が関わることのできる期間が厳密に決まっていること。
- ・ 遵守事項に違反した場合は不良措置（矯正施設への収容を求める措置）がなされること。
- ・ 保護観察は社会内処遇と呼ばれており、これは単に施設内処遇の対義語ではなく、地域社会を処遇のフィールドとして、更生保護専門職である保護観察官や更生保護施設職員、そして保護司や更生保護女性会員、BBS 会員、協力雇用主といった更生保護ボランティアが共に手を携えて、対象となる人々の更生を支援することが特徴であり、様々な社会資源と有機的に連携しつつ処遇を展開していくこと。

### ② 福祉の分野で更生保護関係者と連携を行う時の留意点

更生保護官署で働くプロパーの保護観察官の大部分にとって、福祉制度の実際の運用を体系的に学ぶ機会は決して多くない。連携を行う際には、保護観察官が福祉制度に精通していると思いつくのではなく、福祉制度の運用について丁寧に説明し理解を求める必要がある。

### ③ 更生保護の分野で働く社会福祉士は何ができるのか

更生保護施設でのインタビュー調査及び保護観察官へのアンケート調査の結果判明したのは、福祉制度の手続きの煩雑さを乗り越えるための支援や、地域社会に点在している社会資源を的確に把握し、ニーズに応じて効果的なネットワークを築き上げるための手立てこそが希求されているということであった。

そうした意味において、まず、社会福祉士に求められているのは、福祉専門職以外には分かりづらい、福祉の諸制度や社会資源について、わかりやすい方法で提示し、その活用方法について具体的に助言を行うことであろう。

また、社会福祉士の専門性の1つであるコミュニティワークに対するスキルも、社会内

処遇を担う更生保護制度にとって非常に有効なものである。個別処遇における多機関連携も、コミュニティワークの視点を持って関わればさらに地域社会を耕すような動きが展開できる。保護観察所における処遇部門だけに限らず、例えば企画調整課で担当している「社会を明るくする運動」のような犯罪予防活動に関しても、啓発に留まらない地域づくりの活動を展開できるという点で、社会福祉士のスキルが生かされるものと思われる。

社会資源に関する情報提供だけではなく、社会福祉士がその専門性を生かした知見を加えることにより、様々な生活上の困難を抱えたケースの処遇が円滑に進むことが期待できる。

更生保護施設は、自立困難な高齢者や障がい者をどのように地域生活に繋いでいくかという課題を抱えている。更生保護施設が障がい者や高齢者の受入れを困難視するのは、更生保護施設内での生活を支えることの難しさもさることながら、地域生活への移行の難しさによるところが大きい。居宅であれ病院や福祉施設への入所であれ、地域での生活にスムーズに移行できるのであれば、中間施設として更生保護施設が機能する余地はあるだろう。そして、地域生活への移行に関しては、やはり福祉の専門家である社会福祉士の力量に拠るところが大きい。

#### ④ 更生保護以外の現場で働く社会福祉士は何ができるのか

今回の調査では、保護観察官や更生保護施設職員の努力と、関係機関の協力により、効果的な多機関連携が展開されている事例が報告された反面、例えば医療扶助の受給や障害者手帳の交付を巡って、福祉との折衝が難航した事例も多く報告された。更生保護制度自体が福祉の現場で働く人々には知られておらず、保護観察官や更生保護施設職員もまた福祉制度のことを十分に理解していないという事情がその背景にあるものと思われる。

非行少年や犯罪者の処遇の実際があまり知られていないがゆえに、「非行少年・犯罪者」を目の前にして戸惑いを覚える福祉関係者も少なくないだろう。また、彼ら自身、自らのニーズを十分自覚していなかったり、主訴をきちんと伝えることができず、福祉の窓口で揉めることが多いのもまた現実である。

しかし、行政の窓口や病院の相談室、福祉施設の窓口で彼らに対応する社会福祉士が、「非行・犯罪」という事実だけに目を奪われるのではなく、彼らが抱えている生きにくさ(障がい、疾病、家族関係の破綻など)に注意を払い、そのなかでなお残された立ち直りの要素(更生意欲、支援を求める力、保護観察官や保護司による援助態勢など)に目を向け、保護観察官や更生保護施設職員と協力して彼らと関わろうとするかどうかで、彼らのその後の人生は大きく違ってくるのは間違いない。

更生保護の中心である保護観察は社会内処遇と呼ばれており、対象者と呼ばれる人々の生活の基盤を地域社会に求め、保護観察官をはじめとする専門家の援助と、保護司をはじめとするボランティアによる支援、そして地域住民の理解という3つの力をもって、彼らの立ち直りと社会の安全を実現していこうとするものである。社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)という言葉が生まれるずっと以前から、更生保護は犯罪や非行を行った人々を地域社会に受け入れる役割を担ってきたのである。保護観察官が、処遇の過程において家族調整や関係機関との連携に努め、対象者の「居場所」づくりに奔走するのも、「社会を明るくする運動」等の犯罪予防活動を保護司とともに展開するのもそうした所以であ

る。そこには、対象者1人1人を地域の中で支えていくという、「生活者」としての視点が不可欠である。真の更生は、専門家に囲い込まれた狭い施設ではなく、多くの市民によって支えられた社会のなかでこそ実現するのである。

非行・犯罪歴や障がいといった何らかのハンディを抱えた人へのケアが迅速になされるかどうかは、制度やハード（施設）がいかに整備されているかという条件だけではなく、支援に関わるスタッフの意識や、地域住民の連帯によるところが実に大きい。更生保護の一連の改革は、強くしなやかな保護観察処遇を目指している。犯罪や非行をした人を受け止め、地域社会に再び戻していくためのしなやかで回復力に富むネットワークを作っていくことが必要である。

#### ⑤ 更生保護の分野で社会福祉士会は組織として何ができるのか

③及び④において、更生保護に関連して今後期待される社会福祉士の役割について述べた。ここでは、組織としての社会福祉士会の役割について提案したい。

社会福祉士会の会員の多くが、更生保護に関する実務経験や知識がない状態である。一方で、司法と福祉の連携が叫ばれるようになり、福祉の現場に身を置く援助専門職が更生保護について学ぼうという機運が高まっている。組織としての社会福祉士会は、社会福祉士の資格を新カリキュラム以前に取得している会員に対し、更生保護制度の概要やよりよい連携の在り方を学ぶ機会を積極的に提供することが求められている。

さらに、更生保護施設（更生保護法人）への社会福祉士の配置や、ケアの必要な高齢者や障がい者の円滑な社会復帰を図るためのコーディネート機関である地域生活定着支援センターの都道府県ごとの設置が現在検討されている。実現すれば、更生保護又はその関連の分野に一举に多くの社会福祉士を招くことになり、彼らに対する、一般の社会福祉士よりも犯罪者や非行少年について、より専門的な研修を企画することも検討していくべきである。

また、更生保護を始めとする司法福祉分野で働く社会福祉士は多くはない。保護観察官等更生保護官署職員の場合は、職場内でのスーパービジョンや法務総合研究所での研修に参加する機会があり、更生保護施設職員にも全国あるいはブロック単位の研修が用意されている。しかしながら、このように更生保護分野で働く社会福祉士をフォローしながら、支援の技量を高めていくような機会を確保できるよう、日本社会福祉士会及び都道府県社会福祉士会は配慮していくことが必要であろう。日本社会福祉士会に関しては、平成20年度に発足したリーガル・ソーシャルワーク研究委員会がその牽引役となるであろうし、都道府県社会福祉士会においては、司法福祉関連の研究会（委員会）の発足が待たれるものである。

研修会で、あるいは実務を通して更生保護制度に関する理解を深めた社会福祉士が、その体験をそれぞれの職場に持ち帰り、職場全体としての理解の増進とスキルの向上に資することができるよう、組織としての社会福祉士会は力を尽くしていくことが期待されている。

### (3) 少年調査作業部会

少年院、児童自立支援施設及び自立援助ホーム等に入所している非行のある子どもの更

生及び社会復帰に関する相談援助業務における社会福祉士の活動可能性を検討した「少年非行領域における相談支援に関する調査研究」の調査結果の概要を述べる。

#### ① 困難な問題を抱える子どもたち

各施設調査から共通して浮かび上がった問題は、施設職員の認識として、発達上の問題や知的障がいをもっているケースへの対応について苦慮している事例が多くなっているということ、また、保護者等からの虐待を受けており、安定的な養育環境を持たないケースも少なくないということであった。虐待については、女子を主な調査対象としたこともあり、施設職員のインタビューからは性虐待の問題が回答されることが多かった。そういった子どもの処遇の難しさは、各施設のインタビュー調査において、情緒不安定で衝動統制が困難な子ども、施設職員の関心を独占しようとし欲求がかなわないと途端に職員に否定的な態度をとる子ども、満たされていないという茫漠とした不全感や強い不遇感を抱えた子ども、自己中心的で幼児的な万能感のある子ども、自己イメージが低く、自らを汚く価値がないと捉えている子ども等、様々に形容されているが、そういった子どもの処遇の難しさは発達上の問題と虐待的な養育環境の累積がもたらす帰結と解釈できる面がある。施設に収容あるいは入所している子どもが皆、発達障がいや被虐待経験を有するというわけではないが、とりわけ、本調査においては、施設の中に一定数いると思われる発達上の問題や被虐待経験をもつ子どもをどう見立てて処遇していくかについて、施設職員が大変苦しんでいることが浮き彫りになった。

#### ② 帰住先調整の問題

本調査では、各施設とも子どもの帰住先調整の問題に直面していることが明らかとなった。まず、帰住先調整の難しさの背景には、虐待、引き取り拒否、保護者固有の問題(精神疾患、発達障がい等)等、保護者に関わる問題がある。これらに加えて、発達上の問題や知的障がいを子どもが有していたり、非行事案が性非行や放火となると帰住先を確保することがより困難となる。

次に、施設内処遇と社会内処遇を繋ぐ連携の在り方についても、検討を要する点のあることが浮かび上がった。

さらに、施設と居住地が遠隔である場合の帰住先調整の難しさがあげられる。子どもの居住地が施設から遠方になるほど、帰住先の調整は難航しているが、これは、帰住先調整が、もっぱら施設や職員固有の地域的人脈に依拠しているためといえる。

#### ③ 非行臨床に関わる社会福祉士の活動可能性

##### (ア) 帰住先調整における連絡調整活動

帰住先調整を主軸とする連絡調整活動は、社会福祉士が培ってきた専門性を最も反映させることができる活動領域である。本調査により各施設に共通することは、帰住先調整が難航する事例の場合に、施設と社会資源をつなげるキーパーソンが不在になりがちであり、施設職員の努力に大きく依拠していたことであった。各施設職員の自助努力に依拠した社会資源の見出し方には、当然ながら限界もあり、そこに連絡調整業務を専門とする社会福祉士が参加することは、一定の意義を有すると思われる。

### (イ) 子ども、保護者及び施設職員に対する相談援助活動

相談援助活動については、子どもだけにとどまらず保護者や施設職員への支援も含まれる。児童自立支援施設からは、子どもに対する SST といった認知行動療法的な教育技法へのニーズがあった。SST は、様々な領域で、臨床心理士のみならず学校の教師も実践しており、必ずしも社会福祉士による専門的支援技法ではないが、社会福祉士の専門性を生かした教育的支援は、施設内における参与可能性を示すものである。また、施設内処遇と社会内処遇の横断的かつ継続的支援者としての社会福祉士の活動可能性は検討してしるべきであろう。施設の中では、職員による配慮に満ちた応答的なコミュニケーションを子どもに送ることができるが、施設を出た後に帰住先調整困難な子どもの抱える孤独は想像を超えるものがある。非行臨床に関わる社会福祉士の相談援助活動は、横断的かつ継続的であることが望ましい。

その他に、保護者への相談援助活動も社会福祉士による活動可能性の一つに挙げられる。保護者は離婚や病気、経済的困窮等の問題を抱えている場合、その生活状況は流動的であることが多く、福祉的ニーズの対象者としての側面を多分に有している。施設とは別の視点から、保護者への柔軟な相談援助活動ができる担い手としても、社会福祉士の活動の可能性を見出すことができよう。さらに、本調査においては施設側から職員に対する福祉制度の情報のニーズがあった。社会福祉士が施設職員に対し、福祉制度についての講師役を務めることもその活動可能性の一つである。

### (ウ) アセスメント活動

社会福祉士の専門性を生かしたマクロな生態学的視座に基づくアセスメント活動は、活動可能性としてあげられる。対象となる子どもの社会資源をシステムティックに調査・分析することで、処遇上の有益な情報を入手し、施設職員にその情報をフィードバックすることで処遇に役立てることが期待できよう。

## 2 現状と課題のまとめ

### ① 社会福祉士がまず認識しておくべきこと

刑事司法や司法福祉に関する知識やスキルは、矯正や少年保護、更生保護といった専門的分野で活動することを目指す者だけに求められるものではない。福祉のネットワークから零れ落ちた人々が矯正施設や各種少年保護機関、更生保護といった司法のネットワークで処遇されている現状を認識しておく必要がある。そして、福祉を担う者としては、等しく矯正や少年保護、更生保護について学ぶことで、福祉のネットワークを広く強靱なものとし、司法のネットワークに零れ落ちてきた人を今一度福祉のネットワークに押し上げ、確実にフォローする力を蓄えることが必要である。

さらには、すでに資格を有している社会福祉士においては、今後ますます刑事司法機関・司法福祉領域との連携の機会が増えることを念頭におき、刑事司法・司法福祉全般について関心を払い、今般必修化された更生保護制度のみならず、矯正や少年保護の動向にも目を向ける必要がある。刑事司法機関・司法福祉分野におけるソーシャルワークは、裁判所の決定や裁判の確定、少年院や刑務所への収容（矯正処遇の場合）、あるいは少年院や刑務

所からの仮釈放等（保護観察の場合）を契機として援助関係がスタートするという点（更生緊急保護に関しては本人の申し出による）、少年院への収容期間や刑期、保護観察期間など関与できる期間が厳密に決まっている点、保護観察中の遵守事項に違反した場合は不良措置（矯正施設への収容を求める措置）がなされる点などが、一般的な福祉の分野との大きな相違であることに留意する必要がある。特に、矯正施設入所者に関しては、規律ある生活を維持し改善更生を達成するために様々な規則・制限があることに留意すべきである。

## ② 刑事司法機関・司法福祉関係者と連携を行う時の留意点

刑務所、少年保護機関、更生保護官署や更生保護施設で働く職員の大部分にとって、障がい者や高齢者等福祉制度の実際の運用を体系的に学ぶ機会は決して多くない。多くの職員が実際のケースを担当するなかで、手探りで学んでいるといっても過言ではない。加えて、国家公務員の場合は数年おきの転勤を命じられる者が多く、転勤のたびごとにネットワークを築く必要がある。

よって、連携を行う際には、刑事司法機関・司法福祉関係者が障がい者や高齢者分野の専門的な福祉制度に精通していると思込むのではなく、自らが担当している分野の福祉制度の運用についていねいに説明し理解を求める必要がある。専門用語の使い方については特に留意が必要である。また、保安の維持のため厳正な指揮命令系統が確立されている刑事施設等、一般的な福祉の現場と異なる雰囲気を持つ刑事司法機関と関わる時には、戸惑う場面も多いと思われるが、これを尊重し、互いに学びあい、相互補完的な関わりが実現できるよう関係づくりに配慮する必要がある。

## ③ 犯罪を犯したり非行のある人と関わる時の留意点

犯罪歴・非行歴に目を奪われるのではなく、その人の生活のしづらさに注目することが必要である。特に、高齢・障がいといったハンディを抱えた犯罪者・非行少年の多くは、生活障がいともいえるべき生活のしづらさを抱えている。対人関係のスキルが未熟な人も少なくなく、例えば窓口で適切な対応ができないこともある。犯罪名や非行名に対して先入観を持って対応したり、不用意に恐れを表明するのではなく、他のケースに対するのと同様、誠意を持って懇切に対応することが必要なのは言うまでもない。

また、「出所したばかりで生活に困っています」という人が目の前に現れても、その人の法的な立場は様々であることを理解すべきである。刑務所の場合は、仮釈放なのか、あるいは満期釈放なのかでこれも立場は大きく異なる。前者の場合は保護観察を受ける義務があり、保護観察所に無断で居所を定めたり所在をくらませることは不良措置に繋がる重大なペナルティの対象である。満期釈放者の場合は、刑の執行を終えているので、住居その他に制限はない（職種によっては、受刑後一定期間、就くことができないとされているものはある）。また、執行猶予判決を受けて釈放された者、起訴猶予となった者など、同じ「出所者」でもその背景は様々である。また、本人の供述だけでは事実が判然としないことも多い。疾病や障がいについての正確な情報にも乏しい。

更生保護施設入所者の場合は、福祉への相談に当たっては更生保護施設職員が同道するよう配慮している施設が多く、いわゆる居宅生活の者についても、保護司や保護観察官が福祉との連携について配慮していることが多い。しかしながら、更生保護施設職員や保護

観察官による同道や連絡がないまま、いきなり本人が窓口に来た場合は、主訴と同時に、その背景を丁寧に聞く必要がある。明らかに保護観察期間中と思われるケースについては、本人の同意を得て、本人の居住地を管轄する保護観察所に連絡し、連携の端緒を掴むことが重要である。しかし、更生保護施設職員や保護観察官の同道がなければ、相談を受理しないという誤った運用をしないよう配慮することは言うまでもない。

#### ④ 矯正施設入所中のケースの地域生活への移行を支援する際の留意点

障がいや高齢といったハンディを抱えて矯正施設に入所している者については、入所中から、例えば療育手帳の取得など、出所後福祉の制度が活用できるような様々な支援が行われることが望ましいが、今回の現実には困難を生じているケースも少なからず報告された。矯正施設入所者の社会復帰の準備として、本人の帰住予定地（将来生活したいと希望する場所）を管轄する保護観察所が「生活環境の調整」を行っている。また、現在各都道府県に設置が進められている「地域生活定着支援センター」においては、障がい・高齢といったハンディを抱える受刑者等が再犯することなく社会復帰できるよう、入所中から福祉の諸制度を活用し、関係機関をコーディネートすることが期待されている。今後、例えば、出所後福祉諸制度を活用するための手続の相談を、地域生活定着支援センター職員あるいは保護観察所、矯正施設から受けた時には、個人情報の取扱いについて十分な配慮をしながら、協力・連携を行うことに配慮すべきである。

#### ⑤ 刑事司法機関で働く社会福祉士が目指すもの

矯正や更生保護の各分野で働く社会福祉士は、各種国家公務員試験に合格し採用された者で独自に資格を取得している者、専門的な資格と一定期間の実務経験を要件とする選考採用を経て採用された者、更生保護施設の補導員等、その職責や身分は様々である。しかし、社会福祉士としての専門性を生かして、これまで福祉と繋がってこなかった人々を福祉につなげることにより、再犯・再非行を防ぎ、円滑な地域生活への移行を支援することが重要である。

しかしながら、矯正・更生保護官署においては、社会福祉士の配置が進められてから日が浅いこともあって人数も限られており、組織のなかで司法と福祉の連携の要として十分機能するにはまだまだ課題が残っている。社会福祉士が福祉専門職であることは理解されていても、具体的にどういった支援ができるのか、イメージされにくいことがその原因の1つであろう。実際にケース処遇で連携したり、専門性に基づいた情報提供を地道に重ねていくことで、組織の中で理解と信頼を得ていくことが必須である。一般に、刑事司法機関には、司法福祉の一翼を担いながらも、障がい者や高齢者福祉に関する具体的な情報がなかなか届きにくい。法令や通達は入手できても、例えば具体的な運用の事例や、手続を円滑に進めるための工夫など、福祉専門職としての実務経験に基づく的確な助言こそ、刑事司法機関が必要としているものである。また、多くの社会福祉士が、これまでの実務や職能団体での活動のなかで、地域におけるネットワークを培っている。的確な社会資源を提示し、そこにつながるまでのパイプ役としても強く期待されている。

さらに、ケースワークから一步進んで、犯罪を犯したり非行のある少年を包摂するしなやかな地域社会づくりのコミュニティワークにも、社会福祉士のスキルが生かされるもの

と思われる。非行・犯罪歴や障がいといった何らかのハンディを抱えた人へのケアが迅速になされるかどうかは、制度やハード（施設）がいかにか整備されているかという条件だけではなく、支援に関わるスタッフの意識や、地域住民の連帯によるところが実に大きい。社会福祉士の専門性の1つであるコミュニティワークに対するスキルは、犯罪や非行をした人を受け止め、地域社会に再び戻していくためのしなやかで回復力に富むネットワークを作っていく上で有効であると思われる。

#### ⑥ 刑事司法・司法福祉の分野で我々社会福祉士会は組織として何ができるのか

ここでは、組織としての社会福祉士会の役割について我々のなすべき課題について言及したい。社会福祉士会の会員の多くが、刑事司法・司法福祉に関する実務経験や知識に乏しい状態にある。司法と福祉の連携が時代の要請となっている今、新カリキュラム以前に社会福祉士資格を取得している会員に対し、刑事司法・司法福祉の概要や、よりよい連携の在り方を学ぶ機会を積極的に提供することが必要である。

さらに、更生保護施設（更生保護法人）への社会福祉士の配置や、ケアの必要な高齢者や障がい者の犯罪者や非行少年の円滑な社会復帰を図るためのコーディネート機関である地域生活定着支援センターの都道府県ごとの設置が、現在検討されている。刑事施設や少年院への社会福祉士の配置も今後一層拡大される方向である。刑事司法・司法福祉分野に一举に多くの社会福祉士を招くことになり、職域が大きく拡大することになる。

しかしながら、そこに送り出す人材が、有資格者であっても実務経験が乏しくコーディネート能力に劣るなどの問題を抱えていた場合、受入機関での業務は停滞し、ひいては社会福祉士全般に対する信頼性を大きく損なう事態になりかねない。

よって、我々社会福祉士会は、より有為で力のある人材を送り出すことができるよう、刑事司法・司法福祉分野からの求人照会等を受けた時には、十分留意し、より適性ある有資格者が手を挙げることができるよう、広報等に協力することが必要である。

刑事司法・司法福祉分野で働く社会福祉士は決して多くはない。保護観察官等更生保護官署職員の場合は、職場内でのスーパービジョンや法務総合研究所での研修に参加する機会があり、更生保護施設職員にも全国あるいはブロック単位の研修が用意されている。刑務官試験・法務教官試験を経て採用された刑事施設・少年院の正規職員の場合も、矯正研修所（支所）単位での研修が実施されている。しかしながら、刑事施設で働く非常勤の社会福祉士に対する統一的な研修は現時点では行われておらず、刑事政策や矯正・更生保護に関する基本的な知識を系統立てて身につける機会が必要である。非常勤職員とはいえ刑事施設に勤務する以上、被収容者の処遇及び最低限の保安に関する知識も必修だろう。

今後増加するであろう刑事司法機関・司法福祉分野で働く社会福祉士をフォローしながら、支援の技量を高めていくような機会を確保できるよう、日本社会福祉士会及び都道府県社会福祉士会は配慮していくことが必要である。日本社会福祉士会に関しては平成20年度に発足したリーガル・ソーシャルワーク研究委員会がその牽引役となるであろうし、都道府県社会福祉士会においては、司法福祉関連の研究会（委員会）の発足を期待したい。

研修会で、あるいは実務を通して更生保護制度に関する理解を深めた社会福祉士が、その体験をそれぞれの職場に持ち帰り、職場全体としての理解の増進とスキルの向上に資することができるよう、組織としての社会福祉士会は力を尽くしていくようにしたい。

## 第2章

# 矯正施設(刑務所)に配置された 社会福祉士の相談支援の現状 と課題についての研究

## 第1節 研究目的

平成20年度における刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）は76施設であり、うち4庁がいわゆるPFI手法（民間資金活用による社会資本整備）による官民協働の刑務所である。

ここ数年の急激な過剰収容を受けて刑事施設数も増加しているが、とりわけ刑務所においては高齢受刑者の増加が問題となっている。高齢のため就労できない者や疾病や障がいを抱える受刑者が社会復帰する際には、しっかりした引受先や帰住先がなければ自立した生活の実現は困難であるが、そうした受刑者の受入先になかなか恵まれないというのが現実である。

そこで、そうした自立支援を必要とする受刑者が円滑に社会復帰し、再犯に至らないようにするためには、受け皿となる病院や福祉施設の開拓や福祉制度の充実が急務となる。

その中で、受刑者の改善更生及び社会復帰の促進を図るために、専門家の1つとしてソーシャルワーカーの必要性が叫ばれ、平成16年度に岡崎医療刑務所と北九州医療刑務所に精神保健福祉士が各1名配置されたのを端緒として、その後は別紙1のような施設に社会福祉士と精神保健福祉士とが配置されるに至っている。

PFI手法の刑務所を除いた施設にあっては、彼らはいずれも非常勤の国家公務員として、おおむね週に3～4日勤務できるような予算措置が講じられている。

本研究では、刑務所に配置されて数年が経過した時点で、実際に社会福祉士はどのような職務を行っているか、また、どのような成果をあげているか、その相談支援の現状を把握するとともに今後の課題についても明らかにしたいと考えた。そこで、刑事施設調査作業部会を立ち上げて実際に社会福祉士が配置されている刑務所を訪問し施設管理者や社会福祉士から直接ヒヤリング調査を行うこととした。

## 第2節 研究方法

刑事施設調査作業部会は、実際に刑務所で執務するソーシャルワーカーの生の声を聴き、それを今後に反映させることが第一であると考え、社会福祉士又は精神保健福祉士が配置されている刑務所を訪問しヒヤリング調査を実施することとした。あわせて、そうした面接調査の結果から課題や問題点を焦点化した後に、すでに調査を実施した刑務所及び未調査の刑務所に配置されている社会福祉士をあらためて東京に招集し意見交換会を開催することによって問題点を集約することとした。

### 1 ヒヤリング調査対象施設

原則として、社会福祉士又は精神保健福祉士が配置されている刑務所を調査対象とし、施設の規模及び当該施設の被収容者の特徴などを考慮した結果、別紙2のとおりとした。なお、社会福祉士及び精神福祉士は未配置ではあるが、女子刑務所の実情についても調査を実施したほうがよいとの判断から栃木刑務所も調査対象とした。

### 2 調査方法と調査対象者

各刑務所において、配置されている社会福祉士、精神保健福祉士と面談するとともに、彼らを指導監督する立場にある施設管理者側の、いわゆる上司からも面接調査を実施することとした。

なお、社会福祉士の支援を受けたことのある受刑者との面接調査も予定したが、すべての刑務所において実施することは困難であると判断し、1庁（府中刑務所）のみでの実施とした。

### 第3節 研究結果 社会福祉士の職務の実際

今回のヒヤリング調査を実施した刑務所のうち、社会福祉士並びに精神保健福祉士が配置されている庁及び意見交換会時に社会福祉士から概要報告のあった刑務所について、それぞれの刑務所における社会福祉士の職務の実情について整理した。

#### 1 調査等を実施した刑務所の概要及び配置職種・人員・就労形態

##### (1) 札幌刑務所

① 主な収容対象は犯罪傾向の進んだ(B指標)26歳以上の男子であるが、隣接する札幌刑務支所には、女子受刑者350名が在所している。なお、社会福祉士と精神保健福祉士は同支所の女子受刑者にも対応している。

② 平成19年度から社会福祉士1名、精神保健福祉士1名の合計2名が非常勤職員として配置されている。

2名は午前と午後の交代制で勤務している。

##### (2) 喜連川社会復帰促進センター

① 東日本で唯一の民間資金活用方式(PFI方式)を採用した刑務所である。設立の背景には過剰収容があるとのことである。

犯罪傾向が進んでいない(A指標)26歳以上の男子のうち、残刑期が1年以上8年未満の者が対象となっている。

定員は2,000名であり、調査時には1,663名が収容されていた。特化ユニット(集団生活が可能だが、精神上的の疾病又は障がい、知的障がいがあり、社会適応のための訓練を要する者が対象となっている。)は定員500名であるが、224名が収容されている。社会復帰促進センターが開設されて間もなく、現時点では受刑者数もさほど多くはない状況にある。今後、特化ユニット受刑者が増加することが予想される。なお、全受刑者の平均年齢は44.4歳である。

② 平成19年10月からPFI方式により企業体から社会福祉士、精神保健福祉士、ケアマネージャー、作業療法士、臨床心理士の合計11名が派遣、配置されている。いずれも民間企業体(小学館集英社プロダクション)の社員であり、分類に関する事務を行う部署と教育を行う部署に配置されている。福祉職である民間企業の業務責任者と国職員(首席矯正処遇官又は統括矯正処遇官)との間で調整しながら業務を行っている。

年度契約であり、勤務時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分である。

(意見交換会時の概要報告に基づく。)

### (3) 黒羽刑務所

- ① 東京矯正管区管内で刑が確定した受刑者のうち、犯罪傾向が進んでいない(A指標)26歳以上の男子が対象となっている。受刑者の罪種としては、窃盗、強盗、薬物事犯の順に多くみられる。平均年齢は42.6歳であり、30代、20代、40代、50代の順に多い。また満期釈放者が全体の34%と多い。

調査時(8月27日)現在で、受刑者数2,037名、うち身体医療上の配慮を要する受刑者900名、精神医療上の配慮を要する受刑者160名、身体及び精神医療上の配慮を要する受刑者103名で、うち入病者は53名である。

入病者53名のうち、かなりの者は、将来福祉につなげる必要があると考えられる。また、養護的な作業を行わせる工場にも62名の受刑者が在籍している。

- ② 平成19年度から社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有した1名が配属されている。民間企業(小学館集英社プロダクション)からの業務委託という形態での雇用である。月曜日から金曜日までの常勤態勢であるが、いわゆる福祉専門職としての配置ではない。
- ③ 分類審議室(鑑別・分類・作業の指定、並びに仮釈放及び仮出場の審査並びに保護に関する事項を担当する部署)の保護担当に配置されており、統括矯正処遇官(刑事施設における課長クラスの職員)以下5名体制である。

### (4) 府中刑務所

- ① 犯罪傾向の進んだ(B指標)男子受刑者及び外国人男子受刑者が主な対象となっている。受刑者の罪名は、窃盗及び覚せい剤が大半を占め、殺人や強盗も含まれる。3,000名余の収容人員であり、過剰収容が続いている。
- ② 平成19年度から社会福祉士1名、精神保健福祉士1名の合計2名が非常勤職員として配置されている。
- ③ 分類審議室に配属されており、直属の上司は保護担当の統括矯正処遇官である。

### (5) 八王子医療刑務所

- ① 矯正医療の中核的な施設として、全国の刑事施設から専門的医療を必要とする男子及び女子受刑者を受け入れ治療している。

病床数323床(一般170、精神119、結核34)の総合病院である。

身体疾患者と精神疾患者を受け入れており、その内訳は身体疾患者約6割、

精神疾患患者約 4 割となっている。

また、精神科病棟は約半数が統合失調症、その他は、摂食障がい、うつ病、人格障がい、薬物依存症などである。

患者の高齢化に伴い、介護を必要とする者や認知症患者が増加している。女性患者には摂食障がいが増加している。

- ② 平成 17 年度から精神保健福祉士 1 名が、平成 19 年度から社会福祉士 1 名の合計 2 名が非常勤職員として配置されている。

(6) 岡崎医療刑務所

- ① 定員 265 名、精神障がい者を対象に単純工程の軽作業を中心に行っている。
- ② 平成 16 年度から精神保健福祉士 1 名が非常勤職員として配置されている。

医療部保健課に配置されており、上司は医療部長である。

(7) 名古屋刑務所

- ① 主な収容対象は、犯罪傾向が進んでいる(B指標)26 歳以上の男子のうち、刑期 8 年未満の者である。定員は 2,426 名であり、意見交換会直近で、2,397 名が収容され、そのうち 70 歳以上の者が 123 名(5.2%)、60 歳から 69 歳の者が 283 名(11.9%)収容されており、他の刑務所同様に高齢者受刑者が増加している。また人工透析機器を有しており、全国から人工透析が必要な受刑者を受け入れている。
- ② 平成 19 年度から社会福祉士 1 名、精神保健福祉士 1 名の合計 2 名が非常勤職員として分類審議室に配置されている。直属の上司は、保護業務を担当する統括矯正処遇官である。

(8) 大阪医療刑務所

- ① 調査時で 167 名が収容されており、単独室が極端に少ないため収容率は 60%程度(女性患者は全てが単独室であるため、最近では 100%を超える状況になっている。)である。医療的な対応が必要なため単独室が多く必要となるが、集団室を改築して医療関係機材を収納するなど工夫しており、ターミナル・ケアが必要な受刑者も受け入れている。また、満期出所後の調整が困難な受刑者が多い。
- ② 平成 17 年度から精神保健福祉士 1 名が、平成 19 年度から社会福祉士 1 名の合計 2 名が非常勤職員として配置されている。

医務部所属の保健課長が上司となる。

(9) 播磨社会復帰促進センター

- ① P F I 方式を採用した全国で 3 番目の刑務所である。喜連川社会復帰促進セン

ターとともに精神上の疾病や知的障がいのある受刑者に適した作業ができるよう、専門職チームを配置した全国で初めての刑務所である。

喜連川社会復帰促進センターと同様に、犯罪傾向が進んでいない(A指標)26歳以上の男子受刑者のうち、残刑期が1年以上8年未満の者が対象となっており、特化ユニット(集団生活が可能だが、精神上の疾病又は障がい、知的障がいがあり、社会適応のための訓練を要する者)は100名(定員120名)に対応している。

- ② 平成19年10月開所時は臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士の合計7名が、意見交換会現在で作業療法士1名を加えて13名がPFI方式により企業体から派遣、配置されている。うち8名が常勤である。

(意見交換会時の概要報告に基づく。)

#### (10) 広島刑務所

- ① 主な収容対象は、犯罪傾向の進んでいる(B指標)26歳以上の男子のうち、刑期8年未満の者となっている。受刑者の罪名としては、窃盗、覚せい剤、詐欺(無銭飲食を含む)の順である。広島刑務所所管の尾道刑務支所には、いわゆる養護的処遇が必要な高齢者受刑者を収容しているほか、広島刑務所は、広島矯正管区の医療重点施設としての機能も有しているため、医療的な対応を必要とする受刑者が多く収容されている。一般的な受刑者よりも身体的衰えが顕著なことと医療的な支援が必要な受刑者が多いことが特徴である。

暴力団関係者が全体の約4割いる。約1割が高齢者である。親族など引き受けてくれる人がいないため満期釈放を希望する受刑者が多いのが特徴である。また、住民票などの届け出をしていない者も多く、福祉的な支援を円滑に行うことが難しい事例が多い。

- ② 平成19年度から社会福祉士1名が非常勤職員として配置されている。

分類審議室に配属されている。職員は11名であり、審査・保護、考査の係に分かれており、社会福祉士は審査・保護係に配属されている。上司は統括矯正処遇官である。

戒護区域内の分類審議室で勤務し、受刑者の面談には刑務官が同席する。

#### (11) 福岡刑務所

- ① 主な収容対象は、犯罪傾向の進んでいる(B指標)26歳以上の男子のうち、刑期8年未満の者となっている。福岡矯正管区における医療重点施設であり、調査センターなどの機能も有している。

受刑者の年齢は平均44.5歳、60歳以上が15%。財産犯が39.3%、薬物犯が34.9%、引受人は50%が親族、11.6%が知人、23%が更生保護施設、15%

は引受人がない。

② 平成 19 年度から社会福祉士 1 名が非常勤職員として配置されている。

## 2 社会福祉士等の職務内容

刑務所に配置されている社会福祉士及び精神保健福祉士が実際に行っている職務内容を整理すると、概ね下記のとおりである。

### (1) 札幌刑務所

社会福祉士

- ① 受刑者面接
- ② 病院など医療機関との連絡調整
- ③ 公的機関（市町村役場）との連絡調整
- ④ 処遇調査票等の整理補助
- ⑤ 身体障害者手帳の申請手続

精神保健福祉士

- ① 受刑者面接
- ② 精神保健福祉法第 26 条通報書（以下、「26 条通報書」という。）の作成
- ③ 病院への保護移送の同行
- ④ その他

他の刑務所からの照会への対応

### (2) 喜連川社会復帰促進センター

社会福祉士・精神保健福祉士

- ① 受刑者面接
- ② 26 条通報書の作成
- ③ 病院など医療機関との連絡調整
- ④ 公的機関（市町村役場）との連絡調整
- ⑤ 処遇調査票等の整理補助
- ⑥ 受刑者に対する福祉制度についての講義

⑦ 自立支援教育・小グループ療法・レクリエーション指導

⑧ その他

地域社会福祉施設等との連携

### (3) 黒羽刑務所

基本的には精神保健福祉士という専門職としてではなく、分類審議室保護担当職員の仕事補助として事務を行っている。

- ① 身上調査書の送付並びに身上変動通知書の作成及び送付
- ② 環境調整内容の告知票の作成及び保護カードの作成
- ③ 公的機関（市役所、ハローワーク及び医療機関等）との連絡調整
- ④ 26条通報診察の立ち会い及び26条通報書の作成
- ⑤ 処遇調査票等の整理補助

### (4) 府中刑務所

社会福祉士

- ① 受刑者面接
- ② 病院など医療機関との連絡調整
- ③ 公的機関（市町村役場）との連絡調整

精神保健福祉士

- ① 受刑者面接
- ② 26条通報書の作成
- ③ 26条通報先都道府県庁等との連絡調整
- ④ 保健所との連絡調整

### (5) 八王子医療刑務所

社会福祉士

- ① 受刑者面接
- ② 病院など医療機関との連絡調整
- ③ 公的機関（市町村役場）との連絡調整

精神保健福祉士

- ① 受刑者面接

- ② 病院など医療機関との連絡調整
- ③ 公的機関（市町村役場）との連絡調整
- ④ 受刑者に対する福祉制度についての情報提供

(6) 岡崎医療刑務所

精神保健福祉士

- ① 受刑者面接
- ② 病院など医療機関との連絡調整
- ③ 自立支援教育・小グループ療法・レクリエーション指導

(7) 名古屋刑務所

社会福祉士

- ① 受刑者面接
- ② 病院など医療機関との連絡調整
- ③ 公的機関（市町村役場）との連絡調整

精神保健福祉士

- ① 受刑者面接
- ② 病院など医療機関との連絡調整
- ③ 26条通報書の作成
- ④ 公的機関（市町村役場）との連絡調整

(8) 大阪医療刑務所

社会福祉士

- ① 受刑者面接
- ② 病院など医療機関との連絡調整

精神保健福祉士

- ① 受刑者面接
- ② 26条通報書の作成
- ③ レクリエーション指導補助

(9) 播磨社会復帰促進センター

社会福祉士・精神保健福祉士

- ① 受刑者面接
- ② 26条通報書の作成
- ③ 病院など医療機関との連絡調整
- ④ 公的機関（市町村役場）との連絡調整
- ⑤ 療育手帳、精神障害者手帳等の申請手続に関する連絡調整
- ⑥ 環境調整会議の資料作成、そのための面接
- ⑦ 就労支援のための面接、就労支援協力依頼書の作成
- ⑧ 処遇調査及び処遇調査票の作成
- ⑨ グループワークによる改善指導の実施

(10) 広島刑務所

社会福祉士

- ① 受刑者面接
- ② 26条通報書の作成
- ③ 病院など医療機関との連絡調整
- ④ 公的機関（市町村役場）との連絡調整
- ⑤ 受刑者に対する福祉制度についての講義
- ⑥ 生活保護・身体障害者手帳等の申請手続などの支援計画
- ⑦ その他

保護観察所等からの照会回答

(11) 福岡刑務所

社会福祉士

- ① 受刑者面接
- ② 病院など医療機関との連絡調整
- ③ 公的機関（市町村役場）との連絡調整
- ④ 受刑者に対する福祉制度についての講義（個別面接）

### 3 支援開始に至る端緒と相談支援の実際

それでは、実際に相談支援を必要とするケースはどのように選定されて、社会福祉士が着手、関与することになっているのだろうか。ヒヤリング調査等の結果、支援開始の端緒と相談支援の実際は下記のとおりであった。

#### (1) 札幌刑務所

- ① 上司から支援の指示がある。具体的には保護係や精神科医師から精神保健福祉士へ受刑者の支援について相談があり、これを端緒として着手する。
- ② 上記のように、支援すべきケース選択は原則として刑務官が行っている。
- ③ 受刑者との面接は、受刑者からの申請（願箋）によって行っている。引受人がなく、所持金もない場合、生活保護による医療扶助が可能かといった生活相談がある。その際、福祉制度を説明している。
- ④ その他の職務として身体障害者手帳の申請手続を行っている。
- ⑤ 当該施設に勤務する社会福祉士の前職は、老人ホーム職員であった。そのため前職在職時は病院との連携は常時頻繁に行っていた。現職では、横のつながりとして、どこまで病院と連携していったらよいか、その程度について判断がつかないことが多い。
- ⑥ 処遇調査票等の整理は分類事務担当の職員が行い、必要な情報が社会福祉士に伝達されるようになっている。
- ⑦ その他として、道内の刑務所からの受刑者の引受先に関する問い合わせに対応している。また、刑務官が実施する面接に同席することもある。
- ⑧ 引受先の調整を行うに際して、所持金がない者が多い。また、所在地の役所へ生活保護申請に行くと、保護を行う責任の所在（実施主体）がどこにあるのかといった問題が必ず話題となる。
- ⑨ 課題としては、社会福祉士と精神保健福祉士が同じ配属庁にいても、勤務時間がずれているため、双方に十分な連携がとれていないことである。

#### (2) 喜連川社会復帰促進センター

- ① 社会福祉士は、教育と分類とに分かれて配置されている。援助すべきケースの判断は国側の職員と民間の業務責任者(社会福祉士・精神保健福祉士)との協議にて決定する。
- ② まずは、特化ユニットに収容されている受刑者が援助の対象となる。保護配置の社会福祉士は、特化ユニットの受刑者を中心に帰住の調整を行っている。

- ③ また、教育に配属された社会福祉士は受刑者に対して教育指導やセラピーを行っている。
- ④ 社会福祉士は、刑務官の立ち会いなく面接や調整ができるシステムになっている。
- ⑤ 現時点では、支援対象となる受刑者の選定作業をおこなっているところである。
- ⑥ 一人ひとりの帰住状況、ニーズを前もって把握しつつ個別的に検討できるよう、定期的な面接を通じ、情報収集を行っている。
- ⑦ 受刑者との面接では、受刑者の心情把握や出所後のニーズの洗い出しを行っている。また釈放前指導等を実施している。
- ⑧ 特化ユニット対象者では、更生保護施設の受入が不可である場合が多く、そうした場合の調整の在り方が課題となっている。
- ⑨ 役所との連携としては、今後、援護の主体者について調整を行っていく予定である。
- ⑩ 自立支援教育、小グループ療法、レクレーション指導では、教育係が担当し、グループセッションやフラワーセラピー、脳トレ・リハビリなどを行っている。
- ⑪ その他、地元支援団体「かりいほ」があり、連携が活発になされており地元の理解が進んでいる。
- ⑫ 今後の連携上の課題としては、どこまでがリーガル・ソーシャルワークなのか理解があいまいであるということである。

### (3) 黒羽刑務所

- ① 基本的には精神保健福祉士としてではなく、分類審議室保護担当職員の職務補佐として勤務している。
- ② 刑務官が行っている保護業務と同じ業務に従事しており、専門職（精神保健福祉士）としての職務内容は少ない。

### (4) 府中刑務所

- ① 保護担当の統括矯正処遇官からの指示により、社会福祉士が関係機関との調整に着手する。具体的には、保護担当(統括矯正処遇官、社会福祉士及び釈放担当者)間でケースカンファレンスを行い、病名、病状、年齢、生活自立度、親族の有無、親族の引受意思、帰住地、これまでの生活基盤等についての情報を共有した上で出所時保護計画を立てており、おおむね出所2～3ヶ月前から着手している。

② 出所後も病院や福祉施設に入院・入所させる必要があるケースについては、本人の意思を確認した後、医務部から、該当者の病状連絡書及び看護サマリーをもらい、受入れに係る調整を行うとともに、釈放後、直ちに生活保護を受給することができるよう、福祉事務所に情報提供を行う。

③ 出所者の数は、月に平均して100人近くとなり、うち3割近くが26条通報対象者となるが、社会福祉士等が関与している。

#### (5) 八王子医療刑務所

① 分類業務を担当する統括矯正処遇官から支援の指示があり着手する。支援すべきケース選択は原則として統括矯正処遇官が行っている。

② 連携については、現在、精神科の精神保健福祉士を中心とした関係機関連絡会に毎月参加しており、現況について報告するとともに、理解が得られるよう努力をしている。

③ 連携上の課題として、入院先の確保が困難であること、26条通報の結果通知が出所直前となるため、特に医療機関の確保に苦慮している。

④ 受刑者の経済的基盤が脆弱であるため、住居・施設の確保が必要な事例が多く、福祉事務所の生活保護担当者のみに過度の負担がかかることが問題である。また、出所前の各種障害者手帳取得、介護保険認定、自立支援法障害程度区分認定などの手続に、まだまだ課題が多い。

#### (6) 岡崎医療刑務所

① 医務に配属され、セラピーの指導を行っている。分類事務担当の職員は、いわゆる保護関係の業務もやってもらいたいとの希望があるようだが、現在の勤務状況では手が回らないのが現状とのことである。

② 固定化されている業務としては、常習累犯者を対象とした「自立支援教育」の指導と、発達障がい、知的障がい等のある受刑者に対する「小グループ療法」の指導である。自立支援教育は、5～6名を対象に福祉情報を提供したり、生活設計の立て方、金銭管理などのスキルトレーニングを実施している。発達障がい、知的障がい等のある受刑者に対する「小グループ療法」は、午後に30分間程実施している。現在のところ、2名の受刑者を対象に看護師と一緒にレクリエーションを通して、コミュニケーションのとり方などを教えている。この他に生活療法センター受刑者のレクリエーション指導をすることもある。他の時間は、業務の準備、報告書の作成等に従事している。

③ 全職員を対象にした研修（演題は「精神保健福祉士の職務について」と「精神障害者のケアについて」）を実施し講師を担当した。これ以外で職員対象の会議、研修等に参加したことはない。

(7) 名古屋刑務所

- ① 保護事務を担当する矯正処遇官及び医務部医師の判断で支援の指示があり着手する。
- ② 上記のように支援すべきケース選択は原則として統括矯正処遇官を始め保護事務担当の刑務官が行っているが、実際には医務部の医師からの依頼に依存している。しかし、医師が対応する受刑者が多すぎるため、現在の勤務日数では社会福祉士が対応しきれないという状況にある。
- ③ ②の他に、少数ではあるが、受刑者から申請（願箋）があった場合も社会福祉士が関わる端緒となっている。
- ④ 福祉・医療機関(施設)との連携では、電話だけではなく、統括矯正処遇官、主任矯正処遇官とともに社会福祉士が先方の窓口へ出向き、Face to Face の関係をつくるようにしている。また、受刑者に対しては、②、③の端緒により関わることとなった者に対しては相談・助言活動を行うほか、釈放となる全受刑者向けにパンフレットを作成して、出所日に手渡している。
- ⑤ 今後の課題として、社会福祉士の専門知識や技術を活用するシステムや福祉的支援を要する対象者について入所早期から選定し、計画的に支援を進めるシステムが構築されていないので、これらのシステム作りをしていく必要があるとの印象を社会福祉士は持っている。

(8) 大阪医療刑務所

- ① 社会福祉士は主として病院をまわり、病院のケースワーカーとの連絡調整を行っている。社会福祉士は病院などの連絡調整において、受刑者の処遇上の情報については、できる限り共有し、社会資源と連携できるようにしている。
- ② 精神保健福祉士は、26条通報書作成と処遇の補助をしている。
- ③ 社会福祉士の職務の中心は、病院等の施設との調整を行っていることである。
- ④ 医師と保健課で社会福祉士が調整を担当する受刑者を選出し、受刑者本人の意向を確認の上、社会福祉士の支援につないでいる。
- ⑤ 主にターミナル・ケアを必要とする受刑者で、親族対応が困難なケースを病院等につなげている。病院につなげる際の受刑者の精神的な不安にも対応している。

(9) 播磨社会復帰促進センター

社会福祉士、精神保健福祉士は、民間組織の社会復帰促進部に所属し、国の教育・分類の業務を担っている。

- ① 処遇調査は、刑執行開始調査、定期再調査(6ヶ月に1回、特化ユニットにつ

いては3ヶ月に1回)ともに民間が実施している。再調査は保護に関して個々の受刑者に必要な対応を検討するためのものでもある。

- ② 刑執行開始指導、各種改善指導、釈前教育を行っている。特化ユニットのプログラムとしてはアニマルセラピー、クラウニング講座、SST講座、CBT講座、作業療法(農業)などがある。釈前教育における福祉制度についての講義は外部の社会保険労務士により実施している。
- ③ レクリエーションとしては、国と協力して誕生会、運動会を実施している。
- ④ 援助すべきケースについては、主に月1回開催される官民合同の保護調整会議で検討され、最終的には国の判断に応じて必要な手続を進めている。
- ⑤ 役所や病院との連絡調整は民間が実施している。
- ⑥ 地域の社会資源との連携を行っている。東京の「ふるさとの会」、「神戸の冬を支える会」や兵庫県社会福祉士会などと連携している。
- ⑦ 今後の課題は、広域収容ゆへの療育手帳等の習得の困難さへの対応や実効性のあるネットワーク作りである。

#### (10) 広島刑務所

- ① 分類審議室の判断で支援の指示があり着手する。
- ② 支援すべきケース選択は原則として刑務官が行っている。受刑者への面接は、申請(願箋)による。具体的には、出所が間近の受刑者で、生活保護手続を必要とするなど社会福祉士の援助が必要とされる者への援助を行っている。
- ③ 病院や役所との連携を行っているが、なかなかうまく運ばないことが多い。また、福祉事務所との連絡調整を行っている。
- ④ 社会福祉士が釈放前教育における福祉制度についての講義を週1回実施し、年金や社会保険の説明を行っている。
- ⑤ 分類審議室では、審査・保護係、社会福祉士で緊密な打合わせ、連携が図られている。カンファレンスとして他部署や係が一斉に集まる形ではないが、資料を元に情報の共有がなされている。
- ⑥ 所内の他の部署とも綿密に連携が図られている。医務部からも、社会福祉士の援助が必要な受刑者の情報が提出されるシステムになっている。
- ⑦ 他の部署(処遇担当)の職員には、社会福祉士が刑務所に配置されていることの認識はあると思うが、具体的に、その職務内容については詳細を承知していないと思われる。
- ⑧ 受刑者との面接を実施するとともに、必要に応じて病院、施設との折衝など調

整を行っている。

- ⑨ 26条通報書類の作成業務を行っている。通報は月間10～20件程度である。
- ⑩ 受刑者には、「所内生活の心得」（いわゆる「受刑者のしおり」）が配布されており、社会福祉士が関与するような援助を希望する場合には申し出るようになっており、面接（いわゆる「願箋」による面接）を行うシステムになっている。また、職権による面接では、社会福祉士は上司から援助が必要な受刑者のリストや情報を受け取り、同時に援助、調整を命じられる仕組みになっている。なお、受刑者の面接には必ず刑務官が立会している。

#### （11） 福岡刑務所

- ① 分類審議室の判断で支援の指示があり着手する。
- ② 社会福祉士が調査票を確認し、リスクチェックによりピックアップされた者について、保護事務担当の主任矯正処遇官へ面接を依頼している。また、医務部及び処遇部門（刑事施設において実際に処遇に当たっている部署）から今後に不安のあるケース（釈放後に何らかの支援が必要な者）について依頼があり面接を実施する場合もある。申請（願箋）による面接はほとんどない。
- ③ 病院など医療との連携としては入院依頼を行っている。また、病院は、更生保護等の関係機関との事務連絡会にも参加するようになった。
- ④ 社会福祉士が釈放前教育における福祉制度についての講義を担当している。
- ⑤ 施設内部の連携上の課題としては、情報交換をいかに容易にできるようにするかということである。特に、医務、処遇、分類がそれぞれの情報をいかに共有していくかということが課題であるとの印象を社会福祉士は持っている。
- ⑥ 外部との連携としては、入院や公的機関との相談連絡、保護観察所との円滑な業務連携が課題であるとの印象を社会福祉士は持っている。

## 第4節 社会福祉士の配置の現状と課題

### 1 配置及び雇用の現状と課題

- (1) 社会福祉士は2007年度から、精神保健福祉士は2004年度から、収容人員の多い施設や医療専門施設に各1名が非常勤職員として配置されているが、調査結果によると、週当たりの勤務回数は1～5日と区々であり、また、勤務時間も1日当たり5～6時間から8時間の施設もあるなど、施設間のばらつきが見られた。
- (2) PFI手法による刑務所には、他の刑務所と比較すると多数の援助専門職が配置されている。同時に、他の施設の社会福祉士に比べるといわゆる職務領域も広く、業務量も多くなっている。
- (3) 刑務所に勤務する社会福祉士からは、将来的には常勤雇用への転換が望ましいとする要望や差し当たっては年間就労時間の増加を希望する意見があった。これに対して、刑務所の一部職員からは常勤になった場合、社会福祉士としてそれに見合う仕事量があるかどうか現時点では不明であるとの意見があった。
- (4) 社会福祉士や精神保健福祉士の配置が一部の施設にとどまっていることについては前述したが、調査結果によると、まず、社会福祉士が配置されていることの意義や実際の職務の実際を受刑者や刑務所職員にも広く理解してもらう趣旨からも、早急にすべての刑務所に社会福祉士又は精神保健福祉士を配置してほしいとの要望があった。
- (5) 現状では、福祉職は1～2名の配置であり、大規模刑務所でも最大2名の配置にとどまっているが、大規模施設に勤務する社会福祉士からは、将来は、刑務所の規模や収容定員に応じて柔軟に配置してもよいのではないかとの意見があった。
- (6) 社会福祉士からは、勤務上限時間数の拡大を図り、少なくとも月曜日から金曜日まで通常の勤務時間帯には終日社会福祉士が配置されており、常に刑務所側からの指示等に対応できるような勤務形態が望ましいとの意見があった。
- (7) そのためには、受刑者の更生に社会福祉士という専門職が必要不可欠であるという理解を得ることが重要であり、社会福祉士の仕事ぶりが評価されるとともに業績が蓄積、定着されなければならないとの意見が社会福祉士の中で大勢であった。

## 2 人員配置と事務量の整合性

- (1) ヒヤリング調査の結果、刑務所側（施設管理者側）の社会福祉士の職務全般に対する評価は、十分に期待に応じてくれていると高く評価する意見が多かった。特に、「社会福祉士の実施する面接は、受容的なものであり、受刑者の中には感謝の言葉を述べる者や涙を流す者もいる。こうした受容的な面接は刑務官には真似のできないことであり、刑務官にとっても参考になっている。」としたものや、「社会福祉士が関与すると地元の病院や福祉施設などの関係機関の対応がみちがえるほど良くなった。特に市町村との折衝において、社会福祉士が関与することで福祉領域への連携がスムーズに行われるようになった。」と社会福祉機関の刑務所に対する対応が良くなったことを挙げるものが多かった。一方、社会福祉士自身も、日常の業務が充実しているとの声が多かった。同時に、刑務所側（施設管理者）及び社会福祉士の双方から、事務量の背景にある職務内容に少なくとも「援助専門職の本来の職務とはいえない、周辺の事務（いわゆる雑務、雑用）が含まれている」との指摘があった。しかしながら、刑事施設で勤務する場合には、社会福祉士といえども組織の一員として働くことになることから、そうした周辺の業務を行うこともあらかじめ承知しておくことが必要となる。
- (2) 社会福祉士の職務内容については、刑務所側（施設管理者側）でもその認識にばらつきがみられた。PFI手法による刑務所と他の刑務所とでは、そもそも業務の契約が異なることから、単純に比較することはできないが、保護・福祉の専門家として社会福祉士が必要であると認識、実践している施設もあれば、PFI手法による一部の刑務所では、保護・福祉領域での支援に加えて教育・治療分野にも社会福祉士が積極的に関わっている施設があった。また、岡崎医療刑務所のように、専ら精神疾患のある受刑者への介入や心理療法に特定して関与することを期待する施設もあれば、大阪医療刑務所のように、病院等の外回りを中心とした関係機関との連絡調整に重点を置く施設、あるいは黒羽刑務所のように国採用の職員と同等の職務やその事務補助の役割を期待している施設もあった。
- (3) 別記のように、PFI手法の刑務所では、いわゆる相談支援活動がシステムティックに活発に行われており、他の刑務所の社会福祉士からは羨望の声も聞かれたが、定期再調査件数も多く、全般的に事務量が多く繁忙状態が恒常化しているようである。
- (4) 前述したように、配置された社会福祉士は、勤務日数・時間が異なる上に、施設によって社会福祉士に期待する業務内容が異なることや出勤日・時間内に処理可能な業務を担当させることになるため、現時点では人員配置と事務量の

整合性が適切であるかどうかの判断は非常に困難であった。

- (5) 結局のところ、現状では社会福祉士の専門職としての職務内容について、刑務所間での共通認識が十分になされているとはいいがたいものの、配置することができる日数が増加すれば、社会福祉士が関わることのできる業務も更に広がるものと考えられる。

### 3 社会福祉士配置の周知と職務過重

- (1) 事務量との関係で、社会福祉士の存在を受刑者に積極的に周知させると社会福祉士の職務過重となるのではないかと危惧感を抱く刑務所が多くみられた。
- (2) 当該施設において社会福祉士が配置されていることを全受刑者に周知させることは、いたずらに職務過重を招来することが危惧されるという考えがあり、なるほど首肯できるところではある。真に社会福祉士の援助が必要とされる対象者を選抜し、密度の濃い手続きを行うべきである。
- (3) これに反して、ある社会福祉士からは、「そもそも受刑者は我々が思うのとは違って、出所後の心配をしていないというか、将来のことまで考えられない者が多く、社会福祉士がいると周知したところで、面接希望が殺到するなどという事態は考えにくい。周知させたとしてもそれほど危惧する必要はない。」という意見もあった。また、ある社会福祉士からは、「受刑者は感謝してくれているようであるが、面談している相手が刑務官なのか、社会福祉士なのかもよくわかっていないのではないだろうか。」という意見があり、社会福祉士の存在をもっと周知、知らしめる必要があるとの意見があった。
- (4) 現時点では、社会福祉士の配置状況、執務態勢から総合的に判断すると、刑務所内に社会福祉士が配置されていること、福祉関係の援助を受けるシステムが刑務所内にあることを、受刑者に知らしめることは時期尚早であり、回避すべきとの意見が大勢であった。しかし、将来的には執務態勢の整備に応じて、福祉の専門職が配置されていることを受刑者に告知していくことが望ましいとの意見もあった。
- (5) その際、受刑者から面接等の希望が出されたとしても、社会福祉士としては、手続選別（スクリーニング）して面接の可否を判断し、執務量をコントロールすることが可能であるとの意見があった。例えば、申請書類を出させて情報収集するとともに、分類事務担当者が保有する情報を参照しながら、援助の必要性、程度を判断すればよく、職務過重を回避できると思うとの意見であった。
- (6) また、他の社会福祉士からは、社会福祉士の配置は、ある意味再犯防止の役

割を担っており、「社会福祉士がいることや、どんな時に相談できるか等、ある程度開示されていなければ、社会資源の活用や福祉制度についての知識を持たぬまま出所し、再犯し、刑務所へ戻ってしまうと推測される。社会福祉士の存在を周知して社会福祉士から再犯に至らない方法を得ることのほうが、より再犯防止の効果があると考えられる。」との意見があった。

#### 4 社会福祉士が行っている職務内容の実際と課題

##### (1) 社会福祉士が行っている具体的職務

ヒヤリング調査の結果、社会福祉士が行っている職務としては、①受刑者面接、②病院など医療機関との連絡調整、③公的機関（市町村役場）との連絡調整、④26条通報書の作成、⑤受刑者に対する福祉制度についての講義、⑥処遇調査票等の整理補助、⑦生活保護・身体障害者手帳等の申請手続などの支援、などが挙げられた。

なお、今回の調査では一部の刑務所（喜連川社会復帰促進センター・播磨社会復帰促進センター・岡崎医療刑務所）では、教育・治療分野にも社会福祉士等が積極的に関わっている事例が認められた。今後は、いわゆる保護業務だけでなく、これらの分野、領域の業務に社会福祉士の専門性を活用していく余地があるだろう。

また、福祉対象受刑者に係る業務内容を洗い出していけば、社会福祉士が刑務所内で更にその専門性を発揮できる職務範囲が広がるものと考えられる。

##### (2) 支援事例の把握と支援の開始

支援を要する事例の選別に関して、刑事施設においては、受刑者の在所中の生活状態を詳細に把握することに努めているほか、出所後の予後についても配慮した処遇を行っており、援助の対象となるような受刑者は、常に認知されているとよい。したがって、現状においては支援事例の把握については適正な態勢となっているものと考えられる。

刑務所に配置される社会福祉士は非常勤職員といえども、公務員として組織の一員として働くことになるため、具体的な職務の発動、つまり、社会福祉士への仕事のオーダーは、ほとんどの刑務所において上司や保護事務を担当する刑務官からの支援の指示が端緒となっている。つまり、具体的事例を特定して調査し支援するよう職務命令があり、これをきっかけとして着手することになっている。

刑務所が保有している受刑者の情報については、社会福祉士も、基本的にはこれを事前に閲覧することが可能であり、いわゆる支援を要するであろう受刑者の全体像を事前に知ることができるシステムになっている。そういう意味では社会福祉

士も支援を要するケース全体を鳥瞰することは可能となっている。ただし、支援事例の優先度、切迫度、具体的な支援事例の特定については、上記のように、あくまで分類審議室等の判断に委ねられているのが実情である。

特に、医療刑務所の場合などは、援助を必要とすべきケースは比較的絞り込みが容易で抽出されやすく、適正に優先して着手できていると思われる。その他の刑務所にあっても適正に支援事例の選択がなされており、事務量にも配慮しつつ適切に社会福祉士に対する業務の指示がなされている。このようなシステムに不慣れた社会福祉士からは、「援助すべきケースが、いつ、どこから挙がってくるのかわからない状況にある。」との意見があり、若干の混乱があることが窺えた。

実際に職務を行う上での課題、問題点として、社会福祉士と精神保健福祉士の異なった職種が配置されている施設では、基本的に出勤日を調整するだけで、担当する職務に差をつけていない庁と、逆に職務内容に分担制を導入している庁とさまざまであった。交代制を導入している施設の社会福祉士からは、「双方が情報交換する機会は少ない。」との意見が多かった。

また、午前・午後の交代制をとっている庁では、執務処理の関係から、例えば午後勤務の社会福祉士に支援依頼などのいわゆる仕事のオーダーが集中するなどといった事務量及びその負担が不均衡になっているという事態もみられた。

現時点では、職務分担の在り方についてどちらが得策かは判断できないが、いずれにしても今回ヒヤリング等を実施することができた複数の福祉職が配置されている施設では、2人がそろって勤務する機会が少ない庁が多いようであり、少なくとも仕事の連携、引継ぎが円滑になされるような工夫が必要である。

## 5 支援・処遇と連携、カンファレンスの在り方

### (1) 受刑者のニーズとは何か

受刑者情報は、在所中、入所に伴う身上関係の処遇調査、作業指定のための調査、刑執行開始時指導、成績評価、再調査、仮釈放調査等あらゆる場面・機会を通して把握することが可能となっている。その意味において受刑者のニーズは十分に反映される態勢となっている。

しかしながら、社会福祉士からは、「受刑者自身が抱くニーズと刑務所側の考えるニーズには若干の乖離があるように思われる」との意見があった。また、「ある程度 *parens -patriae* (国親思想) 的になるのはやむを得ず、刑務所側、福祉専門職がニーズを判断し、援助を提供していくという姿勢が望ましい」との意見が大勢であった。同時に、刑事司法には再犯の防止という責任もあるので、そのような社会防衛

的な視点も必要となること、つまり、将来的には、「受刑者の申請（願箋）を待つまでもなく、刑務所側、福祉専門職が受刑者のニーズを判断し、援助を必要と感じていない受刑者にも『必要な援助を提供していく』という姿勢が望ましいとの意見や、受刑者が自覚していない、必要と感じていないことも含めたニーズを刑務所側が積極的に掘り起こして支援をするということが上記の受刑者の再犯防止という視点からも重要である。」との意見があったが、刑務所に勤務する社会福祉士は、こうした視点を持ちつつ職務に当たる必要があると考えられる。

## （２） 社会福祉士と分類審議室内及び他の部署（教育・医療）との連携の在り方

大規模施設の分類審議室には考査・審査・保護の３担当部署があり、それぞれの部署におけるミーティングや分類審議室長・首席矯正処遇官を含む全体会議等を通じて、担当部署間の連携はとれているものと考えられる。他の部署とは部長会議、刑務官会議等において情報が交換されるとともに、問題を抱える受刑者についての処遇会議が頻繁に開催されており、担当部署間の連携は確保されていると考えてよい。

ヒヤリング結果においても、分類審議室では、カンファレンスという形式かどうかは別として、審査、保護係では緊密な打合せ、連携が図られているとの報告が多くあった。しかしながら、社会福祉士は勤務日数及び勤務形態の関係もあってこれらの打合せに参加することは難しく、現実にはPFI手法の刑務所を除いて、ほとんど参加できていない状況にあった。

また、医療刑務所では、医療チームの一員として位置づけられて役割を担っている庁もある。社会福祉士によると、分類と医務との連携についてはまだまだ十分とはいえない段階であるとの意見もあったが、特に、医務課で把握された要支援の受刑者に対して、分類の上司から社会福祉士へ援助の指示があるなど連携が円滑に行われているようなケースもあった。このように、支援が必要なケースとして挙げてきた場合は、医務課と情報を共有するためにも早急にカンファレンスを開催するなどが必要であると思われる。

社会福祉士からは、受刑者の情報を入所調査時から共有しておきたいとの要望が多かった。通常は、入所直後に考査担当職員による聴取が行われるが、社会福祉士からは、この時点で、何らかの問題点があると判断された場合には速やかに社会福祉士が関われるような態勢づくりが望ましいとの意見があった。全受刑者への支援を行うことは到底不可能であるが、入所後の聴取により、支援の必要性を把握し、特に高齢、障がい、路上生活経験者、身寄りのない者、入所時何らかの福祉的支援を受けていた等の者については、受刑者本人からの要望に対応して詳細に聴取することによって再犯防止にも役立つと考えられるとの意見が多かった。

また、情報の共有は、教育・医療だけではなく、処遇部門との連携も非常に重要

であるとの意見があった。

特に、日頃から受刑者の動静などの最新の情報を一番多く持っていると思われる処遇部門との連携は重要であり、社会福祉士からは、「処遇部門の職員から情報を得たり、処遇部門の会議等に定期的に出席することも必要なのではないか。」という意見があるなど、刑務所で勤務する社会福祉士は、関係部署との情報交換も重要になることを承知しておくことが大切と考えられる。

### (3) 援助の連続性と同時性の担保

各担当部署職員は、援助を必要とするような受刑者の情報を入所時の処遇調査、成績評価等のあらゆる場面を通して詳細に把握しており、入所から出所までの全期間にわたって、問題解決のための充実した処遇を展開することとなっている。

したがって、受刑者の持つ問題性が大きく困難であればあるほど、各部署間の連携が強化され、密度の高い情報交換が行われているので、「援助の連続性と同時性」は、十分担保されているものと考えられる。

社会福祉士からは、前述したように入所初期の段階から社会福祉士が関与することを検討してよいのではとの意見があった。同時に、受刑者の入所から退所までの間、社会福祉士は受刑者の処遇に継続的に関わることを強く希望していることが窺われた。つまり、受刑者の援助の連続性と同時性を更に担保できるようにしてほしいとの強い要望があった。

前述したように、刑務所側（施設管理者側）では、適正に支援事例を選択し、事務量にも配慮しつつ適切に社会福祉士に職務を命じているが、場合によっては、出所直前になって、いわゆる駆け込み状態で支援を求めるというケースが少なくなく、もっと初期から継続的な支援ができるはずであるのに残念であるとの意見が多かった。こうした背景には、「いつ、どのような事情から社会福祉士に仕事のオーダーが来るのか不明瞭であることへの不満」と、「支援事例の選択にあたっては、援助専門職としての知識を活用すべきであり、こうした機会が与えられることによって真の福祉が実現する」という2つのニーズが社会福祉士にあることが明らかになった。

刑務所側（施設管理者側）は、社会福祉士の人員配置が限られている現状からして、あえて、社会福祉士に依頼するケースを絞っている面があると思われる。したがって、上記のような社会福祉士のニーズは、勤務日数が限られている現状ではなかなか反映されにくい、実現が困難な実情があると思われる。

### (4) 分類審議室内のケースカンファレンスの実施状況・分類審議室と他の部署（教育・医療）とのケースカンファレンスの実施状況

社会福祉士が考えているケースカンファレンスの概念や定義が果たして刑務所側が考えているそれと一致しているかどうかは明らかにはならなかった。しかしなが

ら、現実問題として両者には量的・質的にも大きな差異が認められた。多くの刑務所からは、分類審議室内では日常業務の一環としてのケースカンファレンスが活発に実施されているとの報告があったが、社会福祉士からすると、「社会福祉の視点からは、いわゆる情報交換は行っている、一般に社会福祉士がイメージするようなケースカンファレンスを行っている施設はないように見受けられる。」との意見が大勢であった。

また、前述したように、カンファレンスへの社会福祉士の参加については、そうした場を設定しようとしても、非常勤という勤務形態から実施できないという事情もある。事実、配置されている社会福祉士や精神保健福祉士がこうしたケースカンファレンスへ関与することは、常勤職員として採用されているPFI手法の刑務所を除いてはほとんどできていない状況にあった。

社会福祉士からは、「分類の中で実施されるであろうケースカンファレンスを、調査・審査も含めて行うことは、援助の連続性と同時性を担保するためにも重要であり、情報を共有させることが望ましい。」との意見があった。

また、調査結果では、教育とのケースカンファレンスを実施しているところもほとんど認められなかった。医療とのケースカンファレンスは、医師、看護師を交えて行うのが理想であるが、それぞれに繁忙であるため、そのような形をとることは難しいようである。

ある社会福祉士からは、「刑務所にはこれまで受刑者が出所した後のことまで面倒を見るという発想があまりなかったと思われる。今後は、在所中に何ができるか、再犯防止という観点から社会福祉士の関与が必要であることを含めて、刑務所側（施設管理者側）に理解を深めてもらうことが重要である。」といった意見があった。

福祉的支援を行うため、ケースカンファレンスの重要性については、少なくとも、分類審議室、医療部門、教育部門の専門職員においては、十分な理解がなされていると思われるが、さらに、福祉的支援を進めていくためには、刑務所内の大多数を占める、処遇部門の刑務官とのケースカンファレンスを如何に活発化していくかが今後の課題となるとと思われる。

## 6 社会福祉士の資質向上の実際

### (1) 社会福祉士に必要とされる資質と基礎的知識

採用されるべき社会福祉士が、地域の病院や福祉関係機関の事情に精通していることが必要かどうかという議論がある。

社会福祉士の採用、雇用に関する事項については、刑務所が行うものであるため、

本稿で議論すべきことではないと思われるが、刑務所が社会福祉士に期待しているニーズの1つに、地域の病院や福祉関係機関等との連絡調整があると思われるので、こうした関係機関での勤務経験を有していたり、地域とのネットワークを持っていれば、採用後の業務はしやすいと思われる。ただし、これは必要条件ではなく必ずしも地域の事情に精通している必要はない。むしろ、刑務所に配置された社会福祉士として職務に当たっていくためには、地域事情を把握し開拓していくネットワーク構築力やソーシャルアクションを起こしていける力量が必要であると考えられる。

地域の事情に精通していない社会福祉士が採用された場合は、地域の関係機関に出向き、必要最低限度の情報収集を行えるよう刑務所から配慮してもらえるようになれば、更に社会福祉士がその能力を発揮できるようになるものと考えられる。

また、ヒヤリング調査を実施した限りにおいては、採用された社会福祉士はいずれも、刑務所に対する事前知識を有していない者が圧倒的に多かった。社会福祉士としての素養や専門的知識が求められることは言うまでもないが、採用後は速やかに刑務所の業務や法律などについての基礎的研修の実施を望む声が多かった。現行でもそれぞれの刑務所において初期研修が実施されているが、その中身や研修期間は区々であり、できれば統一のとれた研修の実施を望む声が多かった。

特に、刑務所という特殊な組織を理解し、刑務所の職務の流れや指揮命令系統を理解するには時間がかかるようである。

刑務所関連の法規や職務内容についての教材は、矯正研修所が作成しているので、そうした図書も参考にしながら社会福祉士自身が刑事施設の事務等に関心を持ち、学んでいくことも大切であると考えられる。

## (2) 社会福祉士と精神保健福祉士の職務の共通性、相違点、相補性についてどう考えるか。

社会福祉士は、(精神障がいのない)受刑者の仮釈放、満期釈放後の一般的な生活を営む上での福祉的サービスや環境調整を行うことが期待されている。同様に、精神保健福祉士は精神障がいを持つ受刑者のそれを行うことになると思われる。矯正施設における受刑者処遇を見るとき、一人の受刑者に対する援助を行っていく上で、それぞれの福祉士が果たすべき役割を、その都度区別することは好ましくなく現実的ではないと考えられる。ヒヤリング調査の結果では、社会福祉士と精神保健福祉士の両方の資格を取得し、刑務所に配置されている者の比率のほうが多かった。両方の資格を有している者が最適ではあると思われるが、むしろ、それぞれの資格に内在する職務遂行上の弱点を補い合うことが有機的な連携を強化するものと受け止めるべきであろう。

## 7 社会福祉士の研修及び情報交換

### (1) 社会福祉士間の情報交換の実際

現在のところ、社会福祉士の配置は限定的であり、施設間の情報交換は少なく、一部電話による問い合わせがある程度であるが、社会福祉士の情報交換へのニーズは非常に強いものがあった。しかし、いずれにしても何について社会福祉士同士が情報交換を行う必要があるかを、まず考えておくべきであろう。

個人情報保護の観点から、受刑者の個人情報は、刑務所の職場内であっても限られた者しか知ることができず、かつ、同じ施設の職員であっても話さないことが原則となっている。仮に他機関の社会福祉士に情報開示する必要がある場合は、事前に上司と相談し了解を得ておく必要があることはいうまでもない。

社会福祉士からは、現在の執務態勢では、ほとんどの庁で情報交換がなされていない状況であるとして、上記のように情報交換に対して非常に強いニーズがあることがうかがえた。同時に、社会福祉士からは、「刑務所側は情報交換の必要性を十分に認識していないのではないか。」といった意見や、「職場は、情報交換できる雰囲気にはない。」といった意見も多数あった。しかし、刑務所ではその業務の性質上、個人情報の取扱いに相当の厳密さ、慎重さが求められていることを知っておく必要がある。

### (2) 研修及び情報交換の目標

それでは、現在刑務所で勤務している社会福祉士が、具体的に何を情報交換したいと考えているのかについては、おおよそ次の3点が挙げられるだろう。

#### ① 社会福祉士がどのような職務を行っているか

刑務所に社会福祉士が配置されて数年ということもあるが、彼らは自分たちが刑務所の中でどのように働けばよいかという課題を常に試行錯誤している状況にある。そういう意味で、他の刑務所の社会福祉士らとの情報交換を切望している。

職務内容の平準化を図るということは、必ずしも受刑者が全国の刑務所で同レベルのサービスを受けることができるということを意味するわけではない。刑務所は、収容される対象者の資質、人員などにより、それぞれ特徴ある処遇形態を採っており、その規模も多種多様であることから、福祉的援助が必要とされる受刑者の態様もまた様々である。

むしろ、業務を担当する社会福祉士のレベルをどのようにして維持し、密度の高い手続を踏ませていくことのほうが重要であろう。受刑者の特異性を十分認識し、実践的事例を通して、共通の土台を構築させることが必要であると考えられる。

## ② 地域の関係機関や福祉施設に関する情報交換

例えば、受刑者が出所する際に、帰住先（住民票のある場所）が、刑務所所在地の近辺でなく遠隔地である場合など、他の刑務所に勤務する社会福祉士から地域の情報を受けることができるし、場合によっては正式に嘱託等の手続によって、執務や手続の一部を委託することも可能と思われる。また、他地域の執務の在り方や関係機関の処遇の実情を地元の関係機関や福祉施設に情報提供して還元、反映させることができよう。

このように施設間の連携がしやすいような環境整備を図ることで迅速、適正な事務処理が可能となるものと思われる。

## ③ 特殊で処遇困難な事例の集積

それぞれが経験した特殊で処遇に困難を極めた事例などを紹介することによって、他の社会福祉士の事案処理に資するということが情報交換の1つの柱となろう。また、それらの事例をまとめて執務参考資料集を作成、編集することも考えられる。

# (3) 研修及び情報交換の方法

## ① 集合研修・協議会

どのような情報について情報交換するかにより、その方法も異なると思われるが、全国的配置となれば、中央における協議会や各管区における会議・研修も活発に実施できるようになり、社会福祉士同士の情報交換は促進されるものと思われる。

ただし、社会福祉士は、そもそも即戦力の専門スタッフとして採用されているため、その専門性を高めるための研修の実施を刑務所に求めることは難しいかもしれない。資質向上のための研修の必要性は認めるが、そうしたより専門的な研修は、社会福祉士会が主体となって実施していく必要があると思われる。

刑務所に配置された社会福祉士は非常勤職員とはいえ、国家公務員であるため、刑事施設の業務、実情、サービスなどに関する研修の必要性は高い。また、刑事施設に収容されている福祉的援助の対象者となるような受刑者の出所後の生活条件は、一般社会の対象者とは異なり、極めて劣悪な状態にあることを十分認識しておくことが必要である。受刑者は、自分自らの意思で在所しているのではなく、罪障感や更生意欲に乏しい者も少なくない。また、社会復帰した場合には国民の厳しい視線をも克服しなければならない。

したがって、矯正行政についての理解を深めたり、福祉的援助を必要とされる受刑者を取り巻く現実に目を向けたプログラムによる研修が中心とならざるを得ないだろう。ただし、そうした中にもできれば社会福祉士の専門性を高めたり資

質向上を目指す内容の科目も導入できればよいと考える。

特に研修の運営に際しては、社会福祉士からは、「受刑者を利用者という立場で捉え、その更生のために必要なケースワークが行えるための知恵を出し合い、協働していくという姿勢、雰囲気望ましい」との声が多かった。

## ② 執務資料の配付

社会福祉士からは、「支援が困難なケースに遭遇することも出てくるため、社会福祉士同士が研修において事例研究を通して課題解決及び資質向上に資するような執務資料を作成し頒布することが望ましい。」との意見があった。

## ③ 職務に関するマニュアルや教材の整備

社会福祉士の配置が始まったばかりの現時点においてはマニュアル等が乏しいのはある程度仕方のないことであると考えられる。社会福祉士からは、矯正施設に関する基礎的知識を習得するための教材やマニュアルを整備してほしいとの要望があった。

社会福祉的業務のマニュアル作成や専門業務に関する教材については、業務内容が分かっている少数の者がプロジェクト・チームを組むなりして、教材作りを行うという方法が考えられるだろう。

具体的には、矯正局や保護局の協力を得て、社会福祉士会において推薦した社会福祉士（精神保健福祉士を含む）が教材を作成することも考えられる。

社会福祉士からは、マニュアルや教材よりも刑務所内で職務に関連すると思われる部署で、例えば1カ月ずつ研修を行い、刑務所のしくみ、流れ等を理解していくのも一方法であるとの意見があった。ローテーション研修は、企業でも取り入れられており、職務を行う上では有効であると考えられる。

## 第3章

# 更生保護(社会内処遇)における 司法と福祉の連携についての研究

## 第1節 研究目的

### 1 はじめに

全国 50 庁の保護観察所では、犯罪や非行をした人々の更生と社会復帰を支える社会内処遇を、国家公務員で専門職たる保護観察官と、地域ボランティア（非常勤国家公務員）である保護司との協働態勢で実施しているが、福祉的なケアを要するケースに関しては、医療・教育・福祉等関係機関と緊密な連携を保ちつつ、処遇に取り組んでいる。

また、全国 8 庁の地方更生保護委員会では、刑務所等の刑事施設からの仮釈放及び少年院からの仮退院に関する審査とそれに関連する様々な調査調整を主な業務としている。

障害や疾病など特別なケアを要する人々をみると、そのすべてが、福祉のネットワークでフォローされるわけではなく、犯罪をしたり非行があり、司法のネットワークに関わることによってはじめて福祉的なケアにつながるケースも少なくないと思われるため、更生保護（社会内処遇）における、特に福祉的なケアを必要とする人を支えていくための司法と福祉の連携について、研究していきたい。

### 2 更生保護（社会内処遇）をめぐる最近の動き

平成 16 年から 17 年にかけて、保護観察対象者や保護観察を過去に受けていた者の重大再犯事件が相次ぎ、保護観察の再犯防止機能の不全が厳しく指摘された。そこで設置されたのが「更生保護のあり方を考える有識者会議」であり、平成 18 年 6 月に報告書「更生保護制度改革の提言～安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して～」が法務大臣に提出された。この提言に基づき、保護観察の充実強化を目指した法整備が進められ、平成 19 年 6 月、犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法を整理統合し、保護観察の機能を充実強化した「更生保護法」が成立した。この法律は、再犯防止を改善更生と一体のものとして目的に明記した上で、遵守事項の内容を整理・充実し、弾力的な設定を可能にし、また、社会復帰のための生活環境の調整の充実や被害者等が関与する制度の導入、実効性の高い官民協働の実現がうたわれている。同法は、平成 20 年 6 月 1 日から完全施行されている。

### 3 更生保護のあらまし

保護観察官は法務省職員として「更生保護」という分野の仕事をしており、「犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助ける」（更生保護法第 1 条）ことがその責務である。裁判所、少年院や刑務所などの刑事施設を経てやってくる人々を迎える更生保護は、時に、「刑事司法のアンカー」とも呼ばれている。

更生保護の仕事の中心は保護観察であり、これは「指導監督」と「補導援護」の 2 つの要素から成り立っている。

指導監督とは、保護観察における権力的・指導的な要素と呼ばれており、一言で言えば、

接触を保ち遵守事項（約束事）をきちんと守り生活行動指針に即して社会の順良な一員となるように必要な措置をとることである。ただ、やみくもに心理規制をかけるという意味ではない。更生保護法第57条に次のように規定されている。

#### 指導監督の方法 更生保護法第57条

保護観察における指導監督は、次に掲げる方法によって行うものとする。

- 一 面接その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握すること。
  - 二 保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項（以下「遵守事項」という）を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとること。
  - 三 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施すること。
- 2 保護観察所の長は、前項の指導監督を適切に行うため特に必要があると認めるときは、保護観察対象者に対し、当該指導監督に適した宿泊場所を供与することができる。

一方の補導援護とは、非権力的・福祉的なものと呼ばれ、更生保護法においては第58条に次のように規定されている。

#### 補導援護の方法 更生保護法第58条

保護観察における補導援護は、保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようにするため、その自助の責任を踏まえつつ、次に掲げる方法によって行うものとする。

- 一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 職業を補導し、及び就職を助けること。
- 四 教養訓練の手段を得ることを助けること。
- 五 生活環境を改善し、及び調整すること。
- 六 社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、保護観察対象者が健全な社会生活を営むために必要な助言その他の措置をとること。

更に、再犯防止・改善更生の当面の障壁を取り除くための応急的・福祉的な支援としての「応急の救護」が第62条において規定されている。

補導援護の運用及び応急の救護の措置の実施に当たっては、「自助の責任」「公共施設優先の原則」「社会資源の活用」が特に配慮されている。

また、更生緊急保護といって、満期釈放者や執行猶予・起訴猶予、少年院満年齢退院者等、保護観察に付されていない者に対し、本人の申出に応じて身柄の拘束を解かれたときから

原則 6 月を超えない範囲において、緊急に保護措置を講じている。

わが国の保護観察は、保護観察官と地域の民間ボランティアである保護司の両方を保護観察の実施者として位置付け、それぞれの特色を生かして協働態勢で実施していることに特徴がある。保護観察の実務においては、保護観察官はインタビュー、処遇方針の決定と日々の処遇の確認、保護司に対するスーパービジョン、危機場面への介入、良好・不良措置の検討を行っている。保護司は地域社会の隣人として保護観察対象者に対する日常的な指導・援助を行っている。処遇困難なケースについては、保護観察官が積極的に関与している。

保護観察は社会内処遇と呼ばれている。保護観察対象者の生活の基盤を地域社会に求め、保護観察官をはじめとする専門家の援助と、保護司をはじめとするボランティアによる支援、そして地域住民の理解という 3 つの力でもって、回復と成長を実現していくことが特徴である。そのために、処遇の方針の決定においては、「社会のなかで再び非行や犯罪に至らず、健全な生活ができるか。そのためにどういった指導監督・補導援護が必要か」という点が重視される。

## 第2節 研究方法

### 1 更生保護施設におけるインタビュー調査

更生保護施設は、主に保護観察所から委託を受けて、保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を供するほか、就職援助、相談・助言等の援助・指導をする民間の施設である。刑事政策の一端を担う施設として、当該対象者の再犯防止機能が強く求められる一方、改善更生を図るため福祉的な視点でのかかわりもまた重要である。

今回は、全国101箇所の更生保護施設のうち、大規模施設、小規模施設、男子施設、女子施設、男女を共に保護する施設、都市型更生保護施設、地方の更生保護施設がバランスよく選ばれるように配慮しながら合計8施設を抽出し、リーガル・ソーシャルワーク研究委員会更生保護作業部会の研究委員が、実際に更生保護施設に出向いて、施設長及び職員に対してインタビュー調査を行った。インタビュー調査に当たっては、インタビューシートを使用し、それに基づいて質問を行った。

### 2 保護観察官、統括保護観察官に対するアンケート調査

地方更生保護委員会所在地の保護観察所8箇所に対し、管理職(統括保護観察官)1名、保護観察官歴10年以上の保護観察官1名、保護観察官歴5年以上10年未満の保護観察官1名の協力を得て、インタビューシートを郵送し、それに記名式で回答してもらう形で調査を実施した。

### 3 更生保護と連携している福祉施設等への調査

更生保護との連携実績がある東京社会福祉士会(東京)、社会福祉法人南高愛隣会(長崎・東京)、社会福祉法人愛光社会福祉事業協会(兵庫)、大阪府社会福祉協議会(大阪)に対して、更生保護との連携について調査した。東京社会福祉士会、社会福祉法人南高愛隣会については、研究委員から趣旨を説明したうえでアンケート調査を送付し、これに回答してもらう方法をとった。社会福祉法人愛光社会福祉事業協会、大阪府社会福祉協議会に関しては、研究委員が現地を往訪し、インタビュー調査を行った。

(引用)

- ・正木恵子「更生保護における加害者への指導監督・補導援護」『現代のエスプリ 加害者臨床』(至文堂)2008年

## 第3節 研究結果

### 1 更生保護施設におけるインタビュー調査

(1) 更生保護施設の処遇において、難しいと感じられることは何ですか。

(複数回答可) 数字は回答した施設数

疾病 8 障害 6 高齢 6 少年・若年 5 貧困 3

家族関係の破綻 3 職員との人間関係 2 入所者同士の間人間関係 1

就職困難 6 自立困難 6 保証人の問題 3 無保険・無年金 3

金銭管理 6 生活設計 6 異性関係 1 交友関係 1 不良集団 0

住まいの確保 5 依存症 7 借金 4 暴力団・暴走族との関係 1

その他 2

\* 女子被保護者、クレーマーのようなケース

\* 生活意欲の乏しいホームレス経験者

⇒ 困難事例を具体的にあげてください。

#### 【疾病】

- ・ 更生保護施設入所者は医療費の扱いで福祉機関との折衝が難航しがち。入院ケースはSWの助力で解決を図ることがある。
- ・ 刑務所で投薬されていない者も、更生保護施設在所後、「頭痛がする」「眠れない」等を訴えて医療機関受診を希望する者も多い。薬物事犯に限らず、仕事を休む理由として「身体の不調」を訴える印象がある。更生保護施設在所後、健康保険証を入手するまで時間がかかる。健康保険証なしで診察してくれる「かかりつけ医」を確保（費用も後払いで可）しているが、費用を払わず退所する者もいる。
- ・ てんかんの持病があるケースを引き受けた。更生保護施設入所後、大声を出したり異常行動が続き、周囲と軋轢を起こすようになった。SSTを行っている精神保健の専門家に見てもらったところ病気ではないので入院は難しいだろうということで、近々満期を迎えるので困っている。病気があったが面接したところ受け応えは真面目であったため受け入れた。前回の生活環境調整が不調になっていた事情などはわからなかった。入院歴があることは知っていた。
- ・ 通風の持病があり自立困難であったが救護施設が引き受けてくれることになった。身上調査書の記載だけではわからないこともあるので困ることがある。
- ・ 疾病を抱えるケースの処遇は難しいことが多いが、幸い地元の保健福祉センターと連携が円滑で、手続きは後でもいいからといってすぐに医療券を出してくれるのでありがたい。なお手続きには必ず職員が同道している。
- ・ 更生保護施設入所後に体調を崩す者が多く、持病を持つ者が多い。
- ・ 当更生保護施設は主として高齢者を受け入れているので、持病などを持った病人が多い。例えば在所者の80%が生活習慣病である。
- ・ 特にメンタル面の疾患。受診させた場合、本人がオーバーに症状を訴え、投薬が多く

なったり、服薬が守られないなどの問題がある。

- ・ 脳疾患で半身不随の人を引き受けた。身の回りのことはできる状態であり、救護施設を調整するまでの10日間程度保護した。周囲の被保護者がよく助けていた。
- ・ 末期がんのケースは刑務所志願者であったが、根気強く保護をしている。
- ・ 若年性アルツハイマーのケースは、更生緊急保護であり、データがなく、主任官の所見で異常が指摘され、受診したが、診断確定するまでに時間がかかり、迷子になるなどして対応に追われた。
- ・ 地元の福祉はきちんと対応してくれる。地域の事情により福祉は手厚い。生活保護は権利という考えが運用する側にもある。一方で健康な人も福祉に依存し、命に関わる病気でなくても保護に頼る傾向がある。

#### 【障害】

- ・ 4号観察対象者。障害（IQ5.1 てんかん 統合失調症）を有し前科12犯のケースを入所させたが、てんかん症状（粗暴行為）への対応に苦慮した。複合問題を抱えたケースであり、どこに相談すべきか迷い、保健師に更生保護施設に来てもらった。服薬管理も大変だったが、本人の症状を「気味悪い」と訴える入所者もいた。障害者手帳取得のため、本人の生育歴や病歴情報の収集に努めたが、時間がかかり、本人が再犯をし、取得に至らなかった。統合失調症など精神疾患への対応は慣れていない。職員間で市販のテキストを見ながら対応方法を探った。精神状態不安定な状態で暴力を振る状態になった時など、職員がそれを止めるだけのノウハウを持ち合わせていない。
- ・ 知的障害者の入所に関しては慎重になる。臨機応変に対応できないため就労が持続せず、日常生活での指導にも手がかかり、現在の職員体制では十分な指導ができない。精神疾患をあわせもっている者もあり、医療措置が必要になる。入所させるには、本人のメンタルケアに対応できる臨床心理士や精神疾患の対応に慣れている精神保健福祉士の協力が得られないと本人の生活を支えていくことは難しいと考える。
- ・ 明らかに知的障害がある者は2名であるが、全体の3分の1がIQ6.9以下である。IQ3.6の者は職員による指導・助言を理解できず交通機関の使い方などつきっきりで指導しないといけない。知的障害の者は療育手帳を持っておらず申請も難しいことが多い。身体障害は3、4級の者（右半身不随や足の障害）もいるが、2級の耳が不自由な人を受け入れたこともある。就労が難しいので施設からの出口がない。障害があっても一律に受け入れを断っているわけではないが、薬物の後遺症などは難しい。
- ・ 精神障がい（てんかんは大丈夫）や人格障害が大変。内部疾患よりも大変。

#### 【高齢（疾病）】

- ・ 高齢入所者は、複合的な問題（疾病、障害、家族関係の破綻、かたくなさによる職員との人間関係など）を抱えている。更生保護施設は自立を支援する施設であるが、高齢者は低賃金で自立資金確保が難しいこと、賃貸住宅確保ができないこと（保証人確保を含む）があり、施設退所までに時間がかかる。保険や年金の手続きに関しては手間がかかり、当施設が依頼している社会保険労務士からの助言を得て行うようにしている。年金受給の手続きは出所後に行っているが、申請から受給開始まで時間を要する者も多い。

- ・ 「身寄りの無い孤独な高齢者を積極的に受け入れて自立させる」ことが事業方針。主な在所者が高齢者であり、高齢者の処遇に関わる苦勞が多い（8月22日現在 在所者平均年齢43歳 最高齢70歳）。
- ・ これまでの最高齢者は仮釈放後在所した84歳。高齢者に共通するのが「疾病」と「思わぬ怪我」。階段で足をぶつけて骨折した事例もあり、予想以上に医療費がかかることがある。
- ・ 病院に入院した場合、身寄りがないため、施設職員が家族代わりの役割（着替え手配など）をすることになる。仮釈放者は刑務所から「紹介状」を提供されるケースが比較的多いが、それ以外のケース（保護観察付執行猶予者、更生緊急保護対象者）は心身の状態がわからないままの入所となる。
- ・ 懲役20年を言い渡された長期刑受刑者であって、受刑後18年目に仮釈放者となった者を引き受けた。作業賞与金と年金があるのでそれでアパートを借りて自立。使い切った時点で生活保護ということになった。もう1名74歳の人がいるが大工の技術があり体も元気で働いている。もうすぐ79歳の人を引き受ける。年齢的に犯罪できないだろうなと思えば、自立困難が予想されても受けている。
- ・ 入所者全員が60歳以上で、平均年齢は68歳であり72歳の者もいる。
- ・ 生活保護につながれば大丈夫。仕事がないのが問題。

#### 【少年・若年】

- ・ 少年の場合、基本的な生活習慣が身につけていないため、成人との共同生活維持をさせるのが難しい。元々、更生保護施設に入所する少年は、保護者から十分な愛情やしつけを受けていないため指導に手がかかる。施設を親と同じようにとらえて甘えるのだろうが、いつまでも施設に甘えていては自立することができない。
- ・ 少年刑務所出身者が固まると大変であるが、どちらかという施設の中で孤立するので他者に流されることはない。
- ・ 特に処遇困難者が際立つ。感情の統制ができない者が多い。考えが固定しており更生意欲が感じられない。少年院退院者は非行の根が相当深く改善更生のための処遇が難しい。少年や若年の者同士が結びつくことで、互いの行状が悪化する。
- ・ 働くことが大変。知的にやや遅れがある少年をコンビニの協力雇用主に依頼し、トライアル雇用から数ヶ月続けて就労することができた。
- ・ 少年・若年者は施設の規則を守れず、トラブルを起こしやすく、年齢の近い者同士で施設の雰囲気乱すばかりでなく、無断退所も多い。

#### 【貧困】

- ・ 日払い対応の雇用主のもとでの就職でクリアできる。施設の指導の範囲内だと思う。
- ・ 入所時の所持金は、多く持っている者でも1万円か2万円であり、喫煙者の所持金は皆無の状態と考えるべきである。
- ・ 更生援助金で対応。少しお金も貸している。

#### 【家族関係の破綻】

- ・ 家族の了解を得ないと福祉関係の手続きが進まない場合もあり、特に、高齢者の退所時（自立先の確保時）に苦勞する。

- ・ 家族関係の破綻は更生保護施設内で処遇を施すことで手当が可能である。
- ・ ほとんどの入所者が家族や親戚・知人等と疎遠である。
- ・ 家族関係を修復できる例は少ない。

#### 【職員との人間関係】

- ・ 男性職員は1名だけであるが、わざと女性特有の病を男子職員に相談する場合があります。職員が苦慮することがある。
- ・ 職員との人間関係については更生保護施設で処遇を施すことで対応可能。
- ・ 職員のバックグラウンドは様々でありチームで対応している。

#### 【寮生同士の人間関係】

- ・ 最近落ち着いている。個室を望む者も多いが、障害や疾病を持つ者を集団に入室させると、異変が察知されやすいなどのメリットもある。

#### 【就職困難】

- ・ 就労が持続しない者への対処も苦勞が多い。刑務所の作業は厳しいものではない。たとえ、同様の仕事でも刑務所のペースでは社会では受け入れられない。「職場で注意されると辞める」ことが多いため、励まして何とか仕事に生かしている。特に女性は「楽しんで金を稼ぐ」世界（水商売・風俗）で生きてきた人が多い。社会に出ると「地道に働くこと」ができない人もいる。
- ・ 過去には施設に協力してくださる雇用主が30～40社あったが、不況で現在は20社程度となっている。就労支援事業と異なり即決で1日でも働けるので手元の金を稼ぐのには有効である。
- ・ 就労事情の悪化に伴い安定的、継続的な就労先の確保が難しくなっており、特に保護期間の切れた高齢者はその影響を受けて生活資金・住居の確保ができない。
- ・ 協力雇用主の協力が得られ辛くなり、派遣職員に登録して日雇いパートで稼働するものが多いため賃金が低く、さらに稼働に日数も少ないことから自立資金に回らず自立退所が困難になっている。

#### 【自立困難】

- ・ 施設生活をさせるには困らないが、更生保護施設は中間施設であるため自立の見通しが立たず、施設に長期滞留するようになると困る。
- ・ 更生保護施設数や予算が少なく「短期間で回転させて多くの者を保護する」機能を求められる以上、3ヶ月程度で自立させることはとても難しい。
- ・ 平成19年は87パーセントの者が親族や仕事先などまずまず安心できる場所に退所したが、残りの者はドヤに行くしかないと述べており心配。
- ・ 現在の平均委託期間は80日程度であるが、所持金が少なく、頼る人もいないため、達成感を高めたり、自立する資金を貯めるには半年程度の委託期間が必要である。
- ・ まじめに努力する人は入所中に3～40万円の自立資金を貯めて退所するが、保証人や就労先の理解がないと自立後のことが心配される。意思が弱く、安定して就労しない入所者は自立が極めて困難な状況となっている。
- ・ 定員中20パーセント程度は働けない人である。

#### 【保証人の問題】

- ・ 家族等とは疎遠な状況であるため、保証人が確保できず、就職のほか民間住宅などへの入居が難しく自立が困難となっている。特に民間住宅への入居は保証人が2人必要となっているため確保ができない状況である。
- ・ 保証人協会を活用している。

#### 【無保険・無年金】

- ・ 社会保険労務士が施設運営に協力しており、入所者の年金にアドバイスを得ている。なるべく空白期間を持たせず、年金受給資格維持させるようにしている。
- ・ 更生保護施設入所者の殆どが無保険・無年金である。治療を要する疾病を抱えている者については、福祉事務所の理解と協力で、医療扶助や健康保険証の交付という手当てを受けている。
- ・ 入所者の殆どは、保険や年金に全く関心がなかったばかりか、あるいは保険や年金に加入している会社などで就労したことがない者である。住民票を異動させたり、何らかの手続きをすると、それまでに納付すべき年金や保険料が滞納状態となっていることが判明するため、新たな手続きを嫌がる入所者が多い。
- ・ 保険証はすぐに発行され、お金がない場合は3割負担も免ぜられる。

#### 【金銭管理】

- ・ 貯蓄に努めさせているのだが、金銭管理の指導が難しい。嗜好品への支出など浪費を防ぐように助言し、家計簿をつけさせるよう指導している。
- ・ 金銭管理ができない者も多い。生活資金が不足した者には更生援助金などを貸与するが、踏み倒す者もいる。元々、金銭管理ができないゆえ犯罪などにいたる者であり、それが修正されるには時間がかかる。借金問題は、債務整理を法テラスなどを活用して指導をし、施設側で貯蓄指導も重ねているが借金に抵抗の無い者も多く、在所中に新たな借金を作る者もいる。最近では、携帯電話料金の滞納問題に困っている。
- ・ 殆どの入所者は、所持金がなく、収入があっても無計画に遊興等に安易に消費する傾向が強い。
- ・ 殆どの入所者は所持金が無く、収入が有ると無計画に消費してしまう傾向が強く、きちんと指導して自立資金を貯めさせている。
- ・ 基本的に施設で管理する方針である。

#### 【生活設計】

- ・ 更生保護施設で中長期的な視点で生活設計を立てさせることが難しい。目の前の問題に対応するのが精一杯というところ。施設をまず退所することが目的となり、地域に出た後の生活まで考えることはできないのだろう。
- ・ 高齢者が多く、家族とも疎遠であり、安定して就労することも困難な状況の中で生活設計を立てるところではなく、その日をどう暮らすかが精一杯の生活となっている。
- ・ 今日明日のことに目がいってしまう。長いスパンでの処遇が難しい。

#### 【異性関係】

- ・ 男女が共に入所する施設なので目につくところでべたべたしないよう注意している。

#### 【交友関係】

- ・ 友人のついでで働くことは避けるよう指導。

### 【住まいの確保】

- ・ 更生保護施設で住まいの確保まではできず、福祉機関との協力が欠かせないが、福祉事務所では相談に応じてもらえない場合が多い。（福祉事務所は）家屋を見つけた人に対し費用を支弁することが業務であり、家屋探しは本人がなすべきことだと考えている。結局、安価な家屋や家財の情報をNPOから得ることが多い。NPOも様々であり、入所者には気をつけて利用させている。
- ・ 高齢入所者の退所時の「住まい確保」も難航。親族、知人がいないため保証人が立てられず、保証人を確保しても貸し主側が「独居高齢者」を嫌がる。福祉関係者から高齢者向けの居宅情報を得るなどしているが難しい。
- ・ 民間住宅への自立は保証人を2人立てることが不可欠であり、入所者は家族等と疎遠な状況であるので、住まいの確保は困難な状況である。唯一、協力雇用主の理解と協力で協力雇用主の会社等に住み込みが可能な状況となっているが、彼らが定着するとその枠もなくなり、協力雇用主の拡大が必要になる。

### 【依存症】

- ・ 依存症の治療は更生保護施設ではできない。治療機関につなぐことしかできない。
- ・ 職場でビールを1杯飲む程度は仕方がないが、完全に出来上がって帰ってくるのは問題。居室点検でも酒びんが出てくる。警告文などで指導を加えている。飲酒した状態では指導が入らないので、アルコールや薬物依存症の既往歴がある人は受け入れに不安がある。
- ・ 覚せい剤・アルコールへの依存がある入所者が多い。再犯や粗暴な行為に及ぶことがあるので、緊急時の態勢や関係機関との連携、断酒会などのプログラム処遇を考える必要がある。
- ・ 高齢者が多いが、覚せい剤やアルコールへの依存を持つ入所者が多く、依存から脱却する（意欲）よりも怠惰な生活習慣（に流れる）入所者が多い。
- ・ 酒を飲んで暴れるケースへの対応が大変。

### 【借金】

- ・ 在所者がどれだけの借金を背負っているか不明である。住民票を移動させたことで借金が発覚し、その後、法律相談などを利用して問題解決させる形になるため時間がかかる。
- ・ 借金の問題を抱えている者も多いが、弁護士に無料法律相談をしてもらい、実際に実効ある手当てがなされるようになり、かなり改善した。
- ・ 借金があり返済に困る入所者が多い。
- ・ 住民票を異動すると借金の取り立てがあり、借金を解決する手立ても持ち合わせない入所者が多い。
- ・ 借金は後から判明する。無料法律相談を活用。

### 【女性】

- ・ 問題が根深い。

### 【クレーマー】

- ・ 引き受けてから判明し施設が大変な状態になる。

(2) 更生保護施設の処遇を支えてくれる地域の人的資源について教えてください。(複数回答可) 数は回答した施設数

保護司 8 更生保護女性会 8 BBS 1

協力雇用主 7 公共職業安定所 6 社会福祉協議会 1

民生・児童委員 0 福祉委員 0 自治会 6 市区町村の役所 5

保健所(保健センター) 3 かかりつけ医 5 専門医 3

ダルクやNA、断酒会 3 ボランティアスタッフ 1

その他 2

\* 社会福祉士、精神保健福祉士。

\* 大学教員などの精神保健分野の専門家がSSTのスタッフをしてくれている。

⇒ 人的資源による具体的支援の例

- ・ 保護司や更生保護女性会からは特に資金面で大きな支えを得ている。
- ・ 保護司が気軽に立ち寄る雰囲気はないが、お盆の時に僧侶の保護司に協力してもらっている。
- ・ 直接に処遇支援を受けてはいないが、広範囲に積極的な支援がある。
- ・ 保護司からは運営全般に理解と協力を得ている。夜間の補導の必要上、保護司の応援を得て補導態勢を強化している。
- ・ 地元の保護司会に参加。施設で保護司研修会を実施し地元の保護司の出入りも多い。
- ・ 更生保護女性会については都道府県組織の会長の督励で活発に慰問が行われている。地元の会長は積極的に活動してくれており、更生保護施設も更生保護女性会の会場場所を提供している。
- ・ 更生保護女性会からは、給食奉仕、おはぎの差入れ、生け花の設置、クリスマス会の開催など、母の愛を基本にした物心両面の支援を受けている。
- ・ 更生保護女性会からは、入所者及び施設の運営に継続して物心両面の支援を得ている。入所者のために餅つき大会、流しソーメン行事、俳句の学習会などを開催してくださっている。
- ・ 更生保護女性会が食事づくりと懇談を実施。施設長が積極的に参加し被保護者との交流が活発化している。
- ・ BBSは、土日祝日の午後1時から9時までの間、補導員補助としての支援を行っている。以前は入所者の話し相手やソフトボール、レクリエーションを企画していたが、現在ではなくなっている。
- ・ 協力雇用主は10件程度がすぐに雇用してくれる。建築業が多い。コンビニなどもある。ハローワークが近いので求職活動には協力的。
- ・ 公共職業安定所は、刑務所出所者等総合的就労支援事業の制度が発足し、積極的な支援を得ている。
- ・ 刑務所出所者等総合的就労支援事業の導入に伴い、公共職業安定所の積極的な協力が得られるようになり、入所者11名中7名が就労した。公共職業安定所は入所者の改善更生と自立に欠かせない役割を担っていただいている。

- ・ 高齢者の安定した就職には、仕事の内容と雇用主の理解と協力が必要である。更生保護施設が開拓した協力雇用主のもとで入所者が安定就労し、やがては住込み就職が可能となっている。ただ、入所者が希望どおりに住込み就職すると（枠がなくなってしまうので）、協力雇用主の拡充が不可欠となってくる。
- ・ 社会福祉協議会については人的な交流はないが年末のクリスマス会には費用助成が行われている。
- ・ 自治会については会長と交流。施設評議員になってもらっている。
- ・ 地元区役所及び保健福祉センターとの連携は非常に円滑である。
- ・ 地元区役所は非常に協力的。福祉事務所や保健所も同様。
- ・ かかりつけ医は評議員兼自治会職員であり便宜を図ってくれる。専門医は社会福祉法人系列の病院を保護司が紹介してくれた。
- ・ かかりつけ医が近くにおられる他、酒害学習会に協力してくれるアルコール専門クリニック薬物依存症者への対応をしてくださる専門クリニックと連携する他、精神科疾患の入院に対応できる病院との連携がある。
- ・ いつも入所者が行っている、かかりつけ医がある。覚せい剤依存症の入所者に対する投薬治療も行ってもらっている。
- ・ かかりつけ医には常に理解と協力を得て、入所者が何かの時に通院している。
- ・ 地元総合病院がかかりつけ医。医療券はすぐにでる。薬物依存症は地元のクリニックなどでは対応できないので専門病院と連携している。
- ・ 断酒会についてはミーティングを月1回実施。
- ・ ボランティアスタッフは、カウンセラー（臨床心理士）など3名。学校の先生なども協力してくれる。SSTなどを実施。

⇒ こうした人的資源とはどのようにつながったのでしょうか？

- ・ 更生保護施設で実施している処遇プログラム（SSTなど）を実施する際、講師を通じて社会福祉関係者とのネットワークができた。
- ・ ケースを通じての自治体職員とつながりができた。
- ・ 理事や評議員の紹介。
- ・ 保護観察所からの紹介。
- ・ 更生保護施設で実施している処遇プログラム（セルフコントロールプログラム）の関係者からの紹介。
- ・ ケースが多くあるので処遇を通して信頼関係を深めた。福祉の職員が転勤しても後任者との良好な関係が続いている。福祉に相談する時は必ず職員が同伴し寮生単独での飛び込み相談は避けている。65歳以上であれば生活保護もかかりやすい。医療扶助単給は非常にスムーズ。生活扶助を在所中からかけるケースはいないが、出所後にそれを計画して処遇している者もあり、救護施設などに引き取られる者もいる。
- ・ 最近ソーシャルインクルージョンを目指す団体とも交流している。NPO法人の責任者からホームレスのためのシェルターで入所者の世話をする人を雇いたいという打診があったが、入所者には荷が重いように感じている。

- ・ 地域の理解が必要なため、地域の会議や趣味（ダンス、詩吟、俳句、三味線、パッチワークなど）の会などの開催に会議室を提供している。また、地域の会議にも積極的に出席するようにして、理解を求めるように努力している。
- ・ 入所者の処遇や措置、保護司会・更生保護女性会・協力雇用主などの更生保護関係者との連携や各種会議への出席など、常に情報をキャッチするアンテナを張り巡らせることにより、人的資源のネットワークをより拡充した。
- ・ 更生保護施設をオープンさせる構想ができたころから地域の代表5名と朝食を共にするなどして地域に理解と協力を求め続けた結果、人的資源が広がった。また、入所者の処遇を通じて、熱意を持った対応と信頼関係を構築する努力の結果、良好な関係が維持できている。
- ・ 前施設長時代からきちんとネットワークがくみ上げられていた。前施設長と現施設長とは以前から交流あり。
- ・ 更生保護事業団体との連携は、長い歴史的経過の中で培われてきている。その他の社会資源については、更生保護事業の広報活動や必要に応じた施設側の協力要請により支援が得られている。公共職業安定所や福祉事務所との連携は、具体的な事件処理及び定例の事務担当者会議を通して充実化が図られている。

⇒ 人的資源とのネットワークのメンテナンスは？

- ・ 司法関係者以外は、平素からのこまめな挨拶回りを行うことを心がけ、更生保護への理解を深めてもらう努力を重ねている。
- ・ 困ったときだけ福祉に依頼する体制にならぬよう気をつける。
- ・ 関係者と連絡を密にとるよう心がける（例 理事会・評議員会を活用したり、こまめに地元の会合に出席する）。
- ・ 常日頃からケースを通して連携しているが年1回の会議も有効である。
- ・ 他に頼るばかりでなく、施設でできることは努力し、努力を認められる中で信頼関係を構築していつている。
- ・ 各種会合などに積極的に参加すること、施設の果たすべき役割をきちんと果たすこと等を通じて信頼関係を構築することが大切である。
- ・ お互いのことをよく知り合うよう、施設のことを出向いて説明する。理解しあうよう出向いてコミュニケーションをとる。大学の実習を受け入れたこともある。
- ・ 積極的な働きかけによる関係の形成と継続。ニーズの明確化と具体的な活動の場の提示。役割分担の明確化と情報交換の緊密化。縦割り行政の枠を超えた、ネットワークによる協働作業の志向。

⇒ 地域社会で施設を運営するにあたって気をつけていることは？

- ・ 近隣に迷惑をかけることがないように入所者に厳しく注意を与えるほか、迷惑をかけたときはすばやく対応する。
- ・ 町会行事などに積極的に参加し、施設が地域に溶け込む努力をしている。
- ・ 相手側（近隣住民の感情）にたって、考えること。地域への奉仕活動を積極的に心が

けること。迷惑をかけた事柄（問題）は放置せず、すぐに対応すること。地域を犯罪被害者にさせないために細心の注意を払うこと。

- ・ 地域住民に迷惑をかけないこと。迷惑をかけた事柄（問題）はすぐに対応すること。
- ・ 近隣に迷惑をかけないよう説示。無銭で酒を飲んだり店で粗暴なふるまいがあるとすぐに電話がかかってくる。自転車がなくなると疑われる。悪いことはずっと近隣は覚えているので気をつけている。
- ・ 地域にとっては迷惑施設ととらえられがちであるので、理事長を中心に、できるだけ多くの人と出会い、真摯に要望を受け入れ、また、常に理解を求めるための創意・工夫をしながら努力している。
- ・ 地域の理解が不可欠と考えるので、更生保護施設が存在する地域の自治会の代表に年1回集まってもらって意見交換の場をもって意思疎通を図り、理解と協力を求めている。地域の協議会には、ここ3年位出席して理解と協力を求めている。
- ・ 入所者に対し、地域における生活の有り様について、常に教育、注意を行っている。また、年4回入所者の集会を開催するなどして徹底している。
- ・ 更生保護施設の前庭が広いので、子どもに開放し、「怖い施設」というイメージを和らげるよう努めている。
- ・ 入所者が行う町内清掃に更生保護女性会員が参加するなど、地域の人々を巻き込んだ活動を実施している。また、運動会など地域の行事には施設長が参加し理解と協力を求めている。
- ・ 地域との信頼関係を持続することであり、悪いこともきちんと出して施設の透明性を確保することである。
- ・ 理事や評議員に地域の代表を入れて、理解と協力、そして施設の運営に積極的な提言をしてもらうようにしている。
- ・ 地域の人に支えてもらっている姿勢をもち続けている。
- ・ カウンセリングルームを地域に開放。保護者の相談などあり。
- ・ 男女施設であり地域住民の目につく交際がないようにしている。人間関係。被保護者同士は基本的に個室なので喧嘩がたまにある程度。
- ・ 地域住民の理解と協力を取り付けるための日常的な努力。地域住民の心情の忖度とニーズの把握。地域社会に迷惑をかけないための収容者の選択及び生活指導。施設職員及び収容者の地域社会に対するサービスの提供。地元町内会のメンバーになるばかりでなく、行事にも積極的に参加すると共に当会研修教室を開放している。食料品は極力近隣商店から購入するよう努めている。

(3) 更生保護施設の処遇において、福祉との連携について難しいと感じられることはありますか？ 数は回答施設数

難しいと感じられることがある。8

⇒ 具体的にどのようなことでしょうか。（複数回答可）

- ・ 疾病や障害、高齢といったハンディへの対応。8

- ・ 収入が得られない者への経済的な手当。 5
- ・ 緊急時の医療。 4
- ・ 依存症への対応。 3
- ・ 本人の動機付けが乏しい（病気であることを認めないなど）。 3
- ・ 施設内での処遇が困難で、かつ自立も難しいケースへの対応。 7
- ・ 福祉的措置を受けていないケースからの不満。 1
- ・ その他 2 具体的に
  - \* 保護に依存するタイプの入所者への処遇。
  - \* 夜勤の1人態勢。

⇒ その原因は何でしょうか。

- ・ 福祉の窓口にどのようにして繋いだらよいかわからない。 0
- ・ 福祉の窓口に行ったがうまく対応してもらえなかった。 3
- ・ 福祉制度についてよくわからない。 1
- ・ 被保護者が福祉の活用に消極的だった。 1
- ・ 活用可能な社会資源が身近にない。 1
- ・ 活用可能な社会資源に関する情報がない。 1
- ・ その他 4 具体的に
  - \* 更生保護施設在所中、福祉関係の法適用が出来にくい。
  - \* 福祉との連携がなかった場合、他の入所者にその自慢をして、優位に立とうとする傾向が強くなり、他の入所者の更生意欲に悪い影響を招くことになる傾向がある。
  - \* 市役所と病院との連携の問題。
  - \* 医療扶助については適切な対応が得られているが、生活扶助や住居の提供・斡旋については十分でなく苦慮している。犯罪・非行前歴者に対する、福祉政策が十分でなく、自立の相談や收容保護の体制が確立されていない。更生保護分野における処遇には保護期間の制約があるため、法定保護の期間の切れた対象者については、福祉分野が責任をもって対応できる体制を整備することが急務である。
  - \* 一般市民に対する福祉政策に比して、犯罪前歴者に対する福祉政策の分野が遅れているのではないか。保護を求めて相談に来る対象者に対し、一時的な食事や旅費の支給だけでは十分でなく、対象者が生活の手段や生活の場を確保することによって地域社会に根付くような処遇が必要である。理想的なプログラムやマニュアルの作成だけでは対策の具体的な進展にはつながらないのではないか。

⇒ 福祉との連携で困った事例を具体的にあげてください。

- ・ 福祉措置が必要なケースで窓口相談を利用させたが、本人が福祉側で提示された支援メニューを嫌がった。
- ・ 窓口につなぐまでは、施設職員でも対応できる。実際、困るのは福祉の窓口につないだ後のことである。人手が少ないなか、病院に入院した者への付き添いや病状告知の同席などを求められたり、通院者については服薬管理や生活指導なども求められる。家族

同様の働きを求められるが、正直、施設職員としてできることに限界がある。

- ・ 知的障害の疑いのある者の自立：起訴猶予となった後、更生緊急保護対象者として入所した50代の者。就労するものの作業緩慢などの理由で解雇され、更生保護施設が内職を世話し、40万円の自立資金を確保。法定期間終了に伴い、本人の就労先を確保する必要が生じ、公共職業安定所に相談したところ、知的障害の疑いがあるのではないかと指摘され、地域障害者職業センターでの相談を勧められた。本人に対する障害告知が必要となったが、本人自身自らの障害に対する理解が進まず、保護観察官に本人に対し障害のことを説明するよう依頼し、動機付けた。地域障害者職業センターで知能検査等を実施する際には立ち会った。健康保険福祉センターにおいては、本人の生育歴調査への協力（親族への連絡など）が更生保護施設職員に求められた。3月後、療育手帳（B2）が発行され、障害者福祉施設を利用するための調整が始まったが、生活費確保のため障害年金を受給する必要が生じ、手続を行ったが、3月近くの時間を要した。その後、本人を任意保護者として更生保護施設に入所させたが、本人は不満を鬱屈させ更生保護施設を出奔し、結局再犯してしまった。福祉機関の窓口では制度の説明や手続の紹介をしてくれるが、実際の手続きを担うのは更生保護施設職員であり、福祉機関が求める情報がわからず、手続ミスを指摘され何度もやり直しが必要になった。療育手帳を受けるための手続と障害年金受給のための手続が連携しているものと思っていたが、実際は違っていた。「窓口が異なる」と言われたが、福祉関係者間の連携がないのだろうかと思いに思った。制度をよく知った人間が対応していれば、時間のロスや手続のミスが減り、もっと早くに本人を自立させることができたと思う。
- ・ 高齢者の自立先確保及び退所後の支援：高齢であるが生活保護を受給するまでには至らないケース。稼働能力があるため部屋を借りて自立することを希望した。単身高齢者の場合、貸主から保証人を立てることが求められる。死後の始末までを請け負う NPO 法人に関する情報提供を福祉課から受け、社会資源として情報提供したが、本人は利用を承諾しなかった。他の入所者が保証人となって部屋を借りたことがあった。高齢者の場合、退所した後も福祉関係者や関係機関より、家族代わりとして「見守り支援」を依頼されることがある。
- ・ 親族の了解をとる手続の煩雑さ：身寄りがある高齢者であっても、高齢者福祉施設入所の手続に苦勞する。子どもがいる場合、福祉機関から「福祉の手続をとることについて、親族の了解をとってください」と求められる。窓口の担当者によっては「福祉機関が親族の了解を取りますから」と言ってくれることもあるが、相談に出向いた際、「親族の了解をとっているのか」「親族が支援できるのではないか」と言われ、本人自身にその手続をするよう求められる。しかし、実際実行できる者は少ないため、更生保護施設職員が親族と本人との間に入って調整をすることになる。福祉の制度に繋いだとしても、その後の手続を更生保護施設職員が担わなければならない実情がある。
- ・ 高齢者で身体が不自由な者の例：両足首に障害があり、歩行の際には手押し車が必要な高齢者。刑務所から「どこも行くところがないのでどうかお願いします」と頼まれ、引き受けることになった。刑務所在所中に福祉につながるができなかった模様。当方は身体障害者の処遇を想定した設備ではなかったため、困難が生じた。更生保護施設

入所後、本人を連れて何度も福祉の窓口に行くほか、入所可能な部屋を探して歩いたが、更生保護施設からの退所先が見つからない状態が続いた。福祉の担当者から「市営住宅の抽選会に行くように」「どこそこの不動産屋に行くように」と指示され、本人に自助努力させるよう言われた。しかしながら、本人がひとりで出来る状態ではないため、常に更生保護施設職員が付き添わねばならない。法定期間が終了間際になり、初めて福祉が「ショートステイ制度を活用し、その後市営住宅に入居する」ための手続をとってくれた。もっと早くにこの制度が利用できたのではないかと思っただが、制度を知らないために福祉の言うままに動くしか方法がなかった。

- ・ 相談機関を歩き回ることも大変であるが、福祉関係の手続に時間がかかりすぎるように感じる。委託期間内で全ての手続が終わるというケースは少ない。むしろ、委託期間が終了して初めて福祉の制度が利用できるという印象がある。更生保護施設所在地の自治体は他の自治体よりは相談に応じてくれると感じているが、時間がかかりすぎる。
- ・ 当施設では、入所者の（福祉的手当ての）必要性を十分検討し、入所者の意向も踏まえて同伴するなどして一緒に福祉との連携を図っているが、独断で福祉の援助を受けようとする入所者がいると福祉の信頼がなくなり、入所者間の均衡に影響が生じ、指導や関わりに不均衡が生じやすい。
- ・ 療育手帳の取得等各種の手続がもっと迅速になると、適切な対応ができるので、さらに迅速化を図って欲しい。
- ・ 犯罪をした入所者は、福祉施設への入所は困難で、病気になった場合も入院治療が難しい。
- ・ 生活保護は受給できるが、自立するための住居の確保が困難である。高齢者は1人暮らしで認められないし、他の場合でも保証人が2名必要であり、家族等と疎遠になっているので、入所者には保証人の確保は困難である。
- ・ 療育手帳は2年間で3ケースぐらい取得。生育歴などを確認するため同胞に協力を依頼するなど大変。保護観察所がリードしてもらえないか。刑務所にいる間に取得できないか。
- ・ 薬物事犯のケースでも、これまではただ就労指導だけをしていた。再発を予防する働きかけをしたい。
- ・ 若年性アルツハイマーの人が所在不明になったときは大変だった。ただ、集団生活をしているうちに改善するようになり、地域のデイケアにつながり、老人福祉施設に入所した。彼から施設長あてに手作りの陶器のプレゼントがあった。
- ・ 緊急時は救急車を呼ぶ。夜間であっても施設長がかけつける。被保護者が付き添ったり見舞いに行きたがるが、トラブルがあるので、施設職員が対応するが、夜間の場合は配置の関係が難しい。

難しいと感じられることはない。1（難しいと感じると重複回答）

⇒ うまくいく工夫をどうか教えてください。

- ・ 相手側の理解が得られれば、福祉措置もうまく進む。お互いに協力する態勢ができあがればよい。福祉側を動かす努力、説明する力を身につけておくことが必要であり、お

互い理解が進むような日頃からの連携が必要。

- ・ 施設職員も福祉制度を学ぶ努力をし、福祉担当者ともまめに接触をとること。
- ・ 福祉から信頼を得られる対応を1つ1つ積み重ねることが大切だと考える。
- ・ 十分な対応や努力をした後に福祉に繋ぎ、医療扶助を含む生活保護の受給や中央保護所への入所につながった事例は多くある。今後は「犯罪者」として更生保護施設出所者の入所が敬遠されがちな高齢者福祉施設との連携を図り、高齢入所者への対応に取り組む必要がある。
- ・ 本人の更生意欲と施設の平素の努力と信頼関係が不可欠である。

⇒ 連携がうまくいった事例をあげてください。

- ・ 福祉関係でうまくいった事例はない。毎回「どうしたらいいか」とあちこちに相談して対応している。
- ・ 施設そのものが交通利便性があり都市型の施設。ハード面は整っている。福祉との連携も円滑である。区役所や保健福祉センターあつてのものである。所持金5円で釈放される者については観察所で更生援助金を3000円程度持たせてもらい原則としてお金を貸すことはしていない。協力雇用主で単発でも働かせてお金をつくる。お金を厳しく管理し自立に備えている。精神疾患の救急医療については不安を抱えている。アルコール依存症の者は酒害学習会に出ながらも不安が強い。福祉的措置を受けていない者からの不満については、よく言って聞かせているうちになくなった。
- ・ 福祉との連携実績は年間30件数程度である。
- ・ 問題は多いが地元の区役所や保健福祉センターの動きが迅速なので助かっている。
- ・ うまくいった事例は多いが、特筆すべき事例はない。
- ・ 地元の福祉は協力的。難しいケースでも一緒にやっていける。
- ・ 末期癌（肝臓）の刑務所志願者を入所させた。満期出所後まず福祉に相談し、居場所をつくるので、それまで施設で保護することになった。ちょうど正月だった。正月を施設で過ごし、それでも刑務所がいいという。そこで事件を起こし、起訴猶予となった。県内の別の更生保護施設で保護。当更生保護施設の地元の福祉事務所が福祉に関する費用を出すことになった。3月後、再び戻ってきた。体調は不良だが、福祉の人が「社会で死ぬるように」と心を砕いた。その結果、現在は落ち着いて任意保護に依拠している。
- ・ ケアマネの方と知り合ったことで、様々な社会資源とめぐり合った。そうした人的なつながりは貴重。
- ・ 老人ホーム入所が実現した。区役所の協力支援により生活保護の受給→市営住宅入居→老人ホームに入所できた。在所中の医療保護から退所後の生活保護への移行。在所中の医療扶助。
- ・ 75歳で入会した仮釈放者。入会后、体調不良を訴えるため病院を受診させ、閉塞性黄疸で緊急入院。精密検査の結果、癌が発覚したため手術を受け、その後、入退院を繰り返す生活。福祉と協議を重ね、本人の退院先を探すべく、更生緊急保護期間の活用を含めできる限りの協力を行った。

(4) 今後、更生保護施設の処遇に、社会福祉の専門職である社会福祉士が関わっていくとすれば、どのようなことをしてほしいですか。

(複数回答可) 数は回答施設数

- ・ 困ったケースが出た時に色々と相談したい。 4
- ・ 被保護者のための社会福祉に関する専門の相談コーナーの設置。 6
- ・ 自立が難しいケースへの援助。 7
- ・ 障害や疾病などのハンディがあるケースに対応する専門施設の運営。 3
- ・ 社会資源マップづくりや社会資源に関する情報提供。 5
- ・ 福祉の窓口や社会資源との円滑な橋渡しやネットワークの整備。 6
- ・ 職員に対して、福祉制度のことを教えてほしい。 2
- ・ 処遇施設としての様々なプログラムの充実に貢献してほしい。 5
- ・ 地域社会において施設がよりよい形で受け入れられるための援助。 1
- ・ 社会福祉士養成のための実習を受け入れる際の後方支援。 3
- ・ その他 3 具体的に
  - \* 更生保護施設が福祉措置を必要とする者を常時抱え込むことを想定していないが、常時、抱え込むようになれば専門家が身近にいた方が良いと思う。ただ、更生保護施設に専属して働いてもらう必要があるのか疑問がある。更生保護施設を理解し、福祉的措置を必要とする者を「つなぐ人」がいれば良いのかもしれない。
  - \* 更生保護施設専従の社会福祉士配置が必要かどうかは疑問がある。更生保護施設の規模は小さく、入所者全て福祉ケアが必要とは言いがたい。外部の専門家と円滑な連携がとれば良いと考える。施設規模から見ても福祉的措置だけを専門に扱う職員を配置する人的余裕はない。
  - \* 更生保護領域の理解者を増やす意味合いで社会福祉士を学ぶ学生の実習受入れを試みたい気持ちはある。
  - \* 社会福祉に関する情報提供や窓口の紹介までは、保護観察所がかなり協力してくれる。特に、社会福祉の人をお願いしたいのは、「相談後のていねいな支援（窓口につないだ後の支援）」である。窓口に繋ぐまでは更生保護施設職員で可能だが、その後、福祉側で必要な手続き、調査などを福祉の担当者をお願いできないかと思う。更生保護施設職員が、福祉関係の制度に精通していないことを理解してほしい。
  - \* 現時点は地元の保健福祉センターに相談すればいいので大丈夫だが体制が変わった時に、無料法律相談で弁護士が入っているように、福祉相談をしてもらうことも一考と思う。
  - \* 専門的知識を持って入所者と面接して、入所者の気持ちを受け入れ、具体的な生活等について、専門的な指導やアドバイスをお願いしたい。
  - \* ただし、相談コーナーは、被保護者のために開設するとニーズがないのに相談する人もいる。職員向けにしてほしい。
  - \* 専門施設の運営については、既存の施設で1、2名ぐらゐの受入れを検討してほしい。問題を抱えた人が集まると運営が大変。一般の福祉施設や病院に受け入れられるようにしてほしい。

- \* 満期出所者への対応。
- \* 保護観察所には、保護観察官・社会復帰調整官等の犯罪・非行対象者の処遇に関する専門職員が配置されており、この分野特有の処遇の在り方については、理論的・実務的に研修や研究が積み重ねられており、更生保護施設職員との連携についても十分な配慮が行われている。
- \* 更生保護施設における処遇は、犯罪・非行前歴者を対象とした特殊な部門であり、対象者の心理や行動傾向を踏まえた適切な処遇が求められる。今日なお十分とは言えないが、長い歴史と経験に裏付けされた処遇の独自性・主体性についてはこれを尊重し、さらなる充実・深化が図られていかねばならない。
- \* 社会福祉士に期待するものは、社会福祉分野における理論や実務に関する側面的かつ具体的な協力・支援活動であるが、その関わり方については、犯罪・非行前歴者に対する処遇の特殊性に関する研修と経験が前提条件となる。特に監督的機能と援助的機能のダブルロールの問題は重要であり、また保護観察対象者については指導監督、補導援護を実行する者が、法律により保護観察官と保護司に限定されていることも考慮されなければならない。

(5) 高齢者や障害者の受入れについて、どのようにお考えですか。

1 施設は回答なし 数は回答施設数

ニーズは確かにあり、前向きに検討したい。 5

⇒ そのためには次のような条件整備が必要（複数回答可）

- ・ 手厚い施設職員配置。 5
- ・ 委託費の増額。 5
- ・ 保護観察所の直接的関与。 2
- ・ 福祉や医療との確実な連携。 5
- ・ 医師や看護師の配置。 0
- ・ 施設のバリアフリー化。 2
- ・ 専門的な処遇プログラムの導入。 3
- ・ （矯正）施設入所中の生活保護受給（手続）。 1
- ・ 法定期間内に確実に次の福祉・医療施設につなぐ。 5
- ・ その他 3 具体的に
  - \* 刑務所在所中に療育手帳取得など必要な手続をしておくこと。
  - \* 疾病を伴うことが多いため、医療関係者の専門家を処遇協力者として確保すること。
  - \* 高齢者を積極的に受け入れているが、更生保護施設退所後の支援も必要である。高齢者福祉施設に入所できても、迷惑行為があると謝罪に行くなどこまめな連携が求められる。福祉の手続、その後の支援なども含め、高齢者や障害者を受け入れるための人手が欲しい。
  - \* 人手を確保するため委託費の増額を希望。本人に対する経費としては、医療費や交通費などを更生保護施設が負担しなければならないため、補填する制度があればと思

う。

- \* 高齢者の場合、退所先の目処が立たないと受け入れにくい。当更生保護施設は、理事長が老人ホーム関係の仕事もしており、比較的情報入手や入所調整がしやすい環境にある。全く目処が立たなければ受け入れにくい。
- \* 社会に出てから「障害者」の証明を得るには時間がかかる。療育手帳などに関して、必要な検査や手続きを刑務所在在所中に済ませることができれば、より早く福祉手続が進むように思う。
- \* 必要の限度で条件整備を考えている。該当項目はすべて重要と考えているが、「医師や看護師の配置」は実現性に乏しく、「施設のバリアフリー化」については、更生保護施設の現状（高齢者や障害者専用の施設ではない）を考慮すると難しい。更生保護施設の定員や処遇可能性を考慮して入所者を選択しており、四六時中他者の手を借りなければできない重度の要介護者を引き受けるのは難しい。
- \* 更生保護施設の使命として積極的に受けなくてはいけない。現実として高齢者などが増えており、保護をしていくこと、そのための基盤づくり（職員配置、委託費）を国が考えるべき必要があると思う。また、保護観察中のケースに関しては、保護観察所の積極的関与がなければ無理。医師の配置は小規模施設には不要。高齢者の引受けに備え、施設の設備改造はしたい。
- \* 常時、高齢者などを引き受けるようになれば、職員が対応する知識を持つ必要がでてくる。その意味で専門的な処遇プログラムも考えるべきだろう。
- \* 更生保護施設の役割として積極的な受入れができる体制作りをしたい。

ニーズは理解できるが、実際の受入れは困難。 2

⇒ 理由としては次のようなことがあげられる（複数回答可）。

- ・ 人的な処遇態勢が整わない。 2
- ・ 福祉や医療との連携に不安。 1
- ・ 高齢者や障害者の処遇そのものが不安。 0
- ・ 自立できず保護期間が長引く恐れがある。 0
- ・ 近隣とのトラブルが懸念される。 1
- ・ 福祉的措置を受けていない他の被保護者からの不満。 0
- ・ その他 具体的に
  - \* 先述 10 個を全て満たせば可能と思われるが、そうなれば更生保護施設は福祉施設化し、本来受け入れるべき者を受け入れられなくなる可能性がある。体が元気で、社会にそのまま出れば再犯してしまう人を、受け入れて更生させるのも大切な仕事。福祉重視だと本来業務を圧迫する。
  - \* 今日の世界情勢、犯罪動向等を考慮し、高齢者・障害者の受入れについては前向きに対応しているが、他の収容者との比率の上で、また現状の処遇能力や設備の上で制約がある。

更生保護施設ではなく、別の施設での受入れを検討すべきである。 4

⇒ 具体的な対策としては次のようなものがあげられる（複数回答可）。

- ・ 社会福祉法人が運営する施設で一定の受入れ枠をつくる。 4
- ・ 社会福祉法人が、高齢者・障害者に特化した更生保護事業を運営する。 4
- ・ 高齢者・障害者に特化した更生保護法人を新たに設立する。 2
- ・ 高齢者・障害者に特化した国立の更生保護施設を設立する。 2
- ・ 大規模施設ではなく少人数のグループホームの導入を検討する。 4
- ・ その他 具体的に
  - \* 犯罪の有無にかかわらず、福祉側でも対応すべきだと考える。更生保護施設として、ある一定期間、彼らを支える機能を担うことはできるが、いずれは福祉のケースになる人たちである。
  - \* 「犯罪」に対する抵抗感がなくなれば、社会福祉法人でも更生保護事業の対象者を受け入れていくことになるのではないかと。いずれ更生保護施設は福祉シェア拡大に含まれていくのではないかと思う。
  - \* 社会内に生活する保護観察対象者は、一般市民と同様に福祉の援助を受ける権利を所有している。更生保護の分野は一定の期間、犯罪・非行前歴者に対する社会復帰のための保護を実施しているが、保護期間・保護期間外を通じて、社会福祉機関や団体が、これらの対象に対する福祉的援助の責任を果し得る体制の整備が急務である。
  - \* 高齢者・障害者に特化した新たな更生保護法人や国立更生保施設の設立は現状では困難であり見通しが立たない。

## 2 保護観察官、統括保護観察官に対するアンケート調査

更生保護の一線を担う保護観察官、統括保護観察官が、日常業務の中で感じている福祉との連携の在り方について調査するために、地方更生保護委員会所在地の8つの保護観察所に依頼し、1保護観察所に対して3人の保護観察官（統括保護観察官1名、保護観察官歴10年以上の保護観察官1名、保護観察官歴5年以上10年未満の保護観察官1名）に、文書を送付し、記名式での回答を依頼した。

- (1) 保護観察処遇において、難しいと感じられること（対象者の特性や処遇上の問題点など）は何ですか（複数回答可） 数は回答観察官数
- 疾病 13 障害 21 高齢 10 少年・若年 11 貧困 8  
家族関係の破綻 15  
保護観察官と対象者との関係（反発したり依存的になるなど） 7  
保護司と対象者との関係（反発したり依存的になるなど） 12  
就職困難 7 更生保護施設等からの自立困難 8  
住まいを確保したり就職をする時の保証人の問題 16  
無保険・無年金 8 金銭管理 8 生活設計 3 住居の確保 15  
依存症 14 暴力団・暴走族との関係 8 借金 9 交友関係 7  
不良集団 6 異性関係 4  
その他 2

- \* 軽度の障害で福祉サービスにはなじまないがサポートなしの自立は難しいケース。
- \* 家族関係における共依存。

⇒ 困難事例のうち、特に困った事例を、具体的に教えてください。

- ・ 4号観察の男性ケース。同棲相手との関係が複雑な経過をたどり、処遇に困難を来した。別れたはずが本人（男）の居場所を探し出そうとしたり、同棲を始めると深夜に喧嘩して警察沙汰になったり、経済的に困窮したとして本人（男）を追い出そうとしたりの繰り返しがあり、その対応に振り回された感があり、本人（男）の遵守事項違反は認められるものの取消し申出までには至らず期間満了した事案。
- ・ アルコール依存症者の男性が酒類の万引きを繰り返しているが店側から被害届が出されない場合の対応。アルコール・薬物依存症者の中間施設において問題行動があり退所する際の住居の確保。
- ・ 身体に障害があり就労できず、さらに身寄りがなく住居を確保するために保証人となる人物が存在していない。このケースの場合過去に更生保護施設で問題を起こしていたため更生保護施設への入所を拒否されていた。
- ・ 人格障害の影響と思われるが自己中心的で指導や支援にうまく乗ってこない。
- ・ 女性の住居不定者。なかなか福祉の援助を受けられず住居の確保に苦慮する。
- ・ 障害者（知的・精神）で所持金や住居もなく更生保護施設入所を断られた4号観察対象者。
- ・ 突然発症した精神障害ケースをどの施設からも入所困難であるとされた事例。
- ・ 知的障害者の累犯者（特に性犯罪、万引き犯）。
- ・ 父子家庭で父が保護観察対象者。父子家庭の場合税制上の利点もなくまた失業した際にもすぐに生活保護を得られず、子どもが病気で入院した際やっと生活保護に結びつき生活保護を受けることになったケースがあった。このケースについては娘に対する虐待（ネグレクト）が心配されたため、市役所を通じて民生委員にも注視してもらい学校との連携にも回っていただいた。
- ・ ホームレスをしていて事件を起こし、保護観察になった場合（裁判で執行猶予保護観察付）その日から寝泊りするところがない。事案や定員等によって更生保護施設に入れない場合も多々ある。市役所等に連絡しても保護観察対象者のため保護観察所で何とかするように（何とかしてほしい）と言われ、行く場所がなく、生活の安定が図れないケースがあり、最近増えている。
- ・ 老人ホームで傷害事件を起こし、その後どこの施設からも入所を断られた。
- ・ 年少少年に対して親が子の監護を放棄し、居住する場所がなくなった。
- ・ 家出して所在不明になっていた少女が、妊娠し、産気づいて救急車で運ばれて出産した。親元へ帰ることを本人も親も拒否し退院後の行き先がなく困った。
- ・ 中学生が校内で問題を起こし、親が学校の対応が不満で無理やり転校させたが、保護観察の開始手続きもしないうちに転居、転校し、さらに転校先でも問題を起こした。
- ・ 少年が母に暴言を吐き、母も感情的になって不適切な対応をしてしまう。母に助言するが母は本人がなにをするかこわいと言って、何を言っても聞いてくれない。

- ・ 父がアルコール依存、母は新興宗教にのめりこみ、問題を本人に取り付いている霊のせいにする。借金で生活が苦しいが、父のプライドは高く（自身のアルコールの問題に触れられるのが嫌なのだと思う）、公的サービスを受けることに反対する。本人は18歳でIQ70程度の知能だが、長さを測るといった基本的なことができないため就労が続かない。金を無心して暴力を振るう本人に家族が振り回されている。
- ・ 本人は65歳のアルコール依存の男性。NPO 法人が運営する生活保護受給者のための施設に入所していたが、旅行積み立てなどの名目をつけて金銭を保管され、月5000円しかもらえないため、自立に結びつかない。週に1升の酒が支給されることやただ働きもさせられていたので行政に相談し、本人が希望するなら他の施設も調整できるとの話が出たが、本人は自由に飲酒できる現施設を出ることを拒んだ。その後、本人は飲酒下でトラブルを起こし、施設を飛び出して所在不明となった。
- ・ 刑執行猶予確定前の者の面接において精神障害が強く疑われ福祉に医師の診察が受けられるよう相談したが、住居が当該自治体でないことを理由に断られた。
- ・ 精神障害が疑われる保護観察対象者、同障害があると診断された者でもその者自身やその家族に病識がなく又は経済的理由から治療につなげられない。
- ・ 体罰や親の都合で不遇な生育歴がある少年の保護観察対象者は、親に対する不信感が強く家族調整が困難。
- ・ 本人が少年であっても繰り返される本人の問題行動などから、親が保護者としての責任を放棄したり、放任しており、保護者としての協力が得られない。
- ・ 住居不定（本件前ホームレス）のまま保護観察付執行猶予を言い渡されるケースがあるが、釈放後ただちに住居を確保できるとは限らない。
- ・ アパートの保証人を確保することに相当な困難が伴い、更生保護施設からの自立にかなりの時間を要した。
- ・ 更生保護施設内で覚せい剤を使用し結果錯乱状態になった保護観察対象者のその後の処遇。
- ・ 更生保護施設に仮退院等で入所する少年院仮退院者の処遇。
- ・ 本人、母親とも精神疾患を有し、保護観察官が直接的に関与したが、保護観察が理解できないまま推移した。家族関係の軋轢から家庭に定着せず、所在不明、問題行動を繰り返した。
- ・ シンナーの後遺症で精神障害を持った保護観察対象者が、自宅アパートで奇異な行動（たたみの上で洗髪したり、流し台を風呂代わりにして使用して水漏れを起こすなど）で、家主から退去させられ、福祉事務所ケースワーカーとともに指導に当たったが、一切従わず、執行猶予取消を検討している最中に再犯で身柄拘束された。
- ・ 高齢の無期刑仮釈放者が建設作業員として稼働を続け、偽名のまま簡易宿泊所に長期間滞在していたが、突然孤独死し、死後除籍等手続が難航した。
- ・ 覚せい剤の後遺症で状況が悪いが本人が医療を受けない。家賃滞納で退去させられたが、転居のための保証人がいない。老人ホームに入所希望するが保証人がいない。
- ・ 暴走族から離脱させる際に、面倒見の存在で困難を極めた。
- ・ 更生保護施設に帰住した者が就労意欲を持たず、生活保護を受けようとし、福祉・県

等に難癖をつけた。

- ・ 精神疾患のある対象者で、医師の治療に従わない場合に助言・指導が本人に受け入れられない。
- ・ 金銭管理が出来ない保護観察対象者の場合、お金の困窮するとすぐに借金を申し出てくる。
- ・ 更生保護施設で飲酒により狼藉を働いた。施設職員がお手上げとなったが行き先がなく困惑した。
- ・ 就職しても一日で辞める。その繰り返し。
- ・ 境界域の軽度知的障害で医療、福祉、保護観察いずれも指導に苦慮した。
- ・ 覚せい剤事犯者に対する家族の姿勢が一貫しておらず処遇者が振り回された。
- ・ 自力で金銭管理ができず雇い主などに金を預けていた者がピンハネをされていた。
- ・ 少年で家族はなく里親、友人方、更生保護施設を転々とした。
- ・ 自傷行為歴があり生活保護受給にもかかわらず浪費、金銭管理ができず担当保護司に無心を繰り返した。
- ・ 少年で家族関係の破綻、暴力団加入歴（親交）があり、住居が定まらなかった。
- ・ 更生保護施設で高齢者、身体障害者を受け入れたが、就労等の機会もなく、身元を引き受ける肉親等近親者もいないので住居の確保ができず福祉にもつなげず自立困難。
- ・ 若年者には就労先がない。
- ・ シンナー依存症でシンナー吸引を断てない。入院治療を受けさせても退院すれば再度シンナー吸引がはじまる。
- ・ 更生保護施設からの自立先調整については常に困難が伴うが、必要があれば福祉機関からはおおむね適切な援助が受けられている。他に精神障害や知的障害者の処遇も困難であるが同様に適切な援助が受けられた。現在は軽度知的障害が疑われるホームレス女性について、てんかん様の発作があるということで一時的に入院させているが、今後の自立先探しを難航している。

(2) 保護観察処遇を支えてくれる地域の社会資源として活用しているものを教えて下さい（複数回答可）。

更生保護女性会員 10    BBS会員 10    協力雇用主 21  
公共職業安定所 19    社会福祉協議会 3    民生・児童委員 6  
福祉委員 0    自治会 0    市区町村の役所 15    保健所 11  
かりつけ医 4    専門医 3    ダルク、マック (MAC) 9  
NA、断酒会などの自助グループ 8  
その他のボランティア 2  
その他 2（具体的に 児童相談所）

⇒ こうした人的資源とはどのようにつながることができたのでしょうか？

- ・ 精神科医を通じて NA(ナルコティクス・アノニマス)を紹介してもらった。
- ・ 会報等の送付があり活用につながった。

- ・ 社会資源の活用が必要なときに、直接保護観察官が依頼。普段から活用しているので関係団体・機関は事情を承知している。
- ・ 保護司に市役所職員がいて担当部署の人を紹介してもらった。ある保護観察対象者のかかりつけ医だったがその後違うケースについて相談に乗ってもらった。
- ・ 主に保護司の紹介。
- ・ 直接市町村の保護課の窓口に行き相談した。
- ・ 協力雇用主やハローワーク等との協議会がありその際に保護観察対象者等に対して理解を得るようにしている。
- ・ 保護司は市区町村の有力者が多く、保護司を通じて紹介してもらうことが多い。
- ・ 必要な時は直接連絡を取る。
- ・ 当庁では、市の福祉課が保護司会の事務を担当してくれているので困った時は相談する。保護司の方が役所に顔が利く場合は、同伴をお願いする。ダルクなどは、当庁の管理職を中心に連携をとり、研修講師などにも来ていただいている。専門医は精神保健観察のアドバイザーとしてきていただいている時に相談する。定期的に関係機関が集まって勉強会を開き、顔合わせをしている人もいるようだが、私は参加したことがない。日ごろから連携をとるというよりは、具体的なケースが出た時に飛び込みで相談に乗ってもらうことが多い。
- ・ 民生委員については保護観察対象者の担当保護司等地域の保護司からの情報による。
- ・ 保護司からの紹介、情報提供を受けることが多いが、自助グループから更生保護施設に協力を申し出た場合がある。
- ・ 保護司の仕事上の関係から福祉施設等を紹介された。
- ・ 他の保護観察官を通して。インターネット等で情報を得て接触して。福祉に詳しい保護司（市町村職員 OB）を通して。ダルク等が発行しているニューズレターを通して。
- ・ 就労支援制度により職安を活用している。
- ・ 保護司会に民生委員がおり、その保護司を通じて情報を得たり紹介してもらった。
- ・ 保護観察対象者が従前から関わっていた。保護観察官の間での情報交換。
- ・ 住込み可の協力雇用主をお願いして住居と職場を確保した。
- ・ 就労支援担当者を通じ協力雇用主、ハローワーク等を紹介してもらった。
- ・ 研修会等出張の際に関係機関を訪問した。
- ・ ケースにより必要な場合に相談した。
- ・ 担当保護司が福祉の方とすでに連携していた。
- ・ 地区保護司会に民生委員、自営業（建設関係）をしている人がおり、その人に紹介してもらった。
- ・ ナラノン等の例会等に参加してつながりができた。
- ・ 自らの応募や警察・刑務所からの紹介により雇用主を開拓することができた。精神的に不安定になった対象者について保健所に問い合わせたところ継続的に相談に乗ってもらった。

⇒ 社会資源との連携のメンテナンスにおいて心掛けておられることがあれば、お教える

ださい。

- ・ 定期駐在の際などに協議を行い、顔の見える関係を保持する。
- ・ 特になし。
- ・ 定例研修の際に講師を依頼したり地区保護司会総会の際にあいさつするなど。
- ・ 定期的に依頼したケースの確認を行う。
- ・ 保護司会の会合などで顔を合わせることが多いことから努めて声をかけるようにしている。
- ・ なるべく電話だけでなく顔を見せる。一般的なことや自分の地区のケースでなくても相談に乗る姿勢を見せる。
- ・ 定期駐在の際などに協議を行い、顔の見える関係を保持するよう、直接面会して関係づくりをする。
- ・ BBSによる学習支援の場に定期的に同席している。
- ・ 会議等で顔を合わせた場合、協議等を行う。
- ・ 公共職業安定所、福祉機関については、協議会の開催及び個別ケースの対応を通して連携を深める。
- ・ 定期駐在や個別ケース協議以外でも日頃から連携を深めるようにしている。相互の立場を理解し、できることできないことを理解して協力を求めることができるので、効率よく連携が進み、ケースを困らせることが少ない。
- ・ 定期的な連絡。
- ・ 定期的な研修会の開催。
- ・ 職安を活用する場合は、可能な限り職安へ出向き担当者へ直接依頼する。
- ・ 保護観察対象者に関わるもの（入所している施設職員等）については定期駐在時に協議を行うこともある。
- ・ 定期的な会合等を設け顔見知りとなっていく。
- ・ 社会資源の例会、協議会等に参加して関係を維持している。
- ・ 定期的に協議会を開催したりケースを依頼したりして関係を保持している。
- ・ 雇用主とは継続的に電話で協議を行い、近くに寄った時に顔を出すようにしている。

⇒ これら社会資源と連携して社会内処遇を展開する際、留意されていることをお教えください。

- ・ 先方の立場、事情等を尊重すること。
- ・ その社会資源の仕組みや対象者のためにどの程度まで援助協力が可能なのかわかじめ知っておくようにしている。
- ・ 情報交換を密に行うことと丸投げしないこと。
- ・ 情報の秘匿。
- ・ 抱え込んで問題を悪化させる前に社会資源の早期活用を図ること。
- ・ 対象者本人の了承を得ている場合はよいが得ていない場合秘密保持という問題もあかどの程度の情報を開示するか常に考えて連携を図るようになっている。

- ・ ギブアンドテイクを心がけ地域のため、保護観察対象者のためと補完しあっている。
- ・ できること、できないこと、役割分担などを率直に話し合う。
- ・ できること、できないことを互いに明確にし、押し付け合いにならないようにする。  
感謝を忘れない。
- ・ 保護観察所において処遇・援助のできる範囲を明確に伝え、社会資源としての相手方に何を望むのか伝えること。
- ・ 当方も相手方もできることとできないことを確認していくこと。
- ・ 持ちつ持たれつに配慮する。
- ・ 相互の業務、活動を理解しあった上で連携策を具体化する。
- ・ 地区の保護司が主催する会合等に積極的に参加することで相互理解ができていると思う。
- ・ 保護観察対象者に必要な社会資源が何なのかを常に考え、他の保護観察官とも連携を取り、情報を共有する。
- ・ 本人の同意を得てなるべく詳細に情報提供する。
- ・ あくまで、本人主体で本人の意思を確認しながらということ。十分にできているとは言えない。
- ・ 保護観察所と各関係機関との連携がなければならない。
- ・ 保護観察のできることとできないことをしっかり説明するように心掛けている。
- ・ 社会資源の立場、気持を十分尊重している。
- ・ とにかく連携を密にして何かあればすぐに連絡・協議できるように努めている。
- ・ 定期的なフォローアップが必要。

(3) 保護観察処遇において、福祉との連携について難しいと感じられることはおありですか？（ここで言う福祉とは、福祉事務所などの機関もしくはそこで働く人など、広い意味で考えてください）

難しいと感じられることがある。23

⇒ それはどのようなことでしょうか（複数回答可）。

- ・ 福祉の窓口にどのようにして繋いだらよいかわからない。9
- ・ 福祉の窓口でうまく対応してもらえなかった。10
- ・ 福祉制度についてよくわからない。8
- \* 詳しくはない。
- \* 社会復帰調整官と連携して解決。
- ・ 保護観察対象者が福祉の活用に消極的だった。6
- ・ 活用可能な社会資源が身近にない。7
- ・ 活用可能な社会資源に関する情報がない。10
- ・ 十分に把握できていない。
- ・ その他2 具体的に
- \* 守秘義務を理由に情報を提供してもらえないことがある。

\* 保護観察対象者が自助努力することなく福祉に依存した場合。

⇒ 具体的にはどのようなニーズがあったのでしょうか（複数回答可）。

- ・ 疾病や障害、高齢といったハンディへの対応。 1 9
- ・ 収入が得られない者への経済的な手当て。 1 1
- ・ 緊急時の医療。 1 1
- ・ 依存症への対応。 3
- ・ 本人の動機付けが乏しい（病気であることを認めないなど）。 4
- ・ 更生保護施設内での処遇が困難でかつ自立も難しいケースへの対応。 1 0
- ・ その他 2 具体的に

\* 住居の確保。

\* 一時的にでも緊急時に入所させる施設がない。

⇒ 福祉との連携で困った事例を具体的にあげてください。

- ・ 更生保護施設に入所中なので医療扶助は受けられないと言われた。
- ・ 保護観察開始当初、住居がないことを理由に、生活保護受給手続が円滑に進まなかった。
- ・ 急を要する不安定な保護観察対象者について受診可能な医療機関を確保することが困難である。福祉機関が適当な医療機関を紹介してくれることはなかった。
- ・ 保護観察対象者が旅行中に所持金をなくし移動できなくなったが、福祉制度についてよくわからなかったので早急に対応できなかった。
- ・ 生活保護世帯に仮釈放者が帰住した時に稼働可能ということで生活保護が打ち切られた。
- ・ 本人の問題改善よりもまずは保護観察期間中は保護観察所でどうにかしてほしいとの主張を繰り返されることが非常に多い。つまり保護観察期間中であることを告げると一般的に福祉の措置が必要なケースでも受け入れてくれない。
- ・ 更生保護施設に入所中の高齢対象者に関して老人ホームの入所も満杯状態と断られ、生活保護についても住居を定めたら出すといわれたが、高齢者の独り住まいで保証人もいない者にアパートを貸してくれる所もなく困惑した。
- ・ 犯罪者に対する偏見・差別を恐れ、福祉的サービスを適切に利用できている場合は、あえてこちらから連携を持ちかけないことが多い。本人が保護観察期間中であることを明かしていない場合も多い。
- ・ 住居がない人が一番困るが、福祉サービスは受けられないと思っているので、そもそも頼んだことがない。時間がかかった挙句、サービスが受けられないとなっては次の手がなくなるので、高齢でも知的障害でも病気を訴えてもまずは働く方向で話を進めてしまう。
- ・ 更生保護施設退所後の住居の確保。住居がなければ生活保護の認定が困難であり、住居を確保するための保証人がいないことから住居の確保に苦慮した。
- ・ ホームレスの成人や身寄りのない少年（女子）の緊急時の入所施設がない。

- ・ 住居不定者の生活保護申出は受け付けないと言われた。
- ・ 大都市であれば色々な制度や施設、窓口等充実しているが、過疎地に行くと施設や窓口がない。
- ・ ホームレスの更生緊急保護では当庁と福祉の中間点のようになり双方とも相手まかせになってしまった。生活保護申請で困っていた保護観察対象者もあった。
- ・ 貧困でろくに食事も出来ない環境が事件の原因であるにも関わらず、対象者の唯一の家族である実母が福祉の世話になることを拒否し続けた。
- ・ 母親が精神疾患で医療扶助受給中。当初本人は足を怪我して働けなかった。本人の怪我が回復したが万全でなく不安が残る状態で職探しをするが、母親の医療扶助を残したい本人は本気で求職活動をせず、正業確保を強く指導するか迷った。
- ・ 具体的連携については健康面に不安がある者や高齢で経済的に困窮する者の場合に、その都度必要に応じ、福祉事務所等と協議することになるだろうが、基本は本人自身に動くよう指導しており、ケースワーカーと直接のやりとりは少ないと感じている。
- ・ 更生保護施設から「自立」する際の協働が得られなかった。
- ・ 更生保護施設を住所としては生活保護受給（医療扶助を含む）手続きがとれないと言われた。
- ・ 住居を確保できない以上入院治療以外の福祉的措置が受けられない。
- ・ 生活保護受給者である親元に帰住して生活を始めたが同居生活を続ければ生活保護を打ち切るといわれ、やむなく引受人である親元を出てアパートを借りて自立したことがある。しかしその保護観察対象者は体調不良で当面仕事ができず生活は不安定なままだった。

⇒ 成功事例から学ばれたこと、他の保護観察官に伝えたいことをお教えてください。

- ・ 成功事例のほとんどが担当者の人柄。組織としてどう動くかということではなくワーカーとして何をしなければならないのかをしっかりと持っている人が担当者の場合、連携がスムーズに運び成功事例に結びついている。
- ・ 仮釈放直後、生活保護を受けたいがために隣室に転居しようとしている者がいる旨の相談が生活保護申請の窓口からあった。転居の際は許可がいるのではないかとの質問だったので、そのとおりであることを説明し、本人を電話口に出してもらった。本人は元ヤクザで、知人の女性を引受人としていた。記録には、ある皮膚病である旨の記載があったが、医療刑務所にいたわけではなく通常に服役していたこと、働くことが遵守事項に明記されていたことから生活保護受給のための転居は認められない旨を伝え、就労するよう指導した。本人は立腹していたが、要求が通らないとわかると引き下がり、その後トラック運転手として稼働をはじめた。不当な要求には応じない方が本人のためである。
- ・ お互いがお互いの仕事内容をよく理解し特にできることとできないことを明確にしておく。
- ・ 保護観察官が個別ケースに対応することによって福祉の理解が得られやすい。
- ・ アルコール依存症のケースが、自殺企図した際、保護司会と関係の深い医師に通院さ

せ、紹介してもらって、生活保護を受給し、治療に専念しているケース。

- ・ 関係者が複数で調整に関わることで成功事例となるケースがある。
- ・ 精神疾患対象者の相談窓口がわからず直接病院を当たっていたが、仮釈放期間中ということでことごとく断られた。保健所に相談するとすぐに受け入れ病院が見つかった。

(4) 収容中の者に対する生活環境の調整（旧環境調整）において、福祉との連携について難しいと感じられることはおありですか？（ここで言う福祉とは、福祉事務所などの機関もしくはそこで働く人など、広い意味で考えてください）

難しいと感じられることがある。22

⇒ それはどのようなことでしょうか（複数回答可）。

- ・ 福祉の窓口にどのようにして繋いだらよいかわからない。7
- ・ 福祉の窓口でうまく対応してもらえなかった。7
- ・ 福祉制度についてよくわからない。6
- ・ 保護観察対象者が福祉の活用に消極的だった。2
- ・ 活用可能な社会資源が身近にない。6
- ・ 活用可能な社会資源に関する情報がない。5
- ・ その他。7 具体的に
  - \* 本人が収容中のため具体的な相談ができない。
  - \* 収容中の者に対し福祉が対応しない。
  - \* 釈放後すぐに医療機関につなげられないケースがある。
  - \* 本人受刑中でありどこの福祉相談したらよいかわからなかった
  - \* 生活保護受給者のもとへの帰住について。
  - \* 居宅がないので対応してもらえない
  - \* 回答なし。
  - \* 社会資源を十分に把握できていない。

⇒ 具体的にどのようなニーズがあったのでしょうか（複数回答可）。

- ・ 疾病や障害、高齢といったハンディへの対応。18
- ・ 収入が得られない者への経済的な手当て。8
- ・ 緊急時の医療。3
- ・ 依存症への対応。4
- ・ 本人の動機付けが乏しい（病気であることを認めないなど）。2
- ・ 更生保護施設内での処遇が困難で、かつ自立も難しいケースへの対応。2
- ・ その他2 具体的に
  - \* 生活保護受給者である親のもとへは、帰住させられない。生活保護が打ち切られる可能性大。
  - \* 触法かつ軽度知的障害者の受入れ先の確保が困難。福祉機関（支援センター）が我々にとって都合のよいように機能することは少ない。

⇒ 福祉との連携で困った事例を具体的にあげてください。

- ・ 刑務所に入所中なので、出所後に向けた生活保護の手続は出来ないと言われた。5
- ・ 触法かつ軽度知的障害者の受入れ先の確保が困難。福祉機関（支援センター）が我々にとって都合のよいように機能することは少ない。
- ・ 障害への対応ができる施設に関する情報の入手の仕方がわからない。あるいは時間がかかった。
- ・ 刑務所を出てから相談してほしいと言われた。
- ・ 刑務所入所中に知的・精神障害者の施設入所手続は困難だと言われた。
- ・ 刑務所に入所中の者が疾病があり、釈放後、入院、治療が必要であった者が、経済的に困窮しており、治療が受けられなかった。
- ・ 知的障害、アルコール依存、精神障害等の問題を記録上感じて、引受人が受入れを拒否すると自分の管轄内に本人が戻ってくる可能性がなくなるため、管轄内の福祉と連携することがなくなるのが現状。
- ・ 少年院在院中の障害者手帳の認定はできないと言われた。
- ・ 精神障害で釈放後すぐに医療につなげたいケースでもまずは本人釈放後診断してからと言われた。
- ・ 刑務所を出所しなければ生活保護の相談にもものれないと言われた。
- ・ 知的障害の少年で、家族に問題があり、帰る場所がない。
- ・ 母子手当受給のため本人の妻（離婚見込み）が福祉事務所を訪ねたが、本人の在所証明書が必要と言われたところ、本人が妻の申し入れに応じず、同証明書を施設側に要請しなかった。そのため妻が困り本人に面会に行くことになった。

難しいと感じられることはない。1

⇒ 成功事例から学ばれたこと、他の保護観察官に伝えたいことをお教えてください。

- ・ NPO 法人が間に入り通所施設、グループホーム入所の足がかりができた。
- ・ 保護観察官が保護司の地域性を活用しつつ直接的に福祉に協力を求めていくとよい。
- ・ 少年院からの依頼で、帰住予定地のないケースを、社会福祉士である職員の関係で、施設を紹介してもらったが、入所条件が合わず、当職、地方更生保護委員会の保護観察官、少年院担当職員で、少年院所在地の福祉事務所の職員と協議し、入所条件をクリアしたケース。
- ・ 福祉がかかわっているケースでは、事件を起こしたことにより福祉の支援が中断していることがよく見られるので、情報を提供して福祉の措置をとってもらおうとよい。
- ・ 社会復帰調整官との連携。
- ・ 更生保護の広報を行った職員を通じて連絡を取り合い連携。

(5) 現在、少数ではありますが、社会福祉の専門職である社会福祉士の資格を有する職員が更生保護官署で働いています。

- ① その存在を知っていますか。
- ・ 社会福祉士の職員から、処遇上の助言や情報の提供を受けたことがある。 8
  - ・ 社会福祉士の職員の存在は知っているが具体的な支援を受けたことはない。 7
  - ・ 知らない。 9
- ② 社会福祉士の資格を持つ職員に望むことは何ですか（複数回答可）。
- ・ 社会福祉に関する情報について収集及び職員への提供を行い、職場で共有化するための中心的な役割を担ってほしい。 16
  - ・ 処遇に困った時の相談支援をしてほしい。 12
  - ・ 地域の社会資源とのパイプ役を務めてほしい。 14
  - ・ 福祉の分野で働く他の専門職に、更生保護のことを伝えてほしい。 10
  - ・ 福祉と更生保護のかかわりについて研究し、成果を職場に還元してほしい。 2
- (6) 今般、社会福祉の専門職である社会福祉士の養成課程において「更生保護」が必修科目となりました。福祉を学ぶ人々にどんなことを学んでほしいですか。
- ・ 更生保護の理念。 7
  - ・ 更生保護の制度全般のこと。 15
  - ・ 更生保護と福祉との円滑な連携の方法。 19
  - ・ その他。 0
- (7) 今後、更生保護の仕事に、社会福祉の専門職である社会福祉士が関わっていくとすれば、どのようなことをしてほしいですか（複数回答可）。
- ・ 困ったケースが出た時に色々と相談役になってほしい。 17
  - ・ 対象者のための社会福祉に関する専門の相談コーナーの設置。 6
  - ・ 障害などのハンディのため少年院からの仮退院が難しいケースへの専門的支援。 11
  - ・ ハンディを抱える保護観察対象者のための居場所作り。 11
  - ・ 社会資源マップづくりや社会資源に関する情報提供。 9
  - ・ 福祉の窓口や社会資源との円滑な橋渡しやネットワークの整備（個別のケースに関わるものや、いわゆる社会資源ファイルなど保護観察所で共有できるもの）。 19
  - ・ 職員に対して、福祉制度のことを教えてほしい。 15
  - ・ 様々な処遇プログラムの充実に貢献してほしい。 3
  - ・ 保護観察対象者や家族が地域社会において施設がよりよい形で受け入れられるための援助。 7
  - ・ 更生保護施設が社会福祉士養成のための実習を受け入れる際の支援。 3
  - ・ その他。 0

### 3 更生保護と連携している福祉施設等への調査

更生保護との連携実績がある東京社会福祉士会（東京）、社会福祉法人南高愛隣会（長崎・

東京)、社会福祉法人愛光社会福祉事業協会(兵庫)、大阪府社会福祉協議会(大阪)に対して、更生保護との連携について調査した。東京社会福祉士会、社会福祉法人南高愛隣会については研究委員から趣旨を説明したうえでアンケート調査を送付し、これに回答してもらう方法をとった。社会福祉法人愛光社会福祉事業協会、大阪府社会福祉協議会に関しては、研究委員が現地を往訪し、インタビュー調査を行った。

(1) どのような役割(職種)で「犯罪をした人」に関わっていますか？

- 平成16年4月より、大阪府社会福祉協議会老人施設部会の会員施設が地域の関係機関と連携し、生活課題を抱えている人の相談に応じ、適切な制度への繋ぎや生活の見守り、必要に応じて経済的支援を行う「社会貢献事業」を行っている。特別養護老人ホーム等に約400名の施設コミュニティソーシャルワーカーが配置され、要援護者の様々な生活上の問題に対応する総合生活相談活動を展開している。加えて、48名の社会貢献支援員が施設に駐在し、そこを拠点に施設コミュニティソーシャルワーカーとともに相談活動に従事している。地域に潜在化する制度の狭間の問題に対するアウトリーチ型の相談活動であり、大阪府社会福祉協議会独自の活動である。この活動において、社会貢献支援員は「刑務所から出てきて、友人や親族宅に身を寄せたが、そこにも長くは住めない」「福祉事務所に相談に出向いたが、居宅がないと保護できないと言われた」というケースに接した。「犯罪をした人」に最初からターゲットを合わせて関わっているのではなく、「生活に困難を抱えている人」に関わった結果、その人に犯罪歴があることがわかるということである。その過程において、保護観察官や保護司との連携がなされていた。

(大阪府社会福祉協議会)

- 理事長が30年以上保護司として更生保護事業に従事し、自らが運営する法人の施設に保護観察対象者を受け入れてきた。理事長は定年により保護司を勇退したが、現在法人の職員2名が保護司を務めている。刑務所等からの出所者を受け入れる際には、主任クラスには事情を説明するが、一般のスタッフも事情を飲み込んで普通に対応している。

(社会福祉法人 愛光社会福祉事業協会)

- 「生活保護・ホームレス関連委員会」の事業の一環として、刑余者支援を行っている。この委員会はホームレスの自立支援から始まったが、活動と議論を重ね、対象も幅広くなった。人が人らしく、またその人らしい生活を送ることができることを考え、支援・実践を行いたいと考えている。また、平成19年4月より、委員による自主的な活動として、更生保護施設を出られた方が地域生活を維持するための支援を開始した。区内のある更生保護施設に声を掛けたところ、在所中から関わることを提案され、毎月実施されているSST(生活技能訓練)に協力することからスタートした。SST終了後、お茶飲み座談会を実施し、関係を作り、地域生活への相談支援に繋げている。相談支援の実際では、相談会を通じ、今年度より実施している「更生施設等退所者への支援事業」とし、アパートを借りる際や就労する際の「緊急連絡先」などの支援や、委員会として独自運営している「おいわけ」における相談支援への繋がっている例もある。また、この更生保護施設からの提案により、平成20年8月より、区内の刑務所出所者等の地域

生活定着支援関係者による研究会を定例実施し、相談支援事例の検討、支援の具体的方策の検証を行っている。

- ・ 平成 20 年度社会福祉推進費補助金事業 「刑務所出所者等の生活支援モデル事業」を実施している。更生保護施設入所者と退所者を対象とし、特に地域生活移行後の課題、ニーズ状況、サービス・支援・社会資源について面接調査等を行っている。

(以上 東京社会福祉士会)

- ・ 南高愛隣会全体では、30年間で100名の刑余者を受け入れてきた。96名は落ち着いているが、4名は再犯あるいは連絡が途絶している。現在は麓刑務所及び中津少年院、九州地方更生保護委員会、長崎保護観察所と支援会議を行い、障害を持った状態で刑務所や少年院に入った人たちの受入れを行っている。東京で中央生活支援センターを試験的に立ち上げたが、これを国の事業として、都道府県に専門職員を配置して、刑務所出所者の地域生活定着を支援する構想がある。
- ・ ケアホーム、グループホームの生活支援員として関わっている。
- ・ 知的障害者施設の支援員として関わっている。
- ・ 生活介護事業所のサービス管理責任者として関わっている。
- ・ 矯正施設と福祉施設をつなぐコーディネーターとして関わった（知的に障がいがあると思われる人を対象）。
- ・ 刑務所受刑中から、福祉サービスにつなげていく役割（相談、事務調整、あっせせん）。

(以上 社会福祉法人南高愛隣会)

## (2) 「犯罪をした人」の支援に関わって難しいと感じたことはありますか？

難しいと感じられることがある。

⇒ 具体的にはどのようなことでしょうか。

- ・ 高齢や明確な障害というハンディがあれば、居宅を設定して生活保護制度に繋げるという手段をとることができる。しかし、40代、50代の人の場合で特に大きな障害や疾病がなくても、就労支援に繋げることには困難を感じている。資格・免許などのスキルがなく、就労経験に乏しい場合に、その年代の人を仕事に繋げるのは困難である。生活保護制度では自立支援プログラムが導入されたが、十分に機能していない現実がある。現時点で困窮している人を生活保護でフォローして、生活基盤を整えつつ自立に向けて支援するという手段がない。
- ・ 背景として、知的障害やコミュニケーション能力の低さというハンディを抱えた方もおられ関わりに困難を感じる。生活の見通しを立てる力が弱く、生活設計が立てられない。
- ・ 身寄りがなく、インフォーマルケアに乏しい。
- ・ 地域で生活してこられたケースについては、民生委員の関わりなど地域での見守り態勢がある。しかし、刑務所等を出所された方については、地域での支援者がなく、支援のための情報も入らない。保護観察官や保護司がついているのかどうかもわからない。

大阪府社会福祉協議会は行政機関ではないので、調べることもできない。限られた情報の中で判断しなければならない。生活福祉資金等の貸付のケースなども保証人がいない場合も多く対応が難しい。

(以上大阪府社会福祉協議会)

- ・ 受刑を繰り返している人のなかには、住民票を職権削除されている人がいる。そのために、施設入所に当たり、住所地特例が使えない。どこの市町村が保護を実施するかで自治体同士の話し合いが難航することがある。姫路市が保護する場合、「姫路に縁もゆかりもない人を入所させるのは困る」と苦言を呈されることがある。
- ・ 戸籍謄本を入手する際、公的機関ではないので難航することがある。本人の判断能力がなく請求できない際など困る。
- ・ 重度の糖尿病で刑の執行停止となった方を姫路市内の病院に入院させ、施設に入所させた。入退院を繰り返している。刑務所が地元の病院や福祉施設と調整を図ったのか疑問。
- ・ 少年刑務所から受入れを打診され、本人が見学に来た。本人は良い感触を持ってくれたようだが定着しなかった。
- ・ 障害者手帳を持っていない人が多い。当方で申請しようとしても住所がない場合は難しいことが多い。
- ・ 高齢者は、釈放後生活環境の変化から、特に精神的に変化することもあるので、注意深い見守りが必要である。
- ・ 以前は無期刑仮釈放者を受け入れていたが、彼が亡くなり、現在は刑務所から直接連絡があって、行き場のない満期釈放者を受け入れることが多い。ただ、出所後施設に入ることが不満な者もいる。
- ・ ガラスを割って精神科に入院したケースがある。対応できないと思い、出すつもりだったが入院後救護施設に移り、落ち着いている。
- ・ 刑務所での生活が長かった人は、私物やお金の管理ができず、落し物やなくし物が多い。

(社会福祉法人愛光社会福祉事業協会)

- ・ まだ、期間的に長くなく、そして深い関わりがないなかで感じたこと。
  - \* 彼らが前歴を知られたくないとの思いが非常に強いので、プライバシーの配慮に通常以上に神経を使う。
  - \* 自立生活後は、一人暮らしになる、また、犯罪をするのではないかとの不安をもっており、メンタルなサポートの必要性。

(以上東京社会福祉士会)

- ・ 自らの罪に向き合うような取り組みを効果的に行うことができなかった。
- ・ 人によって違うので一概に答えるのは難しいです。
- ・ 初めて福祉のサービスを利用される方が多く、支援を受けることに対して拒否的であったり、障害に対して自己認知ができておらず、指導・訓練の必要性に対する反発などもあった。
- ・ 過去に薬物を経験したことがある方の支援をしているが、本人の主張がコロコロ変わ

り、それが薬物の影響なのか、精神的な疾患なのか、性格なのかはっきりせず対応が難しい。

- ・ 刑期は終えているが、本人が拒否的に福祉サービスを利用しないと言い出した時の対応（本人の過去の問題上、故郷には帰さない方が望ましいが本人が希望した場合、どうすべきなのか、など）。
- ・ 出所したことでどの程度反省ができていたのかがわからなかった。また反省の意識を持ってもらうためにどう支援したらよいのかがわからなかった。
- ・ 刑務所を出所した人に対し直接支援を行っているが、再犯を防ぐための具体的な支援プログラムが確立できていないため支援方法が難しい場面がある。
- ・ 住民票がない人は福祉の支援を受ける援護の実施市町村が決まらない。
- ・ 家族、親族等と疎遠になっている人が多く、住民票を設定させてもらったり、療育手帳の申請に必要な証言を得ることが難しい。
- ・ 本人が自分の生きづらさ、仕事が続かなかった理由が知的な障害によるものと理解できていないこと。なぜ、福祉のサービスを利用しないといけないのか一から説明が必要であったこと。
- ・ 福祉サービス事務手続き（申請等）上、市町村行政の意識の格差が大きい。積極的な関与が殆どない。この問題を遅らせてきた原因の1つだと痛感している。
- ・ 本人の心に潜む生きにくさの原因とライフステージのプラン作り、また契約に馴染まない人たちへのアプローチ。

（以上 社会福祉法人南高愛隣会）

難しいと感じられることはない。

⇒ うまくいく秘訣をどうか教えてください。

- ・ 法人の1施設である有料老人ホームに、姫路市内の生活保護受給高齢者を多く受け入れているので、姫路市との関係は良好である。
- ・ 保護司として犯罪者処遇を長年経験し、その経験に基づいて、処遇を行っている。

（社会福祉法人愛光社会福祉事業協会）

（3）更生保護関係者（保護観察官や保護司）との連携で難しいと感じられたことはありますか？

難しいと感じたことがある。

⇒ 具体的にどのようなことでしょうか。

- ・ 保護司や保護観察官との連携実績もある。概ね円滑な連携がなされているが、保護観察所独自で資金的な援助を行う場合は、社会貢献事業による経済的援助と重なる場合もあり、打ち合わせが必要である。

（大阪府社会福祉協議会）

- ・ 女子少年を施設職員として雇用することを前提として受け入れることにした。施設の近くに適当な物件を見つけて契約し、そこに住ませることにしたところ、帰住予定地

を今変更したら少年院からの仮退院が大幅に遅れると言われた。こうした点は柔軟に対応してほしい。

- ・ 保護観察所との連携は円滑であるがすべての保護観察官が理解のあるわけではないように感じる。

(社会福祉法人愛光社会福祉事業協会)

- ・ 社会福祉士を理解されておらず、また、更生保護のことがわかりもしないのに余計なことをしているという目で見られていると感じる時もある。

(東京社会福祉士会)

- ・ 密な連携を取れるようになるまで時間がかかる。
- ・ 直接支援をしているため、あまり保護観察官の方などとは接点はないが、制度など変わったことを全て理解されていないのではないか。
- ・ 違う県出身の方の情報収集をしたいとき、当初は簡単にその県の保護観察所へ依頼をかけてもらえると思ったが、横のつながりはないと断られたこと。その後は会議を重ねるごとに本人の生活環境の調整の一環ということで、保護観察所間で連携をしていただくことができた。
- ・ 福祉側も保護観察所の役割を知る必要がある。
- ・ 当初は双方の制度がわからず一方通行的な面もあったと思われる。例えば専門用語など、会話等の中で当然と思い使っている、相手がわからなかったり、その点で意図がお互いに伝わらなかったり等。他、個人情報の管理の取扱いが違っていたり等。

(以上社会福祉法人南高愛隣会)

難しいと感じられたことはない。

⇒ うまくいく秘訣をどうか教えてください。

- ・ 平成18年度から連携をしているが、保護観察官や保護司とのチームワークは円滑になされている。ケースを丸投げされることもない。

(大阪府社会福祉協議会)

- ・ ととてもいねいに対応していただいた。
- ・ 実際に連携をとったことがない。
- ・ 受け入れている人の保護司が当法人の理事であるため、相談や連携等がとりやすかった。
- ・ 効果的な連携支援の構築にはそんなに時間を要しなかった。役割分担とお互いの顔がよく見える関係があれば比較的スムーズな協働が可能になってくるのでは。基本的な知識の共有と「相談・連絡・報告」のパイプ作りが必要と思う。

(以上社会福祉法人南高愛隣会)

- (4) 今後、更生保護と社会福祉をつなぐ活動に、社会福祉の専門職である社会福祉士（または社会福祉関係者）が関わっていく場合、どのような役割や知識が求められると思いますか。

- ・ 大阪府社会福祉協議会の社会貢献事業については、大阪府の助成が今年度で打ち切りになり、社会貢献支援員を雇用するための1億数千万円の資金の目処がつかない。仮に何らかの資金を調達できても、現在の48名の社会貢献支援員を確保することは困難であり、これまでのように社会貢献支援員がアセスメントから課題整理、対応、終結と全面的に関わっていくことは難しい。そうした中で、それぞれの現場で働く社会福祉士がどこまでニーズを抱えた人にアプローチできるか。社会福祉士の養成課程では非常に幅広い範囲を学ぶが、資格を取得しただけでは対応が十分にできない状況が見受けられる。社会福祉協議会に関していえば、コミュニティワークができないと難しい。個別支援と組織化活動の両立が大切である。隣接領域のことを把握しながら、スキルを共通ベースにして、専門分野に特化した社会福祉士を養成することも必要ではないか。それぞれの地域の機関でその分野に必要な人材を育てていくことが重要である。

(大阪府社会福祉協議会)

- ・ 制度が縦割りで分かりづらい。住民票が削除されている人の後見人の問題など、相談したい。民間施設であり、戸籍の取り寄せなども困難であるが、例えば社会福祉士がそうした点をフォローしてくれると大変ありがたい。

(社会福祉法人愛光社会福祉事業協会)

- ・ 福祉の窓口や社会資源との円滑な橋渡しやネットワークの整備や刑事政策の基本的な知識。
- ・ 「犯罪をした人」たちが、また犯罪をするのではないかとのおそれを抱いている。彼らが孤独にならないような、そして安心して話・相談のできる場所づくり。カウンセリング技術の向上。
- ・ 安定した生活の基本となる安定就労ができるように、労働に関する法律や就職動向の知識、ジョブコーチの役割、技術。
- ・ 「犯罪をした人」たちは既に罪を償い、普通に社会生活を送ろうと努力している人たちである。啓発活動が必要。社会に訴えていくプレゼンテーション技術やディベート能力の向上。

(以上 東京社会福祉士会)

- ・ 更生保護に関する知識。
- ・ 経済設計など安定した生活を送るための手立ての知識。
- ・ 福祉の窓口や社会資源との円滑な橋渡しやネットワークの整備や刑事政策の基本的な知識。
- ・ 様々な人が色々な角度で包み込めるようになる必要があるのではないか。
- ・ 相談支援。
- ・ 刑事政策の基本的な知識。
- ・ 出所した方の社会の受入れ先。
- ・ 行政や地域資源とのネットワークづくり。
- ・ 刑務所を出た人に対する支援プログラム。
- ・ 矯正、保護の役割、一連の流れについての知識。
- ・ 幅広い対象者に対応できるような福祉サービスについての知識。

- ・ 福祉と矯正、保護をスムーズにつなげるためのコーディネーターとしての役割。
- ・ 関係機関がどのような役割（専門性）を有しているのかを福祉分野と更生保護分野で精通することが重要だと思う。（自己完結的ではなくネットワークによる協働支援が欠かせないと思う）。
- ・ 他刑事裁判の手続上の知識を有し、また福祉サイドの施設（障害、高齢）の種別等の熟知も必要と思う。

（以上 社会福祉法人南高愛隣会）

## 第4節 現状と課題

### 1 更生保護施設の現状と課題

#### (1) 更生保護施設における処遇の困難性について

更生保護施設の目的は、被保護者の再犯防止と改善更生である。いわば、治安の維持を目的とする刑事司法におけるアンカーの役割を担う施設である。ただ単に被保護者に住まいや食事を提供するだけではなく、再犯防止と改善更生に向けて様々な処遇を行うことが期待されている。

更生保護施設における被保護者の処遇困難事例は、例えば再犯に繋がる遵守事項違反の事例がその代表例として挙げられるが、今回は福祉との関連に項目を絞ってアンケートを行い、困難事例を聴取した。

#### ① 疾病について

単に疾病を有しているということだけが問題なのではなく、矯正施設からの情報不足（少年院仮退院者、仮釈放者）、生活歴や病歴などデータの不足（保護観察付執行猶予者、更生緊急保護対象者）が原因で、実際に更生保護施設での生活が始まってから症状が出て対応に追われることが問題である。少年院仮退院者・仮釈放者で、矯正施設内で投薬を受けていた者に関しては、少年院からの仮退院・仮釈放後速やかに医療機関にかかることができるよう様々な配慮がなされているが、それでも数日の日数を要することが殆どで、更生保護施設入所後、てんかんなどの発作を起こし、更生保護職員が対応に追われる事例も報告されている。

矯正施設収容中の者の心身の状況や治療状況については、矯正施設、仮釈放等審理を担当する地方更生保護委員会、生活環境の調整を担当する保護観察所の3者が、積極的に情報を交換していくことが必要である。

更生保護施設の多くが、いわゆる「かかりつけ医」の確保と、保健所や地元の福祉との平素からの連携に配慮している。今回アンケートを実施した施設は、特に福祉との連携に配慮している更生保護施設であり、地元の福祉・医療機関との連携は円滑に実施されているが、調査者が平成20年度に講師として参加した更生保護施設職員の研修では「更生保護施設入所中は医療扶助が受けられないと言われ、対応に苦慮した」という事例も報告されており、更生保護施設職員が福祉に精通するだけではなく、福祉機関の職員も更生保護制度について理解を深める必要があると思われる。急な疾病に際し、速やかに医療券を出してくれる福祉事務所もある反面、医療費の扱いで折衝が難航した事例もあり、更生保護施設入所中の者に対する医療扶助の適用について、各自治体に理解と協力を求める必要があると思われる。

なかには、「脳疾患で半身不随」「末期がん」「若年性アルツハイマー」などの重い疾患を抱える被保護者を引き受けている事例もあるが、いずれも地域の福祉・医療機関との連携が必要である。

## ② 障害

知的障害に関しては、IQ 値だけで機械的に判断するのではなく、日常生活能力やいわゆる世間知の程度を面接等で十分把握するよう配慮されている。IQ 30 台の被保護者を引き受けている事例もあるが、指導に苦慮している。知的障害者のための療育手帳（都道府県によって制度は異なっている）を取得している被保護者は少なく、更生保護施設入所後の申請には生活歴の調査などにおいて困難が伴い、出所後速やかに福祉サービスにつながるためには、矯正施設収容中に療育手帳の取得及び障害者自立支援法による障害程度区分の認定を受けておくことが必要と思われる。

精神障害に関しては、てんかんについては服薬などが遵守されれば特に処遇が困難ではないという意見がある反面、人格障害に関しては処遇が難しいという意見が寄せられた。

複数の障害が重複しているケースの、おそらくは障害に起因する激しい行動化に苦慮した事例では、職員が市販のテキストを読み、学びながら服薬管理を行っているが、こうした事例こそ、単に医療受診だけではなく、訪問看護制度、日中活動をサポートするデイケアなど、地域の社会資源との連携が不可欠であろう。

身体障害に関しては、身体障害 2 級の認定を持つ耳が不自由な被保護者を受け入れた実績もあるが、更生保護施設からの自立が大きな課題であり、福祉との円滑な連携が進まなければ、受入れは難しいものと思われる。バリアフリー化が実現しても、マンパワーの問題があり、入浴等に関しては、デイサービスなどの活用がより安全だと思われる。

知的障害に関しては、就労の困難性、日常生活の指導に人手を要するという問題をクリアする必要がある。知的障害と精神障害を併せ持つケースもあり、医療機関との連携が必要であり、本人に対するメンタルケアを行うために臨床心理士や精神保健福祉士の協力を望む声もあった。

服薬指導に関しては、医療に関しては非専門家である更生保護施設が十分に担えない面もあり、今後地域における訪問看護実施機関と連携することも検討する余地があるであろう。

## ③ 高齢

更生保護施設に入所する高齢者は、疾病や傷害に加え家族関係の希薄さや対人関係能力など、複合的な問題を抱え、就労による自立は難しく、賃貸住宅を借りることも難しいなど、自立退所まで時間がかかるケースが多い。

しかしながら、全体として、高齢者の受入れに関しては、年齢で一律に排除するのではなく、個別事情を勘案し、更生保護施設から福祉の手続を行うことを前提として受入れがなされているように思われる。入所後思わぬ怪我や疾病が発生するリスクも高く、入院に際しては更生保護施設職員が家族のように被保護者の身の回りの世話に追われる事例も報告された。病院入院中は介護保険によるサービスは使えないが、一部の病院で導入されているボランティア制度の活用について情報を収集し、活用することも方法の 1 つと思われる。

生活扶助を入所中から受給するケースには今回の調査では接しなかったが、出所後に生活保護で生計を立てることを目指して処遇している被保護者もあり、更生保護施設出所後

救護施設などに引き取られる者も報告されている。高齢者は稼働による自立が難しく、特に疾病や障害を抱えている高齢者に関しては、生活保護制度への円滑な引継ぎを検討する必要がある。

なお、国民健康保険や国民年金に加入しないまま経過している高齢者も相当数存在している。ある更生保護施設では、社会保険労務士に依頼して被保護者の相談に乗ってもらっている。申請から受給開始まで時間を要するケースも多い。

#### ④ 少年・若年

少年・若年の被保護者は可塑性を持つ反面未熟な者も多く、処遇に困難を感じている更生保護施設も少なくない。少年・若年で更生保護施設に入所する被保護者の多くが、家庭的・環境的に過酷な状態で育っており、家族・親族の支援が得られないこともその理由であろう。基本的な生活習慣が備わっておらず、共同生活に困難を来たす事例も報告されている。少年・若年の被保護者が互いに影響しあって行状が悪化することも懸念される。就労に関しても困難が伴うが、知的障害を持つ少年をコンビニエンスストアを経営する協力雇用主に依頼して就労を実現した事例も報告されている。

処遇困難の理由として、しつけ不足、愛情不足を挙げている例もあったが、少年の処遇は、いわゆる「育てなおし」「育ちなおし」の側面もあり、ハンディを抱えている少年ならなおさら、充実した職員配置をベースにしたきめこまやかな処遇で改善更生を図っていく必要があると言える。

#### ⑤ 貧困

更生保護施設入所時に所持金が殆どない被保護者もあり、保護観察所で援助金を支給することや、日払い対応可能な協力雇用主のもとで就労し現金収入を得ることでクリアしている例が多い。長年の生活で、生活自体が貧困のスパイラルに飲み込まれている被保護者も少なくないが、更生保護施設における指導で貧困からの脱却が模索されている。

#### ⑥ 家族関係の破綻

「家族の了解が得られないと福祉関係の手続が進まない場合がある」という例としては、生活保護受給に際しての親族照会や知的障害者療育手帳を申請する際の生活歴調査などがあげられるだろう。家族や親族との関係が疎遠であるがゆえに更生保護施設を頼ってくる被保護者が殆どであり、関係修復には困難が伴っている。更生保護施設からの自立を支援してくれるインフォーマルな人的資源が乏しく、後述するような保証人確保の問題に繋がっている。

#### ⑦ 職員との人間関係

女性被保護者への対応に男性職員が苦慮する事例が報告されているが、様々なバックグラウンドを持った更生保護施設職員がチームを組んで処遇を行うことで対応していることが報告された。福祉に詳しい有資格者を職員に迎えている施設もある。処遇施設として職員の研修も中央・地方で様々なタイプのものが実施されており、その成果が現われている

ものと思われる。

#### ⑧ 就労困難

刑務作業ならこなすことができても社会での就労では通用しないという意見もあり、刑務所入所中から将来の就労を見据えた職業訓練・作業を行っていくことが重要だと思われた。協力雇用主の多くが建築業であるが、小規模経営のところが多いため、不況の煽りを受け、雇用については厳しいものがある。そのため、派遣社員に登録して就労する被保護者もいるが、低賃金で稼働日数も少なく、自立資金を貯めることができないという問題が明らかになっている。

厚生労働省と連携しての刑務所出所者等総合的就労支援事業の成果を評価する声も多かったが、高齢者や障害者の就労については厳しい状態であり、例えば障害者向けトライアル雇用の併用など、雇用政策と福祉制度サービスを組み合わせて使うことができないか。また、少年や女子被保護者の就労が可能な職場を開拓していくことも重要である。

#### ⑨ 自立困難

所持金が少なく頼るべき親族・知人を持たない被保護者については、自立資金を貯めるまで半年程度の期間を要するが、その反面、少しでも多くの被保護者を受入れ再犯防止と改善更生を図るという社会的使命もあり、双方の両立について苦慮している施設が少なくない。3月程度で自立を図ることは実際には難しいという意見もあり、長期滞留するケースも散見される。

ある施設では87%の被保護者が、親族や仕事先などまず安心できる場所に行くといって退所している反面、残りの者は、簡易旅館（ドヤ）にいくしかないと述べるなど、生活設計が立たないまま退所を迎える者へのケアが必要であろう。

#### ⑩ 保証人の問題

全国更生保護就労支援会による身元保証システムが導入され広く活用されているが、住まいを借りる時の保証人確保には公的な手当がなされず、保証人協会などに頼っている現状である。

#### ⑪ 無保険・無年金

受刑に至るまで不安定な生活をしてきた被保護者も少なくなく、多くが無保険・無年金である。医療を受けるに当たっては、医療扶助の受給申請や、国民健康保険証の交付申請が不可欠である。調査者は長期刑受刑者との面接を地方更生保護委員会の保護観察官として行っていたことがあるが、国民健康保険料の減免申請を行っていた者はごくわずかしかおらず、出所後無年金になって生活に困窮する事例もあるように思われ、矯正施設収容中からの調整が必要と思われた。

社会保険労務士が被保護者に助言を行うなど、外部の専門家の活用を行っている更生保護施設もあり、こうした外部の専門家の助言を受けやすい態勢を整えていくことも課題と思われる。

## ⑫ 金銭管理

被保護者の多くが金銭管理が十分ではなく、自立に向けて金銭管理を適切に行う能力を身につけさせることが課題である。矯正施設を出所して気持ちが緩み、ギャンブルや酒に費消する者が少なくないため、金銭管理は生活指導の根幹をなすものと言える。家計簿をつけることを指導している更生保護施設があるが、このような具体的な工夫が必要と思われる。

## ⑬ 生活設計

高齢者については、家族と疎遠となり、就労も難しいため、生活設計が立てにくい。どうしても今日明日のことに目が行ってしまうが、更生保護施設入所をゴールとするのではなく、そこから社会生活にソフトランディングしていくために、矯正施設収容中から自立生活へのプランを立てさせる必要がある。

## ⑭ 異性関係

男女が入所する施設では異性間の問題が生じないよう特に気を使っている。

特に女性の場合は、安全ではない異性との関係で生活を崩してきた被保護者も少なくないため、そうした生活歴を振り返り、安全な対人関係の在り方について学ばせる必要があるだろう。公的機関で行っている女性向けの各種講座の活用も1つの方策であろう。

## ⑮ 住まいの確保

保証人が立てられないことが最大の問題である。貸主側が独居高齢者を嫌がる現状もある。この点については福祉面での手立てが弱く、NPOの協力を求めているケースもあるが、当該NPOの性質をよく見極めて連携する必要があるだろう。更生保護について理解していただき、空き部屋を提供していただく「協力家主」のような存在を開拓していくことも1つの可能性として考えられる。

## ⑯ 依存症

更生保護施設内での飲酒については、どの施設も重点的に指導している。飲酒の上での粗暴行為など緊急時の態勢や関係機関との連携、断酒会などと連携してのプログラム処遇などの重要性が挙げられている。専門クリニックやダルク、自助グループと連携している更生保護施設もあるが、こうした機関は都市部に偏在する傾向があるので、こうした機関がない地域においては、保健所や精神保健福祉センターなど公的機関で行われるプログラムを確認し、参加を促すことも考えられる。

ただ、それには「動機付け」という課題があり、依存症から脱却する意欲がなく怠惰な生活に流れる被保護者の処遇に困難性を感じている更生保護施設もある。また、ある程度の期間を要する依存症の治療は、委託期間が限られた更生保護施設の処遇のなかでは完結できない。それでも、保護観察期間中の者については、「覚せい剤事犯者処遇プログラム」、簡易薬物検出検査を活用した処遇等、再発（再使用）を防ぎ覚せい剤を使わない生活を維持できるよう支援する処遇が用意されているが、更生緊急保護の対象者については、更生

保護施設独自の処遇プログラム（酒害学習会など）にのせるか、外部機関のプログラムの活用を検討する必要があるだろう。

#### ⑰ 借金

住民票を異動させることで取り立てが来ることを恐れる被保護者が多い。弁護士に無料法律相談を依頼するなど具体的な手立てを行っている更生保護施設もある。入所に至るまでの保護観察官の面接時に、ある程度全容を明らかにしておくことで、対処方法も見えてくるものと思われる。

#### ⑱ 女性

司法のネットワークで処遇される段階に来た時点で、犯罪性や依存症などの問題が深刻化しているケースが多く、問題の根深さが指摘されている。男性に比べて活用可能な社会資源が少ないことも処遇を難しくする一因であり、社会資源の開拓が課題である。

#### ⑲ その他

更生保護施設の処遇に理不尽な要求を繰り返す被保護者に対し、対応に苦慮した事例がある。

### (2) 更生保護施設の処遇を支える地域の社会資源・人的資源について

#### ① 保護司

更生保護施設所在地の保護司との交流については、施設によって濃淡がある。交流が活発なところでは更生保護施設内で地区保護司会の研修を行ったり、保護司の応援を得て夜間の補導態勢の強化を行っている。また、資金面での援助を受けている更生保護施設もある。

#### ② 更生保護女性会

食事作りをはじめ生活に潤いを持たせる様々な活動が展開され、いずれの更生保護施設でも連携は活発である。

#### ③ BBS 会

更生保護施設所在地、あるいは近隣地域に BBS 会が結成されている地区があるかどうかで差がある。土日祝日に BBS が補導員補助として処遇面での支援を行っている例もある。

#### ④ 協力雇用主

更生保護施設独自で開拓している協力雇用主と密な連携を行っている更生保護施設が多い。職種としては建築業が多いが、コンビニエンスストアを経営する協力雇用主が知的障害の少年を雇用するなど、職種の広がりも見られる。小規模経営の協力雇用主が殆どであり、景気低迷の影響を受け易いことと、受入れ枠の少なさが問題であり、協力雇用主の

拡充が課題である。全国組織の発足に伴い、都道府県レベルでの組織化が取り組まれている。

#### ⑤ 公共職業安定所

刑務所出所者等総合的就労支援事業の導入に伴い、積極的な連携が図られ、その効果を評価する声が高い。

#### ⑥ 社会福祉協議会

行事に対して費用の助成を受けている更生保護施設があるが、人的な交流が行われている報告はなかった。社会福祉協議会については、都道府県レベル、市区町村レベルで活動内容も様々であるが、大阪府社会福祉協議会が独自で推進している社会貢献事業においては、大阪保護観察所と連携して地域でのケアが必要な保護観察対象者への人的・経済的支援が行われており、今後保護観察所単位で連携を模索していくべき社会資源と思われる。

#### ⑦ 自治会

地域社会で共存していくための配慮が殆どの更生保護施設で行われており、自治会メンバーを更生保護施設評議員に迎えるなど、更生保護施設の運営を広く知ってもらい、地域住民がそこに参加していけるよう配慮がなされている。

#### ⑧ 市区町村の役所、保健所（保健センター）、福祉事務所

生活保護や国民健康保険、年金などの関係で、地元の役所、保健所（保健センター）、福祉事務所とは活発な連携が図られている。担当者が交代しても確実な引継ぎがなされるよう平素から良好な関係が保たれるよう配慮されている。

#### ⑨ 医療機関

多くの更生保護施設がいわゆる「かかりつけ医」を持っており、日常的な病気はそこで対応している。「かかりつけ医」が更生保護施設の評議員になっている例もある。その他に、酒害学習会に協力してくれるアルコール専門クリニック、薬物依存症者の治療に対応可能な専門クリニックとの連携が挙げられる。入院加療が必要なケースに対応可能な精神科病院との連携がある更生保護施設もあった。しかしながら、そうした専門クリニック等の医療機関は大都市周辺部に集中する傾向があるので、地方における資源の開拓が必要である。保護観察所単位でデータベース化することが必要である。

#### ⑩ ダルクやNA、断酒会

断酒会やNAに更生保護施設内でのミーティングに協力してもらっている更生保護施設が少しずつ増えている。ニューズレターの購読など情報を収集している更生保護施設もある。

#### ⑪ ボランティアスタッフ

カウンセラー（臨床心理士）、学校教諭などが施設の運営に参加し、SST などを行っている。

#### ⑫ その他

大学教員などの精神保健分野の専門家が SST のスタッフとして運営に参加している。

### (3) 人的資源との連携の端緒とネットワークのメンテナンスについて

#### ① 紹介

理事や評議員、保護観察所からの紹介の他、更生保護施設で実施している処遇プログラム（セルフコントロールプログラム）関係者からの紹介といった、処遇活動で培った縁が新たな人的資源の発掘に繋がっている。

#### ② ケース処遇を通しての連携

更生保護関係団体との連携はいずれも円滑になされている。福祉機関や地方自治体との連携に際しては、単なる会議を積み重ねるだけではなく、ケース処遇を通して誠実に取り組むことが連携には必要であるという意見が多く寄せられた。役所関係者に転勤はつきものであるが、こうして培った連携は個人レベルではなく組織レベルなので揺らぐことはない。特に福祉に相談する時は職員が同伴するなど配慮がなされている。

なお、更生保護施設から協力を要請するばかりではなく、地域社会のニーズをくみ上げ、できることは協力していく姿勢を示すことで、地域社会の信頼を得ていった更生保護施設もあり、社会資源との関係はギブアンドテイクであるべきであろう。

連携に当たっては、抽象論ではなくお互いのニーズを明確化することと、そのための具体的な活動の場を提示することが重要である。役割分担を明確化しつつも情報交換を緊密することも必要である。

こうした連携は、縦割り行政の枠を超えた、ネットワークによる協働作業の志向を有している。困った時だけの相談ではなく、平素の連携が重要であろう。

#### ③ ソーシャルインクルージョンの動き

ソーシャルインクルージョンの機運が高まりつつあり、それを目指す団体から交流の申し入れがなされている更生保護施設もある。ホームレスの自立を目指す NPO 法人の責任者から、シェルターで入所者の世話をする人を更生保護施設の被保護者から雇いたいという打診があったが、被保護者にはいささか荷が重い業務であったため、実現していない。しかしながら、当該更生保護施設が所在する地域では、罪を犯した障害者を社会的に包摂していく取組が官民双方で取り組まれている。官に関しては、都道府県職員が地元の保護観察所を訪問して学習の機会を持ち、都道府県が運営する福祉施設において、ケースの抱える障害に適切に対応する研究が進められ、実際に少年院仮退院者を受け入れて処遇をするという動きが展開され、民においても独自で学習会が重ねられ、ネットワークを広げる試みが続けられている。更生保護施設がこうした動きの中で自らの処遇能力を高め、社会における理解者・協力者を増やしネットワークを広げていくことが重要であろう。

#### ④ 地域社会での理解を目指して

地域の会議や趣味の会などの開催に会議室を提供するなど、更生保護施設の設備を地域に開放し、地域に開かれた施設となるよう努めている更生保護施設が多い。前庭を地域の子どもに開放している更生保護施設もある。地域の各種会議にも積極的に出席し、理解を求めるように努力している。こうした態勢を整えることで、透明性のある運営が可能となり、グッドニュース（社会資源に関する情報など）やバッドニュース（苦情など）も双方がスムーズにやり取りできることになり、結果的に更生保護施設の運営にとってプラスになるものと思われる。ある更生保護施設では開設に至るまでの10年間、地域の代表5名と朝食を共にするなどして地域に理解と協力を求め続けるなど地道な努力を重ねている。

地域住民に対して被保護者が迷惑をかけないことや、迷惑をかけた事柄（問題）はすぐに対応することを重視している施設は多い。被保護者に対する指導を綿密に行うほか、迷惑施設と捉えられないよう、理事長を中心に、できるだけ多くの人と出会い、真摯に要望を受け入れ、また、常に理解を求めるための創意・工夫をしながら努力しているという事例もある。被保護者と更生保護関係者が地域の清掃活動を行ったり、施設長が地域の行事に参加したりするなど、実際に行動することで理解を求めている更生保護施設が多い。また、食料品や日用品を地元の商店街で購入するなどの配慮を挙げた更生保護施設もあった。

#### ⑤ アンテナを張り巡らせる

保護司会・更生保護女性会・協力雇用主などの更生保護関係者との連携や各種会議への出席など、常に情報をキャッチするアンテナを張り巡らせることにより、人的資源のネットワークをより拡充した更生保護施設もあり、座して待つのではなく、積極的に働きかけることが必要であろう。

#### ⑥ コミュニケーション

更生保護には更生保護の理念や専門用語があり、地域福祉や医療福祉もまた同様である。更生保護関係者のみの会合であれば、お互いが理念や専門用語を了解したうえで話し合いを展開することができても、地域福祉や医療福祉の関係者とのコミュニケーションにおいては、こうした理念や専門用語が必ずしも共有されていないことがあることを念頭に置いて、相手の立場に配慮し、平易で具体的な用語を用いるとともに、理念についても理解を得るよう配慮していくべきである。更生保護に関するパンフレットや「更生保護」7月号（社会を明るくする運動特集号）や更生保護施設の会報を配布することも1つの方法である。

#### ⑦ 次世代の育成

更生保護施設が社会福祉士養成課程における実習指定施設となった。これまでも福祉系の大学の学生の実習（インターンシップ）、あるいは教員の社会体験実習を受け入れた実績はあるが、よりシステマティックな対応が求められることになった。実習指導者の配置の問題など、クリアすべき課題は多いが、福祉を学ぶ大学生に更生保護施設の姿を知ってもらうことは、彼らが福祉の現場に立った時に必ず有効な経験となるはずであり、草の根レ

ベルでの更生保護と福祉との連携を実現するものと思われる。

#### (4) 更生保護施設の処遇において、福祉との連携について難しいと感じられること

疾病や障害、高齢といった事情を抱えているケースは、一律に書面だけで判断され、更生保護施設への入所を断られるというイメージがマスコミ等の報道によって定着しているが、現行の更生保護施設の職員態勢と施設設備面では難しい状況のなか、かなり難しいケースも受入れていることが判明した。今回調査を行った8施設は、全国の更生保護施設の中でも福祉との連携に特に積極的な姿勢を有している施設であったことも考慮しなければならないが、同時期に調査者が講師として参加した全国・近畿地方の更生保護関係者の研修においても、高齢者や障害者の受入れを一律に拒むことなく個別の事情を勘案して対処しているという更生保護施設が多く存在した。

しかし一方で、そうした高齢者・障害者ケースには多くの手がかかり、手厚いケアを行おうとすれば、限られた定員のなかで多くの者を受け入れることはできず、それゆえに「更生保護施設は障害者や高齢者の受入れを断っている」というイメージが定着したものと思われる。これまで殆どと言ってよいほど福祉のケアを受けてこなかった者を受け入れる場合、知的障害の場合ならば療育手帳の申請の手続きを最初から支援する必要がある、障害者福祉のプロではない更生保護施設職員にとって大きな負担となっている。また、医療との連携も大きな課題で、本調査を行った時期、ある更生保護施設でてんかん発作で倒れる被保護者がいたことが報告された。いずれの更生保護施設でも、医療が必要な被保護者が入所後速やかに受診できるよう、地元の役所や福祉事務所と連携を密にしているが、疾病を抱えている場合、矯正施設から社会内処遇に移行する際の医療的ケアの確実な引継ぎが求められる。また、自立支援医療の手続きなども行うことで、医療費の負担を抑えることができる。

仮釈放者及び満期釈放者は、刑務所で得た作業賞与金を持って入所するが、その額も決して高くはなく、ホームレス状態で事件を起こし、執行猶予あるいは起訴猶予となって更生保護施設に入所してくる者に至っては、殆ど所持金がない場合が殆どである。就労活動を行うにも交通費や履歴書の写真代など諸費用がかかり、そうした費用は民間の団体が行う一時保護として支給される更生援助金で賄うことになるが、更に医療を必要とする被保護者の場合、医療扶助が受給できるまでの間、最悪の場合は実費負担がかかることになる。今後、高齢者・障害者を受け入れていくことになった場合、この点を速やかに手当てする必要がある。

依存症への対応については、「スリップ（再発）の防止」「精神的な症状が発生した時の手当て」「専門的な処遇プログラムの実施」と3点が課題になってくる。「スリップ（再発）」については、アルコールや薬物の摂取が更生保護施設の規則で禁じられており、保護観察対象者の場合はそれらの摂取が遵守事項違反あるいは再犯となり、不良措置に繋がるものであるが、無論そうした点を強調して心理規制をかけるだけでは不十分であり、身柄釈放後欲求が高まり易い時期をいかにして乗り切るか、リラプス・プリベンション（再発予防）の視点をういた処遇が重要である。精神的な症状が発生した場合は、速やかに医療機関に受診させる必要があるが、平素から依存症への対応が可能な病院やクリニックと連携して

いる更生保護施設も多く、そうした社会資源との連携に加え、24時間態勢で自治体が運営している精神科救急の相談窓口の周知なども必要であろう。依存症に対する専門的な処遇プログラムに関しては、SSTの導入や断酒会・NAのメンバーあるいは専門クリニックのスタッフを招いての専門的なプログラムを実施している更生保護施設もあるが、小規模で職員態勢も脆弱な更生保護施設や地方にあって社会資源が乏しい地域で運営されている更生保護施設の場合、独自で高度に専門的なプログラムを実施することについては限界がある。覚せい剤取締法違反で保護観察となった者のうち、一定の要件を満たす者については、保護観察所で実施する覚せい剤事犯者処遇プログラムを受講することが義務付けられるようになったが、そうした保護観察所で実施する専門的な処遇プログラムの効果を絶やさないよう更生保護施設で専門的な機関と連携をすることが求められる。なお、ダルクやNA、AAではスリップ（再発）は回復への1ステップという考え方がなされているが、刑事政策上は遵守事項違反あるいは再犯・再非行という形となるので、ダルクやNA、AAと連携している更生保護施設は、被保護者が混乱しないよう、この点について予めダルク等によく説明しておくことが重要である。

また、疾病や障害、高齢などのハンディがあるため、就労による自立が難しいケースを、更生保護施設から福祉に繋ぐことの困難性についても、多くの更生保護施設から指摘があった。就労以外の安全なかたちで更生保護施設からの退所を図るとすれば、高齢者福祉施設への入所、障害者福祉施設への入所、生活保護法上の救護施設等への入所、病院への入院生活保護を前提とした居宅生活等のルートが想定されるが、高齢者福祉施設に関しては一般の入所希望者も多く、待機期間が相当見込まれることも多い。まずは要介護認定を受けつつ地方自治体の高齢者福祉部局との緊密な連携が必要であるが、犯罪者の受入れに慣れていない分野であるので、根気強い説明が必要である。障害者福祉施設については、障害者自立支援法の施行から各種施設の体制が大きく変わり、現場が混乱していることもあって、高齢者福祉施設以上に難しい部分が多い。障害者福祉サービスの利用のためには市町村役場に障害程度区分認定の申請を行う必要があるため、まずは更生保護施設入所時に認定申請を行うことが有効だろう。各種障害者の手帳を取得しておく手続も、将来の生活を考えると、必要である。将来生活保護を受けることになった場合障害者加算がつくこともあるし、自治体独自のサービス（地下鉄やバスの半額パスの支給など）が受けられることもある。

また、高齢者や障害者を更生保護施設に入所させた場合、日中活動や入浴などの全てを更生保護施設で担うことになると負担が大きい。現時点で試みられている事例の報告に接してはいないが、デイサービスやデイケアなどで入浴や日中活動の場が確保できないか、あるいは服薬管理について訪問看護のサービスが受給できないか検討の余地はあると思われる。

更生保護施設では様々な被保護者が共同生活を行っている。障害や高齢といったハンディを有する被保護者を健常者の被保護者が何かと気にかけて世話をすることもあれば、「我々には早期就労を指導するくせに、高齢者や障害者に対する指導は甘いのではないか」という不満を述べる被保護者もいる。皆様々な事情を抱えながら共同生活を営むことになっているということ、施設規則を遵守することは全ての被保護者に共通するものであるが、

心身のコンディションによって就労などの指導は異なるということを入所インテーク時に徹底することが必要であろう。

なお、夜勤1人態勢時に緊急対応事態が発生した場合の対応が難しいという意見が表明された。障害者や高齢者が疾病に罹患した場合急変することもあり、そうした被保護者を受け入れる場合は、人員配置について留意するとともに、先述したような精神科救急などの電話番号を分かり易い場所に貼っておく工夫などが求められるだろう。

なお、福祉との連携が難しい原因として、「福祉の窓口に行ったがうまく対応してもらえなかった」「福祉制度についてよくわからない」という意見が挙げられた。福祉の制度は複雑で福祉のプロパー以外の者には分かりづらく、一つの手続を完了するのに複数の窓口を回らなければならないなど、時に煩雑である。福祉プロパーではない更生保護施設職員に難解な福祉の専門書を通読することまでは求められないが、地方自治体で発行している「福祉の手引き」のようなものを入手し、必要に応じてチェックすることは求められるだろうし、それ以上に福祉関係の職員の丁寧な対応が求められる。

調査者が以前担当した行政区では、「ワンストップ運動」が展開され、来所した区民や関係者がいわゆる「盥回し」にされない配慮がなされ、手続が非常にスピーディだった。

被保護者が福祉に対する誤解などを持っているがゆえに「被保護者が福祉の活用に消極的だった」という事態もある。更生保護施設職員が良かれと思っても被保護者の意思を無視して手続を進めるのは適切ではない。きちんと説明を行うことが必要であろう。

依存症関係の社会資源などは都市部に偏在しており、「活用可能な社会資源が身近にない」という問題もある。社会資源マップを作成し、必要な時に活用できる工夫が必要である。

自治体と医療機関・福祉機関の連携がうまくいかなかった事例も報告されている。被保護者のケアに多機関が関わる場合、ケアマネジメントの機能を的確に発揮できる者が必要であろう。

生活保護のうち、医療扶助については適切な対応が得られているが、生活扶助や住居の提供・斡旋については十分でなく苦慮しているという意見もあげられており、更生保護施設から地域社会に繋ぐ社会資源の乏しさが明るみになっている。「犯罪・非行前歴者に対する、福祉政策が十分でなく、自立の相談や収容保護の体制が確立されていない。更生保護分野における処遇には保護観察期間の制約があるため、保護観察期間の終了した者については、福祉分野が責任をもって対応できる体制を整備することが急務である」「一般市民に対する福祉政策に比して、犯罪前歴者に対する福祉政策の分野が遅れているのではないか。保護を求めて相談に来る対象者に対し、一時的な食事や旅費の支給だけでは十分でなく対象者が生活の手段や生活の場を確保することによって地域社会に根付くような処遇が必要である。理想的なプログラムやマニュアルの作成だけでは対策の具体的な進展にはつながらないのではないか」という意見は、法務省と厚生労働省の連携を考えるうえでも有効であると思われる。

#### 【福祉との連携で困った事例の考察】

- ・ 福祉の手続が煩雑で、わかりにくい。相談窓口の職員の指示するままにあちこち回り、

ようやく福祉にたどり着くことができるのが現状。委託期間内に手続きが完了せず、鬱屈した被保護者が再犯した事例もある。複雑な福祉制度は更生保護施設職員に理解できない部分もあり、手続を何度もやり直すなど非常に煩雑な面があり、ワンストップで問題を抱えた人に対応してくれる窓口あるいはコーディネーター、ケアマネージャーが必要と思われる。

- ・ 住まいを確保するに当たり、保証人がなかなか得られないという問題は常に自立生活の障害となる。
- ・ 高齢者の場合、更生保護施設を退所した後も、福祉関係者や関係機関から、家族代わりとして「見守り支援」を依頼されることがあるが、更生保護施設にとってはこれはいわゆるボランティア事業であり、責任の所在が不透明になる懸念がある。
- ・ 福祉の手続の際、「福祉の手続をとることについて、親族の了解をとってください」と福祉機関から求められることもあれば、反対に「福祉機関が親族の了解を取りますから」と言ってくれることもあり、自治体によって対応にばらつきがある。更生保護施設職員が親族と本人との間に入って調整をすることになるが、実際には困難が伴うことを自治体に理解してもらう必要がある。
- ・ 更生保護施設では、入所者の（福祉的手当での）必要性を十分検討し、入所者の意向も踏まえて同伴するなどして一緒に福祉との連携を図っている。
- ・ 療育手帳の取得等各種の手続がもっと迅速になると、適切な対応ができる。生育歴の確認などが煩雑である。加えて現在は、障害者自立支援法の施行に伴い、障害者福祉サービスを受けるためには障害程度区分認定の手続を受ける必要がある。矯正施設入所中にこうした手続を進めることで、釈放後速やかに福祉サービスに繋がることできる。更生保護施設ではなく地区に係属している生活環境の調整ケースで、入所中から地方自治体に働き掛けて障害区分認定の手続を進めた事例があるが、矯正施設入所中からの綿密な調整が今後一層求められる。
- ・ 非行があり又は犯罪をした被保護者は、福祉施設への入所は困難で、病気になった場合も入院治療が難しいことがある。福祉・医療機関の理解を求めていくことが必要であるが、ただ任せっぱなしではなく、入所後きちんとフォローする態勢を整えておくことが求められるが、関わることでできる期間は限られており、そのことを福祉施設側に理解してもらうとともに、ケースに対する関わりとは別に、縁のあった福祉施設には会報の送付など関係を続けていくことも方法の1つである。
- ・ 生活保護は受給できるが、自立するための住居の確保が困難であり、公的住宅の高齢者や障害者の枠の活用や、協力的な家主の開拓が課題である。
- ・ 薬物依存症の被保護者に対しては、再発を予防する働きかけが重要である。
- ・ 若年性アルツハイマーの被保護者は所在不明になるなど処遇が困難であったが、更生保護施設で集団生活をしているうちに改善するようになり、地域のデイケアにつながり、老人福祉施設に入所した。障害や疾病の特性を踏まえた処遇が必要である。
- ・ 緊急時は救急車を呼ぶ。夜間であっても施設長がかけつける。被保護者が付き添ったり、見舞いにいきたがるが、トラブルがあるので、施設職員が対応するが、夜間の場合は配置の関係が難しい。

#### (5) 福祉との連携を良好に行うポイントについて

まずは、福祉から信頼を得られる対応を一つひとつ積み重ねることが大切である。更生保護施設として十分な対応や努力をした後に福祉に繋ぎ、医療扶助を含む生活保護の受給や福祉施設への入所につながった事例は多くある。今後は「犯罪者」として更生保護施設出所者の入所が敬遠されがちな高齢者福祉施設との連携を図り、高齢入所者への対応に取り組む必要がある。

本人の更生意欲と施設の平素の努力と福祉機関との信頼関係、地元自治体や保健福祉センターとの連携が不可欠である。ケアマネージャーの方と知り合ったことで様々な社会資源とめぐり合ったことを、感謝を込めて報告された更生保護施設もあった。そうした人的なつながりを大切にする必要がある。

#### (6) 今後、更生保護施設の処遇に、社会福祉士が関与することについて

本アンケート調査を実施したのは、平成20年8月から9月にかけてであるが、高齢者・障害者の社会復帰を支援する社会生活定着支援センター構想が公表されたのが9月で、更生保護施設への社会福祉士の配置構想が新聞に発表されたのが8月であった。よってインタビュー先の更生保護施設の全てが社会生活定着支援センター構想を了解していたわけではないことを前提に、社会福祉士に対するニーズを挙げていきたい。

まずニーズが高かったのが「被保護者のための社会福祉に関する専門の相談コーナーの設置」「自立が難しいケースへの援助」「福祉の窓口や社会資源との円滑な橋渡しやネットワークの整備」であり、社会福祉士の専門知識を活かした相談・ケアマネジメント機能への期待が高い。弁護士による無料法律相談が一定の効果を挙げていることから、相談窓口の設置への期待が高いが、これは被保護者と更生保護施設職員が共に利用できるものが想定されている。「専門的知識を持って入所者と面接して、入所者の気持ちを受け入れ、具体的な生活等について、専門的な指導やアドバイスをお願いしたい」「被保護者のためにするとニーズがないのに相談する人もいる。職員向けにしてほしい」という意見も挙げられている。

「社会資源マップづくりや社会資源に関する情報提供」に対するニーズも大きい。地域によっては社会資源が偏在し、更生保護施設だけでは十分に把握しきれないものも多い。支援に直結する相談窓口にとどり着けず時間が経過した事例を多く経験しているため、切実なニーズである。

「困ったケースが出た時に色々と相談したい」というニーズも高い。福祉行政はいわゆる通達行政であり、細かな基準などが外部から分かりにくい。経験ある社会福祉士の実務に基づいた助言が期待される。「職員に対して、福祉制度のことを教えてほしい」も同様のニーズと思われるが、こうした研修会的なものより、平素のアドバイザリースタッフのようなものがより歓迎されているように思われる。

「処遇施設としての様々なプログラムの充実に貢献してほしい」というニーズも同様に高い。酒害・薬害のプログラムやコラージュ、SST、法律相談などに外部の専門家を招いているので、そうした形で更生保護施設の処遇に参加してほしいという要望であろう。

「障害や疾病などのハンディがあるケースに対応する専門施設の運営」「社会福祉士養

成のための実習を受け入れる際の後方支援」を挙げた更生保護施設もあった。ただし専門施設の運営に関しては「既存の施設で1、2名ぐらゐの受入れを検討してほしい。問題を抱えた人が集まると運営が大変。それよりも一般の福祉施設や病院に受け入れられるようにしてほしい。」という意見もあり、更生保護施設だけで完結せず福祉の分野に裾野を広げていく必要性が指摘されている。

「社会福祉に関する情報提供や窓口の紹介」までは保護観察所が担当し、「相談後の丁寧な支援（窓口に繋いだ後の支援）」を社会福祉士に求めるべきであるという意見も挙げられた。更生保護施設職員が窓口で繋いだ後、福祉が求める手続や調査などを社会福祉士に依頼できないかというニーズもあった。制度が理解できない状態で手続を何度もやり直す煩雑さが多忙な現場を圧迫しているということが背景にあるだろう。

一方で、更生保護施設に常勤する社会福祉士を配置するだけの余裕はないので、更生保護施設を理解し、福祉的措置を必要とする者を福祉に「つなぐ」こと、外部の専門家と円滑な連携が取れるポジションで、運営を支援してほしいという希望も出された。

また、満期出所者への対応について挙げた更生保護施設もあった。平成20年度の法務研究がまさにこのテーマであり、その成果が現場に還元されることが期待される。

他には「社会福祉士に期待するものは、社会福祉分野における理論や実務に関する側面的かつ具体的な協力・支援活動であるが、その関わり方については、犯罪・非行前歴者に対する処遇の特殊性に関する研修と経験が前提条件となる。特に監督的機能と援助的機能のダブルロールの問題は重要であり、また保護観察対象者については指導監督、補導援護を実行する者が、法律により保護観察官と保護司に限定されていることも考慮されなければならない」という意見もあった。これは「保護観察所には、保護観察官・社会復帰調整官等の処遇に関する専門職員が配置されており、この分野特有の処遇の在り方については、理論的・実務的に研修や研究が積み重ねられており、更生保護施設職員との連携についても十分な配慮が行われている」ことと「更生保護施設における処遇は、犯罪・非行前歴者を対象とした特殊な部門であり、保護観察対象者の心理や行動傾向を踏まえた適切な処遇が求められる。今日なお十分とは言えないが、長い歴史と経験に裏付けされた処遇の独自性・主体性についてはこれを尊重し、さらなる充実・深化が図られていかねばならない」ことが前提となっており、必ずしも社会福祉士であれば誰でも良いというわけではなく、刑事政策全般及び更生保護事業に対する理解がある者が求められているわけであり、更生保護の分野に社会福祉士が参加することになれば、その前提として、刑事政策の流れや更生保護制度に関する基本的な研修を行うことが必須であろう。

#### (7) 高齢者や障害者の更生保護施設への受入れについて

更生保護施設の約半数に社会福祉士を配置し、一定枠で障害者・高齢者を受け入れるという新聞報道がなされた直後の調査であるが、7施設から回答があり、意見は2つに分かれた。

「ニーズは確かにあり、前向きに検討したい」という意見は5施設であり、そのための条件整備として「手厚い施設職員配置」「委託費の増額」「法定期間内に確実に次の福祉・医療施設につなぐ」「福祉や医療との確実な連携」ことがまず大切であり、「保護観察所の

直接的関与」「専門的な処遇プログラムの導入」が続き、「施設のバリアフリー化」「矯正施設入所中の生活保護受給申請」が続いた。

該当項目はすべて重要と考えているが、「医師や介護師の配置」は実現性に乏しくという指摘があった。「施設のバリアフリー化」についても、更生保護施設では、高齢者や障害者のみ専門的に受け入れているわけではなく（高齢者に特化した施設を除く）、定員や処遇可能性を考慮して収容者を選択しており、常に他者の手を借りなければならない重度の要介護者については、必要の限度で条件整備を考えているという意見があった。

その他の意見としては「刑務所入所中に療育手帳取得など必要な手続きをしておく」「疾病を伴うことが多いため、医療関係者の専門家を処遇協力者として確保すること」「高齢者を積極的に受け入れているが、更生保護施設退所後の支援も必要である。高齢者福祉施設に入所できても、そこで迷惑行為があると謝罪に行くなどこまめな連携が求められる。福祉の手続き、その後の支援なども含め、高齢者や障害者を受け入れるための人手が欲しい」「人手を確保するため委託費の増額を希望。本人に対する経費としては、医療費や交通費などを更生保護施設が負担しなければならないため、補填する制度があればと思う」「高齢者の場合、退所先の目処が立たないと受け入れにくい」という意見が出された。

積極的な意見として「更生保護施設の使命として積極的に受けなくてはいけない。現実として高齢者などが増えており、保護をしていくこと、そのための基盤づくり（職員配置、委託費）を国が考えるべき必要があると思う。また、保護観察期間中のケースに関しては、保護観察所の積極的関与がなければ無理。医師の配置は小規模施設には不要。高齢者の引受けに備え、施設の設備改造はしたい。」「常時、高齢者などを引き受けるようになれば、職員が対応する知識を持つ必要がでてくる。その意味で専門的な処遇プログラムも考えるべきだろう」「更生保護施設の役割として積極的な受入れができる体制作りをしたい」という意見が出された。

「ニーズは理解できるが、実際の受入れは困難」と回答した施設は7施設中2施設であり、その理由としては「人的な処遇態勢が整わない」が2ポイント、「福祉や医療との連携に不安」「近隣とのトラブルが懸念される」が1ポイントで、当初予想された「高齢者や障害者の処遇そのものが不安」という意見はなかった。

「今日の社会情勢、犯罪動向等を考慮し、高齢者・障害者の受入れについては前向きに対応しているが、他の収容者との比率の上で、また現状の処遇能力や設備の上で制約がある」「看護師の配置にいたるまでここに挙げられた全ての条件を満たせば全て満たせば可能と思われるが、そうなれば更生保護施設は福祉施設化し、本来受入れべき者を受け入れられなくなる可能性がある。体が元気で、社会にそのまま出れば再犯してしまう人を、受入れて改善更生させるのも大切な仕事。福祉重視だと本来業務を圧迫する」という意見もあり、刑事司法のアンカー施設としての根本を崩さず対応することの重要性が示唆されている。

また、複数回答として「更生保護施設ではなく、別の施設での受入れを検討すべきである」という意見も4施設において出された。具体策としては「社会福祉法人が運営する施設で一定の受入れ枠をつくる」「社会福祉法人が、高齢者・障害者に特化した更生保護事業を運営する」「大規模施設ではなく少人数のグループホームの導入を検討する」がそれぞ

れ4施設の賛同を得た。「社会内で生活する犯罪・非行前歴者は、一般市民と同様に福祉の援助を受ける権利を所有している。更生保護の分野は一定の期間、犯罪・非行前歴者に対する社会復帰のための保護を実施しているが、更生緊急保護期間・期間外を通じて、社会福祉機関や団体が、これらの者に対する福祉的援助の責任を果し得る体制の整備が急務である」という意見がこれらの意見を総括している。

「高齢者・障害者に特化した更生保護法人を新たに設立する」「高齢者・障害者に特化した国立の更生保護施設を設立する」がそれぞれ2施設の賛同を得た。その一方で「高齢者・障害者に特化した新たな更生保護法人や国立更生保施設の設立は、現状では困難であり見通しが立たない」という意見もあり、更生保護官署が単独で高齢者・障害者の処遇を担うのではなく、どちらかという福祉の枠組みから排除されがちな人々を福祉のネットワークで手厚く処遇することを目指し、社会福祉と更生保護が連携していく重要性が示唆されている。

## 2 保護観察官の処遇と福祉の関連性における現状と課題

### (1) 保護観察官が感じる処遇困難性について

保護観察官が感じる処遇困難性は、保護観察対象者の犯罪性や環境面に起因するものも多いが、今回は福祉や医療との関連に注目し、アンケートを実施した。

#### ① 疾病

24名中13名の保護観察官が該当すると回答している。保護観察対象者の抱える疾病は、肝臓病や高血圧症といった慢性疾患のみならず、感染症、薬物依存症等の精神疾患など多岐にわたるが、身柄釈放後速やかに医療のルートに乗せていくには、健康保険未加入者も少なくなく、生活に困窮している者もいることから、費用などクリアすべき問題点が多い。入院先の確保についても困難を伴うことが少なくない。更生保護施設入所中の医療扶助単給を断られる事例も多く報告された。

#### ② 障害

24名中21名の保護観察官が該当すると回答し、一番多くの保護観察官が問題点として指摘した。身体障害、知的障害、発達障害、精神障害を問わず、早期からの療育など適切なケアを受けてきた保護観察対象者は極めて少なく、障害者手帳を持たない者がほとんどである。そうした中で、医療と福祉双方の連携を求められる場面も少なくない。更生保護施設での処遇も困難で、住所を定めない状態で判決言渡しを受けた保護観察付執行猶予者の生活基盤確保に苦労している事例も各地から報告された。

特に保護観察付執行猶予者に関してはデータが少なく、限られた時間の面接所見で障害の有無を的確に推察し、医療や福祉のケアに繋げていくのは至難で、地元自治体から保護を断られる事例も報告された。

また、保護観察期間中に突然に発症した障害については、本人が障害を受容できない例もあり、医療や福祉に繋げることを一層難しくしている。各種福祉施設への入所を断られる例も多い。知的障害を抱え累犯に陥っている事例も報告された。

### ③ 高齢

24名中10名の保護観察官が該当すると回答した。保護観察処遇においては60歳以上の対象者を「高齢対象者」として類型別処遇を行っている。老年期に差し掛かって突発的に犯罪を起こす者もいるが、大半が犯罪や受刑を繰り返しながら高齢期を迎え、身寄りもなく、年金や保険などに手続を行わないまま、窮乏した生活に陥っている。加齢による疾病や障害のリスクも高く、就労も非常に難しい。協力雇用主は、その多くが土木建築業であり、高齢者でも可能な軽作業の就労先を探すことは難しいのが現実である。

保護観察対象者が住まいを確保するためには、保証人などクリアすべき課題が多いが、高齢者は急病など事故の発生のリスクが高いため不動産業者から敬遠されがちで、特に住まいの確保が困難である。特別養護老人ホームなどの老人福祉施設も、一般的に待機待ちの人を多く抱えている状態であり、保護観察対象者の入所枠の確保については、更生保護関係者が運営に関与している一部の施設を除いて難しいことが多い。

### ④ 少年・若年

24名中11名の保護観察官が該当すると回答した。少年や若年対象者は可塑性を有している反面、生活スキルや対人関係スキルの乏しさ、感情統制の未熟さという処遇上の困難性も有している。保護者の監護に服さない者はもちろんのこと、更生保護の現場では、例えば少年院からの仮退院に際して引受人になることを保護者が拒否したり、不遇な生活歴ゆえ頼るべき親族がないなど、生活場所の確保に関して成人以上の困難が生じるケースもある。少年専門の更生保護施設は全国でも数えるほどで、それ以外の更生保護施設での少年受入枠もわずかであり、それ以外の社会資源（自立援助ホームなど）は都市部に偏在しているのが現状である。更生保護という枠組みを超えて社会的養護の充実が求められる。

就労についても、特に18歳未満の少年は、適応できる職種に制限があり、「朝きちんと起きて仕事に行く」「注意されてもむくれずにきちんと言うことを聞く」という基本的な職業スキルにも乏しいため、軌道に乗るまでに時間がかかる。

親との関係、教師との関係において様々な葛藤を抱えてきた少年も少なくなく、処遇者との信頼関係構築にも時間を要するし、行動化の激しさに迅速に対応するための手厚い処遇態勢の構築が求められる。

加えて、精神科病院においても、思春期のケースは処遇困難視されやすく、高齢対象者以上に処遇に配慮と工夫が必要である。

### ⑤ 貧困

24名中8名の保護観察官が該当すると回答した。ホームレス状態の時に事件を起こして身柄拘束され、所持金が殆どない状態で刑の執行猶予の言渡しを受けるケース、疾病や障害で失職し生活困窮に陥るケースなど、事情は様々であるが、「応急の救護の措置を行いながら、生活保護受給ルートに乗せる」ことには様々な困難を伴うのが現状である。地元の自治体から支援を拒否されるという報告もあった。

犯罪に至るまでの生活において、就労など社会的なスキルを身につけず、あるいは身に

つけたものの失ってしまい、疾病や高齢などの事情で仕事に就くこともできないケースの経済的な基盤づくりには困難を伴う。

#### ⑥ 家族関係の破綻

24名中15名の保護観察官が該当すると回答した。夫婦間葛藤や親子間葛藤が激化し、保護観察対象者が家庭における居場所を失うケースや、保護者が子ども（保護観察対象者）を適切に監護できず、保護観察対象者の問題行動が続くケースが報告された。家族療法の観点から介入することが多いが、保護者や家族自身が疾病や障害、借金などの生活苦を抱えている場合は、それも困難を伴うことが多い。

#### ⑦ 保護観察官と保護観察対象者との関係・保護司と保護観察対象者との関係

24名中それぞれ7名、12名の保護観察官が回答した。保護観察対象者に人格障害などの問題がある場合、処遇を円滑に進めるための関係を作ることが難しいことが多い。不遇感を抱えているケースは、支援の手を振り払ったり、逆に過度に依存し、保護観察官や保護司が期待どおりに動かないと、感情的になることもある。一般的な福祉の現場と異なり、保護観察官や保護司との関係は、本人の申出ではなく、裁判所の決定や仮釈放等の結果としてスタートするのであり、保護観察対象者の保護観察に対する自覚を高めつつ、適切な指導監督・補導援護を行っていくことが肝要である。

#### ⑧ 就労困難

24名中7名の保護観察官が該当すると回答した。保護観察対象者や更生緊急保護対象者の再犯防止と円滑な社会復帰のため、平成18年度から、法務省と厚生労働省が連携し、刑務所出所者等総合的就労支援対策が行われている。非行・犯罪の前歴者を雇用しその生活を支える民間ボランティア「協力雇用主」の支援を核とし、一定の効果を挙げているが、その大半は土木建築業であり、障害や疾病、高齢というハンディを抱えた保護観察対象者の雇用は実際には難しいことが多い。それでも、知的障害者福祉のトライアル雇用を組み合わせさせて正規就労に繋げたケースなど、個別の事案では工夫が見られ、こうした個別事例から学ぶ必要がある。障害者やホームレスを対象とした自立支援や就労支援サービス、あるいは生活保護受給者を対象とした自立支援プログラムなど、隣接他領域の様々なメニューとの連携が今後の課題だろう。

#### ⑨ 更生保護施設等からの自立困難

24名中8名の保護観察官が該当すると回答した。更生保護施設を帰住予定地として仮釈放を許されて仮に釈放されたケースでも、就労が難しい場合は、自立に困難を伴う。障害・高齢というハンディを抱えた者の受入れを一番躊躇わせるものは、更生保護施設内での処遇の難しさだけでなく、地域生活に移行するための中間施設である更生保護施設を出るための社会資源の未整備であり、今後こうした社会資源を整備していくことが必要である。

⑩ 住まいを確保したり就職する時の保証人の問題

24名中16名の保護観察官が該当すると回答した。就職の際の保証人については、刑務所出所者等総合的就労支援対策における「身元保証システム」の活用で、解決の方途が見出すことができるようになった。しかしながら、自立のための住まいの確保に際して保証人を立てることが困難である。運よく福祉施設に入所できるようになっても、保証人の問題が立ちふさがり、公的な保証を行うには、就労以上にリスクが高く、現実的には難しいだろう。空室が多い雇用促進住宅等を有効活用するなどの検討が望まれる。

⑪ 無保険・無年金

24名中8名の保護観察官が該当すると回答した。受刑当初、新入時教育で保険や年金のことを教示されるが、減免申請を行っているものはわずかであり、受刑前から無保険・無年金の生活を続けている者も少なくない現状が浮き彫りになった。

⑫ 金銭管理

24名中8名の保護観察官が該当すると回答した。金銭管理の習慣がなく、年金や生活保護費を得ても適切な使い方ができず、金に困窮して保護司や保護観察官に借金を申し込むケースなどが報告された。

生活保護費の支給方法について福祉事務所と協議するなど、具体的な手立てが現場で行われており、金銭管理に加え、浪費に繋がる生活習慣（飲酒やギャンブル）を改めるよう指導がなされている。

知的障害や精神障害を抱えていたり、認知症が進んでいるケースなどについては、成年後見の手続を進めることも方法の1つであろう。

⑬ 生活設計

24名中3名の保護観察官が該当すると回答した。障害や疾病、高齢というハンディを抱えている場合、まずその日の暮らしをどうするか考えねばならず、長期的な視点での生活設計は立てにくいのが現状である。先の見通しを立てて行動することを不得手とする保護観察対象者も少なくない。

⑭ 住居の確保

24名中15名の保護観察官が該当すると回答した。経済的基盤が脆弱な状態での住まい探しの困難性、保証人確保の困難性が浮き彫りになった。

⑮ 依存症

24名中14名が該当すると回答した。アルコール依存症、薬物依存症については、再発（再飲酒、再使用）を防ぐことの難しさに加え、依存症に起因する精神障害が発生した際、速やかに福祉や医療につなぐことの難しさがある。薬物依存症やアルコール依存症の患者を受け入れる医療機関や、回復を支援する施設（ダルク）や自助グループは都市部に偏在する傾向があり、地方では一層の難しさがある。生活の崩れが大きいケースも少なく

なく、その立直しには困難が伴う。

⑩ 暴力団・暴走族との関係

24名中8名の保護観察官が該当すると回答した。障害や高齢といったハンディを抱えたケース以外の処遇にも共通する困難性であると言える。

⑪ 借金

24名中9名の保護観察官が該当すると回答した。経済的に破綻する原因の1つとして、高利のお金に手を出すことが挙げられる。法律相談等の社会資源に自ら繋がることができないことが多いので、ていねいな対応が必要である。

⑫ 交友関係・不良集団

24名中それぞれ7名、6名の保護観察官が該当すると回答した。これも障害や高齢といったハンディを抱えたケース以外の処遇にも共通する困難性であると言える。

⑬ 異性関係

24名中4名が該当すると回答した。お互いを傷つけあうような不適切な関係に陥り、更生が困難になるケースが報告された。関係性の依存に陥っている者の処遇の難しさが浮き彫りになった。

(2) 特に困った事例

一般に、障害や疾病を抱えているケースは、限られたマンパワーで運営している更生保護施設においても、あるいは親元や配偶者のもとといった居宅での処遇においても、様々な困難が伴う。仮釈放者については、帰住予定地と引受人について生活環境の調整が行われ、その結果「帰住可」と保護観察所の長が判断し、それを踏まえて地方更生保護委員会が仮釈放を許可しているため、仮釈放後の生活基盤については一応整備されている。これに対し、保護観察付執行猶予者については、住所不定の状態で執行猶予判決が言い渡されるケースが散見され、こうしたケースについてはまず住まいの確保を行って保護観察を実施できる基盤づくりを行うことが必須であるが、福祉との連携がスムーズに行かず、困難を極めることが多い。生活保護に関しても、どこの市町村が実施機関になるのか問題になることもしばしばである。保護観察所所在地の市町村に相談しても、更生保護官署で何とかして欲しいと言われ、協力が得られない事例などが報告されている。運よく施設入所・入院の目処がついても、保証人を立てることを求められて、暗礁に乗り上げることもある。

アルコール依存症や薬物依存症については、対応可能な社会資源が都市部に偏在しており、ダルク等の回復施設への入所に繋がる事例は決して多くない。依存症そのものに対する働きかけも困難なことが多く、入院可能な病院を探すことも困難で、仮に入院治療を受けることができて、退院後の回復には地域での支援が不可欠である。つまり入院治療で行われた解毒後の治療教育、再発予防が重要であり、覚せい剤事犯者処遇プログラムなど認知行動療法の知見を取り入れた新しい処遇の一層の充実が望まれる。また、保護観察期

間が6月以下のためプログラム受講が特別遵守事項に盛り込まれていないケース（多くは累犯者）に対する、簡易薬物検出検査（任意）を活用した再発予防教育についても、動機付け面接技法の習熟など、工夫を凝らすことが必要だろう。

知的障害に関しては、最重度・重度の知的障害者が保護観察の現場に現れることはあまりなく、障害が見落とされ支援のネットワークから零れ落ちがちな軽度知的障害あるいはボーダーラインの者が保護観察対象者となっている現状がある。彼らを支援のネットワークに押し上げていくには、司法と福祉の分野を縦断するスキルと知識が必要である。

### （3） 保護観察官から見た保護観察処遇を支える地域の社会資源

更生保護女性会員、BBS会員については、24名中10名が社会資源として挙げていた。一般地区の保護観察対象者の個別処遇に更生保護女性会員が関与することは決して多くはないが、犯罪予防活動や子育て支援など地域づくりに多大な貢献があるほか、更生保護施設の運営に関しては各種行事や調理など積極的な協力が行われている。このアンケートで社会資源として更生保護女性会員を挙げた保護観察官は、地域で犯罪予防活動を展開したり更生保護施設への支援を行う更生保護女性会をイメージしたものと思われる。

BBS会員については、全国的に会員が減少しともだち活動の活発化が模索されている状況にあり、加えて処遇が難しいケースにともだち活動を依頼することに躊躇いを感じる傾向もあるが、それでも10名の保護観察官が社会資源として挙げています。

平成18年度から実施されている刑務所出所者等総合的就労支援事業の展開を受け、協力雇用主を社会資源として挙げた保護観察官は24名中21名、公共職業安定所を社会資源として挙げた保護観察官は24名中19名にのぼった。保護観察所としても就労支援事業の推進に力を入れており、現場の保護観察官にその役割が浸透し、連携実績が重ねられていることが伺える。

また市区町村の役所についても24名中15名の保護観察官が社会資源として挙げている。地区保護司会の事務局が市区町村に置かれているところも多く、身近な相談窓口として認知されているものと思われる。同様に、地元の保健所を社会資源として挙げた保護観察官は11名であった。

ダルクやマックを挙げた保護観察官は9名、NAや断酒会などの自助グループを挙げた保護観察官は8名であった。ある地域のダルクでは、設立に際して現場の保護観察官が積極的に関わり、現在ではダルクスタッフが管内あるいは管外の保護観察所で行われる家族教室や研修などの講師を務めたり、保護観察期間中のケースへの支援を行うなど、円滑な協力態勢がなされている。

医療に関しては、かかりつけ医を挙げた保護観察官が4名、専門医を挙げた保護観察官が3名であり、保護観察のことを承知したうえで治療を行ってくださる医療機関の存在の重要性が伺われた。

民生・児童委員については6名の保護観察官が挙げたが、保護司でこれらを兼務している方を通しての連携が大半であると思われる。

社会福祉協議会を社会資源として挙げた保護観察官は3名、福祉委員や自治会を社会資源として挙げた保護観察官は0名であり、こちらは保護観察官にとってやや馴染みの薄い

機関や人のように思われる。それでも、ある都道府県においては社会福祉協議会が独自で行っている社会貢献事業を通して、保護観察官と社会福祉協議会の社会貢献支援員（社会福祉士等）と、地域の高齢者福祉施設のコミュニティソーシャルワーカーが協働する実績が重ねられている。

#### （４） 保護観察官と人的資源との繋がり

保護司の特性として「地域性」が挙げられるが、社会資源・人的資源との連携に際してもこの「地域性」が発揮されている。保護司を通して各種社会資源に繋がったという例は多い。

一方で、保護観察官が自ら調べ、交渉に当たっている事例も多く報告された。社会福祉士資格を有するある職員は、更生保護官署での全国掲示板に随時福祉に関する情報提供を行い、これを閲読して希望する職員には資料の提供を行っているが、多くの要望が寄せられ、こうした情報を集約・発信する機能に対するニーズは相当に高いものと思われる。

ナラノンやダルクに関しては、会合に参加したり、会報を閲読するなど、平素の連携を大切にしていることが判明した。

保護観察官は単なる主任官ではなく、担当している地区（保護区）や更生保護施設の運営全般に関わっていくことが求められており、平素の処遇を円滑に進めるための社会資源の開拓も重要な役割であろう。あるケースで共に処遇に当たった関係者が、別のケースの処遇に協力してくださるようになった事例も報告されており、「関係者」を「社会資源」に変えていくための力量が保護観察官には求められるであろう。

#### （５） 社会資源との連携のメンテナンスにおいて保護観察官が心がけていること

多くの保護観察官が、会合等の際を活用し、顔の見える連携を行うよう配慮している。区役所や市役所に出向いてそこで面接を実施する定期駐在制度、地区保護司会での地域別定例研修会などの機会がそのチャンスとなっている。

電話や文書で要件を済ませるのではなく、地道に足を運び社会資源との連携を保ち、ケースに関わる協議は勿論のこと、平素からコミュニケーションを積極的に行い、相手方からの相談にも応じるよう配慮していることが判明した。個別処遇だけではなく、地域を耕すようなコミュニティワークの機能が一層求められるだろう。

#### （６） 人的資源・社会資源と連携して社会内処遇を展開する際、保護観察官が心がけていること。

お互いの役割や職責などについて十分に理解するよう努めているという意見が大半を占めた。保護観察処遇特有の枠組み（遵守事項や不良措置など）や実施期間（受刑を繰り返している者は、仮釈放が許可された場合もその期間は短いことなど。）を理解してもらうことは非常に重要である。例えば「処遇」という言葉1つを取っても、福祉の関係者にとっては措置時代の用語であり、更生保護関係者が当然のように使っていることで誤解を招く可能性もあることを考慮すべきである。

できること、できないことを明確にし、丸投げをしないことが基本であり、経験を問わず多くの保護観察官が言及していた。また、社会資源を保護観察官個人のものとするのではなく、保護観察所全体で活用できるよう、庁内での情報交換を行うことが必要である。社会福祉士の資格を持つ保護観察官がその中心となることができるよう努めるべきであろう。

有効な処遇を展開するためには情報交換が必要であるが、本人の了解を得ずに行うと後々問題が生じることがあり、より良い処遇のため必要であることを本人に伝え、その了解を得ることが必要である。

#### (7) 保護観察処遇において、福祉との連携について保護観察官が困難を感じること

24名中23名の保護観察官が「難しいと感じられることがある」と回答し、上記2のような努力を重ねつつも、なお連携には困難があることが判明した。

困難の内訳としては、「福祉の窓口でうまく対応してもらえなかった」「活用可能な社会資源に関する情報がない」という項目がともに10名の保護観察官によって挙げられ、「福祉の窓口にどのように繋いだらよいかわからない」という項目が9名の保護観察官によって挙げられている。

知的障害者に対する手帳制度1つをとってみても、都道府県単位で制度が異なっており、福祉の現場における運用の実際は、更生保護官署に勤務する保護観察官にとっては非常に分かりづらいものとなっている。自治体が発行している「福祉の手引き」を入手するなど工夫をしても、例えば「薬物依存症への治療を積極的に行っている医療機関」「発達障害者を受け入れている地域の作業所」等の細かな情報はなかなか入手しづらいという現状がある。

また「更生保護施設入所中の者に対する医療扶助は適用できない」「生活に困窮しているといっても、保護観察期間中なのだから保護観察所で面倒を見て欲しい」という福祉側の対応に苦慮している事例も多い。

福祉の現場においては、一般的に、更生保護制度については殆ど周知されていない。連携に当たってはそのことを十分に配慮しないと、協力が得られない。

また、福祉の第一線で働く社会福祉士に対して、更生保護制度との連携について理解を深めてもらう試みが必須である。ある社会福祉士会では、平成20年11月に更生保護をテーマに研修を行ったが、定員を大きく上回る応募者があり、関心の高さが伺われた。その一方で、刑事政策の制度や用語の難解さが理解を阻んでいる現実も明らかになり、社会福祉士養成課程における「更生保護」の必修化に伴い、すでに資格を有している社会福祉士に「更生保護」に対する理解を深めてもらうような試みが必須となるであろう。

「福祉制度についてよくわからない」という意見も8名の保護観察官が挙げていた。矯正では職員のための福祉の手引きが作成されている模様であるが、更生保護官署では、類型別処遇の手引きに個別に記載されているほかは、統一的な資料はなく、更生保護施設職員等を対象にした研修会等において社会福祉士会会員が個別に講義を行うほか、全国掲示板で資料などが紹介されている段階に留まっている。都道府県単位で異なる制度もあり、全国統一の資料を作成することは難しいかもしれないが、更生保護官署職員と福祉の現場

のスタッフが共に学ぶ機会を保証することが必要であろう。

「活用可能な社会資源が身近にない」という意見については、関東地方の保護観察所以外の地域の保護観察官7名が挙げ、社会資源が首都圏に偏在、あるいは首都圏以外に存在していても福祉の関係者以外には分かりづらい状態になっていることが推察される。

「保護観察対象者が福祉の活用に消極的だった」という意見は6名から寄せられた。福祉に対する誤った理解を持っているケースも少なくない。彼らに福祉の現場の職員がていねいに説明してもらえればいづんと助かるものと思われる。

その他には「保護観察対象者が自助努力することなく福祉に依存した場合」というコメントが寄せられた。生活保護制度における自立支援プログラム等との連携が必要であろう。

#### (8) 保護観察処遇における福祉的なニーズ

「疾病や障害、高齢といったハンディへの対応」というニーズが、19名の保護観察官から寄せられた。これに続き、「収入が得られない者への経済的な手当」「緊急時の医療」が共に11名の保護観察官から寄せられている。「応急の救護」ではフォローしきれない難しい問題であり、福祉との連携について切実なものがある。

「更生保護施設内での処遇が困難で、かつ自立が難しいケースへの対応」も10名の保護観察官が挙げている。更生保護施設は、障害や高齢というハンディがある者を機械的に排除しているわけではなく、施設長と施設担当官の英断で福祉との連携を前提に引受けがなされることはあるし、高齢者に特化した更生保護施設も存在する。しかしながら、「次に行く施設、あるいは居宅での生活が保証されない状態でのショートステイ的な利用」は現実には非常に困難である。福祉制度を活用するための、例えば各種障害者手帳や障害程度区分認定を受けるための手続を更生保護施設担当保護観察官や施設職員が支援する場合、制度を熟知していないことや、本人の生活歴が判然としないために難航する現状をかんがみ、少年院や刑務所等に入所中からそれらの手続が行われるようにしたり、福祉的な社会資源と更生保護施設を結び付けるコーディネーター的な機能を担う人材の育成が望まれる。

「本人の動機付けが乏しい」については4名の保護観察官が挙げている。障害や疾病について、「診断」はされていても、自分自身の内面での「受容」がなされていないケースが多いように思われる。制度を利用する前段階の、障害や疾病の告知の問題をいかにクリアすべきか、医療や福祉に関わる者全てが考慮するべきだと思われる。

「依存症への対応」については3名の保護観察官が挙げている。アルコール依存症や薬物依存症の治療に関しては、すべての医療機関が対応できるわけではなく、彼らの行動化により関わる者が消耗させられることも多いのが現状である。平成20年6月より、認知行動療法を取り入れた覚せい剤事犯者処遇プログラムが始まったが、アルコール等他の依存症に対しても、この知見を生かした処遇の充実が望まれる。

#### (9) 福祉との連携で困った事例

更生保護施設入所中なので医療扶助は受けられないと断られた事例、住所不定者の生活保護申請は受けられないと断られた事例などが複数の保護観察官から寄せられている。「保護観察期間中は保護観察所で何とかして欲しい」と言われて適切な支援が受けられないと

いう切実な問題が判明した。福祉に関わる職員の理解不足によるものと思われる。

生活保護世帯に保護観察対象者が帰住した途端、生活保護が打切られたり、打切りを指導されたという事例も複数の保護観察官から寄せられた。打切りは家族の困窮を招くため、やむなく帰住予定地の親元から転居したものの、本人の稼働能力がなく生活に困窮した事例も報告されている。

#### (10) 成功事例から学んだこと、他の保護観察官に伝えたいこと（保護観察処遇編）

この件に関しては、福祉と保護観察所が互いの職責を理解しあって連携した事例、ケースの支援に協働することで連携が深まった事例などが挙げられている。保護観察官の熱意と、それに応えた福祉のスタッフの熱意がケース処遇を成功させていることが伺える。

ネットワークセラピーやケアマネジメントという概念は、更生保護においてはまだ馴染みが薄いものであるが、これまでの保護観察官は臨床的経験のなかで、連携の相手方の共感を引き出し、連携態勢を編み上げていく手法を身につけていっている。今後は、そうした経験を職場で共有し、また系統的に後進に伝えていくことが望まれる。具体的には、保護観察官の養成課程において、ケアマネジメントやコミュニティワークについてより体系的に学ぶ機会を確保することも1つの方法であろう。

#### (11) 収容中の者に対する生活環境の調整（旧環境調整）における福祉との連携の困難性

保護観察処遇同様、矯正施設に収容されている者の社会復帰のための作業である生活環境の調整においても、福祉との連携に困難を感じている保護観察官は多く、「難しいと感じられることがある」と24名中22名の保護観察官が回答している。「福祉の窓口にどのようにして繋いだらよいかわからない」「福祉の窓口でうまく対応してもらえなかった」については7名、「福祉制度についてよくわからない」「活用可能な社会資源が身近にない」については6名、「活用可能な社会資源に関する情報がない」については5名、「生活環境の調整対象者が福祉の活用に消極的だった」については2名の保護観察官が挙げている。

なお、この問いについては、「矯正施設収容中の者に対し福祉が対応しない」「釈放後すぐに医療機関につなげられないケースがある」「本人受刑中でありどこの福祉に相談したらよいかわからなかった」「生活保護受給者のもとへの帰住について」「居宅がないので対応してもらえない」「社会資源を十分に把握できていない」という個別の回答が様々に寄せられたのも特徴である。本人が矯正施設に入所していることで一層調整は困難となっている現状が伺える。

特に、帰住予定地での調整が進まないケースについては、住民票が職権削除されるなどして保護の実施機関を確定する段階で困難が生じてしまい。こうしたケースの社会復帰に際して、平成21年度の予算要求がなされている地域生活定着支援センターの果たす役割は大きなものになると思われる。

#### (12) 生活環境の調整を進めていくうえでの福祉的ニーズ

保護観察処遇に関するものと同様に「疾病や障害、高齢といったハンディへの対応」が

上位（18名）に位置している。矯正施設入所中に療育手帳の取得、障害年金の申請、障害区分認定の申請などがなされれば、釈放後の保護観察、あるいは満期釈放となった場合の福祉への移行も比較的スムーズであると思われる。現状では、社会福祉士が配置されている刑務所の職員が様々に尽力するか、あるいは生活環境の調整を重点的に保護観察官が行った事例があるが、そうしたスキルを他の保護観察官と共有していく工夫が必要である。

8名が挙げた「収入が得られない者への経済的な手当て」については、出所後の生活設計に関することと推察されるが、明らかに稼働能力がないと思われる者については、申請は出所後に行うにしても、公的扶助への円滑な移行が望まれる。生活保護受給者のもとに本人を帰住させた場合、すぐに生活保護が打ち切られる懸念があるため、帰住ができない事例なども報告され、福祉事務所との調整の必要性が感じられる。

「依存症への対応」については4名が挙げている。アルコール依存症・薬物依存症を有する者に対する医療・精神保健上のケアが受けられる社会資源の情報の収集に努めているが、そうした社会資源は都市部に偏在する傾向があり、そこに困難がある。「緊急時の医療」を挙げた保護観察官は3名であるが、特に精神科領域のものが重視されているものと思われる。24時間精神科救急の番号などを家族に教示するなどの工夫が現場ではなされている。

病識が乏しかったり障害受容ができていないケースへの動機付けの困難性についても2名の保護観察官が挙げている。

また、更生保護施設における処遇困難・自立困難について挙げた保護観察官も2名いたが、おそらく更生保護施設担当官と思われ、更生保護施設担当官に絞って調査を行った場合は、より多くの回答がここに集中するものと思われる。

### （13）生活環境の調整において、福祉との連携で困った事例

刑務所入所中は生活保護の手続きは出来ないといわれたという事例が数多く寄せられた。生活保護は本人による申請が前提なので、申請は出所後になるにせよ、明らかに稼働能力を欠く場合は、出所後の生活について地元の福祉事務所による相談が行われれば、出所を待つ家族も安心と思われる。

居宅での生活が難しいケースについて、障害者福祉施設に即入所調整をかけるのは難しいのが現状である。しかしながら、家族が十分な対応ができない場合は、ショートステイ的に福祉施設を利用しながら、社会生活の設計を立てるという方策があってもよいものと思われる。家族に引受け意思がある場合は、事前に障害程度区分認定等の手続きを進め、フォーマルな社会資源や制度、インフォーマルなケア（親族の支援）を組み合わせる支援ネットワークをつくり、居宅での生活を保障していくことも今後より充実させていかなければならないことだろう。

少年院在院者で帰住予定地が定まらないケースは、成人以上に深刻である。社会福祉協議会と綿密に連携し、少年院所在地の福祉事務所と交渉し、知的障害を有する女子少年を福祉施設に帰住させた事例がある。

### （14）成功事例から学んだこと、他の保護観察官に伝えたいこと（生活環境の調整編）

NPO法人や社会福祉協議会の支援を得て、保護観察官が地域でネットワークを広げてい

った成功事例がいくつか報告された。保護司の地域性と保護観察官の専門性をうまく組み合わせた支援の展開が望まれ、そこでつくられたネットワークを次のケースの支援に役立てていくことで、ケースを通した生きた連携が必要になってくると思われる。

#### (15) 社会福祉士の資格を有する職員との関わりと今後の期待

社会福祉士の資格を有する職員については、「国家公務員試験を受験し、更生保護官署に入った者のうち、社会福祉士の資格を有する者」「選考採用の保護観察官」「社会復帰調整官」の3種に大別される。「選考採用の保護観察官」は現状ではごくわずかであり、すべての庁に配置されているわけではない。「国家公務員試験を受験し、更生保護官署に入った者のうち、社会福祉士の資格を有する者」についても、社会福祉士会に入会している者の人数はさほど多くない。

医療観察制度の導入とともに全国の保護観察所に配置された「社会復帰調整官」のうち、精神保健福祉士の資格とともに社会福祉士の資格を有している人がおり、彼らが福祉（特に精神保健福祉）分野の助言を行っているのが現状であろう。それでも、「存在を知らない」保護観察官が24名中9名、「存在は知っているが具体的な支援を受けたことはない」保護観察官が24名中7名であり、社会福祉士が更生保護官署における福祉的な処遇の要になっているとは言いがたい現状である。それでも8名の保護観察官が「処遇上の助言や情報の提供を受けている」と回答している。

社会福祉士の資格を持つ職員に望むことについては、「社会福祉に関する情報について収集及び職員への提供を行い、職場で共有化するための中心的な役割を担って欲しい」と望む保護観察官が24名中16名、「地域の社会資源とのパイプ役を務めて欲しい」と望む保護観察官が24名中14名、「処遇に困った時の相談支援をして欲しい」と望む保護観察官が24名中12名と、高い期待が寄せられていることが判明した。また、福祉の現場で更生保護制度が理解されていない現状を踏まえ「福祉の分野で働く他の専門職に、更生保護のことを伝えてほしい」という希望も24名中10名の保護観察官から寄せられた。「福祉と更生保護とのかかわりについて研究し、成果を職場に還元してほしい」という意見も2名から寄せられた。

#### (16) 今般、社会福祉の専門職である社会福祉士の養成課程において「更生保護」が必修科目となるにあたり、福祉を学ぶ人々に学んで欲しいこと。

「更生保護と福祉との連携」が19名、「更生保護の制度全般のこと」が15名、「更生保護の理念」が7名であった。更生保護制度の概要を細かく学ぶことより、連携の在り方を学ぶことへの希望が強いように思われる。

#### (17) 今後、更生保護の仕事に、社会福祉の専門職である社会福祉士が関わっていくとすれば、どのようなことをしてほしいか

福祉の窓口や社会資源との円滑な橋渡しやネットワークの整備（個別のケースに関わるものや、いわゆる社会資源ファイルなど観察所で共有できるもの）が、24名中19名の保護観察官が希望している。社会資源の情報は保護観察所には入りづらく、実際の福祉的

支援は、それぞれの保護観察官の臨床的経験に頼るものであったことは否めない。転勤による転入者でも、あるいは保護観察官に補職されて間がない若手であっても、等しく福祉と円滑な連携ができるよう、社会資源の所在や福祉の窓口に関する情報を整備し、いざという時に連携ができるようなネットワークを整備することが望まれる。これは、外部の社会福祉士というよりは、更生保護官署あるいは更生保護施設に勤務する社会福祉士に期待されるものと言えるだろう。

「困ったケースが出た時に色々と相談役になってほしい」という項目に関しても、24名中17名の保護観察官が該当すると回答している。この点については、選考採用された保護観察官や社会復帰調整官が、地区担当保護観察官、あるいは更生保護施設の担当保護観察官から福祉関係の相談を受けて個別に対応している実績があるほか、今回のアンケート調査に協力をしてくださったある保護観察所では、疾病や障害に起因する処遇困難性を持ったケースを洗い出し、選考採用の保護観察官（社会福祉士等）が「後方支援」として、社会資源との連携等について助言していく態勢を整え、効果を挙げつつある。

### 3 福祉施設等の現状と課題

#### (1) 4つの福祉施設における「犯罪をした」人との関わり

大阪府社会福祉協議会に関しては、最初から「犯罪をした人」にターゲットを合わせて活動するのではなく、地域に潜在する制度の狭間の問題に対し社会貢献事業という形の独自のアウトリーチ型活動を展開する過程において、彼等との関わりが生じている。保護観察所と連携する過程で、研修会や円卓会議に更生保護官署職員を招き、彼等へのよりよい支援を目指している。

社会福祉法人愛光社会福祉事業協会に関しては、理事長が30年以上保護司として更生保護の仕事に従事し、理事長が定年で保護司を退いた後も、複数の施設職員が保護司を委嘱されている。理事長自身が「獄死をなくしたい」という理念を有し、「犯罪をした人」への受入れについては積極的である。

東京社会福祉士会については、更生保護施設と連携して更生保護に関わっているほか、ホームレス支援などを通して「犯罪をした人」に関わっている。

社会福祉法人南高愛隣会では、法人施設に長年にわたり「犯罪をした人」を受け入れており、グループホームやケアホームなどの生活の場での支援を通して実績を重ねてきた。近年では受刑中から福祉サービスにつなげていく役割に先鞭をつけている。

#### (2) 「犯罪をした人」の支援の難しさについて

高齢や障害という明らかなハンディがある人については生活保護等の福祉制度が活用できるが、40代、50代で受刑歴以外ハンディのない人を就労自立に繋げていくことは難しいという意見が出された。

生活の見通しを立てる力の弱さ、身寄りがなく親族によるインフォーマルなサポートや地域での見守り態勢がないことも問題である。

受刑を繰り返すうち住民票を職権削除され、施設入所に当たって住所地特例が使えない

ケースや、戸籍謄本の入手が難航するという問題もある。このため障害者手帳の申請にも困難が伴う。

行き場のない満期釈放者を引き受けている社会福祉法人もあるが、入所後本人が施設に馴染まないこともあり、施設入所に際してどうしても矯正施設主体の調整となり、本人の意思確認が二の次になっているように感じられた。ただ、保護司としての経験が彼等の処遇に役立っているという意見も出された。

「前歴を知られたくないとの思いが非常に強いので、プライバシーの配慮に通常以上に神経を使う」「自立生活後は一人暮らしになり、また犯罪をするのではないかとの不安をもっており、メンタルなサポートの必要性がある」という意見も述べられた。

多くの「犯罪をした人」を受け入れてきた法人においても、障害受容ができていないケースへの対応、そして再犯を防ぐための内省を深めるための取り組みに困難を感じていることが判明した。前者に対しては、本人がサービスの利用を拒否するケースもあり、障害受容に関しても早期の段階で行っていくことが必要だと思われた。後者に関しては、日常生活の支援に加え、犯罪からの社会復帰というファクターをいかに満たしていくかが今後の課題と思われた。

障害に加え薬物の問題が重複しているケースの困難性も挙げられており、アルコールや薬物といった依存症への対応についても充実させていく必要があると思われる。

自治体の対応について格差があるという意見も寄せられた。

障害を抱えている人が感じている生きづらさに対する支援が重要との意見も多く寄せられた。

また、保護観察対象者であれば保護観察所による指導監督・補導援護が受けられ、事案によっては再犯を防ぎ改善更生を支援する専門的処遇プログラムが用意されているが、満期釈放者の場合はそうしたケアがないため、福祉の側で独自に再犯を防ぐ手立てを行わねばならず、そこに困難があるという指摘もあった。

### (3) 更生保護関係者（保護観察官や保護司）との連携の難しさ

概ね円滑な連携がなされているが、保護観察所独自で資金的な援助を行う場合は打合せが必要であるという意見が出された。地方更生保護委員会が仮釈放を許す旨の決定を行う時には、その決定を受けるべき者が仮釈放後に住むべき場所が確定していなければならないが、寮を確保する時期がこれに重なると手続が遅延する場合があります。柔軟な対応を求める声も寄せられた。いずれも、保護観察官がていねいに関わっており、いわゆる「丸投げ」がないことが良好な関係の一因と思われる。

当所はお互いの専門用語に違和感を覚えても、協議を繰り返すなかで協働態勢が作られていったという報告もあり、ある法人のアンケートに記された「自己完結的ではなく、ネットワークによる協働支援」こそが求められる。そのためには、顔の見える連携と、基本的な知識の共有、平素の緻密な相談連絡態勢によるパイプづくりが必要不可欠である。

ただ、社会福祉士の役割が十分理解されていないゆえに、連携に困難が生じるという意見も出されており、社会福祉士の役割について更生保護関係者の中で正しい理解をはぐくむ必要がある。

(4) 今後、更生保護と社会福祉をつなぐ活動に、社会福祉の専門職である社会福祉士（または社会福祉関係者）が関わっていく場合、どのような役割や知識が求められるのか  
「個別支援と組織化活動の両立が大切。スキルを共通ベースにして、専門分野に特化した社会福祉士を養成することも必要」「制度が縦割りで分かりづらい。住民票が削除されている人の後見人の問題などを相談したい。民間施設なので戸籍の取り寄せなども困難であるが、例えば社会福祉士がそうした点をフォローしてくれると大変ありがたい」という意見は、今後の社会福祉士養成に対して多くの示唆を与えてくれるものである。

また、刑事裁判に関する事柄や矯正、更生保護に対する知識と、福祉サービスの知識の双方をよく知り、そのうえで相談支援を展開していくことが重要である。

「犯罪をした人たちが孤独にならないような、そして安心して話・相談のできる場所づくりやカウンセリング技術の向上」という意見も寄せられた。安定した人間関係を築くことが不得手なケースも少なくなく、彼等へのアプローチの方法に関して、更生保護が長年培ってきたスキルを伝えていくことが必要であろう。

就労支援に関しては、更生保護の分野では平成18年度から、公共職業安定所と連携して行っている刑務所出所者等総合的就労支援対策が成果を挙げつつあるが、例えば障害者自立支援法における就労移行支援、就労継続支援などのサービスを活用した福祉的な就労なども視野に入れた、幅広い就労支援に関する知識とスキル、職業訓練に関する場所の確保なども今後求められるであろう。

「犯罪をした人」は偏見に晒されやすい人たちであり、彼等の立ち直りを暖かく見守る地域社会づくりも欠かせない。更生保護においては「社会を明るくする運動」をはじめとする犯罪予防活動が各地で展開されており、そこに社会福祉の分野で培われた地域活動、コミュニティワークのスキルを役立てていくことが有効であろう。

#### 4 更生保護の分野で社会福祉士が果たす役割

##### (1) 更生保護分野に関わる前に社会福祉士が認識しておくべきこと

平成21年度より、社会福祉士養成課程に「更生保護制度」の授業が取り入れられるようになり、さらには更生保護施設が実習指定施設となったこともあって、司法福祉分野への社会福祉士の参加が一層期待されるようになった。

更生保護の知識やスキルは、更生保護分野で活動することを目指す者だけに求められるものではない。福祉のネットワークから零れ落ちた人々が矯正や更生保護といった司法のネットワークで処遇されている現状を認識し、福祉を担う者が等しく司法福祉そして更生保護について学ぶことで、福祉のネットワークを広く強靱なものとし、司法のネットワークに零れ落ちてきた人を今一度福祉のネットワークに押し上げ、きちんとフォローする力を蓄えることが必要である。

さらには、すでに資格を有している社会福祉士についても、今後ますます更生保護との連携の機会が増えることを念頭におき、刑事政策の中で更生保護制度が果たす役割について理解する必要がある。そのうえで、更生保護制度の概要（特に保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護）や更生保護施設の位置付けについて認識しておく必要があるが、裁判

所の決定や判決の確定、あるいは少年院や刑務所からの仮釈放等として関係がスタートする点（更生緊急保護に関しては本人の申出による）、保護観察所が関わるができる期間が厳密に決まっている点、遵守事項に違反した場合は不良措置（矯正施設への収容を求める措置）がなされる点などが、福祉の分野との大きな相違であることに留意する必要がある。

更生保護における生活の支援としては、保護観察対象者に対する補導援護及び応急の救護及び満期釈放者等に対する更生緊急保護があげられるが、これらの運用に当たっては、「自助の責任」「公共施設（公共福祉）優先の原則」「社会資源の活用」が特に配慮されており、応急の救護の運用に当たっても、自助の責任の自覚を損なわないための配慮の必要性が明記されている。犯罪をした者や非行のある少年に限定した刑事政策の中に独自の福祉的措置を規定しているものであるが、その目的は最低生活の保障ではなく、再犯防止であることに留意すべきである。

また、保護観察は社会内処遇と呼ばれており、これは単に施設内処遇の対義語ではなく、地域社会を処遇のフィールドとして、更生保護専門職である保護観察官や更生保護施設職員、そして保護司や更生保護女性会員、BBS 会員、協力雇用主といった更生保護ボランティアが共に手を携えて、対象となる人々の更生を支援することが特徴である。様々な社会資源と有機的に連携しつつ処遇を展開していくことに真の意義があることに留意すべきである。

現在各地の刑務所や社会復帰促進センターに社会福祉士や精神保健福祉士が配置されている。更生保護の分野においても、医療観察制度の施行とともに、精神保健福祉士を中心とする専門職が社会復帰調整官として更生保護の陣容に参加したが、その中には社会福祉士の資格を持つ者も含まれている。また、わずかではあるが、社会福祉士等の有資格者が選考採用の保護観察官として採用され、業務に当たっている。また、国家公務員試験の合格を経て更生保護官署で働いている職員の中にも社会福祉士の資格を有する者がいる。

このように、更生保護官署のなかで働く社会福祉士は少しずつ増えつつあり、後述するように、期待される役割も年々大きくなっている。

## （２）福祉の分野で更生保護関係者と連携を行う時の留意点

更生保護官署で働く保護観察官の大部分にとって、福祉制度の実際の運用を体系的に学ぶ機会は決して多くない。保護観察官が参加する各種の研修において障害など福祉関連のテーマが取り上げられることはあるが、保護観察官の多くは実際のケースの処遇を担当するなかで、手探りで学んでいるといっても過言ではない。

よって、連携を行う際には、社会福祉士は保護観察官が福祉制度に精通していると思いつくのではなく、福祉制度の運用についてていねいに説明し理解を求める必要がある。自治体が発行している「福祉の手引き」など、パンフレットのようなものがあれば、より理解が促進されるし、保護観察官が職場に持ち帰って情報を共有できる一助になる。

また、更生保護の分野では、指導監督・補導援護の双方を「処遇」と称している。一方、「処遇」という言葉は、福祉の世界では措置時代の用語として認識されている。このように、同じ言葉でも、更生保護と福祉の分野ではその言葉に対する意味づけや歴史的背景が

異なることがあるので、言葉の使い方だけで処遇観などを即断しないよう留意したい。

更生保護の分野においては、これまでも、ケースの処遇をめぐって、個々の保護観察官が福祉や医療、教育の関係者との協議や連携を重ね、あるいは庁として、福祉機関との連絡協議会が定期的に開催されてきた。更生保護施設においては地元の福祉事務所や保健所との連携が非常に大切にされている。しかしながら、保護観察官や更生保護施設職員がケア会議（ケース会議）の運営方法、あるいはケアマネジメントの手法について系統的に学ぶ機会は殆どなく、多くの保護観察官・更生保護施設職員は上司や先輩からの助言を受けながら、実務の中で経験を重ねているのが現状である。処遇困難なケースについては、管理職である統括保護観察官が、プレイングマネージャーとして保護観察官とともに処遇に積極的に関わる態勢となっている。

では、社会福祉士が、自分が務める福祉の現場で更生保護関係のケースに接した場合に留意すべきことについて、現実的なことを中心に下記に述べる。

① 「出所したばかりで生活に困っています」という人でもその事情は様々であることを認識する。

出所したのが拘置所か刑務所かによってその人の立場は大きく異なる。拘置所の場合は、執行猶予等のケースが想定される。そのうち、保護観察付執行猶予の言渡しを受けてその裁判が確定した者については、保護観察を受ける義務がある。それ以外の者でも、身柄が釈放されてから原則6月の間は、本人の申出があれば更生緊急保護として保護観察所が福祉への橋渡し等の措置を行うことができる。

刑務所の場合は、仮釈放なのか、あるいは満期釈放なのかでこれも立場は大きく異なる。前者の場合は保護観察を受ける義務があり、保護観察所に無断で所在をくらませることは不良措置に繋がる重大なペナルティである。満期釈放者の場合は、刑の執行を終えているので、住居その他に制限はない（職種によっては、受刑後一定期間、就くことができないこととされているものはある）

このように、同じ「出所者」でもその背景は様々である。また、本人の供述だけでは事実が判然としないことも多い。疾病や障害についての正確な情報にも乏しい。

ゆえに、更生保護施設入所者の場合は、福祉への相談に当たっては更生保護施設職員が同道するよう配慮している施設が多く、一般地区に係属しているケース（いわゆる居宅生活の者）についても、保護司や保護観察官が福祉との連携について配慮していることが多い。

しかしながら、更生保護施設職員や保護観察官による同道や連絡がないまま、いきなり本人が窓口に来た場合は、主訴と同時に、その背景を丁寧に聞く必要がある。明らかに保護観察期間中と思われるケースについては、本人の同意を得て、本人の居住地を管轄する保護観察所に連絡し、連携の端緒を掴むことが重要である。しかし、更生保護施設職員や保護観察官の同道がなければ、相談を受理しないという誤った運用をしないよう配慮することは言うまでもない。

② 保護観察期間中の者については遵守事項の内容に留意する

保護観察期間中の者は、遵守事項が定められており、これに違反した時は、仮釈放の取消しなど不良措置が予定されている。

#### 一般遵守事項

- 1 再び犯罪をすることがないように、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること。
- 2 次に掲げる事項を守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること。
  - イ 保護観察官又は保護司の呼出し又は訪問を受けたときは、これに応じ、面接を受けること。
  - ロ 保護観察官又は保護司から、労働又は通学の状況、収入又は支出の状況、家庭環境、交友関係その他の生活の実態を示す事実であって指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示すること。
- 3 保護観察に付されたときは、速やかに、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にその届出をすること(仮釈放者又は少年院仮退院者を除く)。
- 4 保護観察官に付されたときに保護観察所の長に届け出た住居(仮釈放者又は少年院仮退院は特定された住居)又は転居をすることについて保護観察所の長から許可を受けた住居に居住すること。
- 5 転居又は7日以上の旅をするとき、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受けること。

#### 特別遵守事項

保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において具体的に定められる。

- 1 犯罪性のある者との交際、いかがわしい場所への出入り、遊興による浪費、過度の飲酒その他の犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしてはならないこと。
- 2 労働に従事すること、通学することその他の再び犯罪をすることがなく又は非行のない健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行し、又は継続すること。
- 3 7日未満の旅、離職、身分関係の異動その他の指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項について、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること。
- 4 医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるものを受けること。
- 5 法務大臣が指定する施設、保護観察対象者を監護すべき者の居宅その他の改善更生のために適当と認められる特定の場所であって、宿泊の用に供されるものに一定

の期間宿泊して指導監督を受けること。

#### 6 その他指導監督を行うため特に必要な事項 (更生保護法第50条、51条)

遵守事項に関して、福祉の現場で働く者が一言一句把握しておく必要はないが、「勝手に転居・旅行をしない」という事項については確実に押さえておく必要がある。ここで言う旅行とは、出張や帰省のみならず、入院なども想定される。転居とは、実際に住んでいる場所の異動であり、住民票の異動は必ずしも伴わない。保護観察期間中の者が入退院(病院)や入退所(社会福祉施設)するときには、判明した時点で保護観察官に連絡を入れるようにすると後々の連携がスムーズである。緊急の入院や、社会福祉施設での事故退所の場合は、本人から連絡が入ることが望めないことが多いので、福祉関係者からの連絡は非常に有難い。また、社会福祉施設入所中の者で、同じ法人内の別施設(ケアホームAからグループホームBというような場合)への異動は、「転居」という感じがしないかもしれないが、こうした場合も手続が必要なので留意すべきである。

#### ③ 専門的処遇プログラムについて

ケースによっては、「性犯罪者処遇プログラム」「覚せい剤事犯者処遇プログラム」「暴力防止プログラム」等の専門的処遇プログラムの受講が義務付けられていることもある。原則として、プログラムの指定日時には必ず出席することが求められ、正当な理由なき欠席は、遵守事項違反として厳しく問責されることになるため、例えば「保護観察所に行くのは、今日じゃなくてもいいですよ」という話題が気軽な感じで出た場合でも、安易に首肯するのではなく、必ず保護観察官に連絡するよう伝えることが必要である。特に、覚せい剤事犯者の場合、保護観察期間が短く、任意で簡易薬物検出検査を実施するケースと、6月以上の保護観察期間があり、簡易薬物検出検査と認知行動療法に基づく学習を組み合わせた「覚せい剤事犯者処遇プログラム」の受講が特別遵守事項により義務付けられているケースが混在しているため、注意が必要である。

#### ④ 金銭の給与に関しては漏給・乱給にならないよう留意する

保護観察所が実施する、保護観察対象者に対する応急の救護や満期釈放者に対する更生緊急保護のうち、現金を渡す金銭的な支援を行うことができる余地は非常に限られている。しかし、今回調査を行った中で、社会福祉協議会が実施する金銭的な支援と重なった事例があり、金銭的な援助を行う場合は、漏給・乱給を避けるためにも、特に保護観察所との協議が必要である。

#### (3) 更生保護の分野で働く社会福祉士は何ができるのか

保護観察処遇における福祉的なニーズについて、現役の保護観察官(管理職含む)にアンケート調査を実施したところ、「疾病や障害、高齢といったハンディへの対応」「収入が得られない者への経済的な手当」「緊急時の医療」「更生保護施設内での処遇が困難で、かつ自立が難しいケースへの対応」について特に多くの回答が寄せられた。保護観察所が

限られた人員と予算措置で行っている「補導援護」「応急の救護」ではフォローしきれない難しい問題であり、福祉との連携を実効あるものとするためのニーズには切実なものがある。

しかしその一方で、更生保護の分野で働く社会福祉士について、「存在を知らない」と答えた保護観察官が24名中9名、「存在は知っているが具体的な支援を受けたことはない」と答えた保護観察官が24名中7名であり、社会福祉士が更生保護官署における福祉的な処遇の要になっているとは言いがたい。社会福祉士の資格を持つ職員が各庁に単独で点在しているのが現状で、社会復帰調整官同士を除けば、横の連携もさして強固ではない。

その一方で、社会福祉士・精神保健福祉士資格を有する職員が更生保護官署の全国掲示板に福祉に関する情報を提供すると、問い合わせや資料送付依頼が多くあり、社会福祉士がその専門性を生かして活動することは強く求められていると言える。

アンケート調査においても、社会福祉士の資格を持つ職員に保護観察官が望むことについて、「社会福祉に関する情報について収集及び職員への提供を行い、職場で共有化するための中心的な役割を担って欲しい」と望む保護観察官が24名中16名、「地域の社会資源とのパイプ役を務めて欲しい」と望む保護観察官が24名中14名、「処遇に困った時の相談支援をして欲しい」と望む保護観察官が24名中12名と、高い期待が寄せられていることが判明した。福祉の現場で更生保護制度が理解されていない現状を踏まえ「福祉の分野で働く他の専門職に、更生保護のことを伝えてほしい」という希望も24名中10名の保護観察官から寄せられた。「福祉と更生保護とのかかわりについて研究し、成果を職場に還元してほしい」という意見も2名から寄せられた。

更生保護施設が社会福祉士に望むことは「自立が難しいケースへの援助」が8施設中7施設、「被保護者のための社会福祉に関する専門の相談コーナーの設置」「福祉の窓口や社会資源との円滑な橋渡しやネットワークの整備」が8施設中6施設、「社会資源マップづくりや社会資源に関する情報提供」「処遇施設としての様々なプログラムの充実に貢献してほしい」が8施設中5施設、「障害や疾病などのハンディがあるケースに対応する専門施設の運営」「社会福祉士養成のための実習を受入れる際の後方支援」が8施設中3施設、「職員に対して、福祉制度のことを教えてほしい」が8施設中2施設、「地域社会において施設がよりよい形で受け入れられるための援助」が8施設中1施設であった。

更生保護施設でのインタビュー調査及び保護観察官へのアンケート調査の結果判明したのは、福祉制度の手続の難解さを乗り越えるための支援や、地域社会に点在している社会資源を的確に把握し、ニーズに応じて効果的なネットワークを築き上げるための手立てこそが希求されているということであった。

そうした意味において、まず、社会福祉士に求められているのは、福祉専門職以外には分かりづらい、福祉の諸制度や社会資源について、わかりやすい方法で提示し、その活用方法について具体的に助言を行うことであろう。

知的障害者のための療育手帳のように、自治体単位で運用が異なる制度も多くあり、そうした意味においては、各地の福祉制度を熟知し、社会資源の窓口や連携のキーマンを把握した社会福祉士の臨床的経験は更生保護にとって非常に役立つものである。こうした知識の提示については、紙あるいは電子情報でのデータベース化が理想であるが、それ以上

に、保護観察官や更生保護官署職員が困った時にはいつでも相談できるような態勢を取ることが望ましい。顔を合わせての協議が理想であるが、全国掲示板などでのやり取りも現実的には可能だろう。しかしながら、更生保護と福祉の双方の事情を熟知した者でなければ実効性のあるアドバイスは難しく、相談を受ける側にある程度の習熟が求められる。

社会福祉士の専門性の1つであるコミュニティワークに対するスキルも、社会内処遇を担う更生保護制度にとって非常に有効なものである。個別処遇における多機関連携も、コミュニティワークの視点を持って関わればさらに地域社会を耕すような動きが展開できる。処遇部門だけに限らず、例えば企画調整課で担当している「社会を明るくする運動」のような犯罪予防活動に関しても、啓発に留まらない地域づくりの活動を展開できるという点で、社会福祉士のスキルが生かされるものと思われる。

社会資源に関する情報提供だけではなく、社会福祉士がその専門性を生かした知見を加えることにより、様々な生活上の困難を抱えた福祉的な援助が必要なケースについては、担当する保護観察官に助言等することで、処遇が円滑に進むことが期待できる。今回アンケート調査を実施したある保護観察所では、「後方支援」と称して、選考採用で保護観察官となった社会福祉士が、庁内で抽出された困難ケースの処遇に関与し、福祉的な視点から新たな助言を行うことで、効果的な処遇を実施することに協力している。ただ、これは「情報提供」から一歩も二歩も踏み込んだ動きであり、社会福祉の知識と同時に更生保護制度についても知悉していないとできないものである。

更生保護施設においては、自立困難な高齢者や障害者をどのように地域生活に繋いでいくかという課題を抱えている。更生保護施設が障害者や高齢者の受入れを困難視するのは、更生保護施設内での生活を支えることの難しさもさることながら、地域生活への移行の難しさによるところが大きい。居宅であれ病院や福祉施設への入所であれ、地域での生活にスムーズに移行できるのであれば、中間施設として更生保護施設が機能する余地はあるだろう。そして、自立困難な高齢者や障害者の地域生活への移行に関しては、やはり福祉の専門家である社会福祉士の力量に拠るところが大きい。

更生保護制度は発足60年を迎える。これまでも、カウンセリングやケースワーク、グループワーク、コミュニティワークなどの理論や技術を、更生保護制度の中に活かしていくよう先人たちの努力が重ねられてきた。更生保護においては、法の執行というかたちで処遇者との関係がスタートし、再犯を防止し国民の安全を守るという刑事司法機関としての大きな使命がある。遵守事項を守るよう指導監督すること、遵守しなかった者に不良措置をとることは刑事司法機関としての役割であるか、社会福祉士にとってやや違和感があるかもしれない。しかしながら、生活に窮して半ば刑務所志願的に軽微な犯罪を繰り返すケースがあることもまた事実で、彼らの生活基盤を整えて社会復帰させることも更生保護の重大な使命である。そして、この作業は、更生保護官署単体でなしえるものではなく、福祉や医療など様々な機関が連携し、地域を耕すような作業の積み重ねで実現するものである。

#### (4) 更生保護以外の現場で働く社会福祉士は何ができるのか

更生保護が社会福祉士養成課程において必修となったとはいえ、更生保護分野に職を求

める人が急激に増えるわけではなく、社会福祉士の中心的な活動の場は、高齢者福祉や障害者福祉、母子・児童福祉、医療や行政や NPO の現場が圧倒的に多数を占める現状に大きな変化はないだろう。つまり、保護観察所が処遇するケースを、関係機関として迎え入れる側に立つ社会福祉士が依然として多いということである。

今回の調査では、保護観察官や更生保護施設職員の努力と、関係機関の協力により、効果的な多機関連携が展開されている事例が報告された反面、例えば医療扶助の受給や障害者手帳の交付を巡って、福祉との折衝が難航した事例も多く報告された。更生保護制度自体が福祉の現場で働く人々には知られておらず、保護観察官や更生保護施設職員もまた福祉制度のことを十分に理解していないという事情がその背景にあるものと思われる。

非行少年や犯罪者の処遇の実際があまり知られていないがゆえに、「非行少年・犯罪者」を目の前にして戸惑いを覚える福祉関係者も少なくないだろう。また、彼ら自身、自らのニーズを十分自覚していなかったり、主訴をきちんと伝えることができず、福祉の窓口で揉めることが多いのもまた現実である。

しかし、行政の窓口や病院の相談室、福祉施設の窓口で彼らに対応する社会福祉士が、「非行・犯罪」という事実だけに目を奪われるのではなく、彼らが抱えている生きにくさ(障害、疾病、家族関係の破綻など)に注意を払い、そのなかでなお残された立ち直りの要素(更生意欲、支援を求める力、保護観察官や保護司による援助態勢など)に目を向け、保護観察官や更生保護施設職員と協力して彼らと関わろうとするかどうかで、彼らのその後の人生は大きく違ってくるのは間違いない。

時々誤解されるのであるが、保護観察官や更生保護施設職員は、彼らを福祉に丸投げしようとしているわけではない。今回の調査で実に多くの保護観察官が連携のポイントとしてあげたのは「出来ることと出来ないことをきちんと伝えあうこと」であり、「顔の見える連携に努めること」であった。「できること」はともかく、「できないこと」を伝え、そのうえで問題の解決を図っていく動きを起こすには、根底に信頼関係がなければできない。保護観察官や更生保護施設職員は、担当する保護区や更生保護施設所在地の福祉事務所等に足しげく通い、膝を突き合わせて話し合うことを重ねて、そうした信頼関係を作り上げてきた。それは、制度と制度の狭間に橋を架けるような作業であり、機関と機関、人と人との出会いを縦糸に、「再非行・再犯に陥ることなく、その人が地域の中でよりよい人生を送ることができるために全力を尽くす」という目標を横糸に、まさしく地域社会で援助のネットワークを編み上げていく活動であると言える。

更生保護の中心である保護観察は社会内処遇と呼ばれており、対象者と呼ばれる人々の生活の基盤を地域社会に求め、保護観察官をはじめとする専門家の援助と、保護司をはじめとするボランティアによる支援、そして地域住民の理解という3つの力でもって、彼らの立ち直りと社会の安全を実現していこうとするものである。社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)という言葉が生まれるずっと以前から、更生保護は犯罪をした人や非行のある少年を地域社会に受入れる役割を担ってきたのである。保護観察官が、処遇の過程において家族調整や関係機関との連携に努め、保護観察対象者の「居場所」づくりに奔走するのも、「社会を明るくする運動」等の犯罪予防活動を推進するのもそうした所以である。そこには、保護観察対象者一人ひとりを地域の中で支えていくという、「生活者」としての

視点が不可欠である。真の改善更生は、専門家に囲い込まれた狭い施設ではなく、多くの市民によって支えられた社会のなかでこそ実現するのである。

ハーシーは非行や犯罪の抑止力となるものとして、「社会的な絆 (social bond)」をあげている。そこであげられている attachment (本人にとって重要な人物に対する愛情や尊敬などの情緒的繋がり) や commitment (成功目標やこれを実現するために少年に期待されている態度や行動への同調)、involvement (社会的に是認された行動、すなわち勉強やスポーツなどへのかかわり)、belief (規範や権威の正当性に対する信頼) を、保護観察対象者の日常生活のなかで模索していくことが、援助の鍵の1つになると考える。例えば attachment の対象となりうる存在 (家族など) を見極めることで、こじれた関係の調整の端緒をつかむこともできるし、就労支援を行うことで involvement が実現することもある。処遇に当たっては、地域社会での生活者としての保護観察対象者・家族と彼等を取り巻く状況を全体として理解しながら、保護観察対象者とその家族を包括的に支えていくという視点が重要である。

そして社会内処遇は、カウンセリングだけに依拠した「小さな処遇」に落ち着くのではなく、ケア (ケース) マネジメントやコミュニティワークの視点を盛り込んだ処遇を行うことが重要である。保護観察対象者は、単に非行や犯罪の前歴があるというだけではなく、貧困や疾病、家庭内葛藤など、保護観察対象者の力だけではいかんともしがたい多くの問題を抱えていることが少なくない。ゆえに、地域社会における重層的なサポートネットワークを構築することが肝要である。立ち直りを支える地域社会づくりを目指し、まさしく地域を耕し人と人との繋がりを編み上げるようなソーシャルワークが求められる。

非行・犯罪歴や障害といった何らかのハンディを抱えた人へのケアが迅速になされるかどうかは、制度やハード (施設) がいかに整備されているかという条件だけではなく、支援に関わるスタッフの意識や、地域住民の連帯によるところが実に大きい。更生保護の一連の改革は、強くしなやかな保護観察処遇を目指している。犯罪や非行をした人を受け止め、地域社会に再び戻していくためのしなやかで回復力に富むネットワークを作っていくことが必要である。

#### (5) 更生保護の分野で社会福祉士会は組織として何ができるのか

(3)及び(4)において、更生保護に関連して今後期待される社会福祉士の役割について述べた。ここでは、組織としての社会福祉士会の役割について提案したい。

社会福祉士会の会員の多くが、更生保護に関する実務経験や知識がない状態である。一方で、司法と福祉の連携が叫ばれるようになり、福祉の現場に身を置く援助専門職が更生保護について学ぼうという機運が高まっている。日本社会福祉士会では、平成20年度から、「リーガル・ソーシャルワーク研究委員会」が発足し、成人矯正、少年施設 (少年院や自立援助ホーム)、更生保護の3分野において調査研究を進め、平成21年度はこの結果に基づいて研修を行うことを計画している。また、地方においてもこうした動きがあり、大阪社会福祉士会では司法福祉研究委員会の設立に向けて動き出し、平成20年11月には約60名の会員に向けて実務研修を行った。講師は社会福祉士会会員の更生保護官署職員が務め、更生保護制度の概略を伝えることと、具体的な連携のポイントやスキルなどを身

に付けることを目的として、参加型プログラムを策定した。好評だったこの研修を踏まえ、平成21年度は通年複数回の連続講座を開催予定である。また、平成21年2月には愛知社会福祉士会でも地元保護観察所の統括保護観察官を講師に招いて研修が開催される予定である。

このように、組織としての社会福祉士会は、社会福祉士の資格を新カリキュラム以前に取得している会員に対し、更生保護制度の概要やよりよい連携の在り方を学ぶ機会を積極的に提供することが求められている。

さらに、更生保護施設（更生保護法人）への社会福祉士の配置や、ケアの必要な高齢者や障害者の犯罪者や非行少年の円滑な社会復帰を図るためのコーディネート機関である地域生活定着支援センター（厚生労働省管轄）の都道府県ごとの設置が、現在検討されている。実現すれば、更生保護又はその関連の分野に一举に多くの社会福祉士を招くことになり、彼らに対する、一般の社会福祉士よりも犯罪者や非行少年について、より専門的な研修を企画することも検討していくべきであろう。

また、更生保護を始めとする司法福祉分野で働く社会福祉士は多くはない。保護観察官等更生保護官署職員の場合は、職場内でのスーパービジョンや法務総合研究所での研修に参加する機会があり、更生保護施設職員にも全国あるいはブロック単位の研修が用意されている。しかしながら、このように更生保護分野で働く社会福祉士をフォローしながら、支援の技量を高めていくような機会を確保できるよう、日本社会福祉士会及び都道府県社会福祉士会は配慮していくことが必要であろう。日本社会福祉士会に関しては平成20年度に発足したリーガル・ソーシャルワーク研究委員会がその牽引役となるであろうし、都道府県社会福祉士会においては、司法福祉関連の研究会（委員会）の発足が待たれるものである。

研修会で、あるいは実務を通して更生保護制度に関する理解を深めた社会福祉士が、その体験をそれぞれの職場に持ち帰り、職場全体としての理解の増進とスキルの向上に資することができるよう、組織としての社会福祉士会は力を尽くしていくことが期待されている。

（引用）

- ・橋本昇「更生保護と福祉との連携について」『更生保護』（日本更生保護協会）2007年6月号
- ・正木恵子「更生保護の最近の動き～強くしなやかな保護観察処遇を目指して」『現代の社会病理第』23号（日本社会病理学会）2008年

コラム

《地方更生保護委員会とは》

高等裁判所の管轄区域ごとにおかれ、主として仮釈放等の事務を行っています。

《保護観察所とは》

地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整（刑事施設や少年院などの矯正施設にいる人の釈放後の帰住環境を調査・調整し、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの）、更

生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策の事務を行っています。

#### 《保護観察官とは》

心理学、教育学、社会学、その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護司と共に、犯罪をした人や非行のある少年の保護観察、調査、生活環境の調整や犯罪予防活動に関する事務を行う国家公務員です。

#### 《保護司とは》

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。その主な職務には、保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどがあり、現在、全国で約5万人が活動しています。非常勤の国家公務員という身分ですが、給与は支給されません。

#### 《更生保護施設とは》

更生保護施設は、刑務所出所者や保護観察を受けている人などのうち、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、円滑な社会復帰を手助けしています。現在、全国に101施設があり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人によって運営されています。

近年、更生保護施設では、処遇の充実に取り組んでおり、対人関係を円滑にするための「SST (Social Skills Training : 社会生活技能訓練)」, 飲酒や覚せい剤使用の問題を改善する教育プログラムなどを行っている施設もあります。また、地域の住民の方々との交流も大切にしています。

#### 《更生保護女性会とは》

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体です。家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、子育て支援地域活動、保護観察対象者の社会参加活動への協力、更生保護施設・矯正施設の訪問など多様な活動を展開しています。現在、全国で約20万人の会員が活動しています。

#### 《BBS会 Big Brothers and Sisters Movement とは》

「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちとレクリエーション活動をしたり、悩みの相談にのったり、学習支援を行うなど「同じ目の高さ」で接しながら、少年たちが健やかに成長するための支援をする青年ボランティア団体です。非行をした少年等の「ともだち」となってその自立を支援する「ともだち活動」、「非行防止活動」、「自己研鑽」の3つを柱として実践活動を行っており、5,000人の会員が活動しています。

#### 《協力雇用主とは》

協力雇用主は、保護観察対象者や更生緊急保護の対象者を積極的に雇用することで、その改善更生を援助している民間の篤志事業家です。全国で約6,000の事業者が協力しています。

(法務省保護局編：更生保護 地域社会と歩む 参照)

## 第4章

# 少年院、児童自立支援施設及び 自立援助ホーム等における 司法と福祉の連携の可能性 についての研究

## 第1節 研究目的・方法

本研究は、社団法人日本社会福祉士会リーガル・ソーシャルワーク研究委員会によるWAM（独立行政法人福祉医療機構）助成事業「刑余者の再犯防止等司法領域における社会福祉士の活動可能性についての基礎研究事業」の一領域である「少年非行領域における相談支援に関する調査研究」、すなわち、少年院、児童自立支援施設及び自立援助ホームに入所している非行のある子どもの更生及び社会復帰に関する相談援助業務における社会福祉士の活動可能性を考察するものである。本研究は、少年院という司法領域と児童自立支援施設や自立援助ホームといった児童福祉領域を横断する研究である。我が国において司法領域に係属する子どもは、少年法第2条の規定により一般に「少年」と呼称され、その対象年齢は20歳未満である。一方、児童福祉領域では、児童福祉法第4条の規定により「児童」と呼称され、その対象年齢は18歳未満とされている。本研究では、「少年」と「児童」を総括的に記載する時は「子ども」と表記し、また、少年院あるいは児童自立支援施設、自立援助ホームといった特定の施設に入所している対象者をさす場合は、関係法令に則り、「少年」あるいは「児童」と表記している。同じく表記の問題であるが、本章では、「障害」と「障がい」という記載があるが、固有名詞や一般的な概念を表わす場合は「障害」を用い、子どもの状態等を表わす場合は「障がい」と使い分けて表記している。

社会福祉士は、主に高齢者医療や介護の領域で日常生活に支障がある者を対象に、相談援助活動を通して対象者にふさわしい社会的資源を見出し、それらの資源へと適切に繋ぐ役割を担ってきた。社会福祉士は、福祉施設や医療機関、市町村の社会福祉協議会等で相談援助業務の実績を積み重ねており、その専門性及び活動の意義が対象者個々のニーズを明らかにし、それぞれに見合った適切な社会資源を見出し、的確に橋渡しすることであることを鑑みると、本研究での社会福祉士の活動可能性を検討するとき、最もその活躍が期待されると思われるのは、施設内処遇から社会内処遇へと円滑に子どもを繋ぐことであるといえよう。端的にいえば、施設から社会へとそれぞれの子どものニーズに見合った「適切な居場所」に子どもを導き、送り届けることである。すなわち、リーガル・ソーシャルワーク研究委員会の一部会である少年調査作業部会（以下、少年部会）の研究目的は、施設内における非行のある子どもへの支援に特化し、社会福祉士による施設内処遇から社会内処遇への円滑な橋渡しの参与の在り方について検討することである。だが、少年部会の本研究のねらいは社会福祉士の活動可能性の検討のみにとどまるものではなく、さらにはその検討を通して、「福祉」という領域が抱える固有の問題を描き出すことを試みたい。なぜならば、施設内の非行のある子どもの社会復帰の困難さには、既存の社会システムが有する綻びと福祉を担うものがこれまで非行・犯罪をどのように捉えてきたかという問題が背景にあると思われるからである。それゆえ、少年部会の研究の視座は、第一に、非行を早期に発見し予防するとともに、その後の継続的支援体制の確保を重視することであり、第二に、社会福祉士のみならず福祉全般に向けた非行・犯罪の認識の転回、すなわち、福祉は高齢者医療や介護のみを対象とした活動実践ではなく、非行・犯罪からの立ち直りの支援をも内包するものであることを改めて確認するものである。

以上が少年部会の研究目的であるが、本部会においては、調査対象者を主に女子とした。女子の非行は、一概にはいえないものの虐待等の何らかの被害経験に影響されていることが多いため、福祉的な措置が早期に図られていれば、非行に陥らせずにすむものが多いと思われる。昨今の社会状況は、少子高齢化、経済的格差の拡大、核家族のみならず「ひとり親家庭」の増加、地域の連帯力の低下等、様々に形容されているが、このような複合的な要因から家庭は子育ての困難な環境になりつつある。児童虐待数の増加は、家庭の機能不全を示す最も重要な例であろう。昨今の家庭の機能不全は多くの論者により指摘されていることであるが、そのような環境が子どもに与える影響は決して看過できないものである。虐待的な養育環境が継続すれば、子どものパーソナリティに与える負の影響は甚大である。例えば、北米に代表されるトラウマ研究の進展により、「情緒不安定」や「基本的信頼感の欠如」、「自殺企図」等の特性に代表される境界性パーソナリティ障害や複合性 PTSD といった精神医学的概念は、児童虐待との関連性が見出されている。女子の非行の背景に被害経験があるとすれば、支援者はそこから派生する認知の歪みや被害感、自他への加害的行動特性等を正確に見立てた上で、処遇することが必定である。非行のある女子は、極めて福祉的ニーズの大きい対象者といえるのである。

また、本研究は施設内の非行のある子どもを主な対象とするため、法務省所管の少年院、厚生労働省所管の児童自立支援施設、児童福祉法上の児童自立生活援助事業の一つである自立援助ホーム及び制度化されていないが非行少年支援に実績のある滋賀県の「あすくる」を調査対象施設とした。少年院は3施設を、児童自立支援施設は国立武蔵野学院(埼玉県さいたま市)と国立きぬ川学院(栃木県さくら市)の2施設を、自立援助ホームはピアホーム(鳥取県米子市)とボ・ドーム(大阪府大阪市)の2施設を調査対象とした。滋賀県内で9つのセンターを有し非行からの立ち直り支援活動を行っている「あすくる」については、その中の一つである「あすくる大津」を調査対象とした。

本研究の研究方法についてであるが、更生保護調査作業部会の調査を参考に、少年部会において各施設の職員に対する調査項目を共通としたインタビューシート及びアンケートシートをそれぞれ作成し、調査を実施した。インタビューシート及びアンケートシートは、それぞれに「少年院用」、「児童自立支援施設用」、「自立援助ホーム用」の3種類を用意し、調査対象施設には、事前にアンケートシートを郵送し記入いただいた上で、半構造化インタビューを実施した。インタビュー及びアンケートの具体的な調査項目は、第2節以降の各調査報告において詳述する。インタビューシート及びアンケートシートは、資料として巻末に別添する。また、「あすくる」については、施設の概要、取り組み等についての訪問調査を行った。さらに、本研究では、2009年2月18日(水)に「関係者意見交換会」として、少年院からは2施設、児童自立支援施設からは大阪府修徳学院(大阪府柏原市)、自立援助ホームからはベアーズホーム(埼玉県上尾市)の職員を少年部会にお招きし、「① 出院・退所時に家庭に帰る場合の標準的流れ」、「② 家庭に戻る事が困難な場合の実情(課題と工夫)」、「③ 上記①や②の場合に、連携することがある機関と期待する役割」、「④ 出院・退所時を含めて、処遇上で福祉機関に期待すること」及び「⑤ 社会福祉士が配置された場合に期待することや留意点(少年院のみ)」の5項目についてのご報告を伺った。本研究では、インタビュー及びアンケートによる実態調査だけでなく、本意見交換会での各施

設職員の方々による報告内容をも踏まえたものとなっている。

さて、本章の構成であるが、上述のように本節は研究目的・方法について、第2節では少年院調査、第3節では児童自立支援施設調査、第4節では自立援助ホーム調査について、それぞれに研究方法、研究結果及び福祉領域との連携における課題を中心に考察している。第5節では、施設を出た後の子どもたちへのアフターケアに焦点を当てて、「あすくる」調査を事例としつつ、地域での支援システム構築の意義を論じている。第6節では各節の考察を総括し、司法と福祉の現状と課題について論究する。なお、本研究は、上述の8施設の実態調査結果及び関係者意見交換会に基づくものであるが、本調査のみから、一般化する妥当性のある提言の言明は困難であることから、あくまでもそれぞれの調査対象先の潜在的なニーズを描き出しつつ、社会福祉士が従来培ってきた専門性とのすり合わせを検討し、その活動可能性とそこから見える福祉の抱える今日的課題についての一考察をするものであることをお断りしておく。

## 第2節 少年院調査

### 1 研究方法

女子少年院3庁を対象に、施設職員に対する面接調査と質問紙調査を行った。女子少年院に焦点を絞ったのは、男子少年と比べて、被害者的側面が強く、福祉的ニーズが高いと判断したからである。更生保護部会の調査を参考にしたが、調査項目は、面接調査と質問紙調査で共通であり、

(1) 対象者の処遇上／社会復帰上の困難性

具体的な困難事例

(2) 少年院の処遇に有用な社会資源

そのような資源とつながったきっかけ

そのような資源の開拓維持の方法

(3) 少年の帰住調整に有用な社会資源

そのような資源とつながったきっかけ

そのような資源の開拓維持の方法

(4) 福祉領域との連携

福祉ニーズのある少年の比率

具体的な連携事例（うまくいかなかった例 うまくいった例）

(5) 社会福祉士に対する期待

の、大きく分ければ5項目である。更生保護部会の調査とは異なり、院内処遇に関する項目が付け加わっている。

大まかに言えば、少年院の子どもたちが抱えている困難性を少年院が抱える課題として捉えた上で、その課題を乗り越えるために、在院中の処遇や社会復帰のための社会資源の利用のあり方、とりわけ、福祉領域の社会資源のあり方を把握し、最後に、福祉領域を支える専門職である社会福祉士に対する期待を確認するという構成である。

面接調査も質問紙調査も、回答者の特性と施設の特性の混同を避けるため、いずれの施設についても、複数の職員に対して行うようにした。対象は、相応の経験のあるベテラン職員や、統括専門官クラスの管理職であり、少年院の現状と課題について、少年院職員を代表する回答が期待できる。

また、面接調査は、少年作業部会の複数の委員が施設を訪ねて行った。複数の委員が担当することによって、質問役と記録役を分担するだけでなく、お互いに補佐することにより、聞き漏らしなどを防ぐことができる。

### 2 研究結果

(1) 少年院の子どもたちの抱える課題

調査から浮かび上がってきたのは、女子少年院の子どもたちが、大なり小なり、資質や生育環境（すなわち、保護環境）の問題性を背景として、施設内適応は果たしたとしても、帰住調整を含む社会復帰に困難を抱えているという姿である。資質や生育環境に

については、次のような発言があった。

- ・ 「生育期の環境面の問題がある。たとえば、性虐待を受けて、施設を転々とし、学校にも守られず不登校となるなどが目立つ」
- ・ 「能力面の問題がある。たとえば、発達障がいや精神障がい、ボーダーラインの複合傾向がある」
- ・ 「女子施設は男子施設と比較して保護環境面が悪い少年が多い」

女子少年院は、男子少年院と異なり、多岐にわたる分類級の少年を処遇しなければならないため、こうした問題を抱えた子どもたちを含めて、多様な子どもたちを抱えなければならない。処遇が難しい子どもたちは、処遇上は、

- ・ 「人付き合いができず、適度な距離感がわからないようでべちゃっとくつつくか遠ざかる」
- ・ 「(否定され続けてきたことが多いため) 人間関係に自信がない」
- ・ 「しつけ不足で、社会性が乏しく、対人関係が難しい」

といった問題を持つため、女子少年院では、一層、集団づくりが難しくなる。また、こうした子どもたちは、帰住先の確保や出院後の生活が困難となる。

- ・ 「親族も障がい等を有する場合があります、また、性虐待の場合もあり、帰住調整が難しい」
- ・ 「障がい等のある場合、保護者であっても引取りをしないケースがある」
- ・ 「在院中に帰住先を確保できない 非行は軽微なのに帰り先がない」
- ・ 「保護者と協働して社会復帰につなげることが難しい」
- ・ 「家裁審判中に親が引き取りたくないという意思表示をした場合は、帰住調整は難しい」
- ・ 「社会に戻ると少年院での生活リズムが急に崩れるおそれがある」

以上、施設内処遇を通じて、再非行防止のための矯正教育を行う施設である少年院は、非行性の除去に加えて、知的障がいなど本人に起因する福祉ニーズや、虐待など生育環境に起因する福祉ニーズへの対処が必要となるケースへの対応に苦慮している。送致機関である、家庭裁判所の配慮を求める声もあった。

## (2) 少年院の処遇に有用な社会資源

こうした少年院の処遇はさまざまな社会資源によって支えられている。

ボランティア的なかわりをしてきている団体としては、更生保護女性会、そのほか、地域の各種団体（社会保険労務士会や民生委員、ロータリークラブなど）がある。また、地域内において、お世話になっているのは、院外委嘱教育先（老人ホームやガソ

リスタンドなど)がある。さらに、出院後の生活に関わるものでは、(特に義務教育段階の少年の場合)学校やハローワークも有用な資源として認識されている。

このような社会資源は、篤志面接委員などによる人づての紹介や、見学や院内行事への参加の呼びかけ、院外のさまざまな行事への参加などを通じて、維持・開拓されている。一方、ハローワークについては、公的な制度を通じて、連携が行われている。総じて、少年院の処遇に必要な社会資源については、少年院の努力によって、相応に確保されているように感じられた。

### (3) 少年の帰住調整に有用な社会資源

少年院では、まず少年を家庭に帰すために、保護者会や面会等の機会を捉えて、保護者に積極的に働きかけている。当初は困難と思われた場合でも、保護者と職員の信頼関係を構築することによって、少年に対する相互理解を深め、保護者のもとでの帰住を確保したケースも多い。しかし、保護者のもとでの帰住調整が難航する場合、少年院は、少年の帰住調整に必要な社会資源の確保には、相当に苦勞している。連携強化を図るべきものとして、保護観察所、保護司、更生保護施設などといった更生保護関係機関が挙がるのは当然だが、一方、保護観察所から(保護観察期間を確保しないために)満齢を待つように言われたという例や、保護観察所の協力が得られないため帰住調整が進まず収容継続をせざるを得なかった例など、更生保護機関と連携がうまくいかない事例も挙げられた。また、更生保護施設に帰住調整ができた場合でも、在所期間に制限があり、就労が安定しないため生活設計が立てにくく、集団生活になじめず、施設を飛び出してしまうケースも少なくない。そこで、少年院としては、更生保護とは関連のない社会資源も開拓している。

- ・ 「少年の書類を精査し、生育歴の中から児童相談所の一時保護の体験を発見し、その児童相談所と連携した」
- ・ 「保護観察所が動かない場合には、家裁調査官、病院、警察や都道府県の少年サポートセンターに頼る」
- ・ 「なかなか頼りにできるところがないが、婦人保護施設、民間の篤志団体、自立援助ホーム、グループホームにはお世話になっている」
- ・ 「更生保護施設の生活になじめず、施設を飛び出してしまったものの、住民票がないため就労もできず、相談する相手もなく、性的な関係の対価として居場所を確保しながら全国を転々としていた少年が、戻し収容となった」

これらの多くは、地域に存在する、地方自治体ないし民間の機関であるが、児童相談所、少年サポートセンター、家庭裁判所など、少年の人生に、早期に(つまり、少年院から見れば予防的に)関わりえた機関が多く含まれていることが特徴である。

少年院の担当者は、帰住調整に有用な社会資源を、足で稼いだり口コミを多用して情報を入手したりして確保している。「ひたすら努力」であるとか「しつこくアプローチ」といった表現もあった。

- ・ 「援助ホームやグループホームの情報は全国単位の名簿がないため、ネットや雑誌で調べながら、電話をかけ、見学や依頼書を持って、足を運んでいる」
- ・ 「保護観察官や分類担当職員の中に、他機関情報の詳しい人がいる場合は教えていただける」
- ・ 「中学・高校への広報や連絡会議の出席を行う」
- ・ 「本人を気にかけてくださる方を大切にして、帰住先等の安否確認や状況を知らせてもらう」

といった努力である。女子少年院は、広域収容や他管区の女子少年院との収容調整を行っている施設が少なくなく、帰住調整の苦労は、一段と高いものと推測される。

#### (4) 福祉領域との連携

少年院によって、福祉領域との連携が必要な少年の比率は大きく異なった。ほとんどいないと答える施設から、4分の1に至るという施設まであった。この回答のばらつきは、処遇対象者の特性（短期処遇か長期処遇かなど）とも対応しているが、他の質問に対する回答を踏まえて解釈すると、そこまでの差は実際にはないように思う。

※ 「ほとんどいない」と答えた施設は、福祉ニーズを、ほぼ医療ニーズと同義に捉えているようだ。医療ニーズが優先される少年は、医療少年院に送致されているはずだから、一般の女子少年院には、医療ニーズ≠福祉ニーズの少年は「ほとんどいない」はずである。

女子少年特有の福祉ニーズと思われるのは、生育環境（すなわち、保護環境）に関わる福祉ニーズである。虐待的な家庭や障がいを持つ子どもに対する養育機能に乏しい家庭に帰すことは、子どもを危険にさらすことになるからである。特に女子少年の場合、（父、兄弟、義父、母親の交際相手等による）性的虐待の被害者も多く、その場合は家庭以外の居住先を確保しなければならない。その一方で、障害者自立支援法の頃からか、（以前は少年院に入ることがなかった）知的に問題のある子どもたちが徐々に増えてきているのではないかと、少年院以前のセイフティネットが機能していないのではないかとという感触も述べられた。

少年院は、このように、福祉ニーズを持つ子どもたちを受け入れ、福祉領域との連携に、試行錯誤しながら、取り組み始めている。

- ・ 「福祉事務所との協力にはもどかしさがあるが、親身に相談に乗ってくれる福祉事務所もある」
- ・ 「知的障がいの少年であったが、福祉施設が引き取ってくれなかった」
- ・ 「知的障がい等の施設は、犯罪傾向のあった少年を嫌がる」
- ・ 「発達障がいのあるケースについて、福祉施設に連絡しても何件も、断られた」
- ・ 「自閉症傾向の少年であったが、粗暴傾向があると受け入れられなかった」
- ・ 「少年院では粗暴傾向は抑制されていたが施設に入ったとたん粗暴行動をとった」

- ・ 「在院中に療育手帳を取得できたが、軽度のため、障害者自立支援法のサービスが受けにくかった」
- ・ 「障がい者雇用枠でB級の少年は就職できたが、本人が嫌がり、続かなかった」

こうした状況を見ていると、福祉領域に対して、犯罪傾向のある少年の支援について「翻訳」したり、逆に、福祉領域の支援の使い勝手を、少年院に対して「翻訳」したりする必要が見て取れる。

#### (5) 社会福祉士に対する期待

少年院の職員の大半は、社会福祉士とはどのような人びとなのかについて知らない。要は、「福祉の専門家らしい」という以上の認識はない。その中で、今回の調査の対象者で、社会福祉士の知人がいるという職員からは、

- ・ 「(全国・地方)福祉施設の情報がほしい。連携の必要を相談したい」
- ・ 「民間施設・相談等の中に入る仕組みがほしい(少年院在院者と言うと、民間施設等は心理的な規制が働くため、間に入って調整していただきたい)」

という意見があった。第一義的には、福祉施設に対する連絡調整が期待されているわけである。さらに、他の職員からは、家族や施設に対する連絡調整や、(福祉施設に限定されない)帰住先開拓といった、より広範な期待が表明された。

聞き取りで感じられたのは、2-(3)で触れたように、更生保護機関との連携が十分うまくいっていない面もある現状を踏まえ、社会福祉士は、こうした機関から独立して(たとえば、地域で)活動してほしいという声である。つまり、社会福祉士には、現状の仕組みの機能不足を補うことが期待されている。

### 3 少年院調査から見えてくるもの

女子少年院に対する調査からは、知的障がいや発達的な負因を持つ子どもたちが、家庭や学校、施設などの社会のセイフティネットが機能せずに少年院入院に至っているケースのあることが見えてきた。短く言えば、発達的な福祉ニーズと環境的な福祉ニーズが、複合的に存在している。

こうしたさまざまな難しさを抱える子どもたちを、男子少年院と比べ施設数が限られているため、包括的に引き受けざるを得ない女子少年院における処遇上の苦労は小さくないが、調査から明らかとなったのは、帰住調整における苦労である。つまり、社会からいったん隔離することにより、少年院が代替的に満たしていた、発達的な福祉ニーズと環境的な福祉ニーズを、出院後、誰がどのように満たすかという問いに答える苦労である。例えば、本人に発達上の課題がある場合に、福祉等で発達面をささえる機関へつなげるための中間施設的な役割を更生保護機関が十分に果たすことができるだろうか。現状では、更生保護機関がこのような問いに十分な解決を与えているとは言いがたい。

おそらく、解決のヒントは、少年が帰っていく場所のローカルな官民の資源(児童相談

所、少年サポートセンター、家庭裁判所など) へのつなぎにある。その結節点として、社会福祉士を位置づけることが一つの方向性である。

## 第3節 児童自立支援施設調査

### 1 研究方法

調査対象は国立児童自立支援施設、武蔵野学院ときぬ川学院の2ヶ所である。調査目的や方法は少年院調査に準ずる。面接調査と質問紙調査はそれぞれ20年以上のキャリアを持つ、異なる職員に実施した。面接調査と質問紙調査の項目については以下のとおりである。

- (1) 入所児童の処遇上／退所後の困難性  
具体的な困難事例
- (2) 児童自立支援施設の処遇に有用な社会資源  
そのような資源とつながったきっかけ  
そのような資源の開拓維持の方法
- (3) 児童の退所に関する環境調整に有用な社会資源  
そのような資源とつながったきっかけ  
そのような資源の開拓維持方法
- (4) 退所後の児童相談所等、他関係機関との連携  
具体的事例（成功事例、失敗事例）
- (5) 社会福祉士に対する期待

少年院調査と同様に入所児童が抱えている困難性等を明らかにした上で、社会福祉士に対する期待を明らかにする構成である。ただ児童福祉領域では、すでに児童福祉司等のソーシャルワーカーが存在しており、新たな、独立した社会福祉士への期待について回答を得ることは難しかったため、福祉的ニーズを中心に聞き取ることにした。

### 2 研究結果

- (1) 児童自立支援施設入所児童が抱える課題

教護院から児童自立支援施設に移行後、「広汎性発達障害」を有する児童や「被虐待児童」の入所が増加したことにより、第一に職員との間に情緒的つながりを持つことに難しさがあること、第二に退所後の受け皿が不安定であることが両施設に共通して浮かび挙がってきた。

退所後の受け皿については、以下の発言が聞かれた。

- ・ 「親が引き取りを拒否したり、子どもが家庭復帰を拒否したりするようになった」
- ・ 「退所前に実際に苦勞するのは3割、最終的にどこも行き先がないケースは、児相に頼んで里親を捜してもらって、退所した」

退所先として「自立援助ホーム」の利用もあがった。その他に、

- ・ 「入所時よりも退所時の方が大変」

との発言もあり、入所時から退所時について考えることの大切さ（ケースの見立て）が指摘されている。かつては殆どの児童が家庭復帰であったが、近年の家庭環境の不安定さが伺える。また児童福祉施設に家庭環境等の調整を目的として配置される家庭支援専門相談員などのF S W（ファミリーソーシャルワーカー）については、児童が全国から入所していることもあり、期待される十分な動きが難しい状況にあることがうかがえた。

## （２） 児童自立支援施設の処遇に有効な社会資源

児童自立支援施設は地域の社会資源と密接に繋がっている傾向があり、職業実習を受け入れてくれる事業所、近隣の方々（演芸会に招待）、生け花の先生、散髪ボランティア、Ｊリーグチームのサッカーボランティアといった回答が得られ、施設内分校を配置している関係で、教育委員会とのかかわりもあげられた。

ある施設の場合は、開設の際に地元が誘致したということ为背景に施設に対して親和的であることを生かして、施設の行事への招待や運動場の開放、地域の運動会への参加等を行なうなど、地域との関係を維持するために様々な工夫を行なっている。

社会資源の新たな開拓については、職業実習先の開拓では地元商工会に施設長が参加して協力を依頼するなど行なわれている。

両施設とも運営形態は、「小舎夫婦制」であり、幾組もの職員とその家族が施設内に住み込み、地域に歴史を積み重ねていった形跡が伺える。

## （３） 児童の退所に関する環境調整に有用な社会資源

有用な社会資源として、小・中学校、児童相談所、児童養護施設、自立援助ホーム、精神病院、地元ハローワーク等が挙げられた。

小・中学校については復学や進学の見込みの調整、児童相談所については地域との調整、自立援助ホームについては家庭復帰困難ケースの入所、精神病院については入所後に精神疾患が明らかになったケースの入院、ハローワークについては就職活動の支援、派遣業者については登録し、住込みの企業を探してもらって自立をするということなどが挙げられた。

また、各寮の寮長同士で情報交換して、適宜社会資源と繋がっていく場合もあり、そういった意味で寮長も社会資源であるとの回答もあった。

## （４） 退所後の児童相談所等、他関係機関との連携

退所後の支援の必要性については、以下のような回答が得られた

- ・ 「ほとんどの児童がなんらかの形で支援が必要と考えている」
- ・ 「見守りを含めると９割ほどは相談や見守りがほしいところ（原文）」
- ・ 「ほとんどの子どもたち」

これらはいかに入所児童の要保護性が高いかを示している。非行を克服した後に、それぞれの児童やその家族が有する環境に対してなおサポートが必要であることを示唆

するものである。ただ今回の調査先である国立児童自立支援施設は全国から受入しているため、実際のサポートのあり方については出身地の児童相談所との連携が必要とされてくる。また、ある職員は以下のように回答している。

- ・ 「以前と比べると急に家庭復帰が難しくなった。里親や施設への措置変更を考えなければならぬ子が3割はいる」
- ・ 「教護院から児童自立支援施設に変更になり対象児童の範囲が広がってから家庭復帰が難しくなったと感じる。親が子どもも見捨てている」
- ・ 「親が高飛車で、『お前ら専門家なんだからできるだろう。やって当たり前』という態度である。感謝する気持ちを余り知らない。子どもも、同じ様な態度。「ありがとう」を口でいっていても心からでない感じ。食事についても食べられていて当然だろうと言う感じである」

例えば、「親が子どもを見捨てている」という状況は、入所前から存在している問題である。非常に解決困難な状況であり、社会的養護体制下での支援を継続せざるを得ない。児童自立支援施設といういわば「通過施設」においてその入り口は広がったが出口は以前と余り変わらない、つまりアンバランスな状況があると言えよう。

また、児童の復学を渋る学校があるようである。児童は復学を目標に成長を目指していても、スムーズに復学が進まないことで生活のモチベーションの低下があるという。

こういったケースでは関係者間でのカンファレンスが重要であることが示唆される。

関係機関との連携で困った事例としては、児童相談所のケースの見立てと施設側の見立てが違う場合が挙げられた。

さらに、

- ・ 「児相としては、子どもの行動について虐待を原因として子どもを守ろうと考えるが、施設側としては子どもにも原因があると判断している場合がある。すりあわせが難しい場合もあるが、生活した結果を報告してなんとかすり合わせるようにする」
- ・ 「担当ワーカーが動かなくて、施設の管理職から児相の課長が直接連絡することでなんとかなることもある」

「非行」の「認識論」の差、つまり「非行」の原因は「家族の責任」か「児童本人」の責任かという差、についてはより議論が必要である。どこを見て何をどこまでするのかといった「児童自立支援計画」に関する児童相談所との協議が必要である。

- ・ 「性格的にも環境的にもダメージが大きいケース。処遇の計画が難しい。脆弱性を常に意識し、粘り強い指導を心がけている」

との回答にもあるように、実際には試行錯誤しながら支援を実施している事も多く、支援現場の難しさが読みとれる。

関係機関との連携で上手くいった具体的な事例では、以下の回答があった。

- ・ 「家庭、学校、地域のチームワークが発揮できれば上手くいく。そのためには関係機関のキーパーソンの存在が大きい。対象となる児童にどれほど社会的資源の強みがあるかを見出していくことが重要である」

これからの支援の方向性を示唆している。

#### (5) 社会福祉士に対する期待

児童自立支援施設からの社会福祉士への期待については、下記の回答があった。

- ・ 「児童福祉司のイメージが強く、社会福祉士との違いが分からない。児童福祉司で良いのではないかと思う。児童福祉司であれば、福祉のことにも詳しいのではないかと思う」

既存の児童福祉領域にあえて「社会福祉士」が果たすべき役割についてはイメージが湧きにくい。このような状況を踏まえ、福祉的ニーズを聞き取るとともに、「仮に社会福祉士が独立した形で何らかの役割を果たすなら」という形での質問では以下のような回答が得られた。

- ・ 「子どもが持っている課題が多様化している。子どもが生活しやすい環境を作ってもらえればと思う。退所してから生活していく場面で困難があった場合、相談にのってくれる等してほしい」
- ・ 「入所児の親への教育。子育ての方法や問題解決方法を親にアドバイスをしてほしい。そういった機関が必要である。経験から必要性を強く感じている。例えば、広汎性発達障害の子どもの育て方など」
- ・ 「退所する前の子どもに、外で生活する上で大切な知識を教えてほしい。切符の買い方、乗り換えの方法、SST全般。やりくりの方法等」
- ・ 「退所した子どもは人間関係が難しい。職場関係。親子関係。異性関係。そういったときの相談役になってほしい」
- ・ 「全国から子どもがくるから、それぞれの地域のことをよく把握しているように各地域にいてくれると助かる」

また他の職員からは、以下のような回答があった。

- ・ 「ケースマネジメント。そのためには知識ばかりでないバランスのとれた社会福祉士であることが重要。」
- ・ 「退所後の見守りや、そのコーディネート及び児童相談所との協力」

これらの回答は非常に興味深い。2－(4)での回答にもあるようにほとんどの児童について見守りやなんらかの形の支援の必要性が指摘されている。この項目ではより具体的に必要とされる支援案について出されている。

- ① 児童に対する生活上の相談体制
- ② 親に対する支援業務
- ③ 社会生活技術（S S T）の獲得
- ④ 見守り（予防的）体制

これらは施設退所後のアフターケアに関する領域である。2005年の児童福祉法改正で児童自立支援施設に事後指導（アフターケア）が施設機能として追加されたが、たとえば上記4つの支援がアフターケアの実態だとすれば、現存の施設では手が回らない。新に独立的性格をもった機関が必要であるかもしれない。

### 3 児童自立支援施設調査から見えてくるもの

かつては殆どが家庭復帰をしていたが、入所児童の多様化等により家庭復帰が難しくなってきたという変化に、施設も児童相談所も対応に苦慮していることがこの調査から見えてきた。背景に「発達障害」や「虐待事例」といったより困難を伴う子どもや家庭の増加がある。かつては「非行性」の除去を一義的な施設目的としていたが、近年はトータル的な支援が要求されている。しかし児童相談所はケースの多さに翻弄され、施設は支援の困難な児童の対応で精一杯の状況である。「措置の切れ目が縁の切れ目」の状況で、アフターケアの実施は極めて困難な状況であると言えよう。制度上の問題も多々あるがここに新たな社会福祉士の位置づけができまいか。社会福祉士による何らかのソーシャルアクションの必要性が今調査から垣間見る事ができた。

## 第4節 自立援助ホーム調査

### 1 研究方法

調査対象は女子児童専用自立援助ホーム2ヶ所である。調査目的や方法は少年院・児童自立支援施設調査に準ずる。面接調査と質問紙調査に項目については以下のとおりである。

- (1) 入所児童の処遇上／退所後の困難性  
具体的な困難事例
- (2) 自立援助ホームの処遇に有用な社会資源  
そのような資源とつながったきっかけ  
そのような資源の開拓維持の方法
- (3) 児童の退所に関する環境調整に有用な社会資源  
そのような資源とつながったきっかけ  
そのような資源の開拓維持方法
- (4) 退所後の児童相談所等、他関係機関との連携  
具体的事例（成功事例、失敗事例）
- (5) 社会福祉士に対する期待

少年院・児童自立支援施設調査と同様に入所児童が抱えている困難性等を明らかにした上で、社会福祉士の対する期待を確認する構成である。児童自立支援施設調査と同様に自立援助ホームは同じ福祉領域の施設であり、社会福祉士の役割についてのイメージが構築できにくく十分な回答は得られなかった。

ヒヤリング対象職員は、面接調査と質問紙調査では違う職員であり、施設長始め、処遇の中心的職員に調査を実施した。

### 2 研究結果

- (1) 自立援助ホーム入所児童が抱える課題

今回の調査で浮かび上がってきた課題として「知的障害」「ボーダーラインの知的水準」の子どもたちであり、「性の被害者」である子どもたちである。

- ・ 「知的障害、ボーダーラインの知能水準の子どもたち、療育手帳を取るべきか悩む子どもたち」
- ・ 「幼い頃から性被害がある子どもは、性で悩みを解決しようとする（歪んだ性の理解）」

ボーダーラインの知的水準の児童の自立支援は、児童自身の障害認知の難しさが伴う。日常生活上は基本的に「違和感」を感じていない等の理由から、障害の判定検査や「告知」を素直に受け入れることができない場合がある。今回の調査結果には出ていないが、おそらく施設内での生活ではなく、施設外における「就労」に困難が伴っているのではないかと推測する。当然の事ながら「知的障害」あるいは「ボーダーラインの知的水準」

の児童の就労は事業所側の「理解」と「相応な配慮」が必要なのである。しかし障がい関係の「手帳」を有しない児童に一般事業所からの理解や配慮を得にくい、故に労務を遂行できない児童→就労の継続困難→自己イメージや周囲への不信感の増大、という負の連鎖を引き起こしてしまう。次に、「性の被害者」としての児童であるが、「性の被害」すなわち「性虐待」を受けた女子児童達は、インタビューにもあるように「歪んだ性の理解」を有してる。中にはトラウマをもつ児童もいるだろう。本来は生活や相談業務の援助が構造化された援助であろうが、そこに心理的・精神的な援助が前面に出てきている事が伺える。自立援助ホームにたどり着いてようやく本来的に本質的にケアやサポートされるべき「課題」が表出されているのかも知れない。

また、

- ・ 「…自立のめどが立ちにくい子が多く、帰る家が無い子…」
- ・ 「家庭環境（家族との関係）に恵まれない子どもに対する支援が難しい…」

というインタビュー結果に、自立援助ホームの利用児童が物理的にも精神的にも「居場所」がなく「孤独」という「課題」を抱えている事も明らかになった。

## （２） 自立援助ホームの処遇に有用な社会資源

「ソロプチミスト」（管理職、専門職についている女性の世界的組織で、人権と女性の地位を高める奉仕活動団体）から地域固有の団体（例：賞味期限が切れていない家庭の食品を集めて寄付する団体）や、学校・児童相談所・町内会まで幅広い回答を得た。それらの社会資源と繋がるきっかけとしては職員の個人的人脈、先方の申し出や、知り合いの方々からの発掘というものであり、それらとの係わりを継続する方法としては、以下の回答があった。

- ・ 「年に1～2回活動状況について広報誌を発行している」
- ・ 「施設の催しに地域の方に参加してもらっている（盆踊りなど）」

自立援助ホームの財政状況は決して余裕のあるものではなく、有志の「情熱」によって設立された自立援助ホームも多い。従ってホームを運営するにあたっては社会にその存在を訴えながら、施設運営にサポートをお願いする活動も大切な運営の一つで、そういった意味では自立援助ホームは広く社会資源と繋がりやすい環境にある。また今調査外の自立援助ホームでは宿直や食事作りボランティアといったまさに「人」という社会資源に直結している。

## （３） 児童の退所に関する環境調整に有用な社会資源

児童相談所や家庭裁判所といった入所に際し関係のある機関とは「連絡」という対応をとっていることが伺えるが、

- ・ 「特定の機関から来た子どもはその機関と協力できるが、そうでない場合は地域との連携は難しい」

という困難なケースもある。ここでいう「そうでない場合」ということの一つに「利用児童」個人との私的契約（一度退所したが再び援助が必要になり、ホームに再入所のケース等）という場合がある。この場合の社会資源との連携はせいぜい就労先くらいしかない。児童が自立に向けていくほど、社会資源や制度が整っていない現状が伺える。

その他ではハローワーク、学校という回答が得られた。注目すべきは「彼氏の親」という回答である。その係わりに対する信頼性や妥当性については調査していないが、

- ・ 「子どものことを理解し支えてくれる人がいればいいと思う」

という回答は正鵠を得ている。「機関」と「人」が共に係わる事ができる「社会資源」が必要である。

#### （４） 退所後の児童相談所等、他関係機関との連携

他機関との連携で困った事例としては、以下の回答が得られた。

- ・ 「児童相談所の CW がなかなか連絡がつかなかったり、面接にも来ないケース」
- ・ 「子どもの虚言で地域等からバッシングを受けた」

調査したある援助ホームは心理士が一法人全体で利用するため一配置されており、以下の回答もあった。

- ・ 「感情の起伏が激しい（情緒不安的な）子どもの対応には心理士がいるので連携はとれている」

さらに、他機関との連携で上手にいった事例としては、以下の回答があった。

- ・ 「サポートセンター（警察や弁護士）との連携や、大阪児童福祉事業協会の「アフターケア事業部」の活用
- ・ 「18 才の誕生日を迎え、その時点で一時保護が切れたため、児相の CW が生活保護を申請し、自立するまで施設を利用できた」

この2つの事例は、業界内で広く研究され共有されるべき事例だと考える。

その他に、興味深い回答としては、以下のものがある。

- ・ 「他機関の係わりがないとホームが飽和してしまう。相談できると参考になる」

前述したが経済面や人材面に不安定さが垣間見られる自立援助ホームにとって物心両面でのサポートは焦眉の急であることが伺える。

#### (5) 社会福祉士に対する期待

自立援助ホームからの社会福祉士への期待については、以下の回答があった。

- ・ 「困難な事例についてのスーパーバイズ」
- ・ 「ホームに来る子どもの状態を詳しく教えてくれる機関があまりないので、子どもの資料が欲しい。子どものアセスメントをする役割をしてほしい」

調査対象である女子児童専用の自立援助ホームでは女子児童特有の支援の困難さに直面している事が伺える。児童の資料に関してはプライバシーの問題など制度的検討も必要となるが、例えばソーシャルワークの知見に基づいた知見、例えば「アセスメント」する役割を果たす事は可能かも知れない。

### 3 自立援助ホーム調査から見えてくるもの

少年作業部会が調査を特化した「女子児童」の支援について、今調査では「知的発達障害を抱えた児童」「性虐待を受けた児童」という大きな課題が見えた。本来ならばより早期に、より適切にそれらの課題に対して対応されるべきものであるはずだが、自立援助ホームに入所に至ってようやく、援助側の「課題」として直面していることが分かる。

本来自立援助ホームは児童養護施設等を退所した児童の「自立」に向けて生活援助を基本とした施設として出発している。その基本的な役割は今でも変化はないが、かつてと比較してより専門性を有した支援が必要とされている。就労等の「自立」に向けて入所児童に求める役割が主たるものであるが、本来擁護されるべき入所児童の「権利」—ここでいう権利とは心身の健やかな発達の保証を享受する権利—の回復にその役割の比重が大きくなってきている事が明らかになった。

それらが困難性を伴うために、現場の「しんどさ」「負担感」へのサポートを求める声、例えば専門性の高いスーパービジョンやアセスメントが社会福祉士に期待されることになっている。

加えて、インタビュー調査で明らかになったように「女子」の入所児童が抱える「性」に関わる課題の困難性についての対応であるが、これらについては心理学的知見や性科学的知見に基づいた援助活動が必要とされる。自立援助ホームの実践現場では物理的要因から研修を受ける機会や時間も乏しい。「性」の問題については他の入所型児童福祉施設も同様に抱える問題でもあるので、地方の社会福祉士会等が、上記した知見等に基づいた継続的な研修プログラムを作成する事も求められよう。

## 第5節 地域での受け入れ支援システム

### 1 家庭復帰と地域での支援

子どもの施設にあっては、施設内処遇後に地域に帰る際、少年院であれ児童自立支援施設であれ、基本的な復帰形態は家庭復帰を基本にしていると考えられる。しかし、非行の原因に家庭機能の不全があるとされる場合が少なくなく、そのため、家庭への復帰が困難な事例が、もっとも施設退所時の処遇困難事例とされており、施設側のニーズの高いケースと考えられる。

その一方で、家庭に代わる子どもたちの受け入れ先は減少の一途であり、特に最近の不景気がそれに拍車をかけているため、子どもたちを地域に帰すことが一層困難になっている。そのため、今回の施設調査でも、家庭機能が不十分であること、つまりは再非行のリスクを残したままで、背に腹を帰られずに家庭に帰さざるを得ないという事例があることが明らかにされた。

そこで求められるのは、家庭に帰すにしても、その家庭には相応の指導力が期待できない場合には、その不足した機能を補うだけの何らかの支援システムである。この点では、従来から児童自立支援施設などの児童福祉施設の場合には、児童相談所の支援が予定されており、少年院の場合には、保護司を中心とした更生保護体系が用意されている。

しかし、これらの機関は、今回の施設調査でも明らかにされたように、被虐待児童や発達障害などの、相当に丁寧な生活指導や専門的心理支援などを提供できる、一定の回数と継続期間を有するシステムとして期待するには、あまりにマンパワーが不足しており、子どもたちの居場所としての空間やプログラムも十分とは言えない。

それを補うことができるシステムの嚆矢として、滋賀県大津市の「あすくる大津」の訪問調査を行った。

### 2 非行立ち直り支援事業「あすくる」

#### (1) 「あすくる」の概要

滋賀県では非行などの問題を抱え、居場所もない少年たちが、自分自身を見つめ直し、健やかな成長をしていくための「立ち直り支援事業」を行っている。この「非行立ち直り支援事業」の通称名が「あすくる」であり、滋賀県子ども青少年局が所管し、各自治体に補助している事業である。

「あすくる大津」をはじめ滋賀県下で9つの「あすくる」があり、少年センターに付置される形で、運営されている。対象少年は、中学生から青少年を予定しているが、この意味は、中学に関しては卒業後の進路として、無職や不安定就労、高校中退などの可能性がある場合に、先に相談してもらうことによって深い絆を結ぶことを予定していることにある。高年齢でも、非行・犯罪の危険性が低くなるように、継続的に専門的支援ができるよう、成人だからといって支援を切ることがないように定めている。

滋賀県下には、少年の補導活動を行う17カ所の少年センターがあるが、すべてのセンターに「あすくる」があるのではなく、大津市には大津と堅田という二つの少年セン

ターがあるが、そのうち大津少年センターに付置されている。

職員は、支援コーディネーターという調整担当者、現役の教師で生徒指導に経験のあるもの、無職少年対策指導員、それに非常勤の臨床心理士がおり、他にサポーターと呼ぶ学生などさまざまなボランティアと、就労などで支援いただく協力企業も募っている。とりわけ、大津の場合には、教師が管理職として少年センターに最初から配置されていたので、その方が兼務しており、「あすくる」の事業としては教員の専任配置はしていない。サポーターは、滋賀大学や立命館大学などの近くの大学生が参加してくれるようになって助かっている。

## (2) 事業目的

事業の目的としては、既存の非行指導体系を尊重しつつ、その連携の隙間にあったり、既存の非行指導体系と協働したりすることを希望する少年や保護者の相談にのる。その上で、適切なプログラムを提供することで具体的な支援を行う。

これは、少年や保護者の希望によって開始するもので、学校や警察、児童相談所、家庭裁判所、保護観察所などからの紹介はあっても、直接通告や送致を受ける事業ではない。

## (3) 支援プログラム

「あすくる」の支援プログラムの内容は「生活改善プログラム」、「自分探しプログラム」、「就労支援プログラム」、「就学支援プログラム」、「家庭支援プログラム」の5つで構成されており、個別にプログラムとの適合を考えて選択し指導している。

実情に関して、配布資料によると、11/20現在「生活改善プログラム」を36名が利用しているのを筆頭に、以下「自分探し」、「就学支援」、「家庭支援」、「就労支援」の順で利用されている。また関係機関との連携では学校が圧倒的に多い。これらは「あすくる」が教育委員会との連携が強く教員関係者が多いことに起因していると考えられ、調査時も学校との連携は十分に出来ているとのことであった。

事例を通じた業務説明や統計資料をみると、利用する児童たちに共通するのは自分の「居場所」がない、他者等の「繋がり」がない、自分では「どうしてよいか分からない」といった現状である。

一般には、これらの問題が指摘されて久しいが、「ではどう対処していくのか」、「どう解決を目指すのか」といった行動段階になると途端に停滞する。その要因は多々あるが、「社会問題」、「地域問題」として認識されにくいのであろう。あるいは「消極的社会的排除」と称してもよいかも知れない。「あすくる」はその様な「認識不足」や「排除」あるいは制度的な限界（すき間）に対応しようとするものである。

## 3 地域での受け入れ支援システム構築への課題

「あすくる」は継続的な専門的指導体制を予定しているものであり、想定される支援対象少年は、再非行の危険性があり、居場所や就労先が見つからなかったり、生活や取り組み姿勢に課題があるなどの、なんらかの支援が必要な少年であり、本人や保護者が援助を

希望する者である。

例示するなら

- (1) 警察で補導されたもの。署限りのもののほかに、関係機関の指導待ちのものを含む。
- (2) 児童相談所で指導中あるいは、その前後のもの。
- (3) 児童自立支援施設などの福祉施設から退所したもの。
- (4) 家裁での呼び出し待ち、あるいは審判不開始・不処分となるかなったもの。
- (5) 家裁の試験観察中のもの。
- (6) 少年院の仮退院中のもの。
- (7) 一般保護観察中のもの。
- (8) 少年刑務所を出所したもの。

など、既存のシステムと重ねて、あるいは前後して、地域における場所と人と知識や機会の提供が可能となるシステムである。

本調査の目的である、少年院など非行関連施設からの退所を念頭におくなら、その際に活用可能な多様な条件を有しており、特に少年院仮退院者などの積極的な利用や、退院準備期における紹介と連携のモデルが描けるとの印象であった。この点では、機関間の情報の連携が課題となるが、利用する本人や家族の同意を前提としているため、関係機関が「あすくる」を紹介する形で活動が始まる。そのため、関係機関における「あすくる」への十分な理解が求められる。

そのため「あすくる」としての課題のひとつは、他機関との連携である。特に連携が期待される機関としては保護観察所や児童相談所などが挙げられる。

また財政事情が厳しい昨今、政策としての重要性やそれを示す効果の測定などが必要とされるであろう。

以上が、滋賀県の非行立ち直り支援事業を調査しての結果である。

現在、地域での支援を考えたときに、制度的には若者の就労支援や、引きこもり対策、健全育成施策などに、その機能を有効に活用できる可能性を見いだせる取組がある。しかし、この「あすくる」の立ち上げにあたっては、国や地方の縦割りに陥りがちな行政の壁を取り払うための、各セクションの理解と、ねらいが明白であり、このような営みが、広く知られることが、非行施設からの家庭復帰というスムーズな移行にも大きな役割が果たせると感じられ、全国的な動きへと発展することが望まれると感じられた。

他に、関係施設の調査をめぐっては、社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部の話が良く聞かれた。非常に頼りになる機関との印象であり、独自のプログラムを開発し、ノウハウを蓄積しつつあるという。

また、児童福祉法第 25 条の 2 に規定される、要保護児童対策地域協議会なども、地域の支援システムとして今後充実されることが期待される。

## 第6節 総括

本節では、少年院、児童自立支援施設及び自立援助ホームならびに地域での支援システムの各実態調査を踏まえた上で、本研究の主題である施設に入所している子どもの社会復帰をより円滑にするための非行臨床に関わる社会福祉士の活動可能性について、子どもと施設が抱えている問題を描き出しながら考察し、「福祉」が内在させている今日的課題を論じる。

### 1 困難な問題を抱える子どもたち

各施設の実態調査から共通して浮かび上がったのは、施設職員の認識として、発達上の問題や知的障害をもっているケースへの対応について苦慮している事例が多くなっているということ、また、保護者等からの虐待を受けており、安定的な養育環境を持たないケースも少なくないということである。これらの内的及び外的要因は、子どもにとって非行へのリスクを高める要因といえる。

発達障害や知的障害は周知のごとく、その障害自体が非行と親和性をもっているわけではなく、その障害から派生する社会性の乏しさ、執着的な常同行動等の独特の対人コミュニケーションの課題等により、周囲を戸惑わせ、とりわけ保護者からの拒否的養育態度を引き出し、結果として子どもの非行化を促すこととなる。育てにくさは、時に保護者からの虐待へとつながりうるもので、結果として幼少期に育まれるべき他者への基本的信頼や愛着は形成されず、そのような子どもは生育上の大きな課題を抱えて生きることとなる。また、本調査結果からは、女子を主な調査対象としたこともあり、虐待については身体的虐待やネグレクトの問題にとどまらず、とりわけ性虐待の問題がクローズアップされることとなった。

このような子どもの処遇の難しさは発達上の問題と虐待的な養育環境の累積がもたらす帰結として表れていると思われる。被虐待経験が成育歴上早期に始まり、長期にわたるものであれば、子どもの人格形成に与える影響が深刻であることはいうまでもない。このような子どもの処遇の難しさは、各施設のインタビュー調査において、情緒不安定で衝動統制が困難な子ども、施設職員の関心を独占しようとし欲求がかなわないと途端に職員に否定的な態度をとる子ども、満たされていないという茫漠とした不全感や強い不遇感を抱えた子ども、自己中心的で幼児的な万能感のある子ども、自己イメージが低く、自らを汚く価値がないと捉えている子ども等、様々に形容されている。上述のような施設職員の実感、長らく施設に勤務された現場の経験に裏付けられたものであることを考慮すると一定のリアリティがある。

施設に入所している子どもが皆、発達障害や被虐待経験を有するわけではない。少年院に収容されている子どものほとんどが発達障害の確定診断のないものたちである。だが、本調査においては、施設の中に一定数いると思われる発達上の問題や被虐待経験をもつ子どもをどう見立てて処遇していくかについて、施設職員が大変苦悩していることが浮き彫りになった。少年院、児童自立支援施設及び自立援助ホームでは、設立主体や設置目的に

違いがあるため、子どものアセスメントに関する情報の得られやすさには大きな差異がある。少年院に収容されている子どもたちは、少年鑑別所での資質鑑別と家庭裁判所調査官の社会調査を経ており、鑑別結果通知書等の綿密なアセスメント資料を入手することができる。児童自立支援施設は児童相談所から措置されてくるケースがほとんどであるため、子どものアセスメント資料は比較的得やすいが、自立援助ホームでは、子どもの入所以前に児童相談所が関わっていない場合にアセスメントの情報を収集することは難しい。しかし、本調査では、施設職員がアセスメントの情報量に関わらず、各施設とも子どもの処遇に難しさを感じていることが示された。これは、アセスメント結果を処遇の場に活かすことの難しさと言いかえられよう。精神医学や臨床心理学の知見を用いて、例えば、社会性が乏しく他者との距離感がつかめず対人スキルの未熟な子ども、知的に遅れのある子ども、虐待的な養育環境の累積の帰結と思われる情動統制困難で強い被害感を抱える子ども、自己を肯定できない子どもといったようにカテゴライズして、概念的に理解できたとしても、どう処遇していくのかは、つまるところ各施設の経験的な自助努力に大きく依拠していると思われる。アセスメントで得られた知見をいかに教育に応用していくかは、各施設の重要な課題といえよう。

## 2 帰住先調整の問題

本調査では、各施設とも子どもの帰住先の問題に直面していることが明らかとなった。帰住先の問題の背景には、保護者の問題がある。虐待、引き取り拒否、保護者固有の問題(精神疾患、発達障害等)等が挙げられるが、これらの問題を抱えている保護者のもとに子どもを帰住させることは必ずしも適当ではない。とりわけ、保護者による性虐待の場合は、子どもに与える負の心的影響については言うまでもなく、その発覚を契機に家庭が崩壊する要因ともなりうるもので、帰住先調整においても困難を極める深刻な問題となる。また、保護者自身が、子どもの発達障害や知的障害に対して、子育てのスキルや支援もなく、無力感を募らせており、引き取りに対し躊躇しがちであろうことが推察される。さらに、施設の子どもの保護者の状況が離婚や病気、失踪、経済的困窮等により流動的であることも、環境調整を困難にする大きな問題として把握することができる。各施設とも、子どもが施設に入る段階から施設後の社会復帰を視野に入れて、環境調整を試みるが、大変に苦慮している状況である。

少年院では、保護観察所との接続は制度的に担保されているとはいえ、実態調査からは必ずしも十分に適切な連携が取れているとはいえない面も浮かび上がった。保護観察所との連携が円滑でない場合は、少年院教官が自ら子どもの帰住先を見出している。その場合は、家庭裁判所調査官や保護司、更生保護施設、篤志面接委員、社会福祉法人等、頼れると思われる社会資源を総動員して、取り組んでいる。少年院は、処遇を担当する「教育部門」の中に入院及び出院の調整を担当する「分類保護」の部署を有しているとはいえ、決して職員数に余裕があるわけではないことを考慮すれば、少年院の教育活動に支障を及ぼすことは察して余りある。帰住先が確保できないために収容継続となれば、子どもの社会復帰は不必要に遅れることとなり、子どもへの不利益は小さいものではない。少年院の運営が、あらためて出院後の環境調整の面で課題を抱えていることが垣間見える結果となっ

た。本調査からは、少年院と保護観察所との連携の在り方に関する根源的な課題についてまでは特定できないが、その背景には、更生保護の中心的役割を担う保護観察官の不足や、更生保護施設のような帰住先調整困難なものを引き受ける施設の不足等の課題があると思われる。

児童自立支援施設では、本調査対象先が小舎夫婦制を採用しており、長らく施設に職員が定住し地域との関係を維持発展させている。児童自立支援施設も少年院同様に、虐待のある保護者へ帰住させることが難しい場合は、知りうる限りの人脈を用いて地域の社会資源の発掘に努めている姿が浮かび上がった。児童相談所と連携しつつも、施設職員が自ら地域の社会資源を開拓し、保護者のもとに帰住させることが困難な子どもの受け入れ先を探すことに奔走している。

自立援助ホームでは、少年院や児童自立支援施設よりも他機関との連携に関しては施設の自助努力に依拠している。自立援助ホームは、入所する子どもが必ずしも児童相談所等の公的機関を経由してくるわけではないため、ホーム独自で子どもや保護者との良好な関係を構築し、情報を集めていく必要がある。また、少年院のような強制力がないゆえに、子どもがホームを自ら出て行ったり、出た後にまた戻ってきたりと、処遇が安定的に継続しづらい問題を抱えている。人的・物的資源においても不安材料を抱えているホームもあり、子どもの処遇だけでなく、地域の理解とサポートが得られなければ施設の運営自体が危ぶまれる。

本調査対象の施設は、ほとんどが広域にわたり子どもの収容を引き受けている。だが、施設から遠方になるほど、すなわち職員の個人的な人脈が薄くなるほどに、帰住先の調整は難航する。これは、各施設の職員が社会資源を見出すためのマニュアルもなく、自らの熱意とポリシーで資源を探索していることの限界と捉えられよう。

### 3 非行臨床に関わる社会福祉士の活動可能性

本研究の実態調査から明らかになった社会福祉士の活動可能性へのニーズについては、大きく3つに分類できる。第一に、施設を出た後にそれぞれの子どものニーズに合った適切な社会資源を見出しつなげること、すなわち、組織あるいは制度の間の連絡調整としての活動である。第二に、子どもへの福祉制度に関する講義や施設を出るにあたっての相談援助、SSTを通してのコミュニケーション能力の改善指導といった教育的な相談援助活動である。第三に、子どものアセスメント活動である。

第一の施設後の帰住先調整を主眼にした連絡調整活動は、本来、社会福祉士が培ってきた専門性を最も反映させることができる活動領域である。実態調査により各施設に共通していたことは、保護者のもとに子どもを返すことが適切でない場合に、施設と社会資源をつなげるキーパーソンは不在になりがちで、施設職員の努力に大きく依拠していたことであった。各施設が経験的に培ってきた人脈や社会資源の見出し方には、当然ながら限界もあり、そこに連絡調整業務を専門とする社会福祉士が参与することは、施設の教育体制をより盤石なものにすると思われる。非行臨床に関わる社会福祉士は、発達上の障害だけでなく、養育環境の問題と子ども自らが犯してしまった加害といった社会復帰を困難にさせる要因を多分に抱えた子どもを支援することになるため、その連絡調整活動は、生活保護

の申請や療育手帳の取得といった既存の福祉制度を利用する上での準備支援と同時に、帰住先となる社会資源を新たに発掘していく姿勢が常に求められる。また、子どもの更生と社会復帰を支援する上で、就労先を確保し定着させることは最優先課題の一つであるが、昨今の経済不況により就職先を確保することは困難な状況にある。場合によっては、今後、各施設同士で社会資源としての就労先を取り合う事態も想定されよう。就労支援において、社会福祉士はハローワークといった専門機関や協力雇用主との連絡調整だけではなく、各施設同士、例えば、少年院と児童自立支援施設の相互理解と連携を促進するための活動も可能性として挙げられよう。

第二の相談援助活動については、子どもだけにとどまらず施設職員への支援も含まれる。とりわけ少年院調査からは福祉制度に関する情報のニーズが存在した。また、児童自立支援施設からはSSTといった認知行動的な教育技法へのニーズがあったが、現在SSTは、様々な領域で、臨床心理士のみならず学校の教師も実践しており、必ずしも社会福祉士による専門的支援技法ではない。だが、刑事施設調査作業部会の調査では、刑務所に配置されている社会福祉士の活動は決して一定ではないものの、中には面接やグループワークといった実践活動があり、社会福祉士の教育的支援に対する刑務所側からのニーズがうかがえる。社会福祉士の専門性を生かした教育的支援は、施設内における参与可能性を示すものといえる。さらに、施設内処遇と社会内処遇の横断的かつ継続的支援者としての社会福祉士の活動可能性は検討してしかるべきであろう。施設の中では、職員が常に子どもを気にかけて、慈愛のある応答的なコミュニケーションを子どもに送ることができるが、施設を出た後に帰住先調整困難な子どもの抱える孤独は想像を超えるものがある。いかに、施設内で子どもが健やかに生育したとしても、社会内で絶えず孤独にさらされれば、子どもの健全な社会復帰は良好なものにはならないであろう。非行臨床に関わる社会福祉士の相談援助活動は、横断的かつ継続的であることが望ましい。その他に、保護者への相談援助活動も検討されてしかるべきであろう。保護者の状況の流動性については前述したが、保護者は離婚や病気、経済的困窮等の問題を抱えている場合が多く、福祉的ニーズの対象者としての側面を多分に有しているといえる。施設に拘束されずに保護者への柔軟な相談援助活動ができる担い手としても、社会福祉士の活動の可能性を見出すことができよう。

第三のアセスメント活動については、社会福祉士の専門性を生かしたマクロな生態学的視座に基づくものを意味する。すなわち、対象となる子どものかかえる課題を明らかにし、その支援に資する社会資源をシステムティックに調査・分析することで、処遇上の有益な情報を入手できる。施設職員は施設という場に拘束されがちであるが、より柔軟に活動できる社会福祉士は、子どもの固有の社会資源を明らかにし、施設職員にその情報をフィードバックし処遇に役立てることが期待できよう。もっともこのアセスメントは、各施設職員が従来から努力してきた分野でもあり、施設職員では不十分な高度な支援を想定していることは言うまでもない。

さて、上記の3つが、本調査から明らかになった現場のニーズと社会福祉士が従来培ってきた専門性とのすり合わせを通して検討した、非行臨床に関わる社会福祉士の活動可能性である。だが、注意が必要であるのは、社会福祉士という専門職に対する社会的認知の問題である。少年院調査や児童自立支援施設では、社会福祉士という職種の名称や専門性

の内実について知らないという回答が散見された。各施設の社会福祉士に対するニーズにおいても、その専門性の誤解があると思われる点がいくつかある。例えば、アセスメントについてであるが、子どものパーソナリティ傾向や知的能力を心理検査や面接を通して明らかにすることは、一般的には臨床心理士の専門的業務であり社会福祉士のものではない。また、心理療法的アプローチの実践においても SST のようなパッケージ化された比較的实践が容易なものを除けば、社会福祉士の専門性とするには留保が必要であろう。社会福祉士が少年院や児童自立支援施設等と協同することは、子どもの更生支援に大きな意義を有すると思われるが、まずは各施設職員が社会福祉士の専門性を正確に認識し理解する必要があるといえる。

#### 4 非行予防における今日的課題－司法と福祉の連携に焦点を当てて－

最後に本調査結果からみられた非行予防に関する今日的課題について述べる。本調査では、上述のように施設職員は子どもの発達上の問題や知的障害、あるいは、虐待的な養育環境に処遇上の困難を強く感じている。現在の非行予防施策における悩ましい課題は、福祉的なニーズのある子どもを早期に発見し適切に介入するシステムティックな制度が十全とはいえず、場合によっては少年院という保護処分の中でも最も制約的な措置の場で初めて手厚い支援と教育が与えられる現実があることであろう。施設に入ることその子どものニーズが明らかになるのではあまりに遅すぎる。発達障害の早期発見や十分な支援、児童虐待が非行に発展するという知見からの児童福祉領域での先手を打った支援の充実が必要である。その支援が功を奏さず、結果として非行関連の施設に入所することになった子どもたちを十全に支援し、成人して刑務所に入所する事例を出さないという、留岡幸助に代表される福祉の理念と実践がためされている領域でもある。福祉的ニーズが大きく、制度の網の目に落ち込んでしまっている子どもたちに対し、いかにその個別的なニーズに応える制度を用意していくかが重要な課題である。疫学的な非行予防モデルの知見を援用すれば、今後、一次予防及び二次予防の施策拡充が急務といえる。

また、本調査では司法と福祉の間の制度的連携に関する問題性が浮き彫りになった。組織間あるいは制度間の連携の難しさは、我が国の縦割り行政的構造の問題のみに帰属するべきではなく、とりわけ本研究対象である司法と福祉の両分野について述べれば、少なからず「福祉」の領域が、非行・犯罪のあるものを自らの支援対象者から除外してきた歴史的経緯があるからではないかと思われる。社会福祉士のみならず「福祉」の分野で活躍する人たちには、非行・犯罪という現象の背景にある問題を福祉的課題として認識し対応することが非常に重要である。本調査においても市町村の窓口で「非行少年」というだけで、支援を躊躇されるという施設職員の声があった。また、いったん非行関係の施設に入所した子どもの、児童養護施設や障害関係の施設への入所も困難であるという声もあった。これは、本調査による偶然的な事例とは決していえまい。平成 19 年に社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律により、社会福祉士の養成課程が刷新され、履修科目に「更生保護制度」が新設されたことを踏まえれば、社会福祉士は今後、非行・犯罪のあるものの更生支援の一翼を担うことが期待されている。現在の非行からの更生に関わる施設は、福祉的ニーズを多分に抱えた子どもへの対応で苦慮している。非行・犯罪のあるもの

への支援としての福祉制度を確立する上では、福祉に携わるものの非行・犯罪へのまなごしの社会的転回は必要なことであり、さらには社会福祉士という専門職自体の専門性の底上げが重要である。少年院、児童自立支援施設及び自立援助ホームでは、子どもの帰住先調整において施設職員の熱意の上に積み重ねられた貴重な経験則を蓄積している。今後、それらの施設に社会福祉士が参与するのであれば、各施設の積み上げてきた経験則を踏まえた上で、それをさらに改善・向上させうる専門的力量が求められる。社会福祉士がその役割を果たせるよう、この分野での専門性の向上を図る必要がある。

# 卷末資料

# 別紙1

## 社会福祉士等の配置刑務所

| 矯 正 施 設 名       | 配 置 年 度  |          |
|-----------------|----------|----------|
|                 | 社会福祉士    | 精神保健福祉士  |
| 札幌刑務所           | 平成19年度   | 平成19年度   |
| 宮城刑務所           | 平成19年度   | 平成19年度   |
| 喜連川社会復帰促進センター   | 平成19年10月 | 平成19年10月 |
| 府中刑務所           | 平成19年度   | 平成19年度   |
| 八王子医療刑務所        | 平成19年度   | 平成17年度   |
| 名古屋刑務所          | 平成19年度   | 平成19年度   |
| 岡崎医療刑務所         |          | 平成16年度   |
| 大阪医療刑務所         | 平成19年度   | 平成17年度   |
| 播磨社会復帰促進センター    | 平成19年10月 | 平成19年10月 |
| 広島刑務所           | 平成19年度   |          |
| 島根あさひ社会復帰促進センター | 平成20年10月 | 平成20年10月 |
| 福岡刑務所           | 平成19年度   |          |
| 北九州医療刑務所        |          | 平成16年度   |

## 別紙2

### ヒヤリング調査実施刑務所及び意見交換会出席刑務所一覧

| 矯正施設名         | ヒヤリング実施施設 | 意見交換会出席施設 |
|---------------|-----------|-----------|
| 札幌刑務所         |           | ○         |
| 黒羽刑務所         | ○         |           |
| 栃木刑務所         | ○         |           |
| 喜連川社会復帰促進センター | ○         | ○         |
| 府中刑務所         | ○         |           |
| 八王子医療刑務所      |           | ○         |
| 名古屋刑務所        |           | ○         |
| 岡崎医療刑務所       | ○         |           |
| 大阪医療刑務所       | ○         |           |
| 播磨社会復帰促進センター  |           | ○         |
| 広島刑務所         | ○         | ○         |
| 福岡刑務所         |           | ○         |

## 社会福祉士等に対する聴取事項

### ●採用に至るまで

|   |  |
|---|--|
| 1 | 採用時、刑事施設についてどの程度の知識を持っていたか。              |
| 2 | どのような端緒から現在の施設に就労するに至ったのか。また、配属されたのはいつか。 |

### ●現在の執務態勢について

|   |                                |
|---|--------------------------------|
| 1 | 雇用形態及び待遇はどのようになっているか。          |
| ① | 常勤・非常勤の区別                      |
| ② | 非常勤の場合、勤務日数・勤務時間・残業の有無はどうか     |
| ③ | 勤務を要しない時に他所で就労することは可能か。        |
| ④ | 可能な場合、具体的にどのようなところで就労しているか。    |
| 2 | 待遇等について具体的要望があるか。あるとすれば何か。     |
| 3 | 現在の勤務環境や人間関係について改善すべき点や要望があるか。 |

### ●職務内容及び執務状況について

|    |  |
|----|--|
| 1  | 具体的にどのような部署に配置されているのか。また、勤務する場所は戒護区域内か。  |
| 2  | 日常の執務の内容について知りたい。(1日の具体的な執務の内容を具体的に知りたい)。  |
| 3  | 現状では社会福祉士・精神保健福祉士は関与していないが、社会福祉士・精神保健福祉士が行うのが相当であると考えられる職務内容はあるか。逆に社会福祉士・精神保健福祉士として相当でない職務に従事していることはないか。 |
| 4  | 社会福祉士・精神保健福祉士の業務に対する評価、指導監督は、どの部署のどのような職種の者が行っているのか。   |
| 5  | 刑事施設に対する受け止め方に変化はあったか。   |
| 6  | 施設は、福祉的援助が必要な受刑者の把握をどのように行っているか。   |
| 7  | 現在の職務内容についてどう感じているか。職務内容の改善や施設への要望・提言はあるか。   |
| 8  | 職務としてこれまで関与した被収容者数(事務手続き・面接等)は概ねどれほどか。それは全収容者の何割程度になるか。  |
| 9  | (福祉士が複数採用されている場合)各々の仕事の内容はどのように分担されているか。   |
| 10 | (福祉士が複数採用されている場合)資格(社会福祉士・精神保健福祉士)により、どのように仕事分担をしているか。   |

### ●社会福祉士・精神保健福祉士の施設間の連携について

|   |   |
|---|---|
| 1 | 他の施設(刑務所・PFI刑務所)で就労する社会福祉士・精神保健福祉士との連携や職務のありかたについて情報を共有しているか。 |
| 2 | 支援に行き詰まった時など、他の刑務所に配置されている社会福祉士・精神保健福祉士と連絡を取り合ったり相談することが可能か。  |

刑事施設調査作業部会：社会福祉士等に対する聴取事項

●会議・研修・カンファレンス等への参加

|   |   |
|---|---|
| 1 | 社会福祉士・精神保健福祉士は、一般の矯正職員の会議・研修に参加しているか。                                   |
| 2 | 分類保護組織内で、受刑者への対応をめぐるケースカンファレンスが行われているか。実施されている場合、社会福祉士・精神保健福祉士は参加しているか。 |
| 3 | 刑務所内では、ケースカンファレンスはどの程度の頻度(週・月単位)で実施されているか。                              |
| 4 | 所内において、他部署とはどのように連携しているか。そこでもケースカンファレンスが行われているか                         |

●研修等について

|   |  |
|---|--|
| 1 | 社会福祉士・精神保健福祉士の質を高めるための研修制度が確立されているか？       |
| 2 | 採用後、どのような研修をどの程度受けたか(採用時の導入研修を除く)。         |
| 3 | 社会福祉士・精神保健福祉士を支える体制が所内にできているか(分類審査室内でもよいが) |
| 4 | 円滑な業務の遂行のためにどのような研修を受けたいか。                 |

●その他

|    |   |
|----|---|
| 1  | 受刑者に対する社会福祉士活用の周知およびPRは十分になされていると思うか。                                 |
| 2  | 社会福祉士・精神保健福祉士が受刑者と面談する場合には、刑務官等が立会するの<br>か。                           |
| 3  | 受刑者の出所後の支援を行っているか。行っていないければ、今後行う予定があるか(出所後も関わった方がよいと思われる多問題困難ケースに関して) |
| 4  | 刑務所職員が希望する場合、職員に対して支援を行うことがあるか？実施した実績がない場合、今後についてはどのように考えているか？        |
| 5  | 社会福祉士・精神保健福祉士の仕事・役割について、矯正職員からどのようなところが一番期待されていると思うか。                 |
| 6  | 社会福祉士・精神保健福祉士の仕事・役割について、受刑者からどのようなところが一番期待されていると思うか。                  |
| 7  | 受刑者の社会復帰上のニーズ、受刑者が社会復帰に関して抱いている一番の問題は何か。                              |
| 8  | 社会福祉士・精神保健福祉士の配置前・配置後では、施設における業務処理に変化があったと思うか。                        |
| 9  | 刑務所には社会福祉士・精神保健福祉士は必要であると思うか。   |
| 10 | 社会福祉士・精神保健福祉士が関わった受刑者は、その支援に対してどう思っている<br>と考えるか。                      |

## 分類職員に対する聴取事項(社会福祉士 配置庁)

### ●採用に至るまで

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| 1 | どのような経路(募集方法)によって社会福祉士の人材を確保したか。 |
|---|----------------------------------|

### ●勤務形態及び待遇・条件

|   |   |
|---|---|
| 1 | 刑務所では、社会福祉士はどのような辞令(職種)をもらっているのか。俸給の種類と格付けはどうなっているのか。                       |
| 2 | 社会福祉士は、刑務所内のどの部署に配属されているか。どのような職種の者が上司となっているのか。また勤務時間などの執務体制は他の職種と違いはあるのか。  |
| 3 | 社会福祉士の勤務日数・勤務時間・残業の有無はどうか。  |
| 4 | 社会福祉士の主たる勤務場所はどこか。戒護区域内かどうか。  |
| 5 | 分類保護組織内で、受刑者への対応をめぐるケースカンファレンスが行われているか。実施されている場合、社会福祉士は参加しているか。             |
| 6 | 所内、他部署との連携はあるか。そこでもケースカンファレンスが行われているかまた、ケースカンファレンスはどの程度の頻度(週・月単位)で実施されているか。 |
| 7 | 刑務所内には社会福祉士を支えるためにどのような執務態勢ができていますか。  |
| 8 | 社会福祉士の日常の執務の内容について知りたい。(1日の具体的な執務の内容を知りたい。)                                 |

### ●配属後の評価

|   |  |
|---|--|
| 1 | 社会福祉士が配置されて一番大きく変わった点は何か。特に、施設における業務処理にどのような変化があったか。     |
| 2 | 社会福祉士による調整が、再犯防止にどのように寄与していると思うか。                        |
| 3 | 社会福祉士の業務に対してどのような評価をしているか。刑務所には社会福祉士・精神保健福祉士は必要であると考えるか。 |
| 4 | 刑務所の職員は、社会福祉士が現在行っている職務の具体的内容について十分理解しているか。              |
| 5 | 社会福祉士に対して職務の改善についての提言はあるか。                               |

### ●研修

|   |   |
|---|---|
| 1 | 社会福祉士の質を高めるための研修制度が準備・確立されているか？   |
| 2 | 従前から刑務所において実施されている会議・研修・カンファレンス等に社会福祉士を参加させているかどうか。参加させているとすれば、どのような会議・研修か。 |
| 3 | 配属されている社会福祉士 同士の刑事施設間における連携の実情はどうか。他の刑事施設の情報共有しているか。                        |
| 4 | 配属されている福祉士同士の研修は予定されているか。(福祉士が複数名配置されている場合)                                 |

●社会福祉士への期待

|   |                                      |
|---|--------------------------------------|
| 1 | 社会福祉士の仕事、担う役割について具体的にどのような要望、期待があるか。 |
|---|--------------------------------------|

●受刑者と社会福祉士との関係

|   |  |
|---|--|
| 1 | 受刑者に対して社会福祉士の存在の周知およびPRががなされているか。                          |
| 2 | 福祉的援助の必要な受刑者の把握を、どのような形で行っているのか。また、実施にあたって社会福祉士を交えて行っているか。 |

●受刑者の反応

|   |   |
|---|---|
| 1 | 社会福祉士の面接を受けて、受刑者にどのような変化が認められるか。                        |
| 2 | 社会福祉士が関わった受刑者は、その支援に対してどう感じているか。                        |
| 3 | 社会復帰に関して、受刑者が抱えている不安、課題として何が考えられるか。また、受刑者の社会復帰上のニーズは何か。 |

●他の刑務所との関係

|   |   |
|---|---|
| 1 | 他の刑務所(PFI社会福祉士を含む)に配置されている社会福祉士の職務の実情について承知しているか。また、情報を共有しているか。 |
|---|---|

## 分類職員に対する聴取事項（社会福祉士 未配置庁）

### 1 受刑者の状況

|   |   |
|---|---|
| 1 | 在所中の受刑者のうち、p指標・m指標等の者は、それぞれ何名程度いるか。         |
| 2 | p指標・m指標等の受刑者のうち、福祉へ繋げることが適切と思われる者は、何名程度いるか。 |

### 2 受刑者処遇の現状

|   |  |
|---|--|
| 1 | 社会福祉士・精神保健福祉士というものを知っているか。                                   |
| 2 | 社会福祉士の関与（ケア）が相当と考えられる受刑者に対して、現在、どの部署のどの職員が担当しているか。           |
| 3 | 精神保健福祉士の関与（ケア）が相当と考えられる受刑者に対して、現在、どの部署のどの職員が担当しているか。         |
| 4 | このような受刑者に対する福祉的な関与（ケア）に当たっては、どのような点に留意しているか。                 |
| 5 | 現在の勤務体制において、このような受刑者に対する福祉的な関与（ケア）の限界と課題は何か。                 |
| 6 | 刑務所職員による福祉的な関与（ケア）が行われていることについて、受刑者は知っているのか。また、周知するようにしているか。 |
| 7 | 福祉的な関与（ケア）が必要と思われる受刑者の選定はどのようにして行っているのか。                     |

### 3 受刑者の反応

|   |  |
|---|--|
| 1 | 社会復帰に関して、受刑者が抱えている不安、問題としてどのようなことが考えられるか。また、受刑者が社会復帰する上でのニーズは何か。 |
| 2 | 福祉的な関与（ケア）を行った受刑者の満足度はどのくらいか。また、それをどのようにして把握しているか。               |

### 4 他の刑務所との関係

|   |   |
|---|---|
| 1 | 現在、他の刑務所に配置されている社会福祉士や精神保健福祉士の勤務実態について知っているか。 |
| 2 | PFI刑務所に勤務する社会福祉士・精神保健福祉士の勤務実態について知っているか。      |

### 5 社会福祉士への期待

|   |  |
|---|--|
| 1 | もし社会福祉士が配置されとした場合、その仕事や役割にどのようなことを期待するか。 |
| 2 | 社会福祉士や精神保健福祉士の配置を希望するか。                  |

更生保護調査作業部会：更生保護施設インタビューシート

日本社会福祉士会リーガルソーシャルワーク研究委員会更生保護調査作業部会  
更生保護施設インタビューシート

更生保護施設名：

インタビューを受けてくださった方の職名とお名前

インタビュー日時：平成20年 月 日（ ）： ～：

インタビュアー：

1 更生保護施設の処遇において、難しいと感じられることは何ですか（複数回答可）

- 疾病  障害  高齢  少年・若年
- 貧困  家族関係の破綻  職員との人間関係
- 寮生同士の間人間関係  就職困難  自立困難
- 保証人の問題  無保険・無年金  貧困
- 金銭管理  生活設計  異性関係
- 交友関係  不良集団  住まいの確保
- 依存症  借金  暴力団・暴走族との関係
- その他（具体的に ）

\* 困難事例を具体的にあげてください。

2 更生保護施設の処遇を支えてくれる地域の人的資源について教えてください。（複数回答可）

- 保護司  更生保護女性会  BBS
- 協力雇用主  職安
- 社会福祉協議会  民生・児童委員
- 福祉委員  自治会  市区町村の役所
- 保健所  かかりつけ医  専門医
- ダルクやNA, 断酒会  ボランティアスタッフ
- その他（具体的に ）

\* こうした人的資源とはどのようにつながったのでしょうか？

\* 人的資源とのネットワークのメンテナンスは？

\* 地域社会で施設を運営するにあたって気をつけていることは？

3 更生保護施設の処遇において、福祉との連携について難しいと感じられることはおありですか？

- 難しいと感じられることがある  
⇒具体的にどのようなことでしょうか。(複数回答可)
- 疾病や障害、高齢といったハンディへの対応
  - 収入が得られない者への経済的な手当て
  - 緊急時の医療
  - 依存症への対応
  - 本人の動機付けが乏しい(病気であることを認めないなど)
  - 施設内での処遇が困難で、かつ自立も難しいケースへの対応
  - 福祉的措置を受けていないケースからの不満
  - その他(具体的に )

⇒その原因は何でしょうか。

- 福祉の窓口にもどのようにして繋いだらよいかわからない。
- 福祉の窓口に行ったがうまく対応してもらえなかった。
- 福祉制度についてよくわからない。
- 被保護者が福祉の活用に消極的だった。
- 活用可能な社会資源が身近にない。
- 活用可能な社会資源に関する情報がない。
- その他(具体的に )

\* 福祉との連携で困った事例を具体的にあげてください

難しいと感じられることはない。

⇒うまくいく工夫をどうか教えてください。

\* 連携がうまくいった事例をあげてください。

4 今後、更生保護施設の処遇に、社会福祉の専門職である社会福祉士が関わっていくとすれば、どのようなことをしてほしいですか。(複数回答可)

- 困ったケースが出た時に色々と相談したい
- 被保護者のための社会福祉に関する専門の相談コーナーの設置
- 自立が難しいケースへの援助
- 障害や疾病などのハンディがあるケースに対応する専門施設の運営
- 社会資源マップづくりや社会資源に関する情報提供
- 福祉の窓口や社会資源との円滑な橋渡しやネットワークの整備
- 職員に対して、福祉制度のことを教えてほしい
- 処遇施設としての様々なプログラムの充実に貢献してほしい
- 地域社会において施設がよりよい形で受け入れられるための援助
- 社会福祉士養成のための実習を受け入れる際の後方支援
- その他(具体的に )

- 5 高齢者や障害者の受入れについて、どのようにお考えですか。
- ( ) ニーズは確かにあり、前向きに検討したい。  
⇒そのためには次のような条件整備が必要（複数回答可）
- ( ) 手厚い施設職員配置
  - ( ) 委託費の増額
  - ( ) 保護観察所の直接的関与
  - ( ) 福祉や医療との確実な連携
  - ( ) 医師や看護師の配置
  - ( ) 施設のバリアフリー化
  - ( ) 専門的な処遇プログラムの導入
  - ( ) 施設入所中の生活保護受給
  - ( ) 法定期間内に確実に次の福祉・医療施設につなぐ
  - ( ) その他（具体的に )
- ( ) ニーズは理解できるが、実際の受入れは困難  
⇒理由としては次のようなことがあげられる（複数回答可）
- ( ) 人的な処遇態勢が整わない
  - ( ) 福祉や医療との連携に不安
  - ( ) 高齢者や障害者の処遇そのものが不安
  - ( ) 自立できず保護期間が長引く恐れがある
  - ( ) 近隣とのトラブルが懸念される
  - ( ) 福祉的措置を受けていない他の被保護者からの不満
  - ( ) その他（具体的に )
- ( ) 更生保護施設ではなく、別の施設での受入れを検討すべきである  
⇒具体的な対策としては次のようなものがあげられる（複数回答可）
- ( ) 社会福祉士法人が運営する施設で一定の受入れ枠をつくる
  - ( ) 社会福祉士法人が、高齢者・障害者に特化した更生保護事業を運営する
  - ( ) 高齢者・障害者に特化した更生保護法人を新たに設立する
  - ( ) 高齢者・障害者に特化した国立の更生保護施設を設立する
  - ( ) 大規模施設ではなく少人数のグループホームの導入を検討する
  - ( ) その他（具体的に )

御協力ありがとうございました。

更生保護調査作業部会：保護観察官アンケートシート

日本社会福祉士会リーガルソーシャルワーク研究委員会更生保護調査作業部会  
保護観察官アンケートシート

更生保護官署名：

アンケートを受けてくださった方の職名とお名前

(保護観察官歴 年)

アンケート日時：平成20年 月 日 ( ) : ~ :

1 保護観察処遇において、難しいと感じられること（対象者の特性や処遇上の問題点など）は何ですか（複数回答可）

- 疾病       障害       高齢       少年・若年
- 貧困       家族関係の破綻
- 保護観察官と対象者との関係（反発したり依存的になるなど）
- 保護司と対象者との関係（反発したり依存的になるなど）
- 就職困難
- 更生保護施設等からの自立困難
- 住まいを確保したり就職をする時の保証人の問題
- 無保険・無年金
- 金銭管理       生活設計       住居の確保
- 依存症       暴力団・暴走族との関係       借金
- 交友関係       不良集団       異性関係
- その他（具体的に \_\_\_\_\_）

\* 困難事例のうち、特に困った事例を、具体的に教えてください。代表的なもの数事例で結構です。

例) 体を壊して働けず、家賃を滞納し、家主から退去を迫られた。

2 保護観察処遇を支えてくれる地域の社会資源として活用しているものを教えてください。

(複数回答可)

- 更生保護女性会員       BBS会員
- 協力雇用主       公共職業安定所
- 社会福祉協議会       民生・児童委員
- 福祉委員       自治会       市区町村の役所
- 保健所       かかりつけ医       専門医
- ダルク, マック (MAC)       NA, 断酒会などの自助グループ
- その他のボランティア
- その他 (具体的に \_\_\_\_\_ )

\* こうした人的資源とはどのようにつながることができたのでしょうか? 「地区保護司会に民生委員をしている人がおり, その人に紹介してもらった」など, 参考になるものを数事例お教えてください。

\* 社会資源との連携のメンテナンスにおいて心掛けておられることがあればお教えてください。

例) 定期駐在の際などに協議を行い, 顔の見える関係を保持する。

\* これら社会資源と連携して社会内処遇を展開する際, 留意されていることをお教えてください。

3 保護観察処遇において、福祉との連携について難しいと感じられることはおありですか？（ここで言う福祉とは、福祉事務所などの機関もしくはそこで働く人など、広い意味で考えてください）

難しいと感じられることがある

⇒それはどのようなことでしょうか。（複数回答可）

- 福祉の窓口でどのようにして繋いだらよいかわからない。
- 福祉の窓口でうまく対応してもらえなかった。
- 福祉制度についてよくわからない。
- 保護観察対象者が福祉の活用に消極的だった。
- 活用可能な社会資源が身近にない。
- 活用可能な社会資源に関する情報がない。
- その他（具体的に \_\_\_\_\_）

⇒具体的にはどのようなニーズがあったのでしょうか。（複数回答可）

- 疾病や障害、高齢といったハンディへの対応
- 収入が得られない者への経済的な手当て
- 緊急時の医療
- 依存症への対応
- 本人の動機付けが乏しい（病気であることを認めないなど）
- 更生保護施設内での処遇が困難で、かつ自立も難しいケースへの対応
- その他（具体的に \_\_\_\_\_）

\* 福祉との連携で困った事例を具体的にあげてください。

例）更生保護施設に入所中なので医療扶助は受けられないと言われた。

- ( ) 難しいと感じられることはない。  
⇒成功事例から学ばれたこと，他の保護観察官に伝えたいことをお教えください。

4 収容中の者に対する生活環境の調整（旧環境調整）において，福祉との連携について難しいと感じられることはおありですか？（ここで言う福祉とは，福祉事務所などの機関もしくはそこで働く人など，広い意味で考えてください）

- ( ) 難しいと感じられることがある  
⇒それはどのようなことでしょうか。（複数回答可）
- ( ) 福祉の窓口にどのようにして繋いだらよいかわからない。
  - ( ) 福祉の窓口でうまく対応してもらえなかった。
  - ( ) 福祉制度についてよくわからない。
  - ( ) 保護観察対象者が福祉の活用に消極的だった。
  - ( ) 活用可能な社会資源が身近にない。
  - ( ) 活用可能な社会資源に関する情報がない。
  - ( ) その他（具体的に \_\_\_\_\_）

- ⇒具体的にどのようなニーズがあったのでしょうか。（複数回答可）
- ( ) 疾病や障害，高齢といったハンディへの対応
  - ( ) 収入が得られない者への経済的な手当て
  - ( ) 緊急時の医療
  - ( ) 依存症への対応
  - ( ) 本人の動機付けが乏しい（病気であることを認めないなど）
  - ( ) 更生保護施設内での処遇が困難で，かつ自立も難しいケースへの対応
  - ( ) その他（具体的に \_\_\_\_\_）

\* 福祉との連携で困った事例を具体的にあげてください

例) 刑務所に入所中なので出所後に向けた生活保護の手続きは出来ないと言われた。

( ) 難しいと感じられることはない。

⇒成功事例から学ばれたこと，他の保護観察官に伝えたいことをお教えください。

5 現在，少数ではありますが，社会福祉の専門職である社会福祉士の資格を有する職員が更生保護官署で働いています。

①その存在を知っていますか。(複数回答可)

( ) 社会福祉士の職員から，処遇上の助言や情報の提供を受けたことがある。

( ) 社会福祉士の職員の存在は知っているが，具体的な支援を受けたことはない。

( ) 知らない。

②社会福祉士の資格を持つ職員に望むことは何ですか。

( ) 社会福祉に関する情報について収集及び職員への提供を行い，職場で共有化するための中心的な役割を担ってほしい

( ) 処遇に困った時の相談支援をしてほしい

( ) 地域の社会資源とのパイプ役を務めてほしい

( ) 福祉の分野で働く他の専門職に，更生保護のことを伝えてほしい

( ) 福祉と更生保護のかかわりについて研究し，成果を職場に還元してほしい

- 6 今般、社会福祉の専門職である社会福祉士の養成課程において「更生保護」が必修科目となりました。福祉を学ぶ人々にどんなことを学んでほしいですか。
- ( ) 更生保護の理念
  - ( ) 更生保護の制度全般のこと
  - ( ) 更生保護と福祉との円滑な連携の方法
  - ( ) その他 ( )
- 7 今後、更生保護の仕事に、社会福祉の専門職である社会福祉士が関わっていくとすれば、どのようなことをしてほしいですか。(複数回答可)
- ( ) 困ったケースが出た時に色々と相談役になってほしい
  - ( ) 対象者のための社会福祉に関する専門の相談コーナーの設置
  - ( ) 障害などのハンディのため少年院からの仮退院が難しいケースへの専門的支援
  - ( ) ハンディを抱える対象者のための居場所作り
  - ( ) 社会資源マップづくりや社会資源に関する情報提供
  - ( ) 福祉の窓口や社会資源との円滑な橋渡しやネットワークの整備（個別のケースに関わるものや、いわゆる社会資源ファイルなど観察所で共有できるもの）
  - ( ) 職員に対して、福祉制度のことを教えてほしい
  - ( ) 様々な処遇プログラムの充実に貢献してほしい
  - ( ) 保護観察対象者や家族が地域社会において施設がよりよい形で受け入れられるための援助
  - ( ) 更生保護施設が社会福祉士養成のための実習を受け入れる際の支援
  - ( ) その他（具体的に )

御協力ありがとうございました。

- 今般、社会福祉の専門職である社会福祉士の養成課程において「更生保護」が必須科目となり、「犯罪をした人たち」の支援に社会福祉関係者が積極的に関わっていくことが求められることが予想されます。そこで、すでに更生保護関係者と連携をとりながら「犯罪をした人たち」の支援に関わっている方から、その連携を通して感じられたことなどをお伺いし、今後の当会の活動の参考にさせていただきたいと存じます。

（日本社会福祉士会リーガルソーシャルワーク研究会 更生保護調査作業部会）

- 1 どのような役割（職種）で「犯罪をした人」に関わっていますか？

（例）精神科病院の p s w として関わっている。

- 2 「犯罪をした人」の支援に関わって難しいと感じたことはありますか？

（ ） 難しいと感じられることがある。

⇒具体的にはどのようなことでしょうか。

（例）刑務所を出所した人と関わったが、刑事政策の流れがわからないため、本人の主訴がよくわからないことがあった。

（ ） 難しいと感じられることはない。

⇒うまくいく秘訣をどうか教えてください。

- 3 更生保護関係者（保護観察官や保護司）との連携で難しいと感じられたことはありますか？

（ ） 難しいと感じたことがある

⇒具体的にどのようなことでしょうか。

（例）保護観察官や保護司が精神障害者福祉の制度を理解していないため、制度説明に時間を要すること。

（ ） 難しいと感じられたことはない。

⇒うまくいく秘訣をどうか教えてください。

- 4 今後、更生保護と社会福祉をつなぐ活動に、社会福祉の専門職である社会福祉士（または社会福祉関係者）が関わっていく場合、どのような役割や知識が求められると思いますか。

（例）福祉の窓口や社会資源との円滑な橋渡しやネットワークの整備や刑事政策の基本的な知識

ご協力ありがとうございました。

日本社会福祉士会リーガル・ソーシャルワーク研究委員会少年作業部会  
法務教官半構造化インタビューシート

|                          |        |        |    |   |   |   |   |
|--------------------------|--------|--------|----|---|---|---|---|
| 少年院名：（                   | ）      |        |    |   |   |   |   |
| インタビューを受けてくださった方の職名とお名前： |        |        |    |   |   |   |   |
| 職名（                      | ） お名前（ | ）      |    |   |   |   |   |
|                          |        | （法務教官歴 | 年） |   |   |   |   |
| インタビュー日時：平成              | 年      | 月      | 日（ | ） | ： | ～ | ： |

1. 少年院の子どもたちについて、難しいと感じられることは何ですか。
2. 難しかった事例のうち、特に困った事例を具体的に教えてください。代表的なもの数事例で結構です。  
例) 帰住先が見つからず、結局、出院が大きく延びた。
3. 少年院の処遇を支えてくれている地域の社会資源を教えてください。
4. そうした資源とはどのようにつながることができたのでしょうか。  
「職員の知り合いに経営者がいて、講話に来てもらうようになった」など、参考になるもの数事例を教えてください。
5. 少年院の処遇を支えてくれる地域の社会資源を開拓、維持するために、心がけておられることがあれば教えてください。  
例) 自治会など地域の集まりに積極的に出席する。
6. 少年の帰住調整を行う上で、頼りにしておられる社会資源を教えてください。
7. 少年の帰住調整を行う上で、頼りになる社会資源とはどのようにつながることができたのでしょうか。  
「他の少年院の分類保護担当から教えてもらった」など、参考になるもの数事例を教えてください。
8. 少年の帰住調整を行う上で、頼りになる社会資源を開拓、維持するために心がけておられることがあれば教えてください。  
例) ダルクなどの集まりにできるだけ顔を出すようにしている。
9. 出院後、福祉等による支援が必要な少年はどの程度いるのでしょうか。

- 1 0. 少年院における業務において、福祉との連携について難しいと感じられることはありますか。
- 1 1. 福祉との連携で困った事例を具体的にあげてください。  
例) 障がいがあるので社会福祉施設に帰住させようとしたが、受け入れてくれるところがなかった。
- 1 2. 福祉との連携で上手くいった事例を具体的にあげてください。  
また、成功事例から学ばれたこと、他の法務教官に伝えたいことを教えてください。  
例) 在院中に療育手帳を取得させ、ハローワーク（公共職業安定所）を通じて、障害者雇用枠で仕事に就けた。
- 1 3. 現在、刑事施設においては、社会福祉の専門職である社会福祉士が働いています。今後、少年矯正の仕事に社会福祉の専門職である社会福祉士が関わっていくとすれば、どのようなことをしてほしいですか。

ご協力ありがとうございました。

日本社会福祉士会リーガル・ソーシャルワーク研究委員会少年作業部会  
法務教官アンケートシート

|                         |
|-------------------------|
| 少年院名：( )                |
| アンケートにお答えくださった方の職名とお名前： |
| 職名 ( ) お名前 ( )          |
| (法務教官歴 年)               |
| アンケート実施日：平成 年 月 日 ( )   |

1. 少年院の子どもたちについて、難しいと感じられること（対象者の特性や処遇上の問題点など）は何ですか。（該当するものに○、必要事項にお答えください。）複数回答可

**本人の資質等**

- ( ) 非行をやめようという意思が固まっていない
- ( ) 感情統制が悪い
- ( ) 根気がない
- ( ) 大人が信用できない
- ( ) メンタルな不調・病気がある
- ( ) 身体の不調・病気がある
- ( ) 学力が低い
- ( ) 知的能力（IQ）が低い
- ( ) 薬物濫用を断ち切るのが困難

**家庭環境**

- ( ) 経済的困難
- ( ) 家族に虐待されていた
- ( ) アルコール中毒、薬物中毒
- ( ) 犯罪歴
- ( ) 親同士が不仲
- ( ) 本人と親が不仲

**交友関係**

- ( ) 不良グループに入っている
- ( ) 暴力団・暴走族と関係がある
- ( ) 不良な異性と付き合っていた

**社会復帰後に不安がある**

- ( ) 生活設計が立たない／立てられない
- ( ) 帰住先を探すのが困難
- ( ) 職に就くことが困難
- ( ) 仕事を継続することが困難
- ( ) 金銭管理をするのが困難
- ( ) 円滑な人間関係を築くのが困難

**その他**（具体的に： \_\_\_\_\_ )

\* 困難事例のうち、特に困った事例を具体的に教えてください。代表的なもの数事例で結構です。

例) 帰住先が見つからず、結局、出院が大きく延びた。

少年調査作業部会：少年院アンケートシート

2. 少年院の処遇を支えてくれる地域の社会資源について、頼りにする頻度を教えてください。(該当するものに○、必要事項にお答えください。)

|           | 頼りにする頻度 |      |       |     |
|-----------|---------|------|-------|-----|
|           | 多い      | やや多い | やや少ない | 少ない |
| 篤志面接委員    |         |      |       |     |
| 後援会       |         |      |       |     |
| 職業補導委託先   |         |      |       |     |
| 経営者団体など   |         |      |       |     |
| 社会教育施設    |         |      |       |     |
| 公共職業安定所   |         |      |       |     |
| 市区町村の役所   |         |      |       |     |
| 社会福祉協議会   |         |      |       |     |
| 社会福祉施設    |         |      |       |     |
| 民生委員・児童委員 |         |      |       |     |
| 保健所       |         |      |       |     |
| 病院        |         |      |       |     |
| 開業医       |         |      |       |     |
| 警察        |         |      |       |     |
| ダルクなど     |         |      |       |     |
| 大学・研究者    |         |      |       |     |
| 高校・中学など   |         |      |       |     |
| 更生保護女性会   |         |      |       |     |
| BBS       |         |      |       |     |
| 自治会       |         |      |       |     |

\* 上記以外に少年院の処遇を支えてくれる地域の社会資源があれば教えてください。  
 (具体的に: \_\_\_\_\_ )

\* こうした資源とはどのようにつながることができたのでしょうか。  
「職員の知り合いに経営者がいて、講話に来てもらうようになった」など、  
参考になるもの数事例を教えてください。

\* 少年院の処遇を支えてくれる地域の社会資源を開拓、維持するために、心がけておられることがあれば教えてください。  
例) 自治会など地域の集まりに積極的に出席する。

3. 少年の帰宅調整を支えてくれる社会資源について、頼りにする頻度を教えてください。(該当するものに○、必要事項にお答えください。)

|               | 頼りにする頻度 |      |       |     |
|---------------|---------|------|-------|-----|
|               | 多い      | やや多い | やや少ない | 少ない |
| 保護観察所         |         |      |       |     |
| 地方更生保護委員会     |         |      |       |     |
| 保護司           |         |      |       |     |
| 更生保護施設        |         |      |       |     |
| 市区町村の役所       |         |      |       |     |
| 社会福祉協議会       |         |      |       |     |
| 社会福祉施設        |         |      |       |     |
| 民生委員・児童委員     |         |      |       |     |
| 児童相談所         |         |      |       |     |
| 自立援助ホーム       |         |      |       |     |
| ダルク、マック (MAC) |         |      |       |     |
| 保健所           |         |      |       |     |
| 病院            |         |      |       |     |
| 公共職業安定所       |         |      |       |     |
| 雇い主・企業        |         |      |       |     |

\* 上記以外に少年の帰宅調整を支えてくれる社会資源があれば教えてください。  
(具体的に： )

\*少年の帰住調整を行う上で、頼りになる社会資源とはどのようにつながることができたのでしょうか。

「他の少年院の分類保護担当から、教えてもらった」など、参考になるもの数事例を教えてください。

\*少年の帰住調整を行う上で、頼りになる社会資源を開拓、維持するために、心がけておられることがあれば教えてください。

例) ダルクなどの集まりに、できるだけ顔を出すようにしている。

4. 少年院における業務において、福祉との連携について難しいと感じられることはありますか。（ここでいう福祉とは、福祉事務所などの機関、もしくはそこで働く人など、広い意味で考えてください。）

**難しいと感じられることがある。**

（該当するものに○、必要事項にお答えください。） 複数回答可

- 福祉の仕組みがよくわからない
- 福祉の窓口にどのようにつないだらよいか分からない
- 福祉の窓口でうまく対応してもらえない
- 家族や本人が福祉の活用に消極的だった
- 活用可能な社会資源が身近にない
- 活用可能な社会資源に関する情報がない
- その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

\* 出院後、福祉等による支援が必要な少年はどの程度いるでしょうか。

| 必要な支援の種類        | 何割くらいいるか |
|-----------------|----------|
| 自立のための支援        |          |
| 住居支援            |          |
| 就労支援            |          |
| 障害者に対する支援       |          |
| 金銭的支援           |          |
| 医療的支援           |          |
| 薬物依存からの離脱支援     |          |
| その他（具体的に _____） |          |

\* 福祉との連携で困った事例を具体的にあげてください。

例) 障がいがあるので社会福祉施設に帰住させようとしたが、受け入れてくれるところがなかった。

\*福祉との連携で上手くいった事例を具体的にあげてください。  
また、成功事例から学ばれたこと、他の法務教官に伝えたいことをお教えください。

例) 在院中に療育手帳を取得させ、ハローワーク（公共職業安定所）を通じて、障害者雇用枠で仕事に就けた。

5. 現在、刑事施設においては、社会福祉の専門職である社会福祉士が働いています。（該当するものに○、必要事項にお答えください。）

1) 社会福祉士について聞いたことがありますか

- ① 聞いたことはない
- ② 聞いたことはあるが、何ができる専門職かは知らない
- ③ 何ができる専門職かを知っている

2) 何かあったときに頼ることができる社会福祉士を誰か知っていますか。

- ① 知らない
- ② 知っている（具体的に：（勤務先など））

3) これまでに社会福祉士から、具体的な支援を受けたことがありますか。

- ① ない
- ② ある（具体的に：）

4) 社会福祉士の資格を持つ法務教官を知っていますか

- ① 知らない
- ② 知っている

6. 今後、少年矯正の仕事に社会福祉の専門職である社会福祉士が関わっていくとすれば、どのようなことをしてほしいですか。(該当するものに○、必要事項にお答えください。) 複数回答可

- ( ) 社会福祉に関する情報の収集及び職員への提供を行ってほしい
- ( ) 福祉の窓口や社会資源との円滑な橋渡しやネットワークの整備
- ( ) 障がいなどのハンディのため仮退院が難しいケースの帰住先の確保
- ( ) 職員に対する個別の相談役になってほしい
- ( ) 職員に対して、福祉制度のことを教えてほしい
- ( ) 少年に対する個別の相談役になってほしい
- ( ) 少年に対して、福祉制度のことを教えてほしい
- ( ) 施設内における福祉的ケアやプログラムの充実
- ( ) 出院後、自立が難しいケースへの援助
- ( ) 少年院出院者や家族が地域社会において受け入れられるための社会づくり
- ( ) その他(具体的に： )

ご協力ありがとうございました。

少年調査作業部会：児童自立支援施設インタビューシート

日本社会福祉士会リーガル・ソーシャルワーク研究委員会少年作業部会  
児童自立支援専門員半構造化インタビューシート

|                            |
|----------------------------|
| 施設名：( )                    |
| インタビューを受けてくださった方の職名とお名前：   |
| 職名( ) お名前( )               |
| (専門員歴 年)                   |
| インタビュー日時：平成 年 月 日( ) : ~ : |
| インタビュアー：( )                |

1. 児童自立支援施設の入所児童について、処遇上難しいと感じられることは何ですか。
2. そういう困難ケースの場合、退所先の確保等も難しいと予想されますが、特に困った事例を教えてください。また、どのように対応したかも併せてお願いします。
3. 貴施設の児童処遇を支えてくれる地域の社会資源があれば教えてください。
4. そうした地域の社会資源とはどのように繋がることができたのでしょうか。そのきっかけや繋がりの歴史等があれば教えてください。
5. また、そうした地域の社会資源を開拓、維持するための活動があれば教えてください。  
**例) 地域活動(祭りや町内清掃等)への参加**
6. 児童の退所に関する環境調整を実施する上で、重要な役割を担う地域の社会資源があれば教えてください。  
**例) 状況を良く理解している雇用主**
7. そうした地域の社会資源とはどのように関係を繋げて行くことができたのでしょうか。
8. また、そうした地域の社会資源開拓、維持するために心がけておられることがあれば教えてください。
9. 退所後、児童相談所をはじめとした関係機関(民間を含む)による支援が必要な児童はどの程度いるのでしょうか。

少年調査作業部会：児童自立支援施設インタビューシート

10. その関係機関との連携において、難しいと感じられることは何ですか。
11. 困った事例があれば教えてください。
12. 関係機関との連携で上手くいった具体的な事例を教えてください。
13. 今後、児童自立支援事業において社会福祉士が関わっていくとすれば、どのようなことができるでしょうか。

ご協力ありがとうございました。

日本社会福祉士会リーガル・ソーシャルワーク研究委員会少年作業部会  
児童自立支援施設アンケートシート

児童自立支援施設名：( )  
アンケートにお答えくださった方の職名とお名前：  
職名 ( ) お名前 ( )  
アンケート実施日：平成 年 月 日 ( )

1. 児童自立支援施設の入所児童について、処遇上難しいと感じられることは何ですか。(該当するものに○、必要事項にお答えください。) **複数回答可**

**児童**

- ( ) 施設での生活に意義を見いだせていない
- ( ) 発達障害・知的障害がある
- ( ) 職員や学習指導担当職員(教員)との人間関係
- ( ) 寮生同士の間人間関係
- ( ) 精神面での好不調が激しい
- ( ) 無断外出
- ( ) 責任を他者のせいにする
- ( ) 反抗的・暴力的
- ( ) 性非行や薬物に対する意識
- ( ) 集団で行動することが難しく、個別処遇が必要である
- ( ) 集団をかきまわす
- ( ) 依存的
- ( ) 情緒的につながるものが困難
- ( ) 何を考えているかわからない
- ( ) うそをつく
- ( ) その他(具体的に )

**家族**

- ( ) 手紙や面会等、交流がない
- ( ) 家族から虐待を受けていた
- ( ) 経済的困難
- ( ) 親がアルコール中毒・薬物中毒・精神疾患

- ( ) 犯罪歴あり（現在、入所中）
- ( ) 親との関係が劣悪
- ( ) 音信不通
- ( ) 親が子どもに全く感心を持たない
- ( ) 親と子どもが依存的
- ( ) その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

### 退院後

- ( ) 親の引き取り拒否
- ( ) 地域からの拒否
- ( ) 関係者からの理解と協力が得られない
- ( ) 交友関係に問題がある
- ( ) 家族関係や生活環境に問題がある
- ( ) 就労が困難（本人の能力の問題・受け入れ先の有無）
- ( ) 復学が困難（本人の意思・学校、被害者側の拒否）
- ( ) 進学が困難（本人の能力の問題・受け入れ先の有無）
- ( ) その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

\* 困難ケースのうち、特に困ったケースを具体的に教えてください。代表的なもの数事例で結構です。

例) 帰住先が見つからず、結局、退院が延びた。

少年調査作業部会：児童自立支援施設アンケートシート

2. 児童自立支援施設の処遇を支えてくれる地域の社会資源を教えてください。  
 (該当するものに○、必要事項にお答えください。) **複数回答可**

|               | 頼りにする頻度 |      |       |     | 頼りになる程度 |             |               |             |    |             |  |
|---------------|---------|------|-------|-----|---------|-------------|---------------|-------------|----|-------------|--|
|               | 多い      | やや多い | やや少ない | 少ない | になる     | とても頼り<br>なる | まあ頼りに<br>ならない | あまり頼り<br>ない | ない | 頼りになら<br>ない |  |
| 学校            |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| 児童相談所         |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| 家族            |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| 民生委員・児童委員     |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| 後援会           |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| 職業実習受入企業      |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| 経営者団体など       |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| 社会教育施設        |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| 公共職業安定所       |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| 市区町村の役所       |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| 社会福祉協議会       |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| 社会福祉施設        |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| 保健所           |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| 病院            |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| 開業医           |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| 警察            |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| ダルク、マック (MAC) |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| 大学・研究者        |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| 更生保護女性会       |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| BBS           |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |
| 自治会           |         |      |       |     |         |             |               |             |    |             |  |

その他 (具体的に： \_\_\_\_\_ )

少年調査作業部会：児童自立支援施設アンケートシート

- \* こうした資源とはどのようにつながることができたのでしょうか。  
「職員の知り合いに経営者がいて、講話に来てもらうようになった」など、参考になるもの数事例を教えてください。

- \* 児童自立支援施設の処遇を支えてくれる地域の社会資源を開拓、維持するために、心がけておられることがあれば教えてください。  
**例) 自治会など地域の集まりに、積極的に出席する。**

3. 児童の退所に関する環境調整を行う上で、頼りになる社会資源を教えてください。(該当するものに○、必要事項にお答えください。) **複数回答可**

|               | 頼りにする頻度 |      |       |     | 頼りになる程度 |             |               |             |             |  |  |
|---------------|---------|------|-------|-----|---------|-------------|---------------|-------------|-------------|--|--|
|               | 多い      | やや多い | やや少ない | 少ない | になる     | とても頼り<br>なる | まあ頼りに<br>ならない | あまり頼り<br>ない | 頼りになら<br>ない |  |  |
| 学校            |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 家族            |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 民生委員・児童委員     |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 役所役場の民生課      |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 社会福祉協議会       |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 児童養護施設        |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 児童相談所         |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 自立援助ホーム       |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| ダルク、マック (MAC) |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 保健所           |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 病院            |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 公共職業安定所       |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 雇い主・企業        |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |

その他 (具体的に： \_\_\_\_\_ )

\*児童の退所に関する環境調整を行う上で、頼りになる社会資源とはどのようなつながることができたのでしょうか。

「先人から引き継いだもの、新規開拓」など、参考になるもの数事例を教えてください。

\*児童の退所に関する環境調整を行う上で頼りになる社会資源を開拓、維持するために、実施されていることや心がけておられることがあれば教えてください。

例) 地域の運動会等の活動や集まりにできるだけ顔を出すようにしている。

4. 退所に向けた支援業務において、関係機関との連携について難しいと感じられることはありますか。（ここでいう関係機関とは、児童相談所をはじめとした機関等、広い意味でお考えください。）

例) 出身学校が復学に難色を示す、児童相談所が動かない等。

5. 関係機関との連携で成功した事例を教えてください。

少年調査作業部会：児童自立支援施設アンケートシート

\*退所後、関係機関等による支援が必要な児童は、年間の退所児童のうちどの程度いるでしょうか（複数の支援が必要な場合はそれぞれに含めてください）。

| 必要な支援の種類      | 何割くらい<br>いるか |
|---------------|--------------|
| 相談援助等の支援      |              |
| 住居支援          |              |
| 就労支援          |              |
| 障害者に対する支援     |              |
| 金銭的支援         |              |
| 医療的支援         |              |
| 薬物依存からの離脱支援   |              |
| その他（具体的に<br>） |              |

6. 今後、施設を退所した児童への支援に社会福祉士が関わっていくとすれば、どのようなことが可能でしょうか。（該当するものに○、必要事項にお答えください。） **複数回答可**

- 社会福祉に関する情報の収集及び職員への提供
- 福祉の窓口や社会資源との円滑な橋渡しやネットワークの整備
- 障害などのハンディのため退所が難しいケースの帰住先の確保
- 職員の個別の相談役
- 児童の個別の相談役
- 職員に対する福祉制度の説明・研修の実施
- 児童に対する福祉制度の説明
- 退所後、自立が難しいケースへの援助
- 退所児童が家族や学校等の地域社会において受け入れられるための社会づくり
- その他（具体的に：  
）

ご協力ありがとうございました。

日本社会福祉士会リーガル・ソーシャルワーク研究委員会少年作業部会  
自立援助ホーム職員 半構造化インタビューシート

|                             |
|-----------------------------|
| 施設名：( )                     |
| インタビューを受けてくださった方の職名とお名前：    |
| 職名 ( ) お名前 ( )              |
| (専門員歴 年)                    |
| インタビュー日時：平成 年 月 日 ( ) : ~ : |
| インタビュアー：( )                 |

1. 自立援助ホームの入所児童について、処遇上難しいと感じられることは何ですか。
2. そういう困難ケースの場合、退所先の確保等も難しいと予想されますが、特に困った事例を教えてください。また、どのように対応したかも併せてお願いします。
3. 貴施設の児童処遇を支えてくれる地域の社会資源があれば教えてください。
4. そうした地域の社会資源とはどのように繋がることができたのでしょうか。そのきっかけや繋がりの歴史等があれば教えてください。
5. また、そうした地域の社会資源を開拓、維持するための活動があれば教えてください。  
**例) 地域活動（祭りや町内清掃等）への参加**
6. 児童の退所に関する環境調整を実施する上で、重要な役割を担う地域の社会資源があれば教えてください。  
**例) 状況を良く理解している雇用主**
7. そうした地域の社会資源とはどのように関係を繋げて行くことができたのでしょうか。
8. また、そうした地域の社会資源開拓、維持するために心がけておられることがあれば教えてください。
9. 退所後、児童相談所をはじめとした関係機関（民間を含む）による支援が必要な児童はどの程度いるのでしょうか。

少年調査作業部会：自立援助ホームインタビューシート

10. その関係機関との連携において、難しいと感じられることは何ですか。
11. 困った事例があれば教えてください。
12. 関係機関との連携で上手くいった具体的な事例を教えてください。
13. 今後、児童自立支援事業において社会福祉士が関わっていくとすれば、どのようなことができるでしょうか。

ご協力ありがとうございました。

日本社会福祉士会リーガル・ソーシャルワーク研究委員会少年作業部会  
自立援助ホーム アンケートシート

自立援助ホーム名：( )  
アンケートにお答えくださった方の職名とお名前：  
職名 ( ) お名前 ( )  
アンケート実施日：平成 年 月 日 ( )

1. 自立援助ホームの入所児童について、処遇上難しいと感じられることは何ですか。(該当するものに○、必要事項にお答えください。) **複数回答可**

**児童**

- ( ) 施設での生活に意義を見いだせていない  
( ) 発達障害・知的障害がある  
( ) 職員や学習指導担当職員(教員)との人間関係  
( ) 寮生同士の間関係  
( ) 精神面での好不調が激しい  
( ) 無断外出  
( ) 責任を他者のせいにする  
( ) 反抗的・暴力的  
( ) 性非行や薬物に対する意識  
( ) 集団で行動することが難しく、個別処遇が必要である  
( ) 集団をかきまわす  
( ) 依存的  
( ) 情緒的につながるものが困難  
( ) 何を考えているかわからない  
( ) うそをつく  
( ) その他(具体的に )

**家族**

- ( ) 手紙や面会等、交流がない  
( ) 家族から虐待を受けていた  
( ) 経済的困難  
( ) 親がアルコール中毒・薬物中毒・精神疾患

- ( ) 犯罪歴あり（現在、入所中）
- ( ) 親との関係が劣悪
- ( ) 音信不通
- ( ) 親が子どもに全く感心を持たない
- ( ) 親と子どもが依存的
- ( ) その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

### 退院後

- ( ) 親の引き取り拒否
- ( ) 地域からの拒否
- ( ) 関係者からの理解と協力が得られない
- ( ) 交友関係に問題がある
- ( ) 家族関係や生活環境に問題がある
- ( ) 就労が困難（本人の能力の問題・受け入れ先の有無）
- ( ) 復学が困難（本人の意思・学校、被害者側の拒否）
- ( ) 進学が困難（本人の能力の問題・受け入れ先の有無）
- ( ) その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

\* 困難ケースのうち、特に困ったケースを具体的に教えてください。代表的なもの数事例で結構です。

例) 帰住先が見つからず、結局、退院が延びた。

2. 自立援助ホームの処遇を支えてくれる地域の社会資源を教えてください。

(該当するものに○、必要事項にお答えください。) **複数回答可**

|               | 頼りにする頻度 |      |       |     | 頼りになる程度 |       |    |       |       |       |    |       |
|---------------|---------|------|-------|-----|---------|-------|----|-------|-------|-------|----|-------|
|               | 多い      | やや多い | やや少ない | 少ない | になる     | とても頼り | なる | まあ頼りに | にならない | あまり頼り | ない | 頼りになら |
| 学校            |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| 児童相談所         |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| 家族            |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| 民生委員・児童委員     |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| 後援会           |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| 職業実習受入企業      |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| 経営者団体など       |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| 社会教育施設        |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| 公共職業安定所       |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| 市区町村の役所       |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| 社会福祉協議会       |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| 社会福祉施設        |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| 保健所           |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| 病院            |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| 開業医           |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| 警察            |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| ダルク、マック (MAC) |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| 大学・研究者        |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| 更生保護女性会       |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| BBS           |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |
| 自治会           |         |      |       |     |         |       |    |       |       |       |    |       |

その他 (具体的に： \_\_\_\_\_ )

少年調査作業部会：自立援助ホームアンケートシート

- \* こうした資源とはどのようにつながることができたのでしょうか。  
「職員の知り合いに経営者がいて、講話に来てもらうようになった」など、参考になるもの数事例を教えてください。

- \* 自立援助ホームの処遇を支えてくれる地域の社会資源を開拓、維持するために、心がけておられることがあれば教えてください。  
**例) 自治会など地域の集まりに、積極的に出席する。**

3. 児童の退所に関する環境調整を行う上で、頼りになる社会資源を教えてください。(該当するものに○、必要事項にお答えください。) **複数回答可**

|               | 頼りにする頻度 |      |       |     | 頼りになる程度 |             |               |             |             |  |  |
|---------------|---------|------|-------|-----|---------|-------------|---------------|-------------|-------------|--|--|
|               | 多い      | やや多い | やや少ない | 少ない | になる     | とても頼り<br>なる | まあ頼りに<br>ならない | あまり頼り<br>ない | 頼りになら<br>ない |  |  |
| 学校            |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 家族            |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 民生委員・児童委員     |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 役所役場の民生課      |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 社会福祉協議会       |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 児童養護施設        |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 児童相談所         |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 児童自立支援施設      |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| ダルク、マック (MAC) |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 保健所           |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 病院            |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 公共職業安定所       |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |
| 雇い主・企業        |         |      |       |     |         |             |               |             |             |  |  |

その他 (具体的に： \_\_\_\_\_ )

\*児童の退所に関する環境調整を行う上で、頼りになる社会資源とはどのようなつながることができたのでしょうか。

「先人から引き継いだもの、新規開拓」など、参考になるもの数事例を教えてください。

\*児童の退所に関する環境調整を行う上で頼りになる社会資源を開拓、維持するために、実施されていることや心がけておられることがあれば教えてください。

例) 地域の運動会等の活動や集まりにできるだけ顔を出すようにしている。

4. 退所に向けた支援業務において、関係機関との連携について難しいと感じられることはありますか。(ここでいう関係機関とは、児童相談所をはじめとした機関等、広い意味でお考えください。)

例) 出身学校が復学に難色を示す、児童相談所が動かない等。

5. 関係機関との連携で成功した事例を教えてください。

\*退所後、関係機関等による支援が必要な児童は、年間の退所児童のうちどの程度いるでしょうか（複数の支援が必要な場合はそれぞれに含めてください）。

| 必要な支援の種類      | 何割くらい<br>いるか |
|---------------|--------------|
| 相談援助等の支援      |              |
| 住居支援          |              |
| 就労支援          |              |
| 障害者に対する支援     |              |
| 金銭的支援         |              |
| 医療的支援         |              |
| 薬物依存からの離脱支援   |              |
| その他（具体的に<br>） |              |

6. 今後、施設を退所した児童への支援に社会福祉士が関わっていくとすれば、どのようなことが可能でしょうか。（該当するものに○、必要事項にお答えください。） **複数回答可**

- 社会福祉に関する情報の収集及び職員への提供
- 福祉の窓口や社会資源との円滑な橋渡しやネットワークの整備
- 障害などのハンディのため退所が難しいケースの帰住先の確保
- 職員の個別の相談役
- 児童の個別の相談役
- 職員に対する福祉制度の説明・研修の実施
- 児童に対する福祉制度の説明
- 退所後、自立が難しいケースへの援助
- 退所児童が家族や学校等の地域社会において受け入れられるための社会づくり
- その他（具体的に：  
）

ご協力ありがとうございました。

## 委員会の開催状況

### ○ リーガル・ソーシャルワーク研究委員会 本委員会

- 【第1回】 日時：2008年 4月20日(日) 13:00～16:00  
会場：ハピネスケア四谷 中会議室(東京都新宿区)
- 【第2回】 日時：2008年10月 4日(日) 13:00～16:30  
会場：日本社会福祉士会 事務局(東京都新宿区)
- 【第3回】 日時：2009年 1月10日(土) 13:00～16:00  
会場：ハピネスケア四谷 研修室(東京都新宿区)

### ○ 刑事施設調査作業部会

- 【第1回】 日時：2008年 6月10日(火) 18:00～20:00  
会場：日本社会福祉士会 事務局(東京都新宿区)
- 【第2回】 日時：2008年 7月16日(水) 18:00～20:00  
会場：日本社会福祉士会 事務局(東京都新宿区)
- 【第3回】 日時：2008年 8月 8日(木) 19:00～21:50  
会場：日本社会福祉士会 事務局(東京都新宿区)
- 【第4回】 日時：2008年10月 7日(火) 13:00～16:00  
会場：日本社会福祉士会 事務局(東京都新宿区)
- 【第5回】 日時：2008年11月11日(火) 10:00～12:00  
会場：日本社会福祉士会 事務局(東京都新宿区)
- 【第6回】 日時：2009年 1月 8日(木) 17:00～19:00  
会場：日本社会福祉士会 事務局(東京都新宿区)
- 【第7回】 日時：2009年 1月29日(火) 13:00～16:00  
会場：日本社会福祉士会 事務局(東京都新宿区)

### ○ 刑事施設調査作業部会 拡大作業部会(関係者意見交換会)

- 日時：2008年12月 2日(火) 10:00～16:00  
会場：日本社会福祉士会 事務局(東京都新宿区)

### ○ 更生保護調査作業部会

- 【第1回】 日時：2008年 7月 6日(日) 12:00～16:00  
会場：日本社会福祉士会 事務局(東京都新宿区)
- 【第2回】 日時：2008年10月26日(日) 13:00～16:00  
会場：日本社会福祉士会 事務局(東京都新宿区)
- 【第3回】 日時：2009年 1月10日(土) 10:00～13:00  
会場：ハピネスケア四谷 相談室(東京都新宿区)

○ 少年調査作業部会

【第1回】 日時：2008年 6月22日（日） 14：00～18：00  
会場：みどりの森社会福祉士ファーム・トータルケア一合庵  
（京都府京都市）

【第2回】 日時：2008年 9月16日（火） 13：00～17：00  
会場：交野市社会福祉協議会（大阪府交野市）

【第3回】 日時：2008年10月26日（日） 13：00～17：00  
会場：大阪保健福祉専門学校（大阪府大阪市）

【第4回】 日時：2008年11月23日（日） 13：00～17：00  
会場：膳所市民センター（滋賀県大津市）

【第5回】 日時：2008年 1月30日（金） 11：00～17：00  
会場：大阪滋慶学園 合同ビル（大阪府大阪市）

○ 少年調査作業部会 拡大作業部会(関係者意見交換会)

日時：2009年 2月18日（水） 13：00～16：30  
会場：大阪滋慶学園 合同ビル（大阪府大阪市）

○ 合同委員会

日時：2009年 3月20日（金） 13：00～16：30  
会場：ハピネスケア四谷 中会議室（東京都新宿区）

## 2008年度 リーガル・ソーシャルワーク研究委員会名簿

### ○本委員会（リーガル・ソーシャルワーク研究委員会）

#### [委員構成]

|        |        |                      |
|--------|--------|----------------------|
| 委員長    | 金川 洋   | (日本社会福祉士会 専務理事)      |
| 副委員長   | 泉 房穂   | (いずみ法律事務所 社会福祉士・弁護士) |
| 副委員長   | 中川 るみ  | (みどりの森社会福祉士ファーム)     |
| 委員     | 木塚 裕美子 | (日本社会福祉士会 社会福祉士)     |
|        | 野田 正人  | (立命館大学 産業社会学部)       |
|        | 正木 恵子  | (法務省 近畿地方更生保護委員会)    |
|        | 山本 譲司  | (作家)                 |
|        | 吉川 好昭  | (東京成徳大学 子ども学部)       |
| オブザーバー | 滝澤 明也  | (厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課) |
|        | 田中 大輔  | (厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課) |
|        | 前澤 幸喜  | (法務省 矯正局 成人矯正課)      |
|        | 木村 敦   | (法務省 矯正局 少年矯正課)      |
|        | 前川 洋平  | (法務省 保護局 観察課)        |

### ○刑事施設調査作業部会

#### [委員構成]

|       |        |                   |
|-------|--------|-------------------|
| 作業部会長 | 吉川 好昭  | (東京成徳大学 子ども学部)    |
| 委員    | 市村 彰英  | (埼玉県立大学 保健医療福祉学部) |
|       | 木塚 裕美子 | (日本社会福祉士会 社会福祉士)  |
|       | 佐藤 良彦  | (矯正協会附属中央研究所)     |
|       | 原田 隆之  | (目白大学 人間学部)       |

### ○更生保護調査作業部会

#### [委員構成]

|       |       |                   |
|-------|-------|-------------------|
| 作業部会長 | 正木 恵子 | (法務省 近畿地方更生保護委員会) |
| 委員    | 小畑 哲夫 | (全国更生保護法人連盟)      |
|       | 西村 朋子 | (法務省 関東地方更生保護委員会) |
|       | 宮路 博昭 | (法務省 大津保護観察所)     |

### ○少年調査作業部会

#### [委員構成]

|       |        |                  |
|-------|--------|------------------|
| 作業部会長 | 野田 正人  | (立命館大学 産業社会学部)   |
| 委員    | 伊田 和泰  | (大阪府立大学大学院)      |
|       | 梅山 佐和  | (立命館大学大学院)       |
|       | 近藤 吉徳  | (大阪人間科学大学 人間科学部) |
|       | 高村 賀永子 | (交野女子学院)         |
|       | 津富 宏   | (静岡県立大学 国際関係学部)  |
|       | 中川 るみ  | (みどりの森社会福祉士ファーム) |
| 調査協力者 | 宮古 紀宏  | (早稲田大学大学院)       |

# 報告書執筆者

## 第1章 金川洋

### 第2章

第1節 佐藤良彦、吉川好昭、

第2節 市村彰英、木塚裕美子、原田隆之

第3節、第4節 市村彰英、木塚裕美子、佐藤良彦、原田隆之、吉川好昭

### 第3章 正木恵子、小畑哲夫、西村朋子、宮路博昭

### 第4章

第1節 野田正人、宮古紀宏

第2節 高村賀永子、津富宏

第3節 伊田和泰、梅山佐和

第4節 伊田和泰

第5節 野田正人

第6節 野田正人、宮古紀宏

---

---

独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業

『刑余者の再犯防止等司法領域における社会福祉士の活動の  
可能性についての基礎研究事業報告書』

2009年3月

社団法人 日本社会福祉士会 リーガル・ソーシャルワーク研究委員会

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階

電話：03-3355-6541 FAX：03-3355-6543

E-mail info@jacsw.or.jp

---

---

この事業は、独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」  
の助成金の交付により行ったものです。



**社団法人 日本社会福祉士会**

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F

TEL 03-3355-6541 FAX 03-3355-6543

<http://www.jacsw.or.jp/>